



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

平成25年度 原子力行政のあらまし

～福島県原子力発電所の廃炉に関する取組～

Fukushima Prefecture



福島県

はじめに

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに続く大津波によって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（福島県双葉郡大熊町、双葉町）1～4号機は全交流電源が喪失し、原子炉の冷却が不能となり、燃料溶融等に伴い、1～3号機の原子炉に大きな損傷が生じました。さらに、1、3及び4号機は水素爆発により、原子炉建屋上部が損壊しました。また、発電所から放出された放射性物質により、県内の環境は大きく汚染され、県内外への緊急避難、農水産物の出荷停止など、深刻な事態が引き起こされました。事故後、3年を経過していますが、依然として13万5千人余の方々を避難を余儀なくされています。

現在では、原子炉からの放射性物質の放出は大きく低減されていますが、汚染された地下水の海への漏えいやタンクからの汚染水漏えい等のトラブルが依然として発生しています。

すでに、福島第一原子力発電所は、6基すべてについて廃炉の手続きがとられ、1～4号機が平成24年4月19日、5、6号機が平成26年1月31日に廃止となっておりますが、複数号機が同時に炉心溶融するという、世界的にも例を見ない事故に対する廃炉作業に取り組んでおり、増え続ける汚染水の対策や、溶融燃料の取り出し等を進めるため、新たな技術を研究・開発しながら、世界の叢智を結集して対応する必要があります。

県としましては、専門家や周辺市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」による現地調査を行い、また、県民、各種団体及び学識経験者で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」を設置し、一刻も早い事故収束に向け、国及び東京電力株式会社の廃炉に向けた取組状況を確認し、必要な申し入れを行っているところです。

原子力発電所の廃炉に向けた取組における安全の確保が本県復興の大前提であります。これから長期にわたる廃炉に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう引き続き厳しく監視していかなければなりません。

なお、県としては国と東京電力に対し、一刻も早い事故の完全収束と県内原発の全基廃炉について求めてきたところであり、引き続き強く求めてまいります。

本誌は、福島県における原子力発電所の廃炉に向けた取組について、皆様の理解を深めていただくためにとりまとめたものであり、参考にしていただければ幸いです。

平成26年3月

福島県生活環境部長 長谷川 哲也

目 次

1	東日本大震災	
(1)	福島県内の震度	1
(2)	福島県内の被害状況	1
ア	県内の人的被害	1
イ	県内の住家被害	2
2	県内の原子力発電所事故の概要	
(1)	事故当時の状況	3
ア	東京電力(株)福島第一原子力発電所	3
イ	東京電力(株)福島第二原子力発電所	5
(2)	冷温停止へ至る道のり	6
ア	東京電力(株)福島第一原子力発電所	6
イ	東京電力(株)福島第二原子力発電所	7
(3)	東京電力(株)福島第一原子力発電所の現状	7
ア	原子炉の状態	7
イ	汚染水問題	9
ウ	使用済燃料の取り出し	11
エ	溶融燃料の取り出し	12
オ	その他の課題	12
カ	県が参加する主な会議	12
3	モニタリング	
(1)	県内全域における空間線量率の定点モニタリング	14
(2)	県内全域における空間線量率の随時モニタリング	14
(3)	空間放射線の測定結果の概要	16
ア	メッシュ調査	16
イ	県内における空間放射線の最大値の経時変化	17
(4)	環境試料の核種分析の結果	18
ア	調査結果(全体)	18
イ	定時降下物	18

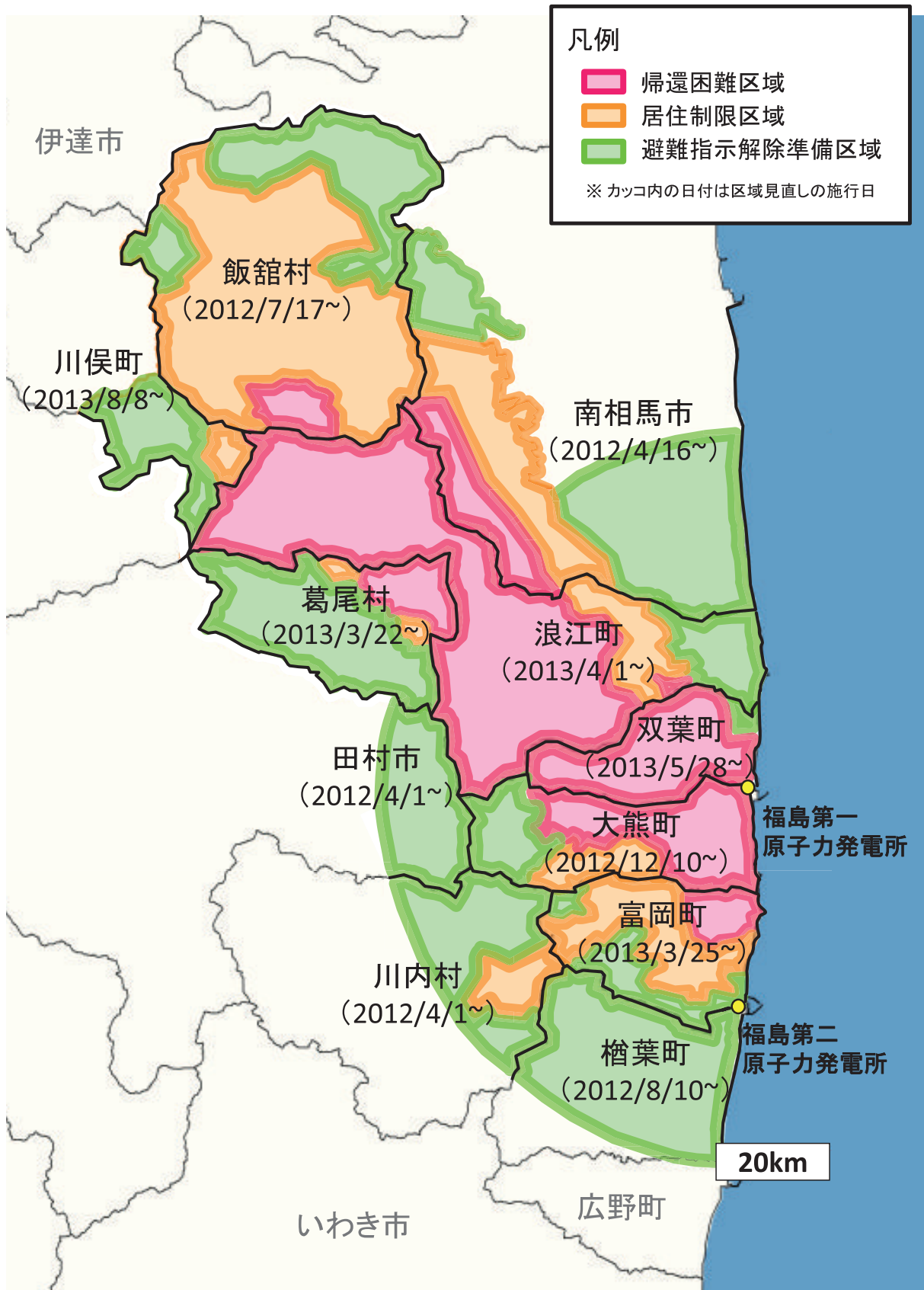
ウ	福島第一原子力発電所の汚染水漏えいに対する 海域モニタリングの強化	19
4	廃炉に向けた福島県の取組の概要	
(1)	福島県の組織	20
(2)	県内の原子力発電所に関する福島県の姿勢	21
ア	廃炉に向けた県の姿勢及び要請	21
イ	廃炉の決定状況	23
(3)	廃炉に向けた取組の安全確保に関すること	23
ア	通報連絡要綱・通報連絡協定の見直し	23
イ	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会とその部会	26
ウ	国の会議への参加、発言	28
(4)	県民の意見把握、県民への周知等に関すること	30
ア	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	30
イ	電子掲示板	31
(5)	国への要請、東京電力(株)への申し入れ	32
5	防災計画	
(1)	地域防災計画（原子力災害対策編）の概要	35
(2)	地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し	40
ア	見直しの経緯	40
イ	初動対応の見直し及び原子力災害対策指針を踏まえた見直しの内容	41
(3)	今後の見直し	43
ア	重点区域等の本格設定	43
イ	オフサイトセンターの運営方法等の検討	43
ウ	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄の体制構築	44
6	除染対策	
(1)	概 要	45
(2)	課題と解決への取組	45
(3)	平成25年10月までの除染実施状況	46
ア	住宅の除染	47
イ	公共施設等の除染	47
ウ	道路の除染	47
エ	農地の除染	47

7	避難状況	
(1)	避難者数	48
(2)	主な取組状況	48
	ア 安定した住まいの提供	48
	イ 駐在職員の派遣	49
	ウ 避難者への情報提供	49
	エ 避難者支援団体との協働	49
	オ 健康管理や心のケア等に対する支援	49
(3)	今後の課題・取組	50
8	損害賠償状況	
(1)	現 状	51
	ア 原子力損害賠償制度の概要	51
	イ 原子力損害賠償紛争審査会について	51
	ウ 賠償項目	52
	エ 東京電力による本県分の賠償金支払い進捗状況	52
(2)	課 題	53
(3)	県の取組	53

資 料 編

原子力センターの沿革	55
福島県原子力発電所設置概要	56
原子力防災訓練の実施	58
廃炉安全監視協議会開催結果	63
申し入れ状況（協議会を除く）	71
各協定、要綱等	91
原子力発電のあゆみ	126
原子力関係機関の一覧	204

避難指示区域の概念図



1 東日本大震災

(1) 福島県内の震度

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、福島県、宮城県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。その揺れは、6分以上も続き、震度4以上の揺れが190秒を観測した地点（いわき市小名浜）があるほか、最大加速度では、鏡石町において1,435galを観測した。更に、この地震に伴い、相馬では高さ9.3m以上の非常に高い津波を観測した。なお、M9.0は国内観測史上最大規模の地震であった。

また、本震に伴い地殻変動が発生し、水平変動量では、相馬市が2.7m東へ移動したほか、上下変動量では、いわき市で0.5m沈下した。

表 地震の震源及び規模等

地震名	平成23年東北地方太平洋沖地震
発生時刻	平成23(2011)年3月11日(金) 14時46分
発生場所	北緯38度06.2分 東経142度51.6分 深さ24km
規模	マグニチュード9.0(モーメントマグニチュード)
最大震度	7(宮城県栗原市)
発震機構	西北西－東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

表 県内の市町村で観測された震度

震度6強	白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町
震度6弱	福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町
震度5強	大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町

※その他県内で震度5弱～を観測

(2) 福島県内の被害状況

ア 県内の人的被害

最大震度6強を観測した地震及び9.3メートル以上を観測した津波により、中通り、浜通りを中心として、多数の死傷者がでた。また、本県においては、原発事故により、広範囲の地域の住民が避難生活を余儀なくされた。避難生活は長期にわたり、避難によ

るストレスや持病の悪化等が原因の死亡など、被災県で最も多くの震災関連死が認定されている。

死者	3,498人	(うち震災関連死1,671人)
行方不明者	4人	
重傷者	20人	
軽傷者	162人	(平成26年3月7日現在)

※死亡届等が出されている行方不明者は死者として計上している。

(ア) 直接的・物理的死者（直接死）（弔慰金の調査表からわかるもののみを記載）

災害弔慰金支給対象者のうち津波での溺死等による死者・行方不明者が直接死全体の9割超だった。

(イ) 間接的死者（震災関連死）

震災関連死（災害発生からある程度の期間をおいて亡くなられた方のうち、市町村において災害と何らかの因果関係があると認定されたもの。）とされた方が県内で1,671人確認されている（平成26年3月7日現在）。そのほとんどは66歳以上の高齢者である。

復興庁の調査によると、東日本大震災における震災関連死者数は、全国で2,916人（平成26年9月30日現在）である。岩手県及び宮城県と比べ、本県の震災関連死の原因は「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」の割合が大きい。これは、原発事故に伴う遠方への避難や複数回に及ぶ避難所移動等による影響が大きいと考えられる。

イ 県内の住家被害

最大震度6強を観測した地震及び9.3メートル以上を観測した津波により、中通り、浜通りを中心として、多数の住家被害が発生した。

全壊	21,246棟	
半壊	73,449棟	
一部破損	167,329棟	
床上浸水	1,061棟	
床下浸水	338棟	(平成26年3月7日現在)

2 県内の原子力発電所事故の概要

(1) 事故当時の状況

震災発生時、福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）及び福島第二原子力発電所（以下、「福島第二原発」という。）で運転中の7基の原子炉（福島第一原発の4号機～6号機は定期検査で停止中）は、自動停止したものの、地震により外部電源を喪失し、さらに、設計上の想定を上回る津波により、発電所施設は大きな影響を受けた。

ア 東京電力㈱福島第一原子力発電所

福島第一原発は、地震等の影響により1号機～6号機の全てが外部電源を喪失。運転中だった1号機～3号機は、緊急停止するとともに非常用ディーゼル発電機が起動し、炉心の冷却を開始した。

地震発生から約50分後に到達した津波により、海側に設置された屋外設備が破損するとともに、原子炉が設置されている敷地のほぼ全域が浸水した。また、タービン建屋などの内部への浸水により電源設備が使えなくなったため、原子炉への注水や状態監視などの安全上重要な機能を失った。

表 福島第一原発の状況

	震災時の運転状況	施設への影響			
		外部電源	非常用電源	炉心等の冷却機能	水素爆発
1号機	運転中→自動停止	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能喪失 →炉心損傷	3月12日原子炉建屋で水素爆発
2号機	運転中→自動停止	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能維持 →3月14日に冷却機能喪失 →炉心損傷	—
3号機	運転中→自動停止	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能確保 →3月13日に冷却機能停止 →炉心損傷	3月14日原子炉建屋で水素爆発
4号機	定検停止中	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能喪失 (炉心に燃料なし)	3月15日原子炉建屋で水素爆発
5号機	定検停止中	すべて喪失	津波により使用不能	冷却機能維持	—
6号機	定検停止中	すべて喪失	使用可能		—

(ア) 1号機

1号機では、地震により外部電源を喪失したが、非常用ディーゼル発電機が起動したことで炉心冷却を行うことができた。しかし、その後の津波被害により、非常用ディーゼル発電機（非常用交流電源）やバッテ

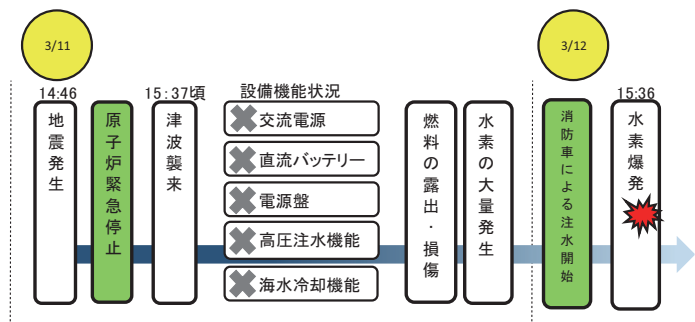


図 1号機の事故経過

リー（直流電源）、電源盤等、すべての電源を喪失。これにより、冷却機能を失い、また、監視・計測機能も失ったことにより、原子炉や機器の状態を確認することができなくなった。消防車などによる注水が行われたが、圧力容器内の水は蒸発を続け、水位が低下。炉心損傷や格納容器の損傷が起き、大量に発生した水素が原子炉建屋に漏れ出し、3月12日15時36分、水素爆発が発生した。

(イ) 2号機

2号機も地震により外部電源を喪失したが、非常用ディーゼル発電機が起動。原子炉隔離時冷却系により、原子炉の冷却を

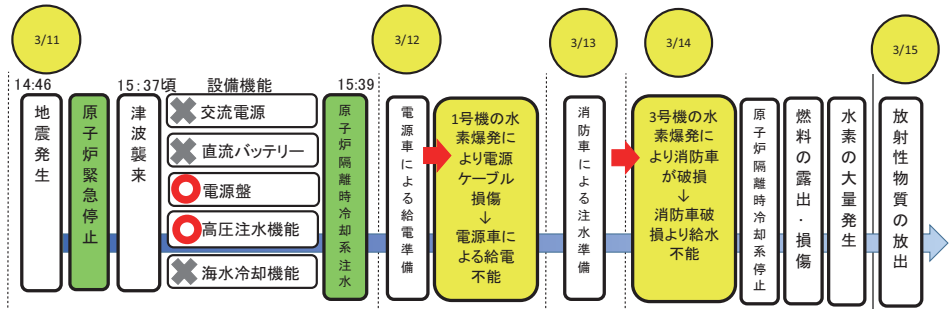


図 2号機の事故経過

行った。その後の津波によって、すべての電源を喪失し、計器類の監視・計測機能や操作機能、照明等も使用不可能となったが、津波襲来前から動作していた原子炉隔離時冷却系が全電源喪失後も動作し続け、原子炉への注水を続けることができた。3月12日、電源車による給電準備を進めていたが、同日15時36分に発生した1号機原子炉建屋水素爆発により電源ケーブルが損傷。給電不能の状態になった。消防車による注水準備が進められるも、同月14日11時1分に発生した3号機原子炉建屋水素爆発により消防車が破損。消防車による注水不能となる。さらに、同日13時25分には原子炉隔離時冷却系が停止し、冷却機能を喪失。原子炉の水位低下により炉心損傷に至り、同時に水素が発生した。圧力容器及び格納容器から原子炉建屋内に水素が漏えいしたと推定されているが、1号機の水素爆発の衝撃によって開いた原子炉建屋上部側面パネルから水素が外部へ排出され、建屋の水素爆発は回避された。一方で、2号機では、ベント作業（圧力抑制プールの水によってある程度放射性物質を取り除いてから格納容器外に気体を放出する作業）に失敗していたことから、1～3号機の中で最も多くの放射性物質が放出されたと推定されている。

(ウ) 3号機

3号機は、地震によりすべての外部電源を失ったが、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、原子炉隔離時冷却系の運転も可能だった。その後の津波により、交流電源を失ったが、非常用バッテリー設備

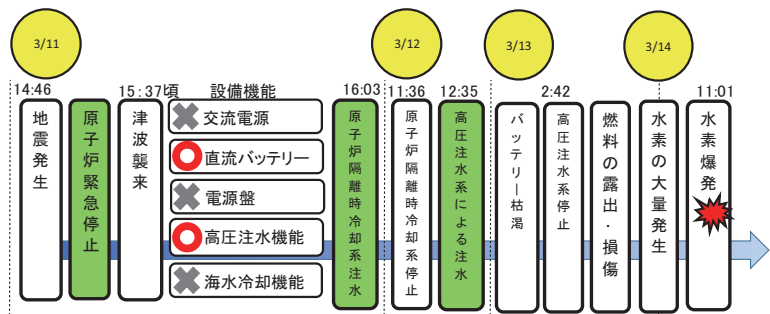


図 3号機の事故経過

は浸水を免れた。このため、注水機能である原子炉隔離時冷却系や高圧注水系の運転・制御を継続できただけでなく、計器類による原子炉の状態監視も続けることができた。

3月12日に原子炉隔離時冷却系による注水冷却からバッテリーを使用した高圧注水系に切り替えを実施。バッテリーの枯渇により、翌13日2時42分、低圧（ディーゼル駆動消火ポンプ）での注水に切り替えるため高圧注水系を停止したが、この後の減圧に時間がかかり、水位が低下、水素発生とともに炉心損傷に至った。減圧確認後に、消防車による注水を開始したが、格納容器から漏れ出した水素によって、翌14日11時1分に水素爆発が発生した。

(エ) 4号機

地震発生時、4号機は定期検査のため、運転を停止しており、原子炉の燃料はすべて使用済燃料プールに取り出された状態だった。その後の津波によりすべての電源を喪失し、使用済燃料プールへの除熱機能及び注水機能が失われた。蒸発による水位低下が懸念されていたが、水温状態等から燃料上端まで水位が低下するのは3月下旬と予想されていた。そのため対応にはある程度の時間的余裕があると思われていたが、3号機の格納容器ベントに伴い、水素を含むベントガスが排気管を通じて4号機に流入したとされ、3月15日6時14分、水素爆発が発生した。

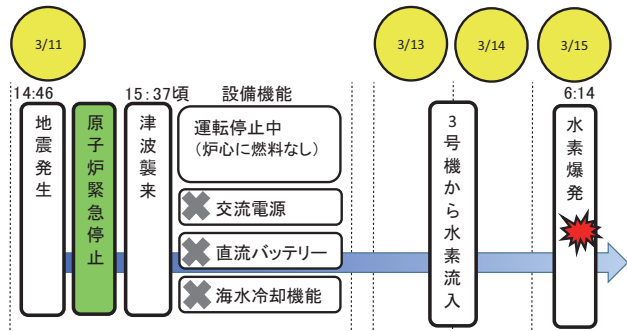


図 4号機の事故経過



水素爆発した3号機（撮影：東京電力）

(オ) 5、6号機

5、6号機も、地震によりすべての外部電源を喪失。その後の津波により、5号機は非常用電源が使用不能となった。そのため、使用可能な状態だった6号機の非常用ディーゼル発電機を5号機と融通して、炉心への注水を行い、水素爆発等の事故を起こすことなく、炉心冷却を行うことができた。

イ 東京電力(株)福島第二原子力発電所

福島第二原発も福島第一原発と同様に、地震及び津波による被害を受けた。しかし、立地場所が海拔12mにあったことや、襲来した津波の高さが福島第一原発よりも低かったことから、福島第一原発に比べると被害は軽微だった。一部の外部電源が確保されたため原子炉の冷却を行うことが出来た。また、仮設電源や電動機の交換等により原子炉の除熱機能の復旧にも成功したため、過酷事故を回避することが出来た。

表 福島第二原発の状況

	震災時の運転状況	施設への影響		
		外部電源	非常用電源	炉心等の冷却機能
1号機	運転中→自動停止	使用可能 (1回線/4回線中)	津波により 使用不能	冷却機能維持
2号機	運転中→自動停止	使用可能 (1回線/4回線中)	津波により 使用不能	冷却機能維持
3号機	運転中→自動停止	使用可能 (1回線/4回線中)	使用可能 (2台/3台中)	冷却機能維持
4号機	運転中→自動停止	使用可能 (1回線/4回線中)	使用可能 (1台/3台中)	冷却機能維持

(2) 冷温停止へ至る道のり

ア 東京電力(株)福島第一原子力発電所

(ア) 1号機

3月12日消火系からの海水注入が開始された。同月23日には、計器類が復旧し、1号機の状態把握が可能となった。同月25日、腐食などのトラブルを避けるため、压力容器内への注水を海水から淡水への切り替えを実施した。同月29日には、消防ポンプから仮設電動ポンプによる淡水注入への切り替えを実施した。6月27日、循環注水冷却が運転を開始し、原子炉を安定的に冷却する体制が整った。8月1日、使用済燃料プールについて、代替注水手段による淡水注入から熱交換器による循環冷却へ切り替えられた。12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

(イ) 2号機

2号機は、津波襲来前から動作していた原子炉隔離時冷却系により、全電源喪失後も注水を続けることができた。3月14日に、原子炉隔離時冷却系が停止したことから、海水の注水による冷却を開始した。同月25日には、使用済燃料プールに燃料プール冷却材浄化系を用いた海水の注入を開始。5月31日、使用済燃料プール代替冷却系によるプールの循環冷却を開始した。6月27日、循環注水冷却が運転を開始し、原子炉を安定的に冷却する体制が整った。12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

(ウ) 3号機

3号機では、水素爆発が起きた翌々日の3月16日に、海水の注水を再開した。同月23日、燃料プール冷却材浄化系より、海水の注水を開始した。同月25日、腐食などのトラブルを防ぐため、压力容器内への注水を海水から淡水に切り替えた。6月27日、循環注水冷却が運転を開始し、原子炉を安定的に冷却する体制が整った。6月30日、燃料プール代替冷却系を起動。12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

(エ) 4号機

3月20日以降、4号機プールに向け、大型コンクリートポンプ車等を使った放水を開始。同月25日、使用済燃料プールに燃料プール冷却材浄化系を用いた海水の注入を開始。6月16日、使用済燃料プールの冷却のため、代替注水ラインによる淡水注水を実施する。7月31日、使用済燃料プールについて、代替注水手段による淡水注水から熱交換器による循環冷却へ切り替えられる。12月16日、内閣総理大臣より冷温停止状態が宣言された。

(オ) 5、6号機

3月19日、5号機使用済燃料プールの冷却機能が回復した。同日、6号機では、非常用ディーゼル発電機が復旧し、使用済燃料プールの冷却機能が回復。同月20日に5、6号機共に冷温停止となった。

イ 東京電力(株)福島第二原子力発電所

福島第二原発は、地震・津波による被害を受けたが、外部電源などの交流電源設備が使用可能であり、一部の電力供給は可能であった。原子炉の冷却を行うための海水ポンプ等が損傷したものの、原子炉隔離時冷却系や復水補給水系といった、海水ポンプのサポートを必要としない系統を活用するなどして、原子炉の冷却を継続した。一方で、炉心を冷却するための注水により蒸気が発生し、格納容器の圧力は徐々に上昇していった。そのため、ベント措置の準備が進められたが、結果的には、実施前に海水ポンプ等の復旧に成功したことから、ベント措置は行われなかった。その後は、海水ポンプによる原子炉冷却が行われ、3号機は3月12日に、1号機及び2号機は3月14日に、そして4号機は3月15日に冷温停止状態を達成した。

(3) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の現状

ア 原子炉の状態

東日本大震災とそれに続く津波、水素爆発により、福島第一原発1～4号機の原子炉建屋、タービン建屋は大きく損傷した。高温になり溶融した燃料から放射性物質が大量に飛散したことにより、建屋内は大規模に放射能で汚染され、高線量のために作業員の立ち入りが難しくなっている。

(ア) 原子炉建屋

1号機、3号機、4号機の原子炉建屋最上階は、水素爆発により天井が吹き飛び、ガレキが散乱していた。1号機は建屋カバーと呼ばれる仮設建屋で覆いをしたことから、風で放射性物質が飛散することによる放出量が抑えられている。3号機、4号機は無人重機によりガレキが撤去された。3号機は燃料取出用カバー設置に向けた構台設置作業が平成25年3月13日に完了し、同年10月15日から線量低減対策が行われている。3号機は引き続き無人重機による使用済燃料プール内のガレキ撤去が進められている。4号機は使用済燃料プール内のガレキ撤去が終了し、使用済燃料プールから燃料を取り出した

めの燃料取扱いカバーが設置されている。2号機は水素爆発を回避できたことから建屋天井は健全である。

(イ) 原子炉格納容器

1～3号機の原子炉建屋地下階から地上階まで貫通している原子炉格納容器は、冷却停止による高温高圧により損傷した。そのため、原子炉を冷却するために注水した冷却水が、格納容器下部の損傷部から建屋内に漏れ出している。漏えい部は未だ特定されておらず、このことが汚染水問題の解決や、溶融燃料を取り出す際の冠水に向けての重要な課題となっている。4号機は格納容器内に燃料が存在しなかったため、水素爆発があったものの、大きな損傷はないと見られている。

地下階では、一日あたり約400m³の地下水が、建屋壁面の配管貫通部や亀裂から建屋へ流入しているとされ、流入した地下水は、原子炉から漏えいした放射性物質を含む冷却水と混じって建屋地下の滞留水となる。滞留水が建屋外に漏えいするのを防ぐため、建屋内の地下水位を調節し、水圧を建屋外より低く保っている。地下水が冷却水と混ざること防ぐためには、建屋地下階の亀裂等を補修する必要があるが、原子炉格納容器の漏えい部を補修するなどして止水しない限り、これを行うことはできない。

(ウ) 冷却設備

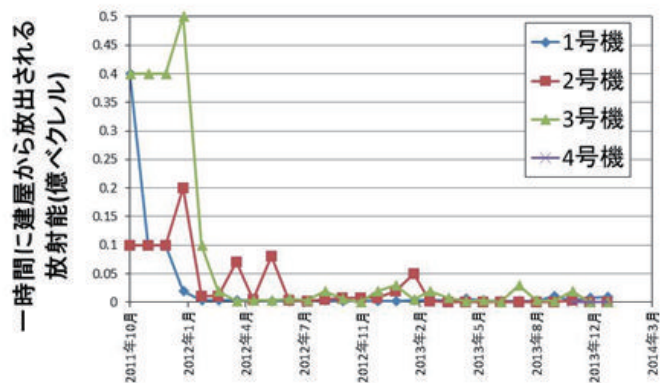
冷却設備を失った1～3号機の原子炉格納容器・圧力容器は、事故当初、高温であったものの、代替冷却設備の設置により安定的に冷却された。平成26年1月現在、原子炉格納容器及び圧力容器の温度は10℃～50℃程度の範囲で推移しており、燃料デブリが再び溶融する温度よりも十分低い。

1～3号機の代替冷却設備は、損傷した原子炉建屋とタービン建屋に流入した地下水を含んだ滞留水を汲み上げ、水処理設備で放射性物質を除去した後、再び原子炉に注水している。汲み上げ量は一日あたり約800m³であり、そのうち約400m³が原子炉に注水され、残りの約400m³は濃縮塩水としてタンクに貯蔵される。注水した冷却水は、損傷した原子炉格納容器から漏えいし、再びタービン建屋地下階で高濃度滞留水に混じる。冷却水が循環することから、循環注水冷却と呼ばれる。

代替冷却設備は多くの設備と配管からなっており、発電所敷地内の広い範囲に点在している。配管の全長は約3キロメートルにも及び、配管からの漏えい等の恐れがあることから、冷却設備を建屋内に収納し、小循環化する計画が検討されている。

(エ) 放射性物質

セシウム134、セシウム137、ヨウ素131、キセノン135などの揮発性放射性物質が大気中に放出される量は、



原子炉建屋からのセシウム137放出量

半減期が比較的短い放射性物質（ヨウ素131、キセノン135など）が崩壊により存在量が少なくなったことや原子炉への安定した注水により原子炉格納容器・圧力容器内の温度が低下したことから、減少傾向である。平成26年1月現在で、建屋から大気中に放出された放射性物質による福島第一原発敷地境界における追加的被ばく線量は、年間約0.03ミリシーベルトとなっている。

イ 汚染水問題

地下水により増加し続ける滞留水は、循環注水に用いられるが、その一部の濃縮塩水は汚染水貯蔵タンクに貯水され、放射性液体廃棄物として処理されている。発生量は一日あたり約400m³であり、建屋地下滞留水も含め、汚染水貯蔵タンクに貯水されている濃縮塩水の量は日々増加している。

(ア) 多核種除去設備

貯水された濃縮塩水は、多核種除去設備（以下、ALPS という）により放射性物質が除去される。濃縮塩水に含まれると考えられる放射性物質63種類の内、トリチウムを除く62種類について検出限界を下回るまで除去できるとされている。しかし、トリチウムは全く除去できないため、ALPS 処理水はトリチウムが含まれた状態のまま汚染水貯蔵タンクに貯水される。

ALPS の一日当たりの処理能力は、一系統あたり約250m³である。ALPS は三系統存在し、一日当たりの処理能力は最大で約750m³となる。東京電力の計画では、ALPS をさらに三系統増設する予定である。また、国では、廃棄物発生量の少ない高性能 ALPS を増設する計画を立てている。すべての ALPS を合計すると、処理能力は一日あたり約2,000m³を目指している。

(イ) 汚染水貯蔵タンクと漏えいトラブル

汚染水貯蔵タンクは、フランジ型と呼ばれるタイプ、溶接型と呼ばれるタイプ、溶接型の横向きのタイプなど、多数の種類が使用されている。このうちフランジ型タンクはボルトのつなぎ目から貯蔵されている汚染水が漏えいするトラブルが頻発した。平成25年8月、H4タンクエリアのフランジ型タンクから、濃縮塩水約300m³が漏えいし、地下水に混じった。H4エリアの付近には海へとつながる排水路があり、一部の汚染水は海へと流れた可能性が否定できない。その後もB南エリアにおいて、フランジ型タンクの天板から排水路へ汚染水が漏えいするなど、汚染水のトラブルが相次いだ。このトラブルを受け、国と東京電力(株)はフランジ型タンクから溶接型タンクへの置き換え計画を立てたが、増え続ける汚染水の貯蔵のため、工期の短いフランジ型タンク



フランジ型タンクを現地調査する廃炉安全監視協議会

を使用せざるを得ず、置き換えが完了するのは早くとも平成27年9月の予定である。

(ウ) 排水路及びトレンチ

海へ通じる排水路は、出口に放射線モニタが設置され、出口を港湾外ではなく、発電所港湾内にしている。

また、原子炉建屋、タービン建屋の東側には、発電所専用港湾があり、港湾に隣接する護岸エリアには、震災前に設備の冷却に使用していた冷却水の取水口がある。取水設備（配管、海産物を取り除くスクリーン、ポンプなど）の電源ケーブルや配管を建屋まで収納していたトレンチと呼ばれる坑道には、震災当時にタービン建屋地下から流れ込んだ高濃度汚染水が滞留している。平成23年4月、5月には、2号機取水口付近から海洋にトレンチ滞留水が漏れ出した。グラウト等の注入により止水したものの、依然としてトレンチ内には滞留水が残っている。



ウェルポイントによる汚染地下水汲み上げ

(エ) 護岸エリア地下水の汚染とその対策

平成25年6月、東京電力(株)は護岸エリアの1・2号機取水口間に設けた地下水観測孔から高濃度のトリチウムが検出されたと発表した。その後の観測により、護岸エリア地下水は高濃度に汚染されていることがわかり、同7月には護岸から海洋に漏れ出していることが判明した。汚染源として、平成23年4月に漏えいし、土中に残留した滞留水や、いまだトレンチ内に残る滞留水などが考えられるが、詳細は判明していない。護岸エリアに水ガラスを注入して部分的に止水し、ウェルポイントで地下水を汲み上げることで当面の漏えい対策が行われている。

抜本的な対策として、トレンチ内の滞留水の抜き取りが計画されている。トレンチはタービン建屋と地下階でつながっており、トレンチ内の水を抜いても建屋から滞留水が流れ込んで来る。そのため、凍結管によって建屋とトレンチの連通部の水を凍結させ、止水し、水抜きを行う計画が立てられた。平成26年1月現在で、すでに凍結試験が終了しており、同3月から凍結を開始し、水抜きが終了するのは平成27年3月の予定である。

(オ) 地下水対策

汚染水が増え続けるのを防ぐためには、建屋に流れ込む地下水を減らさなければならない。国と東京電力(株)は、地下水バイパス、サブドレン、凍土遮水壁の三つを地下水対策の柱と位置づけている。

地下水バイパスは建屋山側（地下水の流れの上流側）で地下水を汲み上げ、汚染される前に海洋へ放出する設備である。設備の設置、水質確認が終了し、ベータ線放出核種の合計は検出限界未満、トリチウムの放射能は1,000Bq/L以下という結果が得られた。

稼働すれば、一日約1,000m³の地下水を汲み上げる。

サブドレンは震災前からあった設備で、建屋の近傍に揚水井を設置し、本来は建屋に及ぼす地下水からの浮力を抑えるため、地下水を汲み上げて水位を調節する設備であった。震災により放射性物質やガレキが入り込み、いくつかの揚水井は使用不能となった。揚水井を新設することで、機能を回復し、地下水流入を減少させる試みが計画されている。

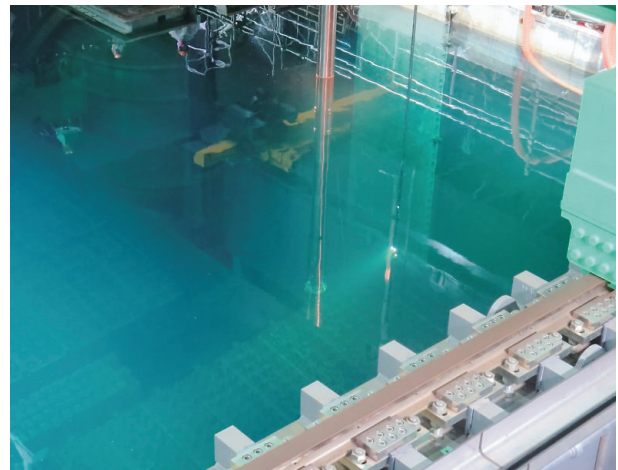
凍土遮水壁は、1～4号機建屋周辺を一周するように凍結管を埋め込み、地下水を土壌ごと凍らせて、氷の壁を作り、建屋を避けるように地下水の流れを変える計画である。平成26年1月現在、発電所敷地内での試験が進められている。

ウ 使用済燃料の取り出し

原子炉建屋は損傷しているため、原子炉建屋最上階の使用済燃料プールにある燃料は、より安全な建屋へ移すことが望ましい。また、各号機に分散して保管するよりも、一カ所で保管、冷却する方が、管理上も優れている。福島第一原発には共用プール建屋があり、震災による損傷が少なかった。共用プールには6,840体の燃料集合体を保管することができ、震災発生時点で6,375体が保管されていた。

(ア) 4号機からの燃料取り出し

4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しは、平成25年11月18日から開始された。4号機使用済燃料プールには、1,533体の燃料集合体があり、キャスクと呼ばれる燃料輸送容器に装填して、共用プールに輸送されている。一度に22体の燃料を輸送できるキャスクを使用しており、移動作業は平成26年12月に完了する予定である。共用プールの燃料保管数の不足分は、共用プールに保管されている十分に冷却された燃料を乾式貯蔵キャスクに装填し、敷地内のキャスク仮保管施設に移動することで保管場所を確保している。乾式貯蔵キャスクは、放射線を遮蔽し、燃料を空冷で冷却できる。



4号機使用済燃料プールの燃料移動（撮影：東京電力）

(イ) 1～3号機からの燃料取り出し

1～3号機の使用済燃料プールにある燃料の移動は、まだ詳細な計画は立てられていない。1、3号機は建屋上部のガレキ撤去が必要であり、3号機は平成25年10月11日に撤去が完了したものの、1号機についてはまだ行われていない。2号機は水素爆発を回避できたため、建屋上部は健全だが、建屋最上階の線量が高く、燃料取り出し作業を行うには除染が必要である。国の計画では、最も早い場合で、平成27年度上期から3号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しが行われる予定である。

エ 溶融燃料の取り出し

原子炉内に残った燃料は、冷却停止の影響で高温となり、燃料ペレットや燃料被覆管が溶融した。溶融した燃料は、燃料を囲む圧力容器も溶かし、格納容器の底にたまっていると推定されているが、詳細は判明していない。

原子炉から溶融燃料を取り出すためには多くの課題が残っている。まず、原子炉建屋上部に燃料取り出し用の器具を設置するため、建屋の健全性の調査や、ガレキ撤去を行う必要がある。次に、格納容器の漏えい部を止水し、格納容器内に水を満たすことで放射線を遮蔽しなければならない。また、溶融燃料が格納容器・圧力容器のどこにあるのかを把握する必要がある。溶融燃料を取り出すための容器や、保管先も未定といった問題の他、多くの課題に対して、調査研究や、技術開発が進められているところである。

オ その他の課題

(ア) 廃棄物保管設備

ガレキや作業員の防護服や、マスクなどの廃棄物、水処理設備での廃吸着塔など、廃棄物を保管する設備は構内各所に点在している。防護服やマスクなど低線量の廃棄物は、本設の貯蔵施設である固体廃棄物貯蔵庫等に保管されている。一方、建屋上部のガレキ撤去で生じた高線量ガレキ等の高線量廃棄物は、覆土式と呼ばれる遮蔽テントの中に保管されているが、放射線防護の観点からは、固体廃棄物貯蔵庫の地下階に保管することが望ましい。水処理設備の廃吸着塔は放射性物質を吸着しており非常に高線量であるため、建屋近くの専用施設に保管されている。

(イ) 作業員の確保

廃炉作業は数十年にわたり続けられるため、安全かつ着実に作業を続けるためには、作業員の確保、熟練技術の継承が課題となる。特に、放射線作業従事者の被ばく線量は、法令により1年間で50mSv未滿、5年間で100mSv未滿であることが定められていることから、高線量環境下においては、作業の熟練に伴い被ばく線量が累積し、作業に従事できなくなるという問題がある。作業員は毎日3,000人ほど必要であり、今後3年程度は問題なく確保していくことができるが、長期的な計画は示されていない。

カ 県が参加する主な会議

廃炉に関する会議は、原子力施設全般の安全性を審議する原子力規制庁、健全な原子力発電所の監督を行う経済産業省資源エネルギー庁、政府の中枢である内閣府等で行われる。それぞれの会議に専門部会が置かれ、廃炉計画が議論されている。

機 関	検 討 会
原子力規制庁	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力規制委員会 • 特定原子力施設監視・評価検討会 <ul style="list-style-type: none"> — 汚染水対策検討ワーキンググループ • 海洋モニタリングに関する検討会
資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> • 汚染水処理対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> — トリチウム水タスクフォース • 廃炉・汚染水対策現地調整会議
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> • 廃炉・汚染水対策チーム

3 モニタリング

(1) 県内全域における空間線量率の定点モニタリング

- 震災発生以降、地方振興局等でサーベイメータ等による定点モニタリングを開始し、逐次、調査地点を拡大。(平成23年度末：127地点)
- 平成24年4月から、定点測定地点数を570地点に拡大。(文部科学省が整備したモニタリングポスト545台の本格運用により、サーベイメータ等による断続的な測定体制から、常設モニターによる連続測定体制へ移行。)
- 平成25年8月末現在の定点測定地点数は579地点。(文科省545台、県34台)
- 文部科学省は、学校や公園等2,700カ所に、リアルタイム線量測定システムを整備し、平成24年2月からウェブサイトによる公開運用を開始。

図 県内市町村の空間線量率の変化

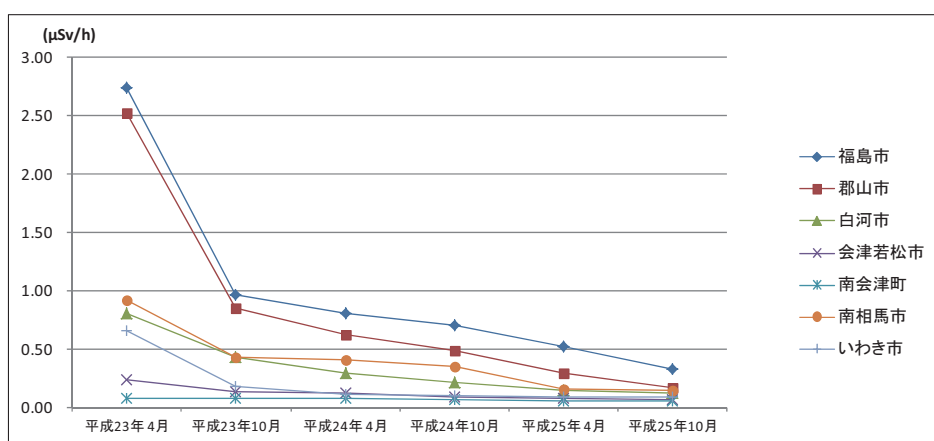


表 県内市町村の空間線量率の変化

単位：μSv/h

測定年月	福島市	郡山市	白河市	会津若松市	南会津町	南相馬市	いわき市
平常値(平成21年度)	0.04	0.04~0.06	0.04~0.05	0.04~0.05	0.02~0.04	0.05	0.05~0.06
平成23年4月	2.74	2.52	0.80	0.24	0.08	0.92	0.66
平成23年10月	0.96	0.85	0.43	0.13	0.08	0.43	0.18
平成24年4月	0.80	0.62	0.29	0.12	0.08	0.40	0.11
平成24年10月	0.70	0.49	0.21	0.09	0.06	0.35	0.10
平成25年4月	0.52	0.29	0.14	0.08	0.05	0.16	0.09
平成25年10月	0.33	0.17	0.12	0.07	0.05	0.14	0.09

※ 測定場所は、福島市が県北保健福祉事務所、その他は県合同庁舎。

※ 福島市と郡山市は、平成25年4～5月に除染実施。

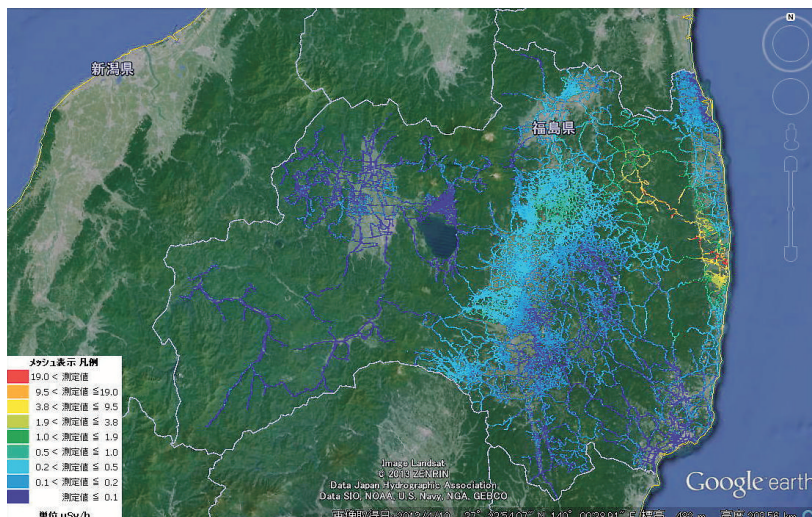
(2) 県内全域における空間線量率の随時モニタリング

- 子供への健康影響を心配する声が高まったことから、平成23年4月から学校の校庭、生活道路のモニタリングを実施。

- 県内全域の線量分布を把握するため、メッシュ調査（2km四方、約1,900地点）を、平成23年4月から開始し、マップとして公表。
- その後、児童福祉施設、文化・体育施設、学校プール、公園・集会所等の公共的施設、観光地などに順次拡大し、定期的に調査を行っている。
- 空間線量率を面的に把握するため、自動車走行サーベイを17市町村で実施。
※ 延べ実施地点数 約52,000地点（平成25年12月末）

主な調査			平成25年12月末現在		
調査区分	調査時期	調査地点数	調査区分	調査時期	調査地点数
学校等調査	H23年4月	1,772	都市公園等調査	H23年4月	735
	H23年6月	1,729		H23年6月	382
	H23年9月～10月	1,739		H24年4月	1,122
	H24年3月	1,758		H24年11月～12月	1,114
	H24年6月～7月	1,748		H25年6月	1,112
	H25年1月	1,733		観光地等調査	H23年7月～8月
	H25年7月～8月	1,716	H23年12月		264
児童福祉施設等調査	H23年4月	325	H24年4月～5月		278
	H23年6月	327	H24年10月～11月		283
	H23年11月	314	H25年4月		286
	H24年7月	330	H25年8月～9月	288	
	H24年12月	327	集会所等調査	H23年10月～11月	3,971
	H25年7月	429		H24年8月～10月	3,763
集会所等調査	H23年10月～11月	3,971		H25年2月～3月	3,760
	H24年8月～10月	3,763		H25年9月～11月	3,737
	H25年2月～3月	3,760			
	H25年9月～11月	3,737			

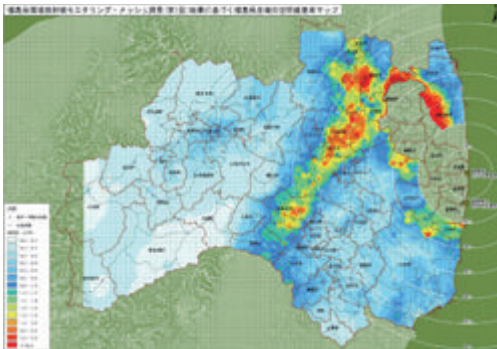
- 走行サーベイの実施例
空間放射線量率の分布が色分けで表示される。



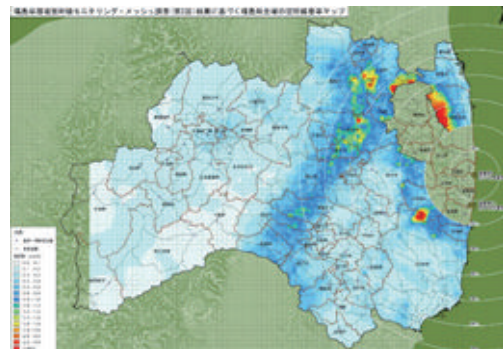
(3) 空間放射線の測定結果の概要

ア メッシュ調査

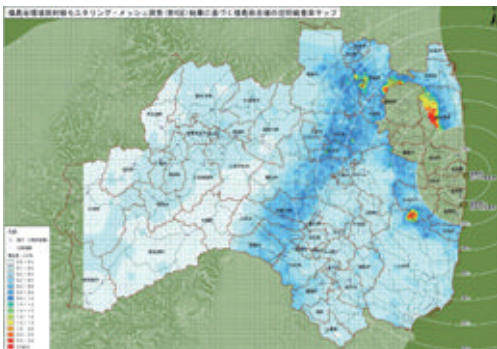
第1回 (平成23年4月)	1,865地点	0.04～6.8 μ Sv/h
第2回 (平成23年8～9月)	2,776地点	0.06～5.2 〃
第3回 (平成24年2～3月)	2,675地点	0.03～3.4 〃
第4回 (平成24年5～6月)	2,767地点	0.06～3.4 〃
第5回 (平成24年10月)	2,748地点	0.05～3.1 〃
第6回 (平成25年5～6月)	2,747地点	0.05～3.0 〃



第1回



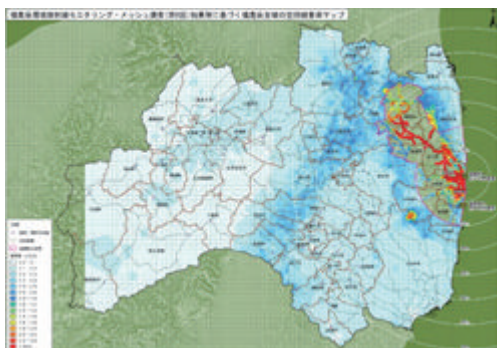
第2回



第4回



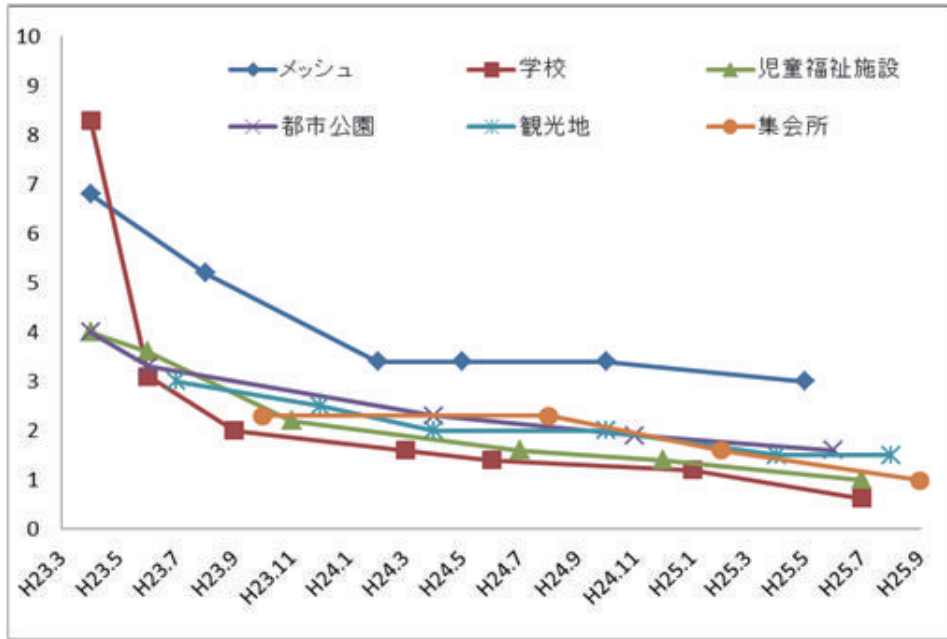
第5回



第6回

※ 第3回調査については、冬期の調査であったため積雪の遮蔽効果の影響と考えられる測定値の低下が見られ、時系列の変化の単純比較が難しいことから、空間線量率マップは掲載しない。

イ 県内（避難地域を除く）における空間放射線の最大値の経時変化（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）



(単位： $\mu\text{Sv/h}$)

調査区分	調査時期	調査地点数	調査結果（最小値～最大値）	
メッシュ調査	23年	4月	1,865	0.04 ～ 6.8
		8月～9月	2,776	0.06 ～ 5.2
	24年	2月～3月	2,675	0.03 ～ 3.4
		5月～6月	2,767	0.06 ～ 3.4
		10月	2,748	0.06 ～ 3.4
25年	5月～6月	2,747	0.05 ～ 3.0	
学校等調査	23年	4月	1,772	0.05 ～ 8.3
		6月	1,729	0.07 ～ 3.1
		9月～10月	1,739	0.06 ～ 2.0
	24年	3月	1,758	0.02 ～ 1.6
		6月～7月	1,749	0.06 ～ 1.4
	25年	1月	1,733	0.02 ～ 1.2
7月～8月	1,716	0.05 ～ 0.63		
児童福祉施設等調査	23年	4月	325	0.08 ～ 4.0
		6月	327	0.06 ～ 3.6
		11月	314	0.08 ～ 2.2
	24年	7月	330	0.07 ～ 1.6
		12月	327	0.05 ～ 1.4
25年	7月	429	0.06 ～ 1.0	
都市公園調査	23年	4月	735	0.10 ～ 4.0
		6月	832	0.07 ～ 3.3
	24年	4月	1,122	0.06 ～ 2.3
		11月～12月	1,114	0.04 ～ 1.9
25年	6月	1,112	0.06 ～ 1.6	
観光地等調査	23年	7月～8月	226	0.06 ～ 3.0
		12月	264	0.06 ～ 2.5
	24年	4月～5月	278	0.05 ～ 2.0
		10月～11月	283	0.04 ～ 2.0
	25年	4月	286	0.02 ～ 1.5
8月～9月	288	0.02 ～ 1.5		
集会所等調査	23年	10月～11月	3,971	0.04 ～ 2.3
		24年	8月～10月	3,761
	25年	2月～3月	3,759	0.03 ～ 1.6
		9月～11月	3,737	0.04 ～ 0.99

(4) 環境試料の核種分析の結果

ア 調査結果（全体）

大気中のダスト、水、土壌等について実施。

述べ分析検体数 約84,000検体（平成25年11月末現在）

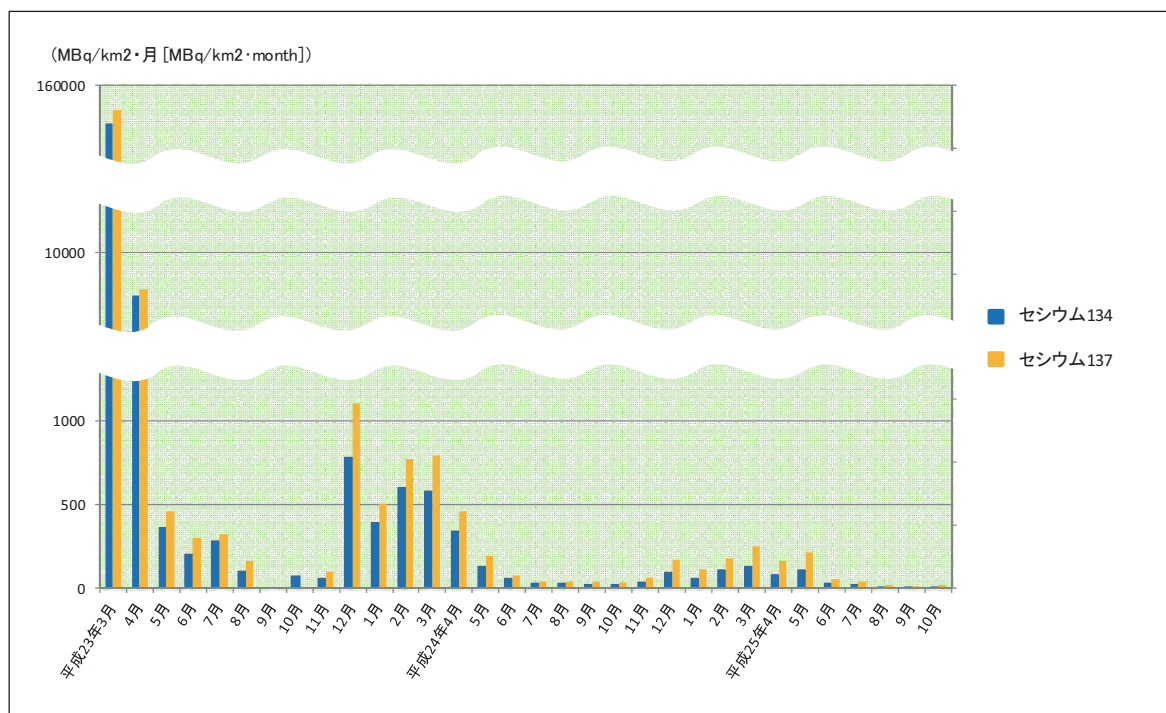
主な調査結果

調査区分	調査開始時期	調査検体数	調査結果		
			ヨウ素	セシウム134	セシウム137
大気中ダスト	平成23年3月	3,452	不検出～555Bq/m ³	不検出～120Bq/m ³	不検出～140Bq/m ³
河川・湖沼・ダム等	平成23年5月	述べ2,092	すべて不検出	不検出～12Bq/L	不検出～15Bq/L
			底質	不検出～65Bq/kg	不検出～110,000Bq/kg
海域	平成23年5月	述べ2,954	すべて不検出	不検出～12.8Bq/L	不検出～20.1Bq/L
			海底土壌	すべて不検出	不検出～4,592Bq/kg
水道水	平成23年3月	48,483	不検出～170Bq/kg	すべて不検出	すべて不検出
土壌	平成23年3月	5,574	不検出～1,170,000Bq/kg	不検出～215,000Bq/kg	不検出～227,000Bq/kg

イ 定時降下物（福島市 平成23年3月～25年10月）

（単位：MBq/km²）

平成23年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
セシウム134	—	—	140,000	6,800	360	200	280	100	ND	74	61	780
セシウム137	—	—	150,000	7,000	460	300	320	160	ND	ND	100	1,100
平成24年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
セシウム134	390	600	580	340	130	55	28	28	25	20	39	97
セシウム137	500	770	790	460	190	79	42	43	40	32	65	170
平成25年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
セシウム134	61	110	130	81	110	28	19	8	6	8		
セシウム137	110	180	250	160	210	55	39	17	12	17		



ウ 福島第一原子力発電所の汚染水漏えいに対する海域モニタリングの強化

- ① 福島第一周辺の地点数の追加（2→6地点）
- ② 頻度の追加（3ヵ月毎→毎月）
- ③ 測定項目の追加（全β放射能）
- ④ 試験操業海域における調査項目の追加（全β放射能、トリチウムの追加）

試験操業海域(海水:表層と水深7mの2層で採取)

(単位:Bq/L)

調査区分	調査開始時期	調査検体数	調査結果		
			放射性セシウム	トリチウム	全β放射能
新地町 釣師沖 1.5km	平成25年8月	10	不検出	不検出	0.02~0.03
相馬市 磯部沖 0.8km		10	不検出	不検出	0.02~0.03
南相馬市 鹿島沖 0.6km		10	不検出	不検出	0.02~0.04
いわき市 四倉沖 0.5km		10	不検出	不検出	0.01~0.04
いわき市 江名沖 0.5km		10	不検出	不検出	0.01~0.03
いわき市 勿来沖 0.5km		10	不検出	不検出	0.01~0.03
事故前の値(平成13~22年度)			不検出~0.003	不検出~2.9	不検出~0.05

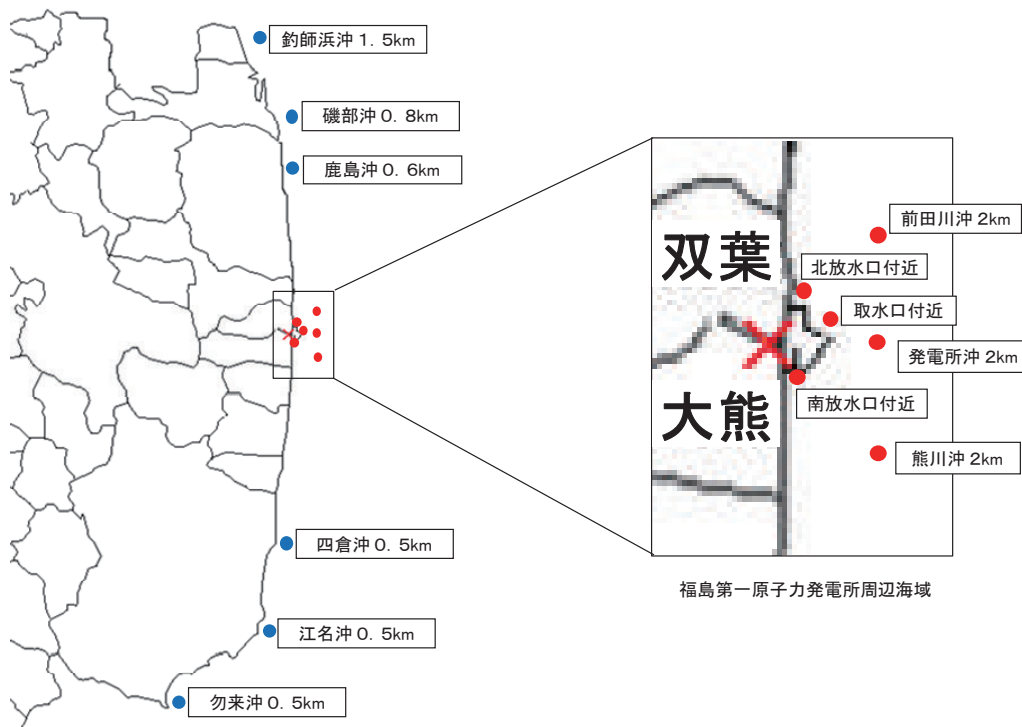
福島第一原子力発電所周辺海域(海水)

(単位:Bq/L)

調査区分	調査開始時期	調査検体数	調査結果		
			放射性セシウム	トリチウム	全β放射能
第一(発)南放水口付近	平成25年7月	12	不検出~2.60	不検出~2.4	0.02~0.64
〃 北放水口付近		10	0.17~7.4	0.49~2.5	0.05~0.51
〃 取水口付近		8	不検出~2.96	不検出~6.2	0.02~1.7
〃 沖合2km		8	不検出~0.12	不検出~0.58	不検出~0.14
夫沢・熊川沖2km		8	不検出~0.274	不検出~0.53	不検出~0.05
前田川沖2km		8	不検出~0.19	不検出~0.58	0.01~0.09
事故前の値(平成13~22年度)			不検出~0.003	不検出~2.9	不検出~0.05

海域モニタリング地点図

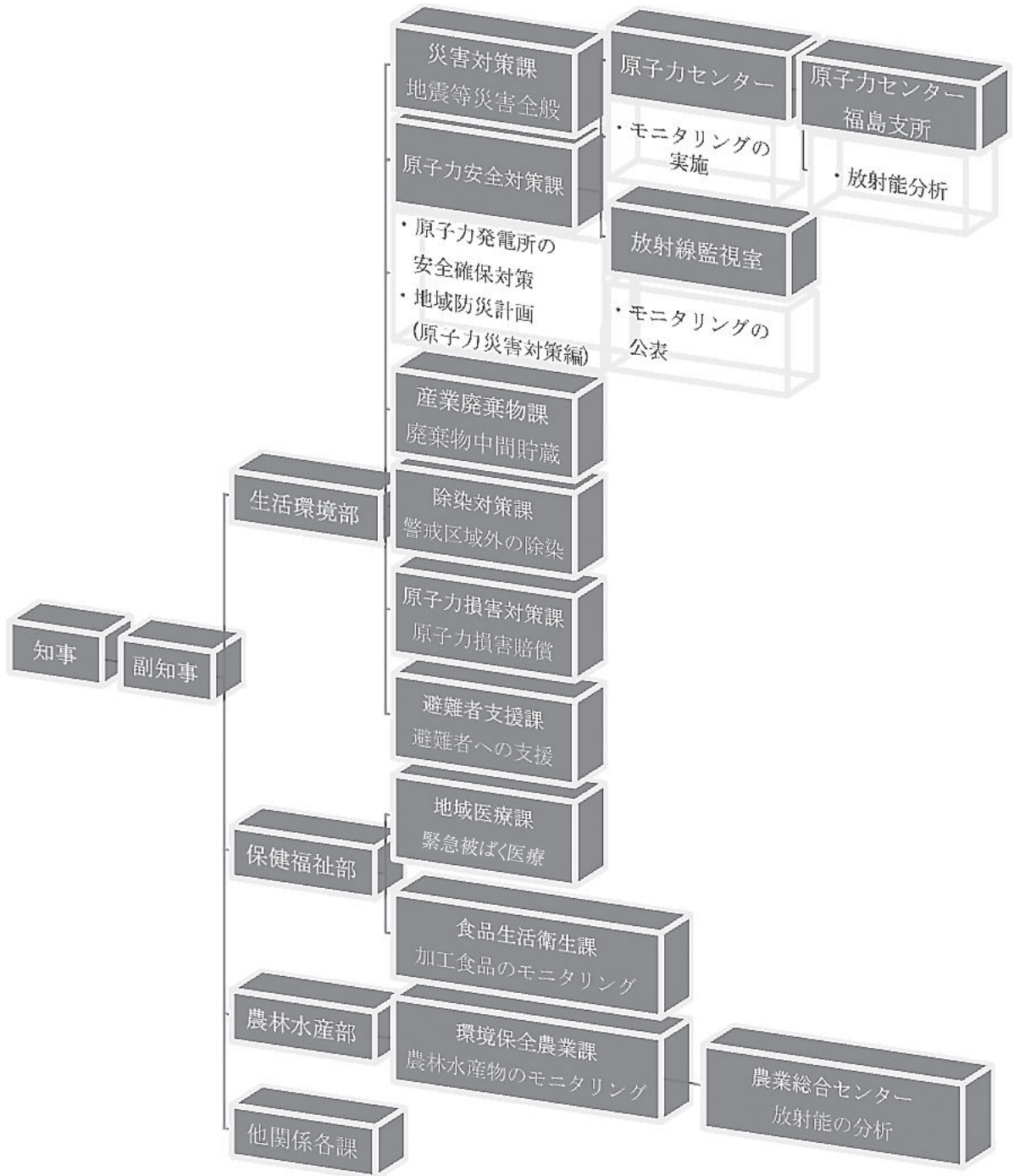
- 原子力発電所周辺海域モニタリング
- 試験操業海域モニタリング



4 廃炉に向けた福島県の取組の概要

(1) 福島県の組織

東日本大震災に伴う本県の原子力災害に対する主な組織は下図の通り。



(2) 県内の原子力発電所に関する福島県の姿勢

ア 廃炉に向けた県の姿勢及び要請

県では、福島第一原発及び福島第二原発全10基について全基廃炉の姿勢をとっており、国及び東京電力に対し、繰り返し全基廃炉の要請を行ってきた。以下にその状況を示す。

表 全基廃炉に対する姿勢の表明状況

年 月 日	内 容
平成23年11月30日	記者会見において、佐藤雄平知事が、福島第一原発事故を受け、県内の原発全10基の廃炉を、復興に際しての重点事項を盛り込む「福島復興計画」に明記することを表明した。
平成23年12月28日	「福島県復興計画」の中に、基本理念として「国及び原子力発電所事業者に対し、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。」という内容が明記された。
平成24年3月11日	3.11ふくしま復興の誓い2012において、佐藤雄平知事から「ふくしま宣言」が読み上げられ、二度とこのような事故が起きないように、県内の原子力発電所を全て廃炉とすることを求めるという内容が盛り込まれた。
平成24年9月7日	佐藤雄平知事の定例会見において、「原発への依存度は最大限減らすことが必要だ」との認識を示した。
平成24年9月14日	佐藤雄平知事は、政府の2030年代の原発ゼロを柱とする「革新的エネルギー・環境戦略」の決定を受け、取材に対し、「(政府の決定が)将来的に原発をなくすことになったことは、私どもは原発の廃止を求めているので、整合するところがある。」との認識を示した。
平成24年11月19日	更新期間が12月30日で終了する核燃料税について、佐藤雄平知事が、福島第一原発、福島第二原発の全基廃炉を求めていることを理由に、更新を行わず廃止にすることを表明した。
平成24年12月27日	佐藤雄平知事の定例会見において、「全基廃炉を求める決意は全く変わることはない。新政権に対しても、これまで同様、県内全基の廃炉を求めていく」と回答した。
平成25年1月4日	佐藤雄平知事の定例会見における関連質問（①安倍晋三内閣総理大臣の原発増設容認発言に対する知事の受け止め②東京電力が未だに全基廃炉の方針を明確にしないこと）に対して、「県内原発の全基廃炉をしっかりと求めていく」と回答した。

表 国及び東京電力(株)への要請内容

年 月 日	内 容
平成23年12月27日 佐藤雄平知事 →東京電力(株)西澤俊夫社長	福島第一原発、福島第二原発にある全10基を廃炉にすることに対して、初めての廃炉要請を行った。
平成24年1月8日 佐藤雄平知事 →野田佳彦総理	県内10基の原発の廃炉を求めていくことを県の復興計画に入れたことを理解してほしいと述べ、県内全ての原発を廃炉にするよう要請を行った。
平成24年10月31日 佐藤雄平知事 →東京電力(株)廣瀬直己社長	原発事故の完全収束と県内の原発の全基廃炉について要請を行った。
平成24年11月7日 佐藤雄平知事 →東京電力(株)下河辺和彦会長、石崎芳行副社長	県内全基の廃炉について要請を行った。
平成25年1月10日 佐藤雄平知事 →東京電力(株)下河辺和彦会長、廣瀬直己社長	福島第一原発の事故の完全収束ときめ細やかな賠償の実施、県内全ての原発を廃炉にすることを改めて要請した。
平成25年1月16日 内堀雅雄副知事 →茂木敏充経済産業大臣	県内全基の廃炉について要請を行った。
平成25年6月12日 佐藤雄平知事 →安倍晋三総理	県内全ての原発を廃炉にすることが県民の総意であり、事故は収束していないことを前提として対応するよう要請した。
平成25年11月8日 佐藤雄平知事 →安倍晋三総理	全国知事会において、全基廃炉が福島県の総意であること及び総理から東京電力(株)に全基廃炉を要請してほしい旨の要請を行った。
平成25年11月28日 佐藤雄平知事 →安倍晋三総理	「東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興に向けた要望書」を手渡し、県内の原発の全基廃炉などを要請した。
平成25年12月19日 佐藤雄平知事 →東京電力(株)廣瀬直己社長、石崎芳行副社長	福島第一原発5、6号機の廃炉決定報告の際、全基廃炉について「国の政策といているが、事業者として判断していただきたい」と要請した。

イ 廃炉の決定状況

(ア) 福島第一原子力発電所

福島第一原発については、1～6号機すべての廃炉が決定している。

1～4号機については、平成23年5月20日に、東京電力(株)の取締役会にて廃炉が決定した。一方、5・6号機については冷温停止状態にあり、除熱機能も維持されていた。廃止の判断材料となる詳細な設備損傷状況調査はまだ実施できておらず、当面は原子炉の安全な冷温停止状態を維持するための措置を講じるとして、結論は見送られた。平成24年3月30日、東京電力(株)が電気事業法に基づき、1～4号機の廃止届出を枝野幸男経済産業大臣に提出した(廃止日は平成24年4月19日)。

平成25年9月19日、安倍晋三総理が福島第一原発を視察した際、東京電力(株)に対し、すでに廃炉が決まっている1～4号機に加え、同敷地内にある5、6号機も廃炉決定するよう要請を行った。視察に立ち会った東京電力(株)の廣瀬直己社長は、取り扱いを年内に判断すると回答し、同年11月20日、福島第一原発5、6号機を廃炉にする方針を固めた。なお、5、6号機は解体せず、1～4号機の廃炉作業用の技術開発や、作業員の訓練の研究施設に転用することで廃炉と位置づけられた。同年12月13日、東京電力(株)は5、6号機の廃炉方針を立地町である双葉町及び大熊町の両町議会に初めて表明し、両町とも方針を了承した。そして東京電力(株)は、同月17日、県に対し5、6号機の廃炉方針を伝えた。翌18日には、5、6号機の廃炉を取締役会において正式に決議し、電気事業法に基づき、5、6号機の廃止届出が茂木敏充経済産業大臣に提出された(廃止日は平成26年1月31日)。

(イ) 福島第二原子力発電所

福島第二原発4基についても、県では国及び東京電力(株)に廃炉を求めているが、廃炉に対する判断は示されていない。

表 福島第一原発、福島第二原発の廃炉決定状況

	福島第一原発		福島第二原発
	1～4号機	5、6号機	
廃止日	平成24年4月19日	平成26年1月31日	未定

(3) 廃炉に向けた取組の安全確保に関すること

ア 通報連絡要綱・通報連絡協定の見直し

(ア) 通報連絡要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づいて定められた要綱であり、連絡事項及び連絡体制から成り立っている。

A 連絡事項

連絡事項には、福島第一原発及び福島第二原発から、県生活環境部原子力安全対策

課、県原子力センター及び立地4町（双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）へ行うこととされている「定期連絡（8項目）、事前連絡（5項目）、緊急連絡（17項目）」が定められている。

B 連絡体制

連絡体制には、「送受信者及び責任者の選任・連絡方法・連絡送受信簿の備え付け・通報連絡担当者会議・緊急時の通信手段の整備」が含まれている。

C 通報連絡担当者会議

円滑な通報連絡体制を維持するため、立地4町、周辺9市町村及び東京電力(株)の通報連絡担当者で構成する県主催の会議。平成24年度は、計9回開催され、平成25年度においては、11回開催されている（平成26年2月時点）。

○ 平成24年度中の開催状況

- ・ 第1回 平成24年7月10日
- ・ 第2回 平成24年9月3日
- ・ 第3回 平成24年9月19日
- ・ 第4回 平成24年10月5日
- ・ 第5回 平成24年11月2日
- ・ 第6回 平成24年12月5日
- ・ 第7回 平成25年1月11日
- ・ 第8回 平成25年2月7日
- ・ 第9回 平成25年3月12日

○ 平成25年度中の開催状況

- ・ 第1回 平成25年4月16日
- ・ 第2回 平成25年5月9日
- ・ 第3回 平成25年6月4日
- ・ 第4回 平成25年7月3日
- ・ 第5回 平成25年8月8日
- ・ 第6回 平成25年9月3日
- ・ 第7回 平成25年10月17日
- ・ 第8回 平成25年11月6日
- ・ 第9回 平成25年12月11日
- ・ 第10回 平成26年1月14日
- ・ 第11回 平成26年2月7日

(イ) 通報連絡協定の見直し

A 見直しの背景

- ・ 福島第一原発、福島第二原発事故発生以降、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定された関係周辺市町村の範囲を実態に応じて拡大運用し、災害対策の事前情報としてのトラブル等についても、同様な範囲で規定する

必要が生じた。

- 使用済燃料プールの冷却停止等、災害後の原子力発電所の状況に関する通報事項について明確に規定する必要が生じた。

B 見直しの内容

(a) 通報連絡協定の締結市町村の範囲の拡大

- いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村及び飯舘村（7市町村）において、新たに東京電力(株)との通報連絡協定を締結。
- 広野町及び浪江町においては、隣接する発電所に関する通報連絡協定を締結していたが、見直しにより両発電所を対象とすることにした。広野町は締結し、浪江町は協議中である。

(b) 通報連絡の対象事象の追加等

- 原災法で規定された通報（第10条、第15条、第25条）、核燃料の冷却機能の停止、窒素封入設備の停止、発電所敷地境界のモニタリングポスト $2\mu\text{Sv/h}$ の上昇を検出した場合（原災法10条は $5\mu\text{Sv/h}$ ）等を、「発生後直ちに報告する事項」として追加した。
- 廃止措置に向けた中長期ロードマップにおける進捗状況や取組等を、「定期的に報告する事項」として追加。廃止措置に伴う設備等の新設や、発電所敷地の利用の変更を工事着手の「事前に報告する事項」として追加した。
- 冷温停止の維持を確認できるプラントパラメータ等を、「定期的に報告する事項」として追加した。
- 放射性物質で汚染された廃棄物等（汚染水処理に伴う汚泥やセシウム吸着塔、がれき、伐採木）の保管状況を、「定期的に報告する事項」として追加した。
- 発電所の建設、運転（原子炉の起動）に関する事項は全て削除した。

(c) 連絡体制の強化

- 災害等により通信が途絶した場合には、東京電力(株)は衛星携帯電話等の通信手段を携帯した連絡員を県及び市町村に派遣する規定を設けた。
- 災害等による電話輻輳時でも比較的つながりやすいとされる携帯電話メールを活用し、平時から電話やファックスを補完するものとして運用を行うこととした。

C 協定の締結、運用について

(a) 県及び立地4町（双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）

安全協定に基づく通報連絡要綱を平成24年7月25日改定。同月26日より新たな運用を開始。

(b) いわき市

通報連絡協定を平成24年7月25日に締結。同月26日より運用開始。

(c) 田村市、川俣町、広野町、川内町、葛尾村、飯舘村

通報連絡協定を平成24年8月9日締結（広野町は同日改定）。

同月10日より運用開始。

(d) 南相馬市

通報連絡協定を平成25年4月25日締結。同月26日より運用開始。

(e) 浪江町

現行の通報連絡協定を今後改定予定。

イ 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会とその部会

(ア) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（略称：廃炉安全監視協議会）

平成24年11月30日に開催された原子力事故対応関係市町村会議における関係13市町村との協議を踏まえて、本県における原子力発電所に関する新たな安全監視組織である「廃炉安全監視協議会」を、平成24年12月7日付けで設置した。

A 協議会の概要

○ 協議会の目的

中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力(株)の取組状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、専門家（※1）と県及び関係13市町村（※2）で構成する廃炉安全監視協議会を設置する。

※1…原子炉工学、制御工学、機械工学、地震工学、放射線医学、環境放射能、放射線防護、放射性廃棄物処理、ロボット工学、リスク管理論、水文地質学、水産資源学、地震地盤工学

※2…いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

○ 協議会における協議事項

- 福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組
- 特定原子力施設の実施計画に基づく取組
- 福島第二原発の冷温停止維持に必要な取組
- 原発の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められること

○ 協議会が行う国及び東京電力(株)の取組の確認のための調査

- 会議における質疑
- 文書による照会
- 現地調査

B 組織

○ 協議会の会長は、福島県生活環境部長を充てる。

○ 専門事項を協議するため、知事が選任する「専門委員（15名以下）」を置く。

○ 「説明者」として、国及び東京電力(株)等の出席を求める。

○ 特定の事項の協議のため、「部会」を設けることができる。

① 労働者安全衛生対策部会

- 廃炉作業従事者の被ばく管理、安全衛生、雇用等に関する事項など

② 環境モニタリング評価部会

- 発電所周辺モニタリングに関する計画、結果の評価に関する事項など

※ その他の部会が必要となった場合は、協議会において協議して設置（要綱改正）する。

C 開催状況

- 第1回 平成24年12月26日
- 第2回 平成25年2月5日（現地調査）
- 第3回 平成25年4月3日（現地調査）
- 第4回 平成25年4月24日（現地調査）
- 第5回 平成25年6月11日
- 第6回 平成25年6月13日（現地調査）
- 第7回 平成25年8月6日（現地調査）
- 第8回 平成25年9月13日（現地調査）
- 第9回 平成25年9月17日
- 第10回 平成25年9月20日（現地調査）
- 第11回 平成25年10月22日（現地調査）
- 第12回 平成25年11月12日（現地調査）
- 第13回 平成25年11月21日（現地調査）
- 第14回 平成25年11月26日（現地調査）
- 第15回 平成25年12月16日（現地調査）
- 第16回 平成26年1月16日（現地調査）
- 第17回 平成26年2月20日



第9回廃炉安全監視協議会



第14回廃炉安全監視協議会現地調査

(イ) 労働者安全衛生対策部会

○ 開催目的

長期にわたる廃炉に向けた作業における作業員の被ばく線量管理及び長期的健康管理等の実施状況を確認する。また、従事者の安全確保、雇用適正化、要員確保に関する事項についても協議する。

○ 協議内容

- 作業従事者の被ばく線量の状況について
- 廃炉作業にかかる作業員の確保について

- その他
- 会議開催実績
 - 第1回 平成25年9月17日
 - 第2回 平成25年11月21日
 - 第3回 平成26年2月6日

(ウ) 環境モニタリング評価部会

- 開催目的

福島第一原発周辺海域でのモニタリングを強化し、結果を当部会で確認するなどして監視の強化を行う。
- 協議内容
 - 原子力発電所周辺環境放射能測定結果について
 - 海域モニタリングについて
 - その他
- 会議開催実績
 - 第1回 平成25年7月11日
 - 第2回 平成25年11月21日
 - 第3回 平成26年2月6日

ウ 国の会議への参加、発言

県では、国が主催する会議等（汚染水処理対策委員会、汚染水処理対策検討ワーキンググループ、廃炉・汚染水対策現地調整会議）にオブザーバーとして参加し、必要な意見の発言を行っている。

- 汚染水処理対策委員会
 - 第1回 平成25年4月26日
 - 第2回 平成25年5月16日
 - 第3回 平成25年5月30日
 - 第4回 平成25年8月8日
 - 第5回 平成25年8月23日
 - 第6回 平成25年9月13日
 - 第7回 平成25年9月27日
 - 第1回サブグループ 平成25年10月11日
 - 第8回 平成25年10月25日
 - 現地調査 平成25年11月11日
 - 第9回 平成25年11月15日
 - 第10回 平成25年12月3日
 - 第11回 平成25年12月10日
 - 第1回トリチウム水タスクフォース 平成25年12月25日

- 第2回トリチウム水タスクフォース 平成26年1月15日
- 第3回トリチウム水タスクフォース 平成26年2月7日
- 第10回サブグループ 平成26年2月14日
- 第4回トリチウム水タスクフォース 平成26年2月27日

○ 特定原子力施設監視・評価検討会

- 第8回 平成25年4月12日
- 第9回 平成25年4月19日
- 第10回 平成25年5月17日
- 第11回 平成25年5月24日
- 第12回 平成25年6月14日
- 第13回 平成25年6月28日
- 第14回 平成25年7月29日
- 第1回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年8月2日
- 第2回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年8月12日
- 第3回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年8月21日
- 第4回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年8月27日
- 第5回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年8月30日
- 第6回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年9月12日
- 第7回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年9月30日
- 第8回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年10月15日
- 第9回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成25年10月24日
- 第15回 平成25年10月30日
- 第10回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成26年1月24日
- 第16回 平成26年1月10日
- 第17回 平成26年1月31日
- 第18回 平成26年2月14日
- 第11回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成26年2月24日
- 第12回汚染水対策検討ワーキンググループ 平成26年3月5日

○ 廃炉・汚染水対策現地調整会議

- 第1回 平成25年9月9日
- 第2回 平成25年10月9日
- 第3回 平成25年11月11日
- 第4回 平成25年12月12日
- 第5回 平成26年1月20日
- 第6回 平成26年2月18日

○ 海洋モニタリングに関する検討会

- 第1回 平成25年9月13日
- 第2回 平成25年10月21日
- 第3回 平成25年12月9日
- 第4回 平成26年1月27日

(4) 県民の意見把握、県民への周知等に関すること

ア 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議（略称：廃炉安全確保県民会議）

(ア) 会議の概要

A 組織について

関係13市町村（※1）の住民及び各種団体（※2）等で構成する会議により、東京電力(株)及び国による廃炉等の取組等を確認し、県民目線での意見や各界各層からの幅広いご意見をいただき、廃炉安全監視協議会等による東京電力(株)及び国への申し入れ等に反映させることを目的に、平成25年8月4日に設置された。

※1…いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2…福島県女性団体連絡協議会、公益財団法人福島県老人クラブ連合会、福島県PTA連合会、福島県消費者団体連絡協議会、福島県生活協同組合連合会、公益財団法人福島県観光物産交流協会、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、福島県飲食業生活衛生同業組合、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県農業協同組合中央会、福島県漁業協同組合連合会、福島県森林組合連合会、福島県酪農業協同組合

B 会議における確認事項

- 福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- 福島第二原発の冷温停止維持に必要な取組状況
- その他、原発の廃止措置等に関する安全確保の取組状況

(イ) 会議の構成員

- 県民 13名（関係13市町村から各1名）
- 各種団体の推薦者 15名（団体から各1名）
- 学識経験者 3名

(ウ) 開催状況

- 第1回 平成25年8月4日
- 第2回 平成25年11月15日

- 第3回 平成26年2月18日



イ 電子掲示板

本県の原子力発電所の廃炉に向けた取組状況や県の対応状況等を来庁者等に情報提供するため、平成25年12月18日から電子掲示板による配信を開始した。緊急時には、テロップにより速やかな情報発信を行うことができる。

- 設置箇所
 - 県庁西庁舎2階県民ホール
 - 県内6合同庁舎
 - 郡山、白河、南相馬：玄関ホール
 - 会津若松、南会津、いわき：県民ホール
- 配信時間
 - 8時30分から17時15分
(土日、祝日、年末年始除く)
- 配信内容
 - 廃炉に向けた安全確認体制について
 - 福島第一原子力発電所4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し
 - 汚染水タンクに対する取り組み
 - 護岸エリアの汚染水対策
 - 多核種除去設備（ALPS）
 - プラント状況



(5) 国への要請、東京電力(株)への申し入れ

県が行った国、東京電力(株)への要望、申し入れ内容は以下のとおり。



表 実施した申し入れ一覧

年 月 日	相 手	内 容
平成23年9月21日	国、東京電力(株)	台風15号の通過による災害の予防について申し入れ
平成23年11月2日	国、東京電力(株)	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、速やかな情報開示、県民の不安解消のための情報提供について申し入れ
平成23年11月4日	東京電力(株)	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したため嚴重抗議
平成23年11月7日	国	福島第一原発2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したことに対する申し入れ
平成23年12月8日	東京電力(株)	放射性物質を含む水の海域への流出に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策についての申し入れ
平成24年1月31日	東京電力(株)	福島第一原発において頻発した配管の凍結による漏えい防止に対する申し入れ
平成24年2月12日	東京電力(株)	福島第一原発2号機の原子炉底部の温度上昇に関して、速やかな対策の実施、今後のリスクを含めた県民への情報提供について
平成24年4月13日	国、東京電力(株)	4月上旬に発生した仮設設備での類似トラブル多発に関する申し入れ
平成24年8月31日	東京電力(株)	福島第一原発1号機～3号機の原子炉注水量低下事象に関する申し入れ
平成24年9月7日	国、東京電力(株)	原子力発電所労働者安全衛生対策会議において、作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関する申し入れ

平成24年10月29日	国、東京電力(株)	原子力事故対応関係市町村会議において、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見通しに関するわかりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化等に関する申し入れ
平成24年11月6日	国、東京電力(株)	福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける作業員従事者登録数の記載に係る嚴重抗議
平成24年12月3日	東京電力(株)	原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関する申し入れ
平成25年3月19日	東京電力(株)	福島第一原発において発生した停電による使用済燃料プールの冷却停止等に対する申し入れ
平成25年4月7日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する申し入れ
平成25年4月8日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する申し入れ
平成25年4月8日	国	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する緊急要請
平成25年4月9日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する申し入れ
平成25年4月10日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する申し入れ
平成25年4月11日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する申し入れ
平成25年4月13日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する申し入れ
平成25年4月27日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する申し入れ
平成25年5月16日	国	福島第一原発における地下水バイパス等に関する国への要望
平成25年5月17日	東京電力(株)	福島第一原発における地下貯水槽からの汚染水漏えいに対する申し入れ
平成25年6月19日	東京電力(株)	福島第一原発の地下水における高濃度放射性物質の検出に対する申し入れ
平成25年7月22日	東京電力(株)	福島第一原発タービン建屋東側における地下水汚染等に対する申し入れ

平成25年8月6日	国	福島第一原発の廃炉に向けた取組に関する国への要請
平成25年8月20日	東京電力(株)	H4タンクエリアにおける汚染水漏えい、作業員の身体汚染及びダストモニタ警報発生に対する申し入れ
平成25年8月24日	東京電力(株)	福島第一原発における汚染水対策に対する申し入れ
平成25年8月28日	国	福島第一原発における汚染水対策に対する国への要請
平成25年9月17日	国、東京電力(株)	福島第一原発のタンク対策に関する申し入れ
平成25年10月15日	東京電力(株)	福島第一原発における汚染水対策に対する申し入れ
平成25年11月12日	東京電力(株)	11月中に開始予定の福島第一原発4号機の燃料取出しに対する申し入れ
平成25年12月25日	国	「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」に対する国への要請
平成26年2月7日	東京電力(株)	地下水の全ベータ測定の実施不手際に対する申し入れ
平成26年2月20日	国、東京電力(株)	福島第一原発における汚染水対策等に対する申し入れ
平成26年2月25日	東京電力(株)	福島第一原発4号機使用済燃料プール冷却停止に対する申し入れ

5 防災計画

(1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の概要

項 目	概 要
第1 総則	
1 目的	○ 災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定した原子炉及び停止した原子炉から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止するため等に必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な事務又は業務の遂行によって県民の安全を図る。
2 計画の性格	○ 「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、この計画に定めるもの以外の対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編および地震・津波災害対策編）」に準拠する。
3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え	○ 原子力災害は、自然災害と異なり、放射線による被ばくが五感に感じられない等の特殊性を有することから、住民への放射線等に関する知識の普及、関係機関の教育訓練及び資機材の整備等の必要な体制を確立する。また、原子力災害と自然災害が相前後して発生した場合、停電や通信障害等により情報収集が困難になることから、通信の多重化や非常用電源設備への整備等必要な体制をあらかじめ確立する。
4 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲（以下、「重点区域」という。）	○ 重点区域は、福島第一原発事故の際国が避難指示した地域を考慮して、暫定的に定める。地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は、この区域を含む市町村とする。 (1) 暫定的な重点区域の範囲 PAZ 福島第一原発、第二原発からそれぞれ5 kmを目安に行政区画地形等を考慮して設定する UPZ いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域） (2) 暫定的な重点区域以外の区域への対応 不安解消のため、情報提供、空間放射線の測定、健康診断を行う。
5 防災関係機関の事務または業務の大綱	○ 関係機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成する。
6 広域的な活動体制	○ 原子力防災対策は、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が技術的な助言を行うことを初めとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努める。

7 本県以外で発生した原子力災害への対応	○ 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保するとともに、発生した都道府県への応援のため、必要な事務または業務を行う。
第2 原子力災害事前対策	本章は、予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。
1 原子力発電所における予防措置等	○ 事業者は、原子力発電所の安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずるものとする。 ○ 原子力事業者防災業務計画の作成等に当たっては、県との協議を行い、本計画との整合を保つものとする。
2 報告の徴収、立入検査	○ 県は、必要に応じ、原災法に基づく事業所への立入検査を行い、原子力災害予防のための措置が適切に行われているか確認する。
3 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携	○ 県は、本計画の作成、防災訓練の実施等について、平常時により原子力防災専門官との密接な連携を図る。 ○ 緊急時モニタリング計画の作成、緊急時モニタリングの実施等について、地方放射線モニタリング対策官と密接な連携をはかる。
4 情報の収集・連絡体制等の整備	○ 関係機関は、夜間・休日にも対応できる通報連絡体制を整備するとともに、専用回線網等の緊急時の通信手段を確保する。
5 災害応急体制の整備	○ 関係機関は、職員の参集体制など災害応急体制に係る事項を検討し、必要な体制を整備し、手順書、マニュアル等を定める。
6 緊急事態応急対策拠点施設等の整備	○ 国、県、関係町及び事業者は、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の施設、設備、資機材、資料等について適切に維持を行い、平常時から訓練等に活用する。
7 環境放射線モニタリング体制の整備	○ 県は、緊急時モニタリング実施体制及び適確な精度の測定能力の維持を行う。 ○ 国、市町村、事業者と協力し、緊急時モニタリング計画を策定する。
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備	○ 県は、経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整備するとともに、総合情報通信ネットワーク、広報車等の整備を図る。 ○ 県は、住民相談窓口の設置等についてその方法、体制等について定める。 ○ 県は、要配慮者及び一時滞在者に対する伝達体制及び設備の整備に努める。 ○ 県は、インターネットホームページ等の多様な広報媒体の活用体制の整備に努める。
9 避難収容活動体制の整備	○ 県は、関係市町村における広域避難計画の作成を支援するとともに、他の市町村への避難について調整し広域避難計画を作成する。

10 緊急輸送活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県警察は、緊急時の道路交通管理体制等の整備に努める。 ○ 災害発生時の輸送準備のために、輸送施設等を点検する。 ○ 県は、国等から派遣される専門家の移送協力について、あらかじめ定める。
11 緊急被ばく医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、緊急被ばく医療ネットワークを構築し、医療組織体制、派遣体制等の整備を図るとともに、緊急被ばく医療活動マニュアルを整備し、緊急被ばく医療活動等に必要な医薬品、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。
12 消防活動体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、緊急・救助等に必要な資機材の整備を進めるとともに、関係市町村等に対して消火活動用資機材等の整備について助言する。
13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。
14 原子力防災対策上必要な資料の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び関係町は、応急対策の的確な実施に必要な社会環境に関する資料等を整備し、対応拠点施設に備え付ける。
15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は関係町等と協力して、平常時から原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。また、暫定的な重点区域以外の住民に対しても知識の普及に努める。 ○ 防災知識の普及と啓発に際しては、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
16 防災業務関係者に対する教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び関係市町村は、国とともに防災業務関係者に対する研修を実施し、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。
17 原子力防災に関する訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係町等は、国等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と防災技術の向上を図るため、防災訓練を定期的実施する。 ○ 防災訓練の実施にあたり、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫する。 ○ 訓練終了後、評価を行い改善点を明らかにし、必要に応じマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組む。
18 原子力発電所上空の飛行規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の規制のに基づき原子力関係施設付近の上空の飛行はできる限り避ける。 ○ 事業者は、原子力施設を示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努める。
19 計画に基づく行動マニュアル等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、手順等を定めたマニュアル等を整備する。
20 暫定的な重点区域以外の区域に対する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、暫定的な重点区域以外の区域に対する対応について、必要な体制を整備し、マニュアル等に定める。

21	特定事象未満の事象に対する体制の整備	○ 県は、特定事象に至らない放射能等放出事象に対して、警戒するために必要な体制等を整備し、マニュアル等に定める。
22	本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	○ 県は、本県以外で発生した原子力災害に対して、必要な体制を整備し、マニュアル等に定める。 ○ 県は、関係道府県との相互応援協定に基づき、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、必要な要員及び資機材等の相互派遣等を実施する。
23	原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表	○ 県は、原子力災害事前対策の整備について、関係機関の協力を得て取りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表する。
第3 原子力災害応急対策計画		本章は、原災法第10条通報後の対応及び原子力緊急事態宣言が発出された場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
1	事故状況の把握及び連絡	○ 特定事象には至っていないものの、その可能性のある事故等が発生した場合には、事業者は関係機関への連絡に備える。 ○ 原子力発電所の原子力防災管理者は、特定事象発見等の場合、直ちに、通報連絡系統図により、県及び関係町等に同時にファクシミリで文書を送付する。
2	災害対策本部の設置	○ 知事は、発電所から特定事象発生の通報を受信した等の場合、速やかに県災害対策本部、原子力現地災害対策本部を設置する。
3	緊急事態応急対策拠点施設における活動	○ 県は、原子力災害合同対策協議会等が組織される場合に、あらかじめ指定した職員を対応拠点施設に派遣し、関係機関と共同して、情報の収集・伝達及び応急対策活動を行う。
4	住民等に対する指示の伝達と広報	○ 県は、原子力発電所から特定事象発生の通報を受信した場合、国の判断結果等を確認した後、直ちに報道機関に対して緊急報道の実施を要請する。 ○ 広報の一元化を図るため報道責任者を定め、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用する。
5	緊急時環境放射線モニタリング	○ 県は、原子力発電所から警戒事象発生の通報を受信した場合等において、モニタリング準備を開始する。 ○ 県は、特定事象発生時、国の緊急時モニタリングセンター立ち上げに協力する。
6	退避及び避難	○ 県及び市町村は、原子力発電所から警戒事象の受信後、屋内避難等の準備、モニタリング情報の収集等を開始するとともに、指定避難所等の開設準備、住民輸送車両の確保、広報車等の準備を行う。 ○ 関係市町村長は、国からの指示または独自の判断により、避難指示または応急対策を実施する。 ○ 県は、災害の態様により他市町村への住民の避難が必要な場合、広域避難計画に基づき、受け入れ市町村に対し収容施設の供与等を指示する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「屋内退避及び避難に関する指標」について、原子力災害対策指針に準じる。
7 立入制限措置等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地対策本部（警察班）は、防護対策区域に係る立入制限を実施する。
8 犯罪の予防等社会秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地対策本部（警察班）は、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、治安確保に努める。
9 飲食物の摂取制限等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、防護対策区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取を禁止するよう関係町に指示するとともに、テレビ等による広報を行う。 ○ 「飲食物摂取制限に関する指標」について、原子力災害対策指針に準じる。
10 緊急被ばく医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急被ばく医療は、初期被ばく医療、二次被ばく医療、三次被ばく医療に分類され、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく者等が発生した場合にも対応するものとする。 ○ 県は、一般医療及び必要に応じ緊急被ばく医療に対処するため、現地本部に医療班を設置し、救護所などにおけるスクリーニング等の医療活動を実施する。 ○ 事業者、消防機関、初期及び二次被ばく医療機関等が連携し、迅速な対応を行うものとする。 ○ 安定ヨウ素剤の予防服用については、原子力災害対策指針を踏まえるものとする。また県は、医療班に安定ヨウ素剤配布チームを設置する。 ○ メンタルヘルス（心の健康）対策については、県は国、市町村、地域医師会等と協力して適切に実施するものとする。
11 救助・救急・消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要な資機材を確保するなどの措置を講じる。 ○ 県は、市町村等から消防活動について応援要請があったとき等は、消防庁、県内他市町村等に対し、応援を要請する。
12 緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。 ○ 県警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行い、緊急輸送の交通を確保する。
13 防災業務関係者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「防災業務関係者の放射線防護に係る指標」について、実効線量が50ミリシーベルトとする。ただし、人命救助等やむを得ない作業を実施する場合には100ミリシーベルトとする。 ○ 各機関は、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査等の措置を行う。
第4 原子力災害中長期対策	<p>本章は、原子力緊急事態が解除された場合の事後対策を示したものであるが、これ以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。</p>

1 放射性物質による環境汚染への対応	○ 県は、国の指示等をもとに、関係機関と連携し、放射性物質による環境の汚染への対処を行う。
2 緊急事態解除宣言後の対応	○ 県は、解除宣言の後も、事後対策や被災者の生活支援を行う。
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	○ 県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者等と協力して環境放射線モニタリングを実施し、結果を速やかに公表する。
4 心身の健康相談体制の整備	○ 県は、国及び関係市町村と連携し、周辺地域の居住者に対し健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。
5 災害地域住民に関わる記録等の作成	○ 県と市町村は、避難等の措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明及び避難所等においてとった措置等を記録することに協力する。 ○ 県は、汚染状況図、応急対策措置、事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。
6 適正な流通の促進	○ 県は、国及び市町村と連携し、風評被害等の未然防止又は影響軽減のため、広報活動及び物価の監視を行うものとする。
7 被災者等の生活再建等の支援	○ 県は国及び市町村と連携し、被災者の生活再建のための仕組みを構築し、支援に努める。
8 被災中小企業等に対する支援	○ 県は国と連携し、必要に応じ設備復旧資金、運転資金の貸し付けを行い、相談窓口を設置する。
9 復旧・復興事業からの暴力団排除	○ 県は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。
10 災害対策本部の解散	○ 知事は、解除宣言後、応急対策がおおむね完了したと認める等のときに、災害対策本部及び現地本部を解散する。

(2) 地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し

ア 見直しの経緯

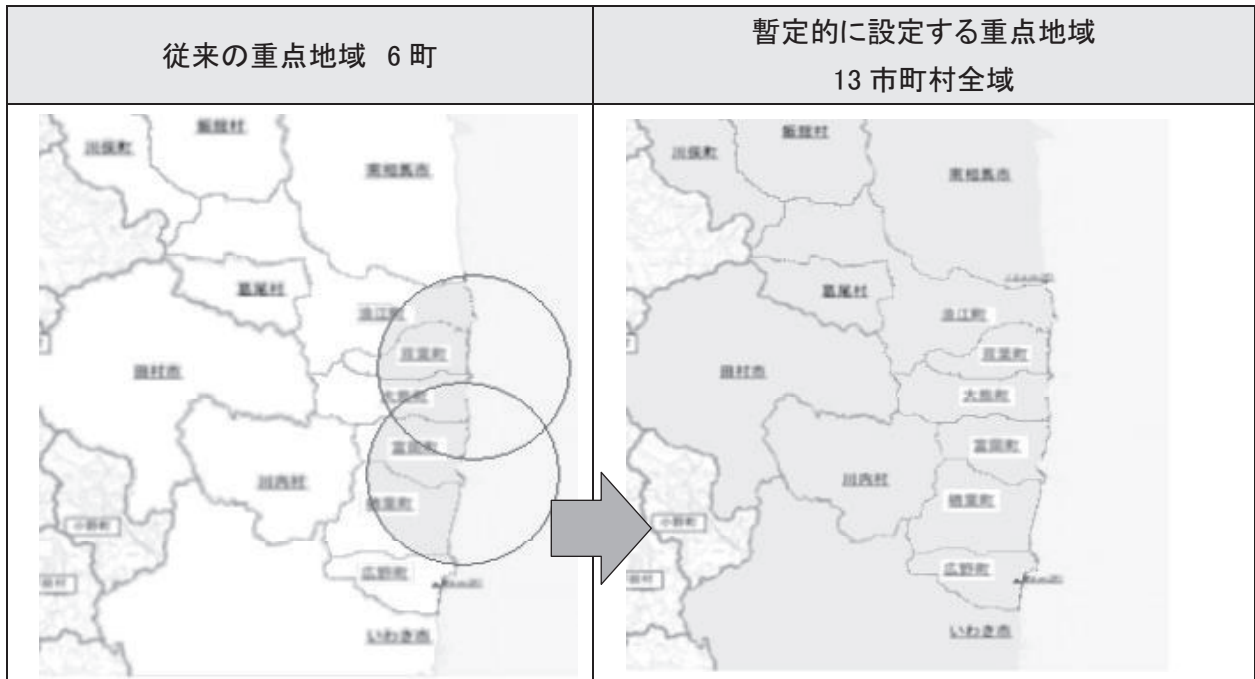
本県に極めて重大な被害をもたらした福島第一原発の事故による原子力災害を踏まえ、今後の災害対策に反映させることを目的として、平成24年度から、地域防災計画（原子力災害対策編）の段階的な見直しを開始した。

地域防災計画の見直しは、まずステップ1として重点地域の拡大や通報連絡体制の強化など、初動対応を中心とした見直しを行い、ステップ2以降は、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会、平成25年2月27日改正、同年6月5日改正、同年9月5日改正、以下「指針」という。）を踏まえた修正を行った。平成26年2月時点で、ステップ3の見直しを行っている。

イ 初動対応の見直し及び原子力災害対策指針を踏まえた見直しの内容（一部）

(ア) ステップ1（初動対応を中心とした見直し：平成24年11月29日防災会議了承）

- 重点区域を双葉郡6町から暫定的に13市町村（全域）に拡大。



(暫定)重点地域を有する市町村	
大熊町、双葉町、富岡町、浪江町	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村(各市町村全域が対象)
楡葉町、富岡町、広野町、大熊町	

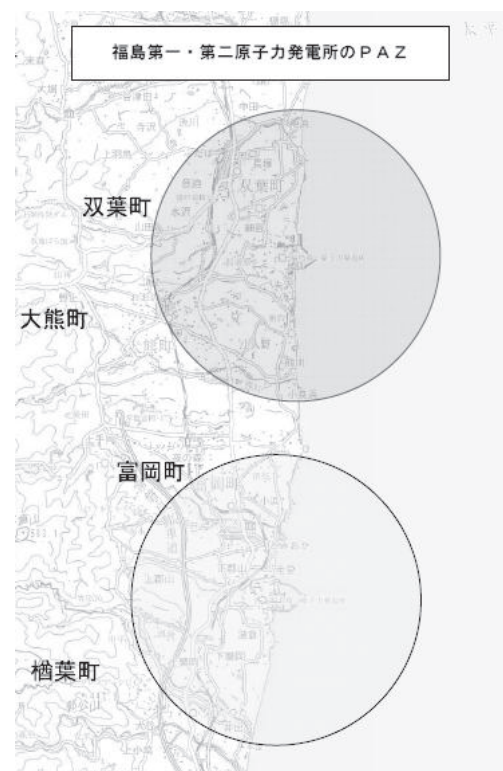
- 重点区域拡大に伴い通報先を拡大、また通信不通時は東電が連絡員派遣。
- 衛星携帯電話の整備、通信手段の多重化の推進。

(イ) ステップ2（指針を踏まえた修正：平成25年3月26日防災会議了承）

- PAZ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）を各原発から5km範囲、UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）を暫定重点区域13市町村に設定。

○ 福島第一原発

指針において「他の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずし



も適当ではない。」とされており、県としては、国に対し、同発電所の実情を踏まえた本県独自の指針の策定を求めているが、策定までの間、暫定的にPAZを5km範囲として設定し、新たな緊急事態に備えるものとする。

○ 福島第二原発

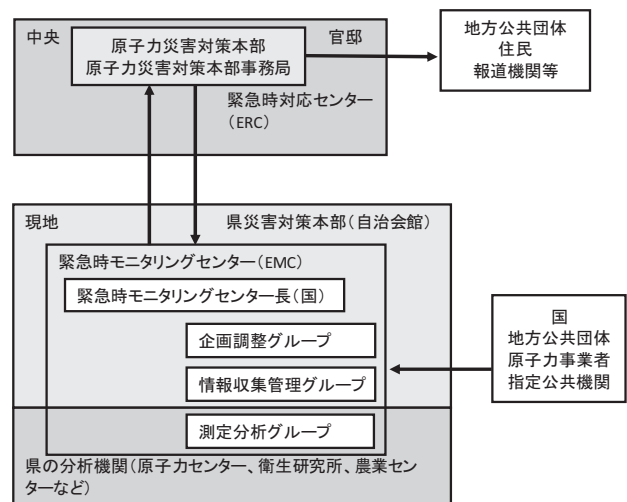
指針の規定を目安として、PAZを暫定的に設定する。

- 緊急時の処置対応基準 EAL (Emergency Action Level: 緊急時活動レベル) を暫定設定 (3区分: 警戒自体、施設敷地緊急事態 (原発法第10条)、全面緊急事態 (同15条))。
- 放射能等実測値による防護対策基準 OIL (Operational Intervention Level: 運用上の介入レベル) の暫定設定。

(ウ) ステップ3 (指針を踏まえた修正)

- 緊急時モニタリングセンター設置への協力。

国が、原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンター (EMC) の体制を準備するとされたことから、同センターの設置に協力するもの。



緊急時モニタリングセンターの位置付け

- 緊急時モニタリング対象区域の全県拡大



- 緊急モニタリング実施体制の拡充

表 地域防災計画の見直し内容の整理

	当 初	変更（平成25年1月）	変更（平成25年12月）
初動対応を中心とした見直しの内容	ステップ1 (平成24年11月完了) ○重点区域の暫定拡大 （6町→13市町村） ○通報連絡の強化 ○SPEEDI 結果、モニタリング結果の提供・公表		
指針の改定を踏まえた見直しの内容	ステップ2 (平成25年3月目途) ○避難基準等の設定 ○SPEEDI 予測結果の活用 ○緊急被ばく医療（一部） ○緊急時モニタリング（一部）	ステップ2 (平成25年3月完了) ○避難基準等の設定（一部） ○緊急被ばく医療（一部） ○輸送機関への支援対策	
	ステップ3 (平成25年4月以降) ○重点区域の本格設定 ○緊急被ばく医療（一部） ○緊急時モニタリング（一部）	ステップ3 (平成25年4月以降) ○避難基準の本格設定 ○重点区域の本格設定 ○SPEEDI 予測結果活用 ○緊急被ばく医療 ○緊急時モニタリング	ステップ3 (平成25年12月完了) ○緊急時モニタリング （※上記以外の項目については、ステップ4として平成26年度に持ち越された。）

(3) 今後の見直し

ア 重点区域等の本格設定

現在、暫定的に設定している重点区域等については、国に対して事故炉及び長期停止炉がある本県の実情を踏まえた指針の速やかな策定を引き続き求め、その結果を踏まえ計画を修正していくものとする。

イ オフサイトセンターの運営方法等の検討

緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）は、県原子力災害対策センター（大熊町）から県自治会館に移動しているが、今後（平成27年度内）、南相馬市内及び楡葉町内に新たな施設を設置することとしており、福島第一原発及び福島第二原発が同時発災した場合の組織体制や運営方法等を検討する。

ウ 安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄の体制構築

緊急被ばく医療（安定ヨウ素剤の配布体制等）については、指針等により、事前配布や服用の方法等について一定の見解は示されたが、県の特殊事情に応じた具体的な配布方法等について不明確な点があるため、引き続き、関係市町村及び国等と十分協議の上、ステップ4において検討していくものとする。

6 除染対策

(1) 概 要

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖で発生した地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌等の処理を進めるための法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、特措法という。）が制定された。

特措法に基づき、国が除染を行う除染特別地域（7町村及び4市町村の一部）と、環境の汚染状況について重点的に調査測定する汚染状況重点調査地域（40市町村）が指定されている。

特措法に定められた汚染重点調査地域の市町村のうち特措法第36条に基づく除染実施計画を36市町村が策定して除染を進めている。

除染特別地域については、国が市町村ごとに策定した特別地域内除染実施計画に基づいて、除染等措置を実施しており、平成25年6月には田村市の除染が完了した。一方で、国は平成25年9月に除染の進捗状況についての総点検を行い、12月に各市町村の進捗状況を踏まえて、計画の見直し作業が行われ、現在9市町村で除染が進められている。

[除染特別地域指定状況]

全域指定：楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

一部指定：川俣町、田村市、南相馬市、川内村

[除染実施計画策定市町村]

県 北：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県 中：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村
浅川町、古殿町、三春町、小野町

県 南：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村

会 津：会津坂下町、湯川村、会津美里町

相 双：新地町、相馬市、南相馬市、広野町、川内村

いわき：いわき市

(2) 課題と解決への取組

除染を進めるにあたっては、除染を効果的・効率的に実施するための技術の確立や市町村における発注業務の円滑化、仮置場の確保、除染に従事する事業者の確保が課題となっており、県では、技術的な支援の強化、住民理解の促進、事業者等の育成の加速化を3本柱として支援を行っている。

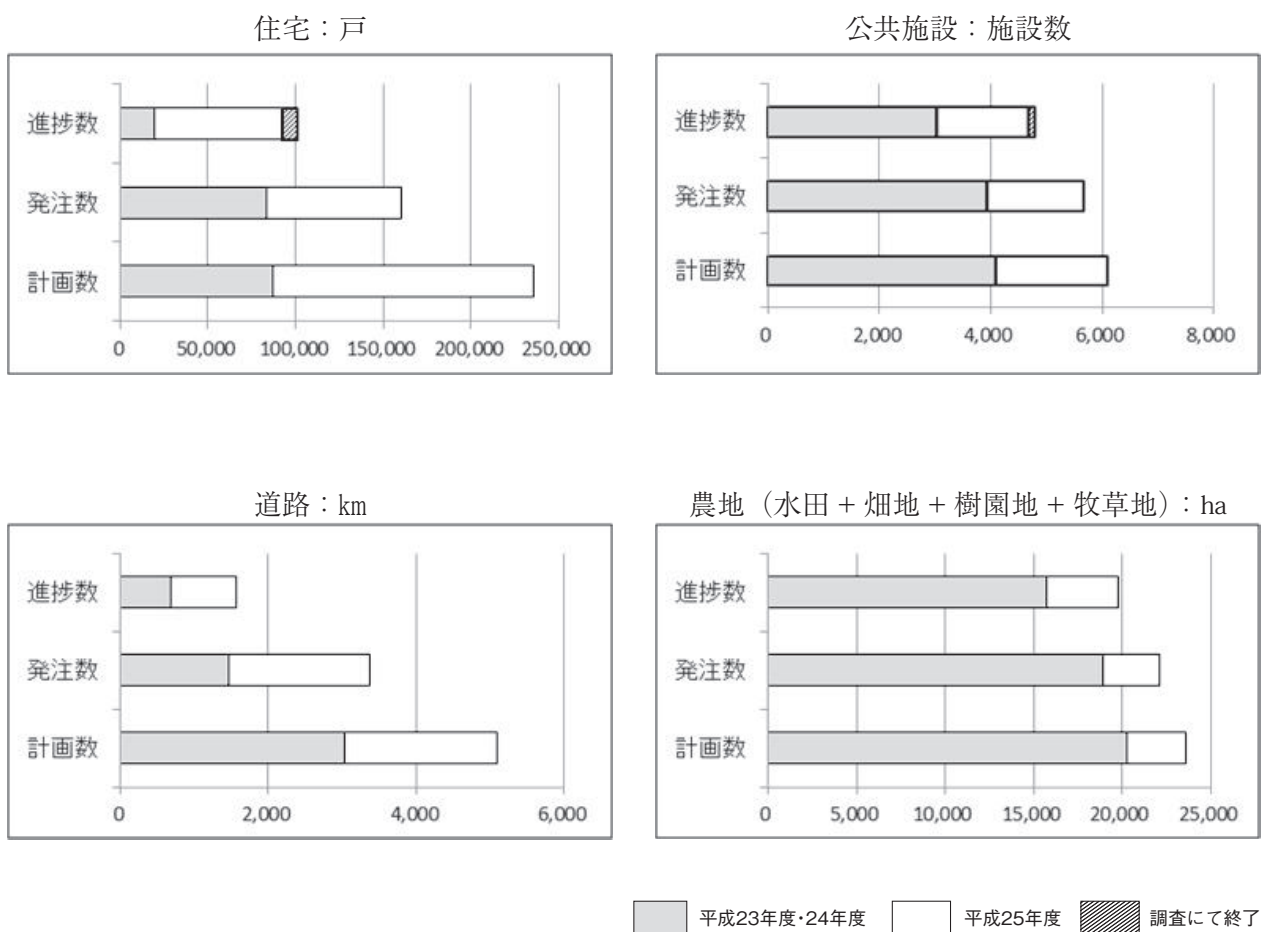
技術的支援については、技術実証事業等により、効果的な除染技術の普及を図るとともに除染業務発注のための共通仕様書や積算基準を作成し市町村へ提供するなどの他、

除染管理目標の考え方の提示や仮置場等技術指針を策定するなどして、除染業務の円滑化を図っている。

住民理解の促進については、住民説明会への専門家や職員の派遣に加え、先進事例の紹介や仮置場現地視察会を通じ、市町村と一体となって住民理解の促進を図っている。また「県有施設の除染に伴う除去土壌等の保管の基本方針」に基づいた、県有地の提供などを通じて仮置場の確保を進め円滑な除染の推進を図っている。

事業者等の育成については、除染従事者や現場監督者などを対象とする除染業務講習会を実施し、作業を適切かつ安全に行うための基礎的な知識と技能の習得を行い、除染従事者の早急な育成に取り組んでいる。

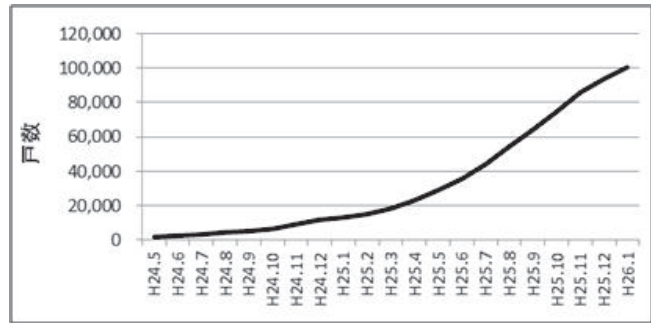
(3) 平成25年10月までの除染実施状況



ア 住宅の除染

平成25年度末までの計画数236,071戸に対して発注数160,683戸（68.1%）、進捗数が100,507戸（42.6%）となっている。

実施数は福島市、伊達市、郡山市、いわき市、須賀川市、南相馬市、二本松市、西郷村、本宮市、国見町等で増加した。



住宅除染の実施数の推移

イ 公共施設等の除染

計画数6,119施設に対して発注数が5,682施設（92.9%）、進捗数が4,808施設（78.6%）となっており、比較的順調に進捗している。

ウ 道路の除染

計画数5,089kmに対して発注数が3,370km（66.2%）、実施数が1,577km（31.0%）となっている。

エ 農地（水田+畑地+樹園地+牧草地）の除染

計画数23,625haに対して発注数が22,095ha（93.5%）、実施数が19,759ha（83.6%）となっており、比較的順調に進捗している。

表

	<平成25年度計画>	<発注済>	<実施済>
住宅（戸）	236,071	160,683（68.1%）	100,507（42.6%）
公共施設（施設数）	6,119	5,682（92.9%）	4,808（78.6%）
道路（km）	5,089	3,370（66.2%）	1,577（31.0%）
農地（ha）	23,625	22,095（93.5%）	19,759（83.6%）
生活圏森林（ha）	4,215	1,742（41.3%）	664（15.8%）

7 避難状況

(1) 避難者数

避難者数の状況（平成26年3月）

- 県内 87,088人（※1）
- 県外 47,995人（※2）
- 合計 135,133人
（避難先不明者50人含む）

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 東京都 6,577人
- ② 山形県 5,599人
- ③ 新潟県 4,594人
- ④ 茨城県 3,691人
- ⑤ 千葉県 3,332人

（※1）福島県災害対策本部調べ（H26.3.6現在）

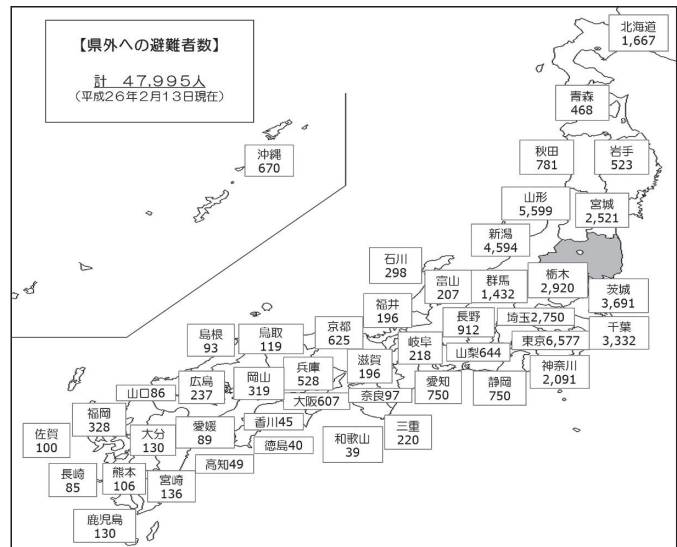
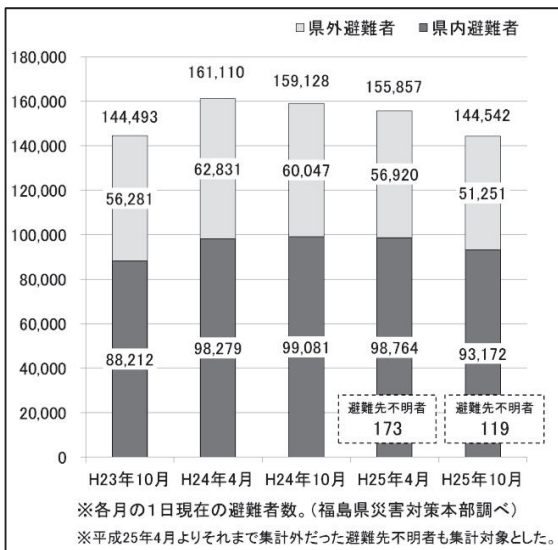
（※2）復興庁調べ（H26.2.13現在）

*参考（ピーク時（平成25年5月））

- 県内 102,827人
- 県外 62,038人
- 合計 164,865人

【避難者の多い県等（県外）】

- ① 山形県 12,607人
- ② 東京都 7,821人
- ③ 新潟県 6,521人
- ④ 埼玉県 4,289人
- ⑤ 茨城県 3,718人



めていく。

【県内避難者への応急仮設住宅の供与状況（H25.11.28現在）】

建設型仮設住宅13,912戸、借上げ住宅22,873戸、雇用促進住宅・公務員宿舎等1,269戸、公営住宅369戸（県営124戸、市町村営245戸）

イ 駐在職員の派遣

避難者の多い近隣各都県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応などを実施。[13都県（※）へ10人派遣]

（※）秋田、山形、茨城、栃木、群馬、新潟、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡

ウ 避難者への情報提供

避難者が、ふるさととの繋がりを保ちながら避難先での安定的な生活を送るとともに、帰還の時期を適切に判断できるよう、次のような情報提供事業を実施している。

- ・ 県外の公共施設等へ地元新聞（福島民報・福島民友）を送付。[46都道府県約500箇所にて週2回発送]
- ・ 「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（以下、「原発避難者特例法」という）指定市町村のうち12市町村からの県内外避難者へ、県や避難元市町村からの広報誌、地元新聞のダイジェスト版などを送付。[約43,000世帯に月2回発送]
- ・ 原発避難者特例法指定市町村のうち9市町村からの避難者へ、通信機能の付いたフォトフレームやタブレット端末を配付し、県や市町村からの情報をリアルタイムで配信。
- ・ 福島の復興に向けた動きや避難者支援に関する取組などを盛り込んだ地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を発行し、避難者受入自治体や支援団体などを通じて避難者に提供。[H24.8.30創刊、月1回発行]
- ・ 「福島県避難者支援ブログ」を運営し、避難先での生活支援や交流会・相談会情報などを発信。[H23.7.8開設、総アクセス数336,315件（H26.2.28現在）]

エ 避難者支援団体との協働

- ・ 県外の避難先において、避難者に対する相談、見守り、交流の場の提供などの支援事業を行う団体に対して活動経費の一部を助成している。
- ・ 避難先自治体や支援団体などによる全国規模の避難者支援ネットワークを構築し、情報交換を行うことで各団体の効果的な避難者支援活動の実施を図っている。

オ 健康管理や心のケア等に対する支援

- ・ 県内での検査の他、県外に避難されている方を対象に、県外の大学や医療機関等

と連携してホールボディーカウンターによる内部被ばく検査等を実施している。

- 避難者のきめ細かな心のケアに取り組むため、県内6箇所に「ふくしま心のケアセンター」を設置するとともに、県外への避難者も多い状況を踏まえ、現地の民間団体等と連携し、県外での窓口の確保にも取り組んでいる。
- 子育て家庭や母子避難者等を支援するため、東日本大震災中央こども支援センター窓口へ委託し、帰還した子育て世代が気軽に集まることのできる交流サロンを開催している。

(3) 今後の課題・取組

避難の長期化に伴う生活環境の変化や精神的・経済的負担の増大に対処するため、応急仮設住宅の供与期間の延長や住み替えの柔軟な対応、避難者への高速道路無料化措置の継続などについて引き続き国へ要望していくとともに、復興公営住宅の整備やインフラの復旧、除染等を進め、避難者の安心・安定な生活の確保や帰還、生活再建に向けた取組を進めていく。

また、「子ども・被災者支援法」に基づき、健康管理や医療の確保など、本県の実情等を踏まえた施策の充実に取り組んでいく。

8 損害賠償状況

(1) 現 状

ア 原子力損害賠償制度の概要

(ア) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）

- A 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。（無過失責任、責任集中、無限責任）
- B 原子力事業者に原子力損害を賠償するための措置（保険への加入等）を義務付け。
- C 和解の仲介や原子力損害の範囲を判定する指針の策定を行う原子力損害賠償紛争審査会の設置について規定。

(イ) 原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月3日制定）

- A 大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等を行い、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等の確保を図ることを目的として支援機構を設置。
- B 機構の主な業務
 - (a) 負担金の収納業務
機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。
 - (b) 資金援助業務
原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。
 - (c) 情報提供業務
損害賠償の円滑な実施を支援するため、電話相談窓口及び弁護士等の専門家チームによる巡回相談などにより、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。

イ 原子力損害賠償紛争審査会について

(ア) 指針の策定

原子力損害賠償紛争審査会は、平成25年12月26日まで39回開催。

- 第13回（平成23年8月5日）において、農林漁業、商工業等の各分野ごとの専門委員調査結果を踏まえ、現時点での原子力損害の全体像として「中間指針」を策定し、避難費用、営業損害、風評被害、間接被害などの損害を類型化。
- 第18回（平成23年12月6日）において、自主的避難者及び滞在者の精神的損害に関する「中間指針第一次追補」を策定。
- 第26回（平成24年3月16日）において、政府による避難区域の見直し等に係る損害に関する「中間指針第二次追補」を策定。
- 第30回審査会（平成25年1月30日）において、「農林漁業・食品産業の風評被害

に係る損害に関する中間指針第3次追補」を策定。

- 第39回審査会（平成25年12月26日）において、避難指示の長期化等に係る損害に関する「中間指針第4次追補」を策定。

(イ) 原子力損害賠償紛争解決センター

- 「和解の仲介」を行う機関として設置
 - 平成23年8月29日 東京事務所開所
 - 平成23年9月13日 福島事務所開所（郡山市）
 - 平成24年7月2日 福島事務所支所開所
(福島市、南相馬市、いわき市、会津若松市)
- 総括基準の策定（平成24年2月14日～）
センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する項目について総括基準が策定された。
- 和解事例の公表（平成24年4月27日～）
和解仲介事例は平成24年4月から平成25年11月まで計18回にわたり計598例が公表されている。

ウ 賠償項目

(ア) 避難等指示区域内の個人

a 精神的損害、b 避難・帰宅費用、c 一時立入費用、d 検査費用、e 生命・身体的損害、f 就労不能損害、g 土地・建物・家財（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）、h 住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等が対象）、i 田畑（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等を除く）等。

(イ) 避難等指示区域内の法人及び個人事業主

a 営業損害、b 検査費用、c 土地・建物、d 棚卸資産、e 償却資産、f 住宅等の補修・清掃費用（旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等の個人事業主が対象）等。

(ウ) 避難等指示区域外の個人

a 就労不能損害

(エ) 避難等指示区域外の法人及び個人事業主

a 営業損害、b 検査費用、c 追加的費用

(オ) 自主的避難等対象区域（県北、県中、相双、いわき地域の23市町村）の住民及び県南地域（9市町村）の住民

a 精神的損害

エ 東京電力による本県分の賠償金支払い進捗状況（平成26年2月28日現在）

支払済額 約2兆7,383億円

区分	支払済額	内訳等
個人	約1兆8,258億円	避難指示区域内約1兆4,765億円 自主避難等対象区域内約3,493億円
事業者	約9,125億円	

(2) 課 題

- 被害者である県民一人一人の生活や事業の再建を完全に果たすことのできる十分な賠償が確実、迅速になされる必要がある。
- 国は、東京電力(株)に対し、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、損害賠償請求への迅速な対応を含め、被害者優先の親身な賠償を行うよう指導する必要がある。

(3) 県の取組

- 関係団体、市町村と共に、福島県原子力損害対策協議会として、国及び東京電力(株)に対し、被害の実態に見合った確実、迅速、十分な賠償を求めていく。
- 原子力災害により被害を受けている個人及び事業者を対象として、円滑な賠償請求・支払につなげるため、法律相談、不動産鑑定士による巡回相談等の支援を行う。

資 料 編

原子力センターの沿革

- 昭和48. 6. 1 原子力対策駐在員事務所として発足
48. 8. 1 原子力発電所周辺環境放射能等の測定開始
49. 4. 1 原子力センターに改組
49. 6. 1 モニタリングポストによる環境放射線の常時監視測定開始
50. 2. 20 新庁舎に移転
50. 6. 30 環境放射能監視テレメータシステム完成
50. 8. 20 原子力センター落成式
54. 3. 15 庁舎増築完成
56. 2. 28 高線量測定用モニタリングポストの整備
60. 3. 25 展示室改装、マルチビジョン映像ホール設置
61. 3. 25 環境放射能監視テレメータシステム更新
61. 12. 9 緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）の導入
- 平成6. 1. 6 庁舎増築完成
6. 3. 24 広報展示室及び映像ホールの全面改装
8. 4. 1 衛生公害研究所環境放射能分析棟（現：原子力センター福島支所）の発足
9. 3. 27 環境放射能監視テレメータシステム更新
11. 4. 1 原子力発電所排気筒モニタのデータをテレメータシステムで公開
12. 4. 1 原子力発電所放水口モニタのデータをテレメータシステムで公開
13. 4. 1 衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組
監視測定範囲を発電所から概ね5kmから10kmに拡大
新たに広野町、浪江町で環境試料の採取開始
モニタリングポスト7局を新設
高線量測定用モニタリングポスト6局に低線量測定用検出器設置
合計23局体制
ホームページ公開
環境放射線情報システムの稼働
13. 4. 19 ホームページ上で空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開
14. 1. 24 庁舎増築完成（非常用ディーゼル発電設備）
15. 3. 18 天秤室・試料調整室等改修
18. 3. 20 モニタリングポスト22局に非常用ディーゼル発電機を設置
19. 3. 29 環境放射能監視テレメータシステム更新
20. 4. 1 モニタリング情報共有システム（RAMISES）の導入
23. 3. 15 東日本大震災に伴い、福島支所へ拠点を移転
23. 4. 24 京都大学とGPS連動型放射線量計測システム（KURAMA）の実証実験を開始
23. 6. 29 KURAMAを導入
24. 9. 13 笹木野事務所へ拠点を移転。

福島県原子力発電所設置概要

		東京電力(株)福島第一原子			
		1号機	2号機	3号機	4号機
1	設置位置	双葉郡 大熊町	同 左	同 左	同 左
2	設置者	東京電力 株式会社	同 左	同 左	同 左
3	炉型式	沸騰水型 軽水炉 (Mark I)	同 左	同 左	同 左
4	プラントメーカー	GE	GE・東芝	東 芝	日 立
5	発電出力	46万kW	78.4万kW	78.4万kW	78.4万kW
6	発電所用地面積	約350万㎡			
7	建設工事費	約390億円	約560億円	約620億円	約800億円
8	原子炉設置許可 申請年月日	41.7.1 ※43.11.19	42.9.18	44.7.1	46.8.5
9	原子炉設置許可 年月日	41.12.1 ※44.4.7	43.3.29	45.1.23	47.1.13
10	着工年月日	42.9.29	44.5.27	45.10.17	47.9.12
	燃料装荷年月日	45.7.4	48.3.15	49.8.1	52.12.15
	初臨界年月日	45.10.10	48.5.10	49.9.6	53.1.28
	運転開始年月日	46.3.26	49.7.18	51.3.27	53.10.12
11	燃料体の装荷数	400本	548本	548本	548本

注) ※は400千kW から460千kW への変更申請による年月日

力 発 電 所		東 京 電 力 (株) 福 島 第 二 原 子 力 発 電 所			
5 号 機	6 号 機	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機
双 葉 郡 双 葉 町	同 左	双 葉 郡 楡 葉 町	同 左	双 葉 郡 富 岡 町	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	沸 騰 水 型 軽 水 炉 (Mark II)	同 左	沸 騰 水 型 軽 水 炉 (Mark II改良型)	同 左	同 左
東 芝	GE・東芝	東 芝	日 立	東 芝	日 立
78.4万kW	110万kW	110万kW	110万kW	110万kW	110万kW
		約150万㎡			
約900億円	約1,750億円	約3,560億円	約2,760億円	約3,150億円	約2,920億円
46.2.22	46.12.21	47.8.28	51.12.21	53.8.16	53.8.16
46.9.23	47.12.12	49.4.30	53.6.26	55.8.4	55.8.4
46.12.22	48.5.18	50.11.1	54.2.28	55.12.1	55.12.1
52.7.2	54.1.16	56.5.8	58.4.1	59.9.27	61.10.1
52.8.26	54.3.9	56.6.17	58.4.26	59.10.18	61.10.24
43.4.18	54.10.24	57.4.20	59.2.3	60.6.21	62.8.25
548本	764本	764本	764本	764本	764本

原子力防災訓練の実施

県と広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町では防災関係機関の協力を得て、防災関係者の原子力災害対策計画の熟知と防災関係機関の行う緊急時防災活動の円滑化と相互の協力体制を強化し、地域住民の安全確保と原子力防災意識の向上を図ることを目的として、原子力防災訓練を実施してきた。

これまでの訓練の実施状況は、次のとおりである。

年度 (回数)	実施日時	実施場所 (中心会場)	参加 機関数等	訓練形態
S58 第1回	S58. 11. 30 9:00~14:30	福島第一(発)周辺地域 (大熊町)	52機関 699名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
S60 第2回	S60. 11. 29 9:00~12:00	福島第二(発)周辺地域 (富岡町)	18機関 181名	通報連絡、緊急時のモニタリングに関する部分訓練
S62 第3回	S63. 1. 26 10:00~16:15	福島第一(発)周辺地域 (富岡町)	57機関 635名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H元 第4回	H元. 11. 10 8:30~15:30	福島第一(発)周辺地域 (双葉町)	57機関 835名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H3 第5回	H3. 11. 14 8:30~15:30	福島第二(発)周辺地域 (楡葉町)	56機関 848名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H5 第6回	H5. 11. 30 8:30~15:15	福島第一(発)周辺地域 (大熊町)	60機関 1,131名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H7 第7回	H7. 11. 22 8:30~15:30	福島第二(発)周辺地域 (富岡町)	68機関 1,494名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H9 第8回	H9. 11. 20 8:00~15:00	福島第一(発)周辺地域 (双葉町)	50機関 1,535名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H11 第9回	H12. 2. 3 9:20~10:35 H12. 2. 4 9:40~12:05	福島第二(発)周辺地域 (楡葉町)	150機関 1,965名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H12 第10回	H12. 11. 28 8:00~12:00	福島第一(発)周辺地域 (大熊町、双葉町)	144機関 776名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練(通信連絡、オフサイトセンター運営、住民広報、住民避難)
H13 第11回	H13. 11. 28 8:30~15:00	福島第二(発)周辺地域 (富岡町、楡葉町)	170機関 1,480名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練(通信連絡、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等)

H14 第12回	H14. 11. 8 8 : 00~15 : 10	福島第一(発)周辺地域 (双葉町、大熊町)	200機関 1,600名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練（通信連絡、県災対本部運営、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等）、事故プラント復旧訓練
H15 第13回	H15. 11. 28 8 : 00~15 : 10	福島第二(発)周辺地域 (楡葉町、富岡町)	230機関 1,587名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練（通信連絡、県災対本部運営、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等）、事故プラント復旧訓練
H16 第14回	H16. 11. 24 7 : 45~14 : 40	福島第一(発)周辺地域 (大熊町、双葉町)	147機関 1,082名	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合的な訓練として現地対応訓練（通信連絡訓練、オフサイトセンター運営、現地本部運営、参集、住民避難、立入制限等）</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 通信連絡訓練 （平成16年10月19日 31機関 101名） • 緊急被ばく医療活動訓練 （平成16年11月5日 4機関 48名） • 緊急時環境放射線モニタリング訓練 （平成16年11月12日 9機関 46名）
H17 第15回	H17. 11. 14 13 : 00~17 : 00 H17. 11. 15 8 : 00~14 : 40	福島第二(発)周辺地域 (富岡町、楡葉町)	161機関 2,304名	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難、立入制限等）</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 通信連絡訓練 （平成17年11月30日 29機関 80名）

<p>H18 第16回</p>	<p>H19. 2. 6 12:40~15:00 H19. 2. 7 7:50~15:00</p>	<p>福島第一(発)周辺地域 (双葉町、大熊町)</p>	<p>160機関 2,300名</p>	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営（ブラインド（シナリオ非揭示）方式の訓練導入）、災害対策本部設置・運営、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難（広域避難含む）、立入制限措置等）</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時環境放射線モニタリング訓練 （平成18年11月16日 8機関 43名） 通信連絡訓練 （平成18年11月27日 32機関 103名）
<p>H19 第17回</p>	<p>H19. 10. 22 12:30~17:00 H19. 10. 23 8:00~15:00</p>	<p>福島第二(発)周辺施設 (楡葉町、富岡町)</p>	<p>215機関 2,093名 (延べ 2,872名)</p>	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営（ブラインド（シナリオ非揭示）方式の訓練導入）、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難（漁船避難含む）、立入制限措置、発電所内応急対策（自衛消防隊による消火訓練）等）</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信連絡訓練 （平成19年10月3日 36機関 104名）
<p>H20 第18回</p>	<p>H20. 10. 21 13:00~18:00 H20. 10. 22 7:30~13:00</p>	<p>福島第一(発)周辺施設 (大熊町、双葉町)</p>	<p>275機関 4,011人 (延べ 5,559人)</p>	<p>国が主催する原子力総合防災訓練と併せて行う一般住民参加を含めた総合的訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難（漁船避難含む）、物資搬送、立入制限措置、発電所内応急対策（自衛消防隊による消火訓練）等）</p>

				<p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 通信連絡訓練 (平成20年10月2日 37機関 119名) • 緊急時環境放射線空中モニタリング事前訓練 (平成20年10月16日 18機関 40名)
H21 第19回	H21. 12. 22 8:30~14:30	福島第二(発)周辺施設 (富岡町、楡葉町)	146機関 1,349人	<p>原子力発電施設に対するテロ攻撃を想定した国民保護共同訓練と併せて実施。</p> <p>総合的訓練(通信連絡・緊急対処事態対策本部等設置運営、オフサイトセンター運営、救急搬送等、緊急時モニタリング、住民避難、避難住民等救援、住民広報等)</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 緊急時環境放射線モニタリング訓練 (平成21年11月18日~19日 8機関 48名) • 通信連絡訓練 (平成21年12月14日 35機関 98名)
H22 第20回	H22. 11. 25 12:30~17:00 H22. 11. 26 8:30~15:00	福島第一(発)周辺施設 (双葉町、大熊町)	203機関 2,402名 (延べ3,095名)	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練(通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動(救護所活動を含む)、住民広報、住民避難、物資搬送、立入制限措置、発電所内応急対策等)</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 通信連絡訓練 (平成22年11月11日 35機関)

※ 東日本大震災以降、総合防災訓練は行っておらず、下記の通信連絡訓練を実施した。

- 平成25年度第1回 平成25年6月26日
 - 目的 新たに整備した通信機器の使用方法の確認
 - 参加機関 関係市町村、警察本部、双葉消防本部、事業者
- 平成25年度第2回 平成25年9月20日
 - 目的 各機関における通信連絡方法の把握
 - 参加機関 国関係機関、県関係機関、関係市町村、警察本部、関係警察署、関係消防本部、関係消防署、防災関係機関、隣接県、事業者
- 平成25年度第3回 平成25年12月26日（防災広報訓練と兼ねて実施）
 - 目的 緊急時対応能力の向上
 - 参加機関 原子力規制庁、オフサイトセンター、環境再生事務所、関係町、自衛隊、警察本部、双葉警察署、双葉消防本部、事業者
- 平成25年度第4回 平成26年2月28日
 - 目的 緊急時対応能力の向上
 - 参加機関 国関係機関、県関係機関、全市町村、関係警察、全消防本部、関係消防署、防災関係機関、隣接県、事業者

廃炉安全監視協議会開催結果

○ 第1回（平成24年12月26日）

場 所 杉妻会館4階 牡丹

目 的 福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた国及び東京電力株の取組について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有する。

説 明 者 ・東京電力株
・経済産業省 資源エネルギー庁

協議内容 (1) 廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
(2) 滞留水処理の現状と今後の予定
(3) 特定原子力施設のリスク評価
(4) 福島第一原発5、6号機と福島第二原発の現状について

申し入れ内容【東京電力株に対して】

- (1) 県民や住民の安全・安心の確保のために、作業員の質の確保、質の向上に関してもしっかりと取り組んでいくこと。
- (2) リスクの結果やその影響についても明らかにすること。
- (3) 同時並行的に発生する可能性のある複数リスク間の比較をしっかりと行って、今後の作業の優先順位付けに反映していくこと。

○ 第2回（平成25年2月5日：現地調査）

場 所 (1) 現地調査 福島第一原発
(2) 会議等 福島第二原発

目 的 東京電力株の廃炉工程における個別の安全確保に関する取組について、設備等の運用状況や管理体制にかかわる現場の担当者からの説明を受け、直接確認する。

調査内容 (1) 中長期ロードマップに基づく個別の安全確保に関する取組について
(2) 特定原子力施設の実施計画に関する取組について

申し入れ内容【東京電力株に対して】

- (1) 廃炉に向けての安全確保は本県の復興の大前提である。中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めること。
- (2) 建屋地下階への地下水流入低減対策、多核種除去設備の運用開始が遅れているとのことである。汚染水対策について早急に取り組むこと。
- (3) 廃炉の進捗状況や安全確保への取組について、これまで以上に見える形で分かりやすく積極的な情報公開を行うこと。
- (4) 作業従事者が安全に作業できるための被ばく管理の徹底、作業環境の線量低減、不適切な就労形態の解消などにしっかりと取り組むこと。

○ 第3回（平成25年4月3日：現地調査）

場 所 福島第一原発

目 的 平成25年3月18日に発生した停電トラブルにより、使用済燃料プール代替冷却設備等

が長期間にわたり停止した件について、東京電力(株)に原因と再発防止策等の説明を求め、現場状況の確認を実施した。

- 調査内容 (1) 停電トラブルの原因と再発防止対策について
(2) 県の申し入れ(3月28日)に対する対応状況について

申し入れ内容

- (1) 今後行う再発防止対策、信頼性向上対策の作業を行うにあたり、事前の準備をしっかりと行うこと。
(2) 県民への情報提供は県民の立場に立った迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこと。

○ 第4回(平成25年4月24日:現地調査)

場 所 福島第一原発

目 的 地下貯水槽からの汚染水漏えいなど平成25年4月3日以降に発生したトラブルへの対応状況や意見の申し入れ事項への対応状況について、東京電力(株)に説明を求め、現場状況の確認を行う。

- 調査内容 (1) 地下貯水槽からの漏えいトラブルへの対応状況について
(2) 3号機使用済燃料プール冷却停止トラブルへの対応状況について

申し入れ内容

- (1) 電源を含む全体的な仮設備の本設化や恒久化等について引き続き検討すること。
(2) 作業員の放射線の管理について、リングバッチを着用していなかった件などが発生している。一つ一つ指示漏れのないようしっかりと対応すること。
(3) 作業環境にまだ悪い部分がある。作業員の安全面というところでのリスク管理をしっかりと行うこと。

○ 第5回(平成25年6月11日)

場 所 福島市中町会館5階 東会議室

説 明 者 ・東京電力(株)
・経済産業省 資源エネルギー庁

- 協議内容 (1) 廃炉に向けた東京電力(株)の取組状況について
(2) 特定原子力施設に係る実施計画の概要について
(3) 「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の改訂について

申し入れ内容【東京電力(株)に対して】

- (1) 使用済燃料の取り出し及び汚染水対策について、遮水壁の取組等を行う中で廃炉作業全般におけるリスク評価を行うこと。
(2) リスク管理をする中で、さらに設備面での信頼性の向上についても検討を行うこと。
(3) 汚染水の漏えい量、水質測定の結果は、安全の基礎となるデータであることから測定及び評価に当たって、厳格に正確性を期すこと。
(4) 作業従事者の被ばく管理の徹底、作業環境の改善、不適切な就労形態の解消に引き続き取り組むこと。
(5) 汚染水対策について、今後抜本的な対策を含め、総合的な対策を進めていく中で、英知を集めて安全かつ着実に進めていくこと。

(6) 作業の取組状況について県民の皆様に分かりやすく迅速に情報提供を行うこと。

要請内容【資源エネルギー庁に対して】

- (1) 廃炉作業を着実、安全に進めていくために、世界の英知を集めて国が前面に立って責任を持って対応すること。
- (2) 東京電力(株)の取組について、責任を持ってしっかりと確認を行うこと。
- (3) 廃炉作業が確実に着実に安全に進むよう、汚染水処理対策に万全を期すこと。また、地下水バイパスに関しては、引き続き県民の皆様に分かりやすく丁寧に説明を行うこと。
- (4) 県民の皆様にわかりやすいところで、今後の廃炉に向けた取組についてわかりやすく丁寧な説明を行うこと。

○ 第6回（平成25年6月13日：現地調査）

場 所 福島第二原発

目 的 福島第二原発の復旧計画に基づく冷温停止維持に係わる設備等の復旧が完了したことから、その対応状況について東京電力(株)に説明を求めるとともに現場の状況確認を行うことを目的として現地調査を実施した。

調査内容 (1) 福島第二原発の復旧状況（1号機復旧完了に伴う報告）
(2) 冷温停止維持に係わる1号機設備等の復旧状況の確認

申し入れ内容

- (1) 福島第二原発における作業を引き続き適切に管理し、安全かつ着実に作業を進めることにより、県民の安全・安心が確保されるよう、しっかりと取り組むこと。

○ 第7回（平成25年8月6日：現地調査）

場 所 福島第一原発

目 的 1～4号機護岸付近の地下水の放射能濃度の上昇及び汚染水の海への漏出等について、東京電力(株)に説明を求めるとともに、現場状況の確認を行う。

調査内容 (1) 海側地下水の放射性濃度の上昇及び汚染水の海への漏出について
(2) 多核種除去施設（ALPS）におけるバッチ処理タンクからの漏えいについて
(3) 3号機原子炉建屋上部からの湯気の発生について
(4) 原子炉注水タンクの高台タンクから復水貯蔵タンクへの変更等について

申し入れ内容

- (1) 漏えいについて、薬液注入の着実な実施、追加的な対策の実施を行うこと。
- (2) 処理計画の全体像をつかみ、あらゆるリスクを想定して行うこと。
- (3) 社内だけでなく、専門家の英知を集結して取り組むこと。
- (4) 情報公開を迅速、適切に行うこと。県民の皆様へのわかりやすい情報提供を行うこと。

○ 第8回（平成25年9月13日：現地調査）

場 所 福島第一原発

目 的 原発構内H4エリアのタンクにおける汚染水の漏えい、1～4号機護岸付近の地下水の放射性濃度の上昇及び汚染水の海への漏えい問題等について、東京電力(株)に説明を求めるとともに、現場状況の確認を行う。

調査内容 (1) H4 エリアタンクにおける汚染水の漏えいに対する対応状況

(2) 汚染水の海への漏えいに対する対応について

申し入れ内容

- (1) 海への汚染地下水の流出防止対策の着実な実施については、特に、薬液注入による地盤改良を護岸において着実に実施するとともに、予防的に事前対策として実施すること。
- (2) タンクからの汚染水漏えいの原因究明の早期実施と土壌の汚染状況の把握、さらに、引き続き地下水のモニタリングを実施し、影響把握を行うとともに、汚染の拡散防止対策を適切に行うこと。
- (3) タンクについては、フランジ型から溶接型への切り替え促進を早急に行い、安全の確保に万全を期すこと。
- (4) 今後作るタンクはもちろんのこと、切り替えるまでの間に使用せざるを得ない既存のタンクについても、構造強度や耐震性、漏えい等のリスクの再検証を行い、適切な対策を講じること。
- (5) リスクの洗い出しを行い、事前に対策をしていくこと。対策を進める上では、常にリスクの洗い出しを行い、適切な対策を講じること。
- (6) 1つの対策が効果を発揮しない場合のための重層的な対策を並行して進めること。

○ 第9回 (平成25年9月17日)

場 所 杉妻会館4階 牡丹

目 的 福島第一原発構内H4エリアタンクにおける汚染水の漏えい並びにタービン建屋東側における汚染地下水の海への漏えいに対する東京電力(株)の対応状況について、関係機関において情報を共有するとともに、安全確保に関する事項について確認を行う。

また、汚染水対策に係る国の取組について、関係機関において情報を共有するとともに、安全確保に関する事項について確認を行う。さらに、汚染地下水の海への流出問題を受けた海域モニタリングの状況と、国が設置した検討会での検討の状況について情報を共有する。

説 明 者 ・東京電力(株)
・経済産業省 資源エネルギー庁
・原子力規制庁

協議内容 (1) H4 エリアタンクにおける汚染水の漏えいについて
(2) タービン建屋東側における汚染地下水の海への漏えいについて
(3) 汚染水対策に係る国の取組について
(4) 海域モニタリングについて
(5) 平成24年度年報及び平成25年度第1四半期原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書について

申し入れ内容【東京電力(株)に対して】

- (1) タンクを解体して漏えい原因を早急に特定させ、再発防止対策を着実に実施すること。
- (2) 漏えい対策の水平展開として、水位計の設置、パトロールの強化など信頼性の高い対策を実施すること。
- (3) 新たに設置するタンクは、信頼性の高いものへ切り替えること。それまでの間に使用する既存のタンクについても、必要な措置を確実に講じること。

(4) 降雨による堰の運用については、判断基準・手順を早急に明確にすること。

(5) 地下水の解析は汚染水対策の基本であり、速やかに対応すること。

要請内容【資源エネルギー庁、原子力規制庁に対して】

(1) 凍土方式による遮水壁について、上手くいかなかった場合の対策を、事前に重層的に実施すること。

(2) 汚染水対策の全体像の見通しを早期に示し、廃炉に向けた取組についてスピード感を持って対応すること。

(3) 東京電力(株)のデータ・調査について厳しく監視すること。

(4) 海域モニタリングについて、強化を含め総合的な評価を行うこと。

(5) 溶接型タンクへの切り替えについて、既存のタンクについての必要な措置を再検討した上で講ずること。

(6) 財政措置を含めて、国が前面に立って責任を持って進めること。

○ 第10回（平成25年9月20日：現地調査）

場 所 福島第二原発

目 的 2号機における原子炉内から使用済燃料プールへの燃料移動作業について、東京電力(株)の説明を求めるとともに、現場状況の確認を行う。

調査内容 (1) 福島第二原発2号機燃料移動作業について

(2) 2号機使用済燃料プールにおける異物混入防止対策について

申し入れ内容

(1) 停止中のプラントといえども冷却水確保の点から、プールゲートは閉じない方が安全であるという考えもある。リスクを低減化するために、様々なケースを想定して備えておくこと。

(2) 燃料移動後の使用済燃料プールでの燃料管理について、積極的にリスク低減対策について検討すること。

(3) 排気筒での微量の放射性物質の検出について、「事実」と「判断及び意見」を明確に区別すること。

○ 第11回（平成25年10月22日：現地調査）

場 所 福島第一原発

目 的 汚染水貯留タンクエリアにおける堰内の雨水排出の対応状況、H4タンクエリア周辺における高濃度放射性物質検出及び6号機の燃料移動について、東京電力(株)に説明を求めるとともに、現場状況の確認を行う。

調査内容 (1) 汚染水貯留タンクエリアにおける堰内雨水排出対応状況について

(2) H4タンクエリア周辺における高濃度放射性物質検出について

(3) 6号機の燃料移動作業における現場状況

申し入れ内容

(1) 汚染水タンクエリアの堰内の雨水排水については、台風やゲリラ豪雨を想定して、各堰内の雨水を溢れさせることなく放射性物質の濃度に応じて適切に移送すること。規制庁と議論して、実践的な対応をすること。

(2) タンクへの水位計設置、堰のかさ上げ、堰内の除染、タンクへの雨樋の設置を早急を実施す

ること。

(3) 護岸地下水についてはウェルポイントによる汚染地下水の汲み上げを確実に実施し、排水路の洗浄、暗渠化について、早期に実施すること。

(4) 6号機燃料移動は慎重かつ着実に実施すること。また、取組状況について適時報告すること。

○ 第12回（平成25年11月12日：現地調査）

場 所 福島第一原発

目 的 4号機における使用済燃料プールからの燃料移動作業の準備状況について、東京電力(株)に説明を求めるとともに、現場状況の確認を行う。

調査内容 4号機の使用済燃料プールからの燃料移動に関する完全確保の状況

申し入れ内容

- (1) 燃料取り出しの手順をしっかりと遵守し、作業前のリスクコミュニケーションを行い安全かつ着実にを行うこと。
- (2) トラブルが起これないようにすることはもちろんであるが、トラブルが起きた場合を想定した対策を事前に講じるとともに、実証を通じたリスクの再検証を行い、必要に応じて手順の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の環境改善を実施すること。
- (4) 万が一の防災対策を行うこと。
- (5) 作業の実施状況については、適宜、市町村、県民に対して分かりやすく丁寧に情報を提供すること。

○ 第13回（平成25年11月21日：現地調査）

場 所 福島第一原発

目 的 4号機における使用済燃料プールからの燃料移動作業の実施状況について、東京電力(株)に説明を求めるとともに、現場状況の確認を行う。

調査内容 4号機の使用済燃料プールからの燃料移動に関する安全確保の状況

申し入れ内容

- (1) 燃料移動作業にあたっては、引き続き、安全かつ着実作業を行うこと。
- (2) 今後の作業の中で、新たなリスクが確認された場合などは、いったん立ち止まり、しっかりとした対応を行うこと。

○ 第14回（平成25年11月26日：現地調査）

場 所 福島第一原発

目 的 4号機における使用済燃料プールからの燃料移動作業の実施状況について、東京電力(株)に説明を求めるとともに、現場状況の確認を行う。

調査内容 4号機の使用済燃料プールに沈めた空の移送用キャスクに使用済燃料を移動する作業の確認

申し入れ内容

- (1) キャスク輸送1回目が新燃料を対象にしたものだったのに対し、今回は使用済燃料の輸送であるから、万が一燃料が破損したり、水中から露出した際の放射線が高いというリスクもある

ため、より一層の慎重かつ着実な作業を行うこと。

- (2) 約1年にわたる長期の繰り返し作業の中で、慣れやマンネリ化によるミスが懸念されるということ念頭に置きながら、万が一のミスもないよう、慎重に作業を進めること。

○ **第15回（平成25年12月16日：現地調査）**

場 所 福島第一原発

目 的 4号機における使用済燃料プールからの燃料移動作業の実施状況について、東京電力㈱に説明を求めるとともに、現場状況の確認を行う。

- 調査内容 (1) 4号機使用済燃料プールから共用プールへの燃料移動作業の実施状況について
(2) 汚染水貯蔵タンクエリアにおける雨水対策実施状況について

申し入れ内容

- (1) 燃料移動にあたっては、引き続き安全第一に慎重に進めること。なお、1年間の繰り返し作業になるため、常に不断の検証を行いながら、さらに緊張感を継続して持ちながら作業にあたること。
(2) 雨水の対策状について、着実に実施するとともに、これからの大きな課題になってくるフランジ型タンクから溶接型へのリプレース及びリプレースが完了するまでの漏えい対策をしっかりと行うこと。

○ **第16回（平成26年1月16日：現地調査）**

場 所 福島第一原発

- 調査内容 (1) 覆土式一時保管施設について
(2) 4号機使用済燃料プールからの燃料移動作業実施状況について
(3) G6北、G4南タンクエリア堰からの漏えい防止対策実施状況

申し入れ内容

- (1) 4号機の燃料移動作業については、今後も慎重に、一年にわたる作業について、慣れによるマンネリ化がないようにすること。
(2) タンクエリアについては、漏えいが続き、県民の心配の種となっている。タンクの溶接型へのリプレースが行われるが、それまでの間のコーキングなどの漏えい対策を早急に完了すること。また、タンクの信頼性の向上のための検査の見直しや対策を引き続き着実にを行うこと。

○ **第17回（平成26年2月20日）**

場 所 杉妻会館4階 牡丹

目 的 福島第一原発構内H6エリアタンクにおける汚染水の漏えい並びに2号機原子炉圧力容器の監視温度計の故障、ストロンチウムの計測誤りについて東京電力㈱から説明を求める。

また、汚染水対策に係る国の取組について、関係機関において情報を共有するとともに、安全確保に関する事項について確認を行う。

- 説 明 者
- ・東京電力㈱
 - ・経済産業省 資源エネルギー庁
 - ・原子力規制庁

- 協議内容
- (1) 汚染水貯留 H6 北エリアのタンク上部からの漏えいについて
 - (2) 2号機原子炉圧力容器底部温度計の故障について
 - (3) ストロンチウム90及び全ベータの測定方法誤りについて
 - (4) 廃炉・汚染水問題に対する追加対策の実施状況と今後の見通しについて

申し入れ内容【東京電力㈱に対して】

- (1) 漏えい原因を早急に特定させ、再発防止対策を着実に実施すること。
- (2) 漏えいした汚染水の影響を調べるため観測孔を設置して監視すること。
- (3) 漏えいした汚染水と、汚染した土壌を早急に回収すること。
- (4) 水位計の異常を検出した際の確認事項等を整理し、作業管理を徹底すること。
- (5) 監視温度計の設置を早急に進めると共に、関連パラメータにより炉内状況を把握すること。
- (6) 点検作業のマニュアルを見直し、再発防止すること。
- (7) 他の作業のマニュアルも見直すこと。
- (6) すべての測定機器の点検較正について再度検証し、再発防止すること。
- (7) 発表する測定値について、第三者による確認を行うこと。
- (8) 分析する人材の育成を図ること
- (9) 修正を含め、測定結果等の情報を速やかかつ丁寧に提供する姿勢を社内で徹底すること

要請内容【資源エネルギー庁、原子力規制庁に対して】

- (1) 喫緊の汚染水問題の解決にむけ、追加対策について実効性のある取組とし、結果を出していただきたい。そして、1日も早く汚染水問題を解決していただきたい。

申し入れ状況（協議会を除く）

1. 台風15号の通過による災害の予防について（平成23年9月21日）

(1) 国への要請

- 要請先 政府現地対策本部 副本部長（原子力安全・保安院次長）
- 要請者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 県庁本庁舎5階 オフサイトセンター内
- 申し入れ内容

新たな災害の発生を防止するため、万全の対策及び監視を行うよう、強く要請する。

- ・ 原子炉及び燃料プール冷却への影響防止
- ・ 原子炉建屋や護岸付近における新たな損傷の防止
- ・ 雨水の流入等による放射性物質に汚染された溜まり水の増加の防止
- ・ メガフロート及びピット・トレンチ等も含め発電所からの新たな汚染水の海洋流失防止。
- ・ 作業員等の被災の防止等

(2) 東京電力(株)への申し入れ

- 申受者 東京電力(株)福島地域支援室 副室長
- 申入者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 自治会館3階 災害対策本部事務局
- 申し入れ内容

新たな災害の発生を防止するため、万全の対策及び監視を行うよう、強く要望する。

- ・ 原子炉及び燃料プール冷却への影響防止
- ・ 原子炉建屋や護岸付近における新たな損傷の防止
- ・ 雨水の流入等による放射性物質に汚染された溜まり水の増加の防止
- ・ メガフロート及びピット・トレンチ等も含め発電所からの新たな汚染水の海洋流失防止。
- ・ 作業員等の被災の防止等

2. キセノン検出に関する情報提供に対する申し入れ（平成23年11月2日）

(1) 国への要請

- 要請先 政府原子力災害現地対策本部 総括班長
- 要請者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 県庁本庁舎5階 オフサイトセンター内
- 申し入れ内容

- ・ 福島第一原発2号機の原子炉格納容器から、半減期の短い核種（キセノン133、キセノン135）が検出され、核分裂反応の可能性が否定できないことについては、本日未明に通報を受信して以降、県や関係市町村に対する情報提供が滞っている。
- ・ また、マスコミ報道を受けて、県民の皆様から、事故拡大のおそれや健康影響に関する不安の声が多数寄せられている。
- ・ このため、2号機の原子炉内で発生している事象の状況、放射線による周辺地域への影響、事故の収束に向けた今後の対応などについて、以下のことを強く求める。

1. 速やかな情報の開示を行うこと。
2. 県民への分かりやすい情報提供を行うこと。

(2) 東京電力(株)への申し入れ

- 申受先 東京電力(株)福島地域支援室 副室長
- 申入者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 自治会館3階 災害対策本部事務局
- 申し入れ内容
 - ・ 福島第一原発2号機の原子炉格納容器から、半減期の短い核種（キセノン133、キセノン135）が検出され、核分裂反応の可能性が否定できないことについては、本日未明に通報を受信して以降、県や関係市町村に対する情報提供が滞っている。
 - ・ また、マスコミ報道を受けて、県民の皆様から、事故拡大のおそれや健康影響に関する不安の声が多く寄せられている。
 - ・ このため、2号機の原子炉内で発生している事象の状況、放射線による周辺地域への影響、事故の収束に向けた今後の対応などについて、以下のことを強く求める。
 1. 速やかな情報の開示を行うこと。
 2. 県民への分かりやすい情報提供を行うこと。
- その後の経過

東京電力(株)では、平成23年11月4日に原子力安全・保安院に対して、今回の事象の報告書を提出した。この報告において、東京電力(株)は11月1日午後にはキセノン検出の事実を把握しながら、本県への情報提供が11月2日の未明になっていることが明らかになった。そのため、11月4日、福島県は東京電力(株)に対して、今回の対応について嚴重抗議を行った。

3. キセノン検出に関する情報提供の遅れに対する嚴重抗議（平成23年11月4日）

- 抗議先 東京電力(株) 新妻常正理事福島原子力被災者支援対策本部副本部長
- 抗議者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 自治会館3階
- 嚴重抗議内容

事故の収束に向けたステップ2の達成時期を年内に前倒ししたその矢先、突如として「一時的な臨界の可能性」が明らかになったことは、県民に著しい不安を与え、8ヶ月前の恐怖を思い起こさせた。今回の対応については、以下の2点を嚴重に抗議する。

1. 情報提供の時期

本日提出された報告書において明らかになったところによると、放射性キセノンの検出の事実を、1日の午後には把握しておりながら、本県への情報提供が翌2日の未明となっている。緊急事態への進行も想定される極めて重要な情報の提供が大幅に遅れたことは、事故収束、ふるさとへの帰還を願う全県民の思いをないがしろにするものと、言わざるを得ない。

2. 県民への分かりやすい説明

これまで、事故の収束に向けた各段階において、様々な可能性があるにもかかわらず、詳細に説明をしてこなかったことに加え、今回の一連の対応において、事実の説明に終始するなど、県民への誠意が感じられない。

福島県民が今置かれている状況を十分に踏まえ、こうした「速やかな情報の開示」、「県民への分かりやすい情報提供」など、県民の不安を少しでも解消するため、しっかり対応するよう、改めて強く申し入れる。

4. キセノン検出に関する情報提供の遅れに対する要請（平成23年11月7日）

- 要請先 政府
- 要請者 佐藤雄平知事
- 場 所 県災害対策本部会議
- 要請内容

福島県民がどのような状況でこの8ヶ月を過ごしているのか、東京電力や政府の皆さんが本当に理解しているのか疑問に思うことが時々ある。この件に関しても、1日の午後には把握しながら、本県への情報が2日の未明となっている。私は何度も何度も情報開示を迅速にと言ってきたが、これは監督官庁としてしっかり改めて電力側に申し上げる必要がある。また、県民に対して分かりやすく丁寧に説明願いたい。

【原子力安全・保安院の対応】

その後、原子力安全・保安院は、東京電力㈱の報告書の評価結果を公表した。評価結果では、今回検出されたキセノンは、自発核分裂で生成されたものであり、臨界による核分裂で生成されたものではないと判断されることから、東京電力の報告の内容は概ね妥当であるとしている。

5. 放射性物質を含む水の海域への流失に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策についての申し入れ（平成23年12月8日）

- 申受者 東京電力㈱ 福島支援室長
- 申入者 小山吉弘原子力安全対策課長
- 申し入れ内容

- 放射性物質を含む水の海域への漏えい事故は、もうあってはならないこと。今回の事故は、環境への影響の大小といったことではなく、県民に大きな不安を与えた。
- 事故対応の応急措置については、ほとんどが仮設設備であり、異常を早期に発見する監視体制の強化や、漏れることも想定して速やかに海への直接流出を防止するような体制などバックアップ機能を充実させ、全体として信頼性、安全性を高めていく必要がある。
- ステップ2の進捗状況、中期的な施設運営計画の安全性については、現在、原子力安全保安院において評価が行われている。
- 事業者においては、福島県民が今置かれている状況を十分に踏まえ、ふるさとへの帰還を願う期待を裏切ることのないよう、事故収束に向けた取り組みをしっかりと進めるとともに、その結果については「速やかな情報の開示」、「県民への分かりやすい情報提供」など、県民の不安の解消に、取り組むよう強く求める。

6. 配管の凍結による漏えい防止に対する申し入れ（平成24年1月31日）

- 申受者 東京電力(株)福島地域支援室副室長
- 申入者 小山吉弘原子力安全対策課長
- 申し入れ内容

- 東京電力(株)福島第一原発においては、1月28日から、屋外配管接続部付近等から内部流体の凍結が主たる原因とみられる漏えいが多数発生している。県は、かねてから処理水の漏えい等、仮設設備においてトラブルが繰り返されていることについて懸念を表明していたが、今般も仮設設備における厳冬期に備えた対応が不十分であったとみられる事態が判明したことは極めて遺憾である。
- 東京電力(株)に対しては、1月29日に類似箇所の点検の強化、抜本的な凍結による漏えいの防止対策の早期実施を求めたところであるが、その後も多数の漏えい箇所が確認されていることから、改めて、迅速かつ適切に対応するよう重ねて申し入れる。

【原子力安全・保安院の対応】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から、福島第一原発の非常用高台炉注水ポンプ付近の配管接続部その他多くの箇所から水が漏えいしていることを発見した旨の報告を受けたことから、安全上重要な設備及び放射性物質を含む水を扱う設備の凍結防止及び放射性物質を含む水の漏えい防止に万全を期すため、下記の通り指示を行った。

1. 28日、29日及び30日に発生した漏えいについて、内部流体の凍結の可能性も含め原因を究明し、再発防止対策を直ちに実施すること。
2. これらの漏えいについて敷地外への流失の有無を確認し、流失の可能性がある場合には、放出量評価を行うこと。
3. 類似箇所を特定して凍結対策及び漏えい対策を直ちに実施すること。また、外部への漏えい防止のため、直ちに夜間を含め巡視点検等を強化し、漏えいの発生を確認した場合にも適切に対応できるようにすること。
4. 上記の対策を含めて、現在実施している凍結対策を見直し、2月8日までに今後も凍結対策の計画を提出すること。特に、原子炉注水系設備など安全上重要な設備については、仮設建屋の設置など抜本的な凍結対策を速やかに検討し、実施すること。

その後、原子力安全・保安院は、東京電力から上記指示に関して、原因及び再発防止対策についての報告書を受領した。

7. 原子炉底部の温度上昇（温度計故障）に対する申し入れ（平成24年2月12、13日）

- (1) 東京電力(株)への申し入れ（平成24年2月12日）

- 申入者 小山吉弘原子力安全対策課長
- 申し入れ内容

- 温度等の炉内の状況を適切に把握し、速やかに対策を講じることにより外部への影響が生じないように全力で取り組むこと。
- 原子炉底部温度上昇に伴い、今後発生する恐れのあるリスクについて、県民への迅速で分かりやすい情報提供を行うこと。

(2) 原子力安全・保安院への要請（平成24年2月13日）

- 要請者 佐藤雄平知事
- 場 所 福島県災害対策本部会議
- 要請内容

「先週もお話ししたが、あの時は、冷温停止になってきたという話だった。先週から今週、どのような原因究明をしてきたのか、そして、また、今週、このような状態になっている。私もいつもお話しているが、この11ヶ月経って県民の皆さんが多少なりとも落ち着いてきている。そういう中でのこのような話は、また不安を抱くような状況となってしまうのではないかと思っている。一番は、何が原因であったかということをしかり開示、説明してもらうことで、今後、保安院の皆さんも中に入って原因究明をし、最高の知見をもって究明し、早くこういうことであったということを知らせてほしい。」

【原子力安全・保安院の対応】

平成24年2月12日に保安規定を逸脱したとの通報を受け、平成24年2月13日に下記のような見解を発表した。

- 見解（抜粋）
 - ・ 原子炉全体としては十分に冷却されており、放射性物質の放出量も有意な変化は見られず、原子力安全・保安院としては安全性に問題ないと考えている。
 - ・ 原子力安全・保安院としては、引き続き、原子炉の状況を注意深く監視する。
また、原子炉圧力容器内の温度等の状態把握のあり方や保安規定上の扱いについて、東京電力に対して至急検討し報告するよう指示するとともに、専門家の意見を聴取しつつ検討して参る。

その後、2月14日に、東京電力(株)に対して、今回の一連の温度上昇を踏まえた対応に関して、下記事項を報告するよう指示した。

- 指示内容
 1. 福島第一原発2号機原子炉圧力容器底部の温度計の一つの指示値が平成24年2月2日以降上昇傾向が継続したこと等当該温度計の指示値の一連の挙動に関して想定される要因
 2. 現在使用されている温度計以外に原子炉内の温度を監視するための代替手段
 3. 原子炉内の圧力及び温度分布の解析等原子炉内の状態を評価するための手法
 4. 福島第一原発における原子炉の冷温停止状態の維持を確認する際に根拠とする指標及び適用の考え方

上記指示を受けて、東京電力(株)では、当該圧力容器底部温度計の一連の指示値の挙動に関連して想定される要因について検討し、モックアップ試験によりその妥当性について確認を行った結果について、原子力安全・保安院に対して報告を行った。その結果、当該温度計は故障していたものと判断した。

○ 報告内容（抜粋）

当該圧力容器底部温度計の一連の指示値の挙動に関連して想定される要件について検討し、モックアップ試験によりその妥当性について確認を行った。モックアップ試験を行った結果、今回の当該温度計における事象で確認された短い周期での指示変動（ハンチング）及び温度指示の上昇について、それぞれ別の試験結果ではあるものの、同様の挙動が起りうることを確認できた。

従って今回の事象においては、

- 上下・円周方向近傍に設置されている温度計の温度が上昇していないこと
- モックアップ試験により指示変動（ハンチング）及び温度指示の上昇について同様の挙動が起りうることを確認できたことから、平成24年2月2日以降から原子炉圧力容器底部温度計が故障していたものと判断する。原子炉圧力容器底部温度計については、温度計の故障と判断したことから、保安規定第138条に定める原子炉圧力容器底部温度計の監視対象から除外する。

その後、今後も温度計の故障が発生すると、原子炉内温度の監視に支障が生じるため、原子力安全・保安院から東京電力(株)に対し、指示があった。

○ 指示内容

1. 2号機について、現在使用している温度計以外に原子炉内の温度を監視するための代替手段に関し、現時点で実現可能性があると考えられる手段ごとに、実現する上での課題を明らかにした上で具体的な作業工程を示した実施計画を策定し、報告すること。
2. 1～3号機の原子炉内温度並びに原子炉格納容器内温度を監視するために現在使用している温度計の信頼性を評価し、党員から指示があるまでの間、1ヶ月に1度、報告すること。

今回の指示を受け、平成24年3月2日、東京電力(株)は報告書を提出した。報告書の中では、代替温度計の挿入の実施計画や、温度計の信頼性評価の方法についてまとめられている。その後、準備が整い、平成24年10月3日、2号機原子炉圧力容器内に代替温度計を設置した。設置後、温度の推移等を監視していたが、他の監視計器と概ね同じ安定した挙動を示していたため、11月6日に、保安規定に定める監視器計としての運用を開始した。

8. 平成24年4月上旬にトラブルが頻発したことに対する対応

(1) トラブル頻発に対する申し入れ（平成24年4月13日）

福島第一原発において、平成24年4月上旬に、水処理設備から漏えいや4号機燃料プール冷却設備の停止、原子炉格納容器に窒素を封入する装置の停止など、仮設備でのトラブルが繰り返し発生したことから、東京電力に対して、安全管理の徹底について申し入れを行った。

(2) 東京電力(株)からの改善対策報告書の提出（平成24年5月18日）

トラブル頻発に対する県の申し入れに対して、平成24年5月18日、改善対策を取りまとめた報告書が東京電力(株)より提出された。

【報告書（概要）】

- 仮設設備の詳細点検と、一層の安全確保、信頼性の向上
→原因調査を踏まえ、配管等の材質や連絡方法の変更、安全装置の追加、作業手順書の明確化などの改善対策を講じる。
- 故障の早期発見の監視体制や、復旧保全体制の整備
→監視カメラや異常点検検知等の追加設置、運転手順やパトロール頻度の強化、点検長期計画の策定、保守要員の技能向上講習会の開催等により、トラブルの早期発見、速やかな復旧計画を整備する。
- 速やか、かつ、分かりやすい情報提供
→東京電力は、県への報告内容について、報道機関へ説明予定。

(3) 県による現地調査の実施（平成24年5月21日）

県としては、この報告書の内容について厳しくチェックするとともに、内容の確認を兼ねて、「東京電力(株)福島第一原発周辺地域の安全確保に関する協定」第9条に基づき状況確認調査を実施した。

9. 福島第一原発1～3号機の原子炉注水量の低下に関する申し入れ（平成24年8月31日）

(1) 背景

平成24年8月30日、福島第一原発から、1～3号機の原子炉注水量が、原子炉の冷却に必要な注水量を下回ったことから、原子炉施設保安規定で定める「運転上の制限」を満足していないと判断したとの通報を受けた。その後、流量調節弁を調整することにより各号機の流量は回復したものの、依然として流量が減少する傾向が継続した。

(2) 東京電力への申し入れ

○申し入れ内容

- 引き続き、原子炉の監視を強化しその状況を速やかに報告すること
- 早急に原因を究明し、必要な措置を講じ、冷温停止状態の安定的維持に万全を期すこと

【その後の経過】

平成24年9月13日、東京電力から、原因が特定され、対策を実施した結果、注水量が安定したことから、保安規定に定める運転上の制限内への復帰を判断（16時）したとの連絡があった。

○原因

原子炉冷却水の位相ホースの信頼性向上対策のため、塩化ビニール製からポリエチレン製に交換する作業を行った際、配管の加工において発生した「微少な破片」が、貯水タンクに混入し、流量調整弁で目詰まりを起こし、冷却水の流れが妨げられ、注水量が低下した。

○対策

貯水タンク内の清掃を行い、混入した微少な破片の回収、除去を実施し、水質分析により、タンク内の冷却水の水質は、以前と同等な良好な様態になっていることを確認した。

10. 原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議における作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関する申し入れ（平成24年9月7日）

(1) 国（資源エネルギー庁）への要請

○ 要請者 古市正二生活環境部次長

○ 要請内容

- 「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく取組が、確実に、そして少しでも前倒しで進捗するよう、しっかりと管理すること。
- 加えて、ロードマップの取組を確実に進めることができるよう、作業者の確保や人材の育成について、中長期的な視点からの取組を、一層強化すること。
- 県民への分かりやすい情報提供について、より一層の取組を進めること。

(2) 国（福島労働局、原子力安全・保安院）への要請

○ 要請者 古市正二生活環境部次長

○ 要請内容

- 福島第一原発の事故収束に向けて極めて厳しい環境に置かれている作業者を思い、作業者の安全確保を第一として東京電力に対する指導、監督をこれまで以上に強化すること。
- 県民への分かりやすい情報提供について、より一層の取組を進めること。

(3) 東京電力(株)への申し入れ

○ 申入者 古市正二生活環境部次長

○ 申し入れ内容

- 作業環境の安全を直接的に管理する立場から、個人毎の被ばく線量や、作業員毎の被ばく線量を確実に管理することはもとより、発電所全域での線量低減対策を積極的に進め、トータルとして線量低減を図っていくことが、長期にわたって作業者が安心して働けるための重要なことなので、これまで以上に、協力企業と一体となり、取組を推進すること。
- 県民への分かりやすい情報提供について、より一層の取組を進めること。

11. 原子力事故対応関係市町村会議において、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見通しに関する分かりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化に関する要請（平成24年10月29日）

○ 要請先 原子力規制庁

○ 要請内容

1. 特定原子力施設の指定について

(1) 中長期ロードマップへの関わりの明確化

原子力規制委員会は、特定原子力施設に指定後の福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に、どのように関わるのかを明確にすること。

(2) 5・6号機の取り扱いの明確化

原子力規制委員会は、特定原子力施設に指定後の5・6号機の取り扱い方針を明確にすること。

2. 措置を講ずべき事項について

(1) 広域的な環境影響評価の実施

リスク評価に当たっては、作業中のトラブル等に起因する事故の緊急事態への進展も想

定し、周辺地域のみならず広域的な環境影響評価を行うことを、措置を講ずべき事項に追加すること。

(2) 県民への丁寧で分かりやすい説明

実施計画とその進捗状況について、県民に分かりやすく丁寧に説明することを、措置を講ずべき事項に追加すること。

3. 実施計画について

(1) 認可の基準の明確化

原子力規制委員会は、東京電力から提出される実施計画の妥当性を判断するための基準を明確にした上で、認可を行うこと。

(2) 実施計画の柔軟な見直し

実施計画の認可後であっても、原子力規制委員会及び東京電力は、実施計画を柔軟に見直すこと。

12. 中長期ロードマップにおける作業従事者登録数の記載に係る嚴重抗議（平成24年11月6日）

(1) 抗議に至る経緯

平成24年11月5日における一部報道にて、本年7月に示された「福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」において、「2012年5月時点において福島第一原発に従事登録している作業員数は24,300人となっており、要員の不足は生じない見込みである。」と記載されているが、実際には現時点で約8,000人の登録しかないことが判明した。

その後、同日夜、県は東京電力㈱に対して、事実関係の確認を行い、その結果、下記のような説明を受けた。

- 中長期ロードマップに記載されている「約24,300人」というのは、震災発止以降から今年5月時点までの累計であり、これまでに従事者登録を解除した人数も含むものである。
- 現在、実際に登録しているのは約8,000人である。

(2) 嚴重抗議

廃炉作業人員の確保については、中長期ロードマップの信頼性に大きくかかわるものであることから、平成24年11月6日、資源エネルギー庁及び東京電力㈱を召致し、マスコミ公開の場で嚴重抗議を実施した。

(3) 資源エネルギー庁及び東京電力㈱への嚴重抗議

- 抗議者 荒竹生活環境部長
- 場 所 自治会館303会議室
- 抗議内容

嚴重注意するとともに、下記内容について速やかな回答を求めた。

- 事実関係の把握の経緯
- 事実関係を把握しながら、中長期ロードマップの訂正や公表を怠ってきた経緯・理由
- 今後の廃炉作業の推進に向けた要員確保の取組方針

【調査結果報告書の受理】

○ 資源エネルギー庁

平成24年11月16日に、調査結果の報告を受け、調査結果報告の中で、「福島第一原発1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における要員計画の記載について、平成24年11月16日付で

訂正するとの話があった。

○ 東京電力㈱

平成24年11月16日に、調査結果の報告を受けた。

報告受理に当たっての申し入れ

○ 申受者 資源エネルギー庁、東京電力㈱

○ 申入者 荒竹生活環境部長

○ 申し入れ内容

- ・ 今回のような事案は、中長期ロードマップの根幹にかかわるものであり、記述に議論が生じた時点で、しっかりと精査すること。
- ・ 要因が安定的に確保できると判断する根拠について、分かりやすく説明すること。
- ・ 作業員の被ばく管理の徹底を図りつつ、安定的な要員確保の取組を強化すること。

13. 作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関する申し入れ（平成24年12月3日）

○ 申受者 東京電力㈱

○ 申入者 古市正二生活環境部次長

○ 場 所 原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議

○ 申し入れ内容

東京電力におかれては、廃炉作業を確実に進めるため、作業環境の整備、被ばく低減対策の推進による安全確保に加え、今回の就労実態アンケートの結果について、さらなる実態の把握に努めるとともに、法令遵守は当然のことながら、就労環境を改善する取組について、協力企業と一体となって推進すること。

なお、廃炉作業の就労実態について、県民の不安や不信を招かないよう、透明性の確保、県民への分かりやすい情報開示についても、より一層の取組を進めること。

14. 福島第一原発において発生した停電による使用済燃料プールの冷却停止等に対する申し入れ（平成25年3月19日）

○ 申受者 東京電力㈱

○ 申入者 古市正二生活環境部次長

○ 場 所 県庁西庁舎8階 801会議室

○ 申し入れ内容

平成25年3月18日に発生した福島第一原発の停電について、原因が特定されず、冷却系の運転も再開できていない状況から、次の3点を申し入れた。

- 停電について、速やか、かつ徹底した原因調査を行い、安全を最優先に電源の復旧策を講じること。
- 電源設備については、多重化、多様化により信頼性を向上させるとともに、損傷箇所の早期検知を可能とする監視体制の強化を加速させること。
- 重要施設のトラブルについては、その影響によるリスクを分かりやすく説明するなど、県民への迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

15. 福島第一原発における地下水貯水槽からの汚染水漏えいについて

(1) 背景

平成25年4月5日23時35分、県は東京電力(株)から、福島第一原発において、地下貯水槽No.2の一番外側のシートと地盤の間に溜まっていた水を分析した結果、通常の地下水より高い濃度の放射性物質が検出されたことから、汚染水が漏えいしたとの通報連絡を受けた。

その後、地下貯水槽No.2の汚染水を他の貯水槽に移送していたところ、4月7日に貯水槽No.1においても漏えいが確認された。このトラブルに対して、県は、佐藤知事以下による関係部長会議を開催するとともに、国への緊急要望及び東京電力(株)への申し入れを行った。

(2) 県の対応

東京電力への申し入れ（平成25年4月6日）

- 申受者 東京電力(株)福島復興本社
福島広報部技術統括グループマネージャー
- 申入者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内
- 申し入れ内容
 - 地下貯水槽No.2の汚染水を速やかに移送するには、取り得る限りの資材を投入し、短時間で完了させること。
 - 汚染水の移送に当たっては、安全を最優先とし、環境影響を拡大させることがないように、作業や貯蔵等のリスク管理を徹底すること。
 - 移送先の地下貯水槽No.1は、地下貯水槽No.2と同様の構造仕様であることから、漏えい検知に万全を期すこと。
 - 地下貯水槽No.2の漏えい原因については、徹底した調査を行い、速やかに再発防止策を講じること。
 - 県民への情報提供に当たっては、その影響によるリスクや対策の見通しを分かりやすく説明するなど、迅速、正確かつ丁寧に行うこと。

東京電力への申し入れ（平成25年4月7日）

- 申受者 東京電力(株)福島復興本社 福島広報部長
- 申入者 古市正二生活環境部長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部長
- 申し入れ内容
 - 地下貯水槽No.2から漏えいした汚染水による周辺環境への影響を調査し、必要な対策を講ずること。

- 汚染水を保管しているすべての地下貯水槽について、継続的に監視、調査すること。
- 地下貯水槽に保管されている汚染水について、地上タンク等のしっかりとした構造の保管施設に移送する等の対応を早急に検討すること。
- 汚染水全体の処理計画について、精査、見直しを行い報告すること。

東京電力への申し入れ（平成25年4月8日）

- 申受者 東京電力(株)福島復興本社 代表 石崎 芳行
- 申入者 村田文雄副知事
- 場 所 県庁本庁舎2階 副知事室
- 申し入れ内容
 - 汚染水の漏えいについて、早急に環境への影響を調査し対策を講じるとともに、汚染水全体の処理計画について、精査・見直しを行うなど、汚染水対策に万全を期すこと。
 - 廃炉に向けた様々な作業に当たっては、潜在リスクを洗い出し作業の安全性向上と確実な作業管理のための対策を講じ、徹底した安全管理に取り組むこと。

国への緊急要請（平成25年4月8日）

- 要請先 原子力規制委員会、環境省、資源エネルギー庁
- 要請者 内堀雅雄副知事
- 要請内容
 - 事故の完全収束に向け、中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めること。また、最近、トラブルが多発していることから、国においては、東京電力の取組に対する監視体制を強化し、厳しく監視していくこと。
 - 東京電力に対し、あらゆるリスクを洗い出し、作業の安全性向上と確実な作業管理のための対策を講じるよう強く求めるとともに、国の責任においてしっかりと確認すること。
 - 汚染水の漏えいについては、早期に環境への調査し対策を講じるなど、汚染水対策に万全を期すこと。また、中長期ロードマップにおいて汚染水の処理計画について必要な見直しを速やかに行うこと。
 - 中長期ロードマップに基づく取組の進捗状況や今後の取組を県民に分かりやすく説明し、県民の不安解消に努めること。

東京電力への申し入れ（平成25年4月9日）

- 申受者 東京電力(株)福島復興本社福島本部 復興推進室長
- 申入者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内会議室
- 申し入れ内容
 - 汚染水漏えいの対策にあたり、道筋が見えるような対応の方針と改善策について、可及的速やかに検討し報告すること。

東京電力への申し入れ（平成25年4月10日）

- 申受者 東京電力(株)福島復興本社福島本部 復興推進室長

- 申入者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内会議室
- 申し入れ内容
 - ・ タンクの新設を社を挙げてできるだけ前倒しし、汚染水の移送を早期に行うこと。
 - ・ 汚染水を移送する間の地下貯水槽については、しっかりした管理を行うこと。
 - ・ 環境への影響評価については、漁協を始め、海への流失を心配していることから、モニタリングを徹底して行い、結果を随時丁寧に公表すること。
 - ・ 今後の取組に生かすため、原因調査をしっかり行うこと。
 - ・ 本日の報告はあくまで当面の対策であり、全体の汚染水処理計画をしっかりと見直し、安定した信頼性の高い計画を作成し、しかるべく報告すること。

東京電力への申し入れ（平成25年4月11日）

- 申受者 東京電力(株)福島復興本社福島本部 福島広報部長
- 申入者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境南会議室
- 申し入れ内容
 - ・ 汚染水漏えい対策における徹底したリスク管理を安全かつ着実に実施すること。

東京電力への申し入れ（平成25年4月13日）

- 申受者 東京電力(株)福島復興本社
福島広報部原子力技術グループマネージャー
- 申入者 渡辺仁原子力安全対策課長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内
- 申し入れ内容
 - ・ 貯水槽No.1からの漏えいが確認されたことを踏まえ、汚染水の移送計画の見直しを検討すること。
 - ・ 汚染水の移送を迅速かつ安全に実施すること。
 - ・ 周辺環境のモニタリングを徹底すること。
 - ・ 移送計画の見直しに当たっては、安全確保を最優先に、当初予定していた移送完了時期については遅れることがないように検討すること。

東京電力への申し入れ（平成25年4月27日）

- 申受者 東京電力(株)福島原子力被災者支援対策本部
福島地域支援室 技術統括グループマネージャー
- 申入者 渡辺仁原子力安全対策課長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内
- 申し入れ内容
 - ・ 漏えいした汚染水そのものの対策（土壌の撤去等）の早急な検討と報告すること。
 - ・ 地下水等のモニタリング継続と結果報告すること。

東京電力への申し入れ（平成25年5月17日）

- 申受者 東京電力(株)福島原子力被災者支援対策本部
福島地域支援室 技術統括グループマネージャー
- 申入者 渡辺仁原子力安全対策課長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内
- 申し入れ内容
 - ・ 敷地境界の線量低減対策（G6エリアタンクの汚染水を優先して多核種除去設備で除去する等）について、対応できるところをしっかりと着実に取り組むこと。
 - ・ G6エリアタンクへの汚染水の移送については安全に万全を期すこと。

16. 福島第一原発における地下水バイパス等に関する国への要請（平成25年5月16日）

- 要請先 資源エネルギー庁
- 要請者 内堀雅雄副知事
- 要請内容
 - ・ 「地下水バイパス」については、国が前面に立ち責任を持って安全性の確保に取り組むこと。また、「放出する地下水」と「汚染水」の違いや海洋放出による環境への影響等について、県民に分かりやすく丁寧に説明することにより、県民の理解を得ること。
 - ・ 廃炉に向けた中長期ロードマップにおける汚染水全体の処理計画については、必要な見直しを速やかに行い、対策に万全を期すこと。

【その後の経過】

資源エネルギー庁は、平成25年6月5日に福島市、いわき市において、東京電力福島第一原発における地下水バイパス計画と、今後の地下水流入抑制対策の方向性について説明会を開催した。

17. 福島第一原発の地下水における高濃度放射性物質の検出に対する申し入れ（平成25年6月19日）

- 申受者 東京電力(株)常務執行役 原子力・立地本部副本部長兼
福島第一安定化センター所長兼福島本部長 小森 明生
- 申入者 長谷川哲也生活環境部長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内会議室
- 申し入れ内容
 - ・ 過去の漏えいと因果関係も含め、汚染の原因究明を早急に行うとともに、汚染範囲の特定及び周辺環境に与える影響調査を実施すること。
 - ・ 周辺環境への影響を最小限に留めるために拡散防止対策や更なる処理対策の検討を速やかに行い、実施すること。
 - ・ 上流側のトレンチ等に滞留している高濃度汚染水についても早急に対策を検討すること。
 - ・ 汚染原因や周辺環境に与える影響、対策について県民への分かりやすく丁寧な情報提供を行うこと。

18. 福島第一原発タービン建屋東側における地下水汚染等に対する申し入れ（平成25年7月22日）

- 申受者 東京電力(株) 執行役員原子力・立地本部副本部長兼
福島第一安定化センター所長 高橋 毅
- 申入者 長谷川哲也生活環境部長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内会議室
- 申し入れ内容
 - ・ 薬液注入による地盤改良の早期完了と追加実施により、拡散防止を図ること。
 - ・ あらゆるリスクを想定し、観測孔No.2、No.3付近護岸の地盤改良等、予防対策を早期に実施すること。
 - ・ トレンチ内の高濃度汚染水の対策を早急に取り組むこと。
 - ・ 海側のモニタリング強化と影響評価を行うこと。
 - ・ 全社を挙げて、また、専門家の英知を集めて対策の実施に取り組むこと。

19. 福島第一原発の廃炉に向けた取組に関する要請（平成25年8月6日）

(1) 国への要請

- 要請先 経済産業省、原子力規制庁
- 要請者 内堀雅雄副知事
- 要請内容
 - ・ 事故は収束していないという認識の下、国が前面に立ち責任を持って、喫緊の課題である汚染水対策を始めとする中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めること。
 - ・ 東京電力に対しては、廃炉に向けた作業においてリスク管理を徹底し、事前の対策を講じるよう指導するとともに、その取組に対する監視体制を強化し、国の責任において厳しく監視すること。
 - ・ 原子炉建屋東側において、汚染された地下水が海域へ漏えいしたことについては、海への影響を最小限に抑えるための拡散防止対策や新たな漏えいを防止するための事前の対策、これらの対策の実施に伴い滞留する汚染された地下水やトレンチ内の高濃度汚染水の処理対策等、東京電力による取組について確認・指導を徹底すること。また、国、県、東京電力が実施する海域モニタリングの結果について、総合的な確認・評価を行うこと。
 - ・ 中長期ロードマップに基づく取組の進捗状況や今後の取組に加え、トラブル発生時においては、国として、事象のリスク評価や東京電力への指導内容について、県民に分かりやすく説明し、県民の不安の解消に努めること。

【要請に対する国の対応】

9月3日 汚染水問題に関する基本方針の策定

- ・ 汚染水問題に関する3つの対策
 - ① 「高濃度汚染水については、トレンチ内の汚染水を除去するとともに、より処理効率の高い処理設備を整備する」
 - ② 「原子炉建屋山側から、汚染される前に地下水をくみ上げる（地下水バイパス）とともに、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を設置する」
 - ③ 「建屋海側の汚染エリア付近の護岸に水を通さない壁を設置する（水ガラスによる地盤

改良)とともに、原発の港湾内に海側遮水壁を設置する。また、汚染水は当面タンクで貯蔵・管理することとし、タンクの管理体制強化やパトロールの強化等の対策を講じる」

• 「体制の強化」

原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を設置。

廃炉・汚染水対策現地事務所及び汚染水対策現地調整会議を設置。

• 「廃炉・汚染水対策の工程管理とリスクの洗い出し」

廃炉・汚染水対策は、東京電力による対応を強化すると同時に、国が前面に出て、作業が適切に進展するよう工程の内容と進捗の確認を行う。

• 「モニタリングの強化、風評被害、国際広報の強化」

海洋モニタリングに関する情報を、原子力規制委員会が精査をした上で、ほかの福島第一原発事故関係のモニタリング結果と併せて毎週一元的に公表する。

9月13日 原子力規制庁が、海洋モニタリングに関する検討会を設置

海洋モニタリング結果の総合的な確認、手法の評価及びモニタリング強化を検討する。

(2) 東京電力(株)への申し入れ

○ 申受者 福島第一原発所長 小野 明

○ 申入者 渡辺県原子力安全対策課長

○ 場 所 福島第一原発(廃炉安全監視協議会現地調査にて)

○ 申し入れ内容

- 薬液注入の着実な実施、追加的対策の実施をしっかりとやること。
- 処理計画の全体像をつかみ、あらゆるリスクを想定してやること。
- 社内だけでなく、専門家の英知を結集してやること。
- 情報公開を迅速かつ適切に行うこと。また、県民へのわかりやすい情報提供を行うこと。

【申し入れに対する東京電力(株)の対応】

7月8日 薬液注入開始(現在も作業継続中)

8月26日 汚染水・タンク対策本部を設置

• 「タンク対策・運用チーム」の設置

パトロールや水位計設置などの運用強化、タンク・堰などの信頼性向上、タンクのリスク管理や建設、高濃度汚染水の処理の加速。

• 「把握・解析・リスク管理チーム」の設置

地下水の調査分析、地下水・海水中の放射性物質の挙動の調査分析・評価、汚染源特定、汚染水全体のリスク管理」などを行う。

• 「連絡調整・広報」チームの設置

• 「国内外から社外専門家を招聘」

原子力部門に加え、土木・建築・環境・電気・機械など各部門から横断的に人材を集める。

20. H4エリアタンクにおける汚染水の漏えい、作業員の身体汚染及びダストモニタリング警報発生
に対する申し入れ（平成25年8月20日）

- 申受者 東京電力(株)福島復興本社福島広報部長
- 申入者 古市正二生活環境部次長
- 場 所 県庁西庁舎8階 生活環境部内会議室
- 申し入れ内容
 - ・ H4エリアタンクにおける汚染水漏えいの原因究明と一刻も早い漏えい防止、あらゆるリスクを想定した再発防止対策の早期実施
 - ・ 今回の汚染水漏えいを受けた再発防止対策の他タンク等への水平展開の実施
 - ・ 漏えい監視の強化を周辺環境への影響調査の実施
 - ・ 連続ダストモニタ指示値が上昇し、身体汚染者が発生した原因の早期究明と作業員の被ばく防止の徹底

21. 福島第一原発における汚染水対策に対する申し入れ（平成25年8月24日）

- 申受者 東京電力(株) 相澤善吾副社長 原子力・立地本部長
石崎芳行副社長 福島復興本社代表
- 申入者 内堀雅雄副知事
- 場 所 県庁本庁舎2階 副知事室
- 申し入れ内容
 - ・ 汚染された地下水の漏えいについては、海への影響を最小限に抑えるための拡散防止対策や新たな漏えいを防ぐための事前対策とともに、汚染の原因と考えられているトレンチ内に滞留している汚染水の処理対策を早急を実施すること。
 - ・ 地上タンクにおける汚染水の漏えいについては、原因を早急に特定し、他のタンクにおいても同様のトラブルが発生し、漏えいが再発することのないよう、点検・確認を徹底するとともに、必要な対策を早急に講じること。
 - ・ これらの緊急的対策と併せて、地下水の建屋への流入防止や汚染水の処理など抜本的な対策を含め、汚染水対策の全体像と見通しを具体的に示すこと。
 - ・ さらに、これまでの対策を含め、あらゆるリスクの洗い出しを行い、新たな漏えい等が発生することのないよう、事前の対策を確実に講ずることなど、リスク管理を徹底すること。
 - ・ 対策の進捗状況や今後の取組について、県民に分かりやすく説明し、不安の解消に努めること。

【申し入れに対する東京電力(株)の対応】

8月26日 汚染水・タンク対策本部を設置

- ・ 「タンク対策・運用チーム」
パトロールや水位計設置などの運用強化、タンク・堰などの信頼性向上、タンクのリスク管理や建設、高濃度汚染水の処理の加速。
- ・ 「現状把握・解析・リスク管理チーム」
地下水の調査分析、地下水・海水中の放射性物質の挙動の調査分析・評価、汚染源特定、汚染水全体のリスク管理。
- ・ 「連絡調整・広報」チームの設置

22. 福島第一原発における汚染水対策に関する国への要請（平成25年8月28日）

- 要請先 経済産業省、原子力規制委員会
- 要請者 佐藤雄平知事
- 要請内容
 - 汚染水を始めとする廃炉に向けた取組については、国が、新たな体制を構築し、財政措置を講じるなど、前面に立ち責任を持って、安全かつ着実に進めること。また、国内外の技術や知見を結集し、総力を挙げて取り組むこと。
 - 東京電力に対しては、あらゆるリスクを想定して事前の対策を講じるなど、リスク管理を徹底するよう指導するとともに、その取組に対する監視体制を強化し、国の責任において厳しく監視すること。
 - 汚染された地下水の漏えいにかかる汚染の拡散防止対策や新たな漏えいを防ぐための事前の対策、また、地上タンクにおける汚染水の漏えいにかかる原因の早急な特定や再発防止対策など、東京電力が実施している緊急的対策について確認・指導を徹底すること。
 - これらの緊急的対策と併せて、地下水の建屋への流入防止や汚染水の処理など抜本的な対策を含め、汚染水対策の全体像と見通しを具体的に示すこと。
 - 国、県、東京電力が実施する海域モニタリングの結果について、総合的な確認・評価を行い、その結果を、迅速かつ分かりやすく公表すること。
 - 対策の進捗状況や今後の取組、さらには、トラブル発生時においては、リスクの程度の評価や解決の見通し等について、県民に分かりやすく説明し、不安の解消に努めること。

【要請に対する国の動き】

9月3日 汚染水問題に関する基本方針の策定

- 関係閣僚等会議の設置
「汚染水問題の原因を根本的に断つ対策として、内外の技術や知見を結集し、政府が総力をあげて対策を実施するための体制を整備」
- 廃炉・汚染水対策の工程管理とリスクの洗い出し
「廃炉・汚染水対策は、東京電力による対応を強化すると同時に、国が前面に出て、作業が適切に進展するよう工程の内容と進捗の確認を行う。（中略）潜在的なリスクを洗い出し、不断に具体的な予防対応や緊急対応のあり方について検討する。」
- 財政措置
「凍土方式の陸側遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去設備の実現について、事業費全体を国が措置」
- モニタリングの強化、風評被害、国際広報の強化
「海洋モニタリングに関する情報を、原子力規制委員会が精査をした上で、ほかの福島第一原発事故関係のモニタリング結果と併せて毎週一元的に公表する」
- 汚染水問題に関する3つの対策
 - ① 「高濃度汚染水については、トレンチ内の汚染水を除去するとともに、より処理効率の高い処理設備を整備する」
 - ② 「原子炉建屋山側から、汚染される前に地下水をくみ上げる（地下水バイパス）とともに、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を設置する」

- ③ 「建屋海側の汚染エリア付近の護岸に水を通さない壁を設置する（水ガラスによる地盤改良）とともに、原発の港湾内に海側遮水壁を設置する。また、汚染水は当面タンクで貯蔵・管理することとし、タンクの管理体制強化やパトロールの強化等の対策を講じる」

9月13日 原子力規制庁が、海洋モニタリングに関する検討会を設置

海洋モニタリング結果の総合的な確認、手法の評価及びモニタリング強化を検討する。

23. 福島第一原発の汚染水対策に関する申し入れ（平成25年10月15日）

- 申受者 東京電力(株) 廣瀬社長
- 申入者 佐藤雄平知事
- 場 所 J ヴィレッジ（福島第一原発視察後）
- 申し入れ内容
 - ・ 全社的な対応を整え、トラブルが発生しないようしっかり対応すること。
 - ・ タンクへの水位計を早期に設置すること。
 - ・ 4号機の燃料取出しには、万全を期すこと。
 - ・ 海側遮水壁など、しっかりと機能するようにすること。
 - ・ トラブルが県民に与える影響を認識し、事前のリスク管理をすること
 - ・ リスク管理の社内での共有、具体化を図ること。

【申し入れに対する東京電力(株)の動き】

11月8日 福島第一原発の緊急安全対策を策定

- ・ 現場作業の加速化・信頼性向上に向けた労働環境の抜本改善
- ・ 安全・品質確保のためのマネジメント・体制強化
- ・ 設備の恒久化
- ・ 雨水対策
- ・ タンク貯留水漏えいの原因と対策
- ・ 汚染水を適切に管理するための貯蔵計画・対策
- ・ 4号機使用済燃料プールからの安全・確実な燃料取り出し
- ・ 水位計の設置については、フランジ型タンクに対しては11月末までに完了。溶接型タンクに対しては、来年2月までに設置が完了する予定。

24. 「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」に対する国への要請について（平成25年12月25日）

- 申受者 経済産業省
- 申入者 内堀雅雄副知事
- 場 所 経済産業省
- 申し入れ内容
 - ・ 汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組について、安全かつ着実に進め、確実に結果を出すよう、「国自らの事業である」との認識の下、現場での体制を含め、廃炉に責任と主体性を持って取り組む体制を整備すること。
 - ・ 汚染水問題に対する追加対策について、その実施主体を明確にし、又、対策を実施するため

に必要な財政措置を講じ、国家の非常事態であるという認識の下、スピード感を持って、国が前面に立って実施すること。

- すでに着手している対策も含め、各対策ごとの完了の時期や効果の数値目標などを示す汚染水対策全体の工程表を作成し、適切な進捗管理や効果の検証を行うとともに、これらの対策が、今後行われる溶融燃料の取り出しなどの作業とどのように関連するのかを含め、分かりやすく公表すること。
- 対策の効果が十分に発揮されないことも想定し、汚染水処理対策委員会において今後の課題とされた対策や確認・検証が必要とされた技術などについても、国内外の英知を結集し、早急に実施に向けた検討を行うこと。

ただし、トリチウム水の取扱いについては、拙速に結論を出すことなく、あらゆる可能性を十分かつ慎重に検討し、その検討過程も含め、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

- 地下水の挙動や汚染の状況、海域への影響等について、さらに詳細な情報収集・解析を行うとともに、その結果や状況の変化を的確に捉え、新たなリスクの洗い出しや必要な対策の検討を引き続き行っていくこと。

福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 原子力発電所の設置に対応し、県民の安全確保の徹底と原子力行政の適正かつ円滑な運営をはかるため、福島県原子力行政連絡調整会議（以下「原子力行政会議」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 原子力行政会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 原子力発電所の設置に伴う周辺地域の環境の安全対策に関すること。
- (2) 原子力発電所環境放射能等測定基本計画の策定に関すること。
- (3) 原子力行政執行上必要な情報交換に関すること。
- (4) その他原子力行政会議が必要と認める事項。

(構 成)

第3条 原子力行政会議は、次の職にある者をもって構成する。

副 知 事	生 活 環 境 部 長
直 轄 理 事	保 健 福 祉 部 長
総合安全管理担当理事	商 工 労 働 部 長
総 務 部 長	農 林 水 産 部 長
企 画 調 整 部 長	土 木 部 長

(議長及び副議長)

第4条 原子力行政会議に議長及び副議長を置く。

2. 議長に副知事を、副議長に生活環境部長をもって充てる。
3. 議長は原子力行政会議に関する事務を総理する。
4. 副議長は、議長に事故あるとき、その職務を代理する。

(幹事会の設置)

第5条 原子力行政会議に、会議に付議すべき事案の整理及び軽易な事項について協議させるため幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
3. 幹事会は、議長の指名する者が主宰する。

(専門委員の任命)

第6条 原子力行政会議の運営に関し、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、県の職員及び学識経験者を有する者のうちから知事が任命する。
3. 専門委員の任期は2年とする。ただし、現委員の任期中にあらたに任命された専門委員の任期は、現委員の任期の残任期間とする。
4. 専門委員は、再任することができる。

(会議等の開催)

第7条 原子力行政会議の会議（以下「会議」という。）及び幹事会は、必要の都度開催する。

2. 会議及び幹事会は、議長が招集する。

(意見等の聴取)

第8条 会議又は幹事会において意見又は説明を聞く必要があると認めるときは、専門委員、国の関係機関の職員、原子力発電所安全確保連絡会議の委員又は原子力発電所施設管理者等の出席を要請することができる。

(事務局)

第9条 原子力行政会議の会議の庶務は、生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が会議にはかって定める。

附 則

この要綱は、昭和48年6月4日から実施する。

昭和51年6月1日一部改正

昭和52年4月1日一部改正

昭和53年4月1日一部改正

平成元年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

(別 表)

知 事 直 轄	広 報 課 長
	総合安全管理課長
総 務 部	総 務 課 長
企 画 調 整 部	企 画 調 整 課 長
	エネルギー課長
生 活 環 境 部	生活環境総務課長
	原子力安全対策課長
	環境評価景観室長
	水・大気環境課長
保 健 福 祉 部	保健福祉総務課長
	医療看護課長
	薬 務 課 長
商 工 労 働 部	商 工 総 務 課 長
農 林 水 産 部	農 林 企 画 課 長
	水 産 課 長
土 木 部	土 木 企 画 課 長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

第1条 丙は、発電所の建設及び保守運営にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

2. 丙は、原子炉発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（計画等に対する事前了解）

第2条 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2. 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（通報連絡）

第3条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。

2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（放射能の測定等）

第4条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺（以下「周辺」という。）の環境放射能及び温排水等の調査測定を実施するものとする。

2. 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めるときは、環境放射能及び温排水等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

（技術連絡会の設置）

第5条 甲、乙及び丙は、環境放射能の測定計画の策定及び測定結果の評価・解析に関すること並びに発電所の安全確保及び信頼性向上に関することについて協議を行うため、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）を設置するものとする。

2. 技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
3. 特に必要があると認めるときは、技術連絡会に学識経験者等を出席させることができるものとする。

（測定結果の提出）

第6条 甲及び丙は、第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果を技術連絡会に提出するものとする。

(測定結果の公表)

第7条 第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果は、技術連絡会の評価を経たのち、甲が公表するものとする。ただし、技術連絡会の審議を経ることができない緊急な事情があるときは、甲、乙及び丙は相互に連絡のうえ公表するものとする。

(立入調査)

第8条 甲又は乙は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の保守及び管理の状況等について特に必要と認めた場合

2. 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は乙は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第9条 甲又は乙は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う環境放射能の測定、発電所の保守及び管理、その他発電所の安全確保に関する事項について、状況確認を行うことができるものとする。

2. 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲又は乙は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第10条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づく立入調査の結果、安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ丙に適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要な場合は甲又は乙から直接丙にこれを求めることができるものとする。

2. 丙は、前項の規定に基づき甲又は乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(立入調査を行う者及び状況確認を行う者の選任)

第11条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づき立入調査を行う者及び第9条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定により選任した職員に対し、身分証明書を交付し、立入調査等の際はこれを携帯させるものとする。

3. 身分証明書の様式は、甲又は乙がそれぞれ別に定めるものとする。

(損害の補償)

第12条 発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 甲及び乙は、周辺の安全確保に関し緊密な連絡を保つため、地元関係町とともに福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2. 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(協力の要請)

第14条 連絡会議がその運営にあたって丙に協力を求めた場合は、丙はこれに応ずるものとする。

(協定の改訂)

第15条 この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれか

らもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定による改訂を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

1. この協定は、昭和51年4月1日から実施する。
2. 福島県と東京電力株式会社が昭和48年2月19日締結した原子力発電所の安全確保に関する協定は、昭和51年3月31日限り廃止する。

附 則

この協定は、昭和57年3月30日から実施する。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成3年3月18日

甲 福 島 県 知 事
乙 双 葉 町 長
大 熊 町 長
丙 東 京 電 力 株 式 有 限 公 司
取締役社長

東京電力株式会社福島第二原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、富岡町及び楡葉町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、東京電力株式会社福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

第1条 丙は、発電所の建設及び保守運営にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

2. 丙は、原子炉発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（計画等に対する事前了解）

第2条 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2. 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（通報連絡）

第3条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。

2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（放射能の測定等）

第4条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺（以下「周辺」という。）の環境放射能及び温排水等の調査測定を実施するものとする。

2. 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めるときは、環境放射能及び温排水等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

（技術連絡会の設置）

第5条 甲、乙及び丙は、環境放射能の測定計画の策定及び測定結果の評価・解析に関すること並びに発電所の安全確保及び信頼性向上に関することについて協議を行うため、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）を設置するものとする。

2. 技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
3. 特に必要があると認めるときは、技術連絡会に学識経験者等を出席させることができるものとする。

（測定結果の提出）

第6条 甲及び丙は、第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果を技術連絡会に提出するものとする。

(測定結果の公表)

第7条 第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果は、技術連絡会の評価を経たのち、甲が公表するものとする。ただし、技術連絡会の審議を経ることができない緊急な事情があるときは、甲、乙及び丙は相互に連絡のうえ公表するものとする。

(立入調査)

第8条 甲又は乙は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の保守及び管理の状況等について特に必要と認めた場合

2. 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は乙は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第9条 甲又は乙は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う環境放射能の測定、発電所の保守及び管理、その他発電所の安全確保に関する事項について、状況確認を行うことができるものとする。

2. 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲又は乙は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第10条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づく立入調査の結果、安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ丙に適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要な場合は甲又は乙から直接丙にこれを求めることができるものとする。

2. 丙は、前項の規定に基づき甲又は乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(立入調査を行う者及び状況確認を行う者の選任)

第11条 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づき立入調査を行う者及び第9条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定により選任した職員に対し、身分証明書を交付し、立入調査等の際はこれを携帯させるものとする。

3. 身分証明書の様式は、甲又は乙がそれぞれ別に定めるものとする。

(損害の補償)

第12条 発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 甲及び乙は、周辺の安全確保に関し緊密な連絡を保つため、地元関係町とともに福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2. 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(協力の要請)

第14条 連絡会議がその運営にあたって丙に協力を求めた場合は、丙はこれに応ずるものとする。

(協定の改訂)

第15条 この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれか

らもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定による改訂を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

1. この協定は、昭和51年4月1日から実施する。
2. 福島県と東京電力株式会社が昭和48年2月19日締結した原子力発電所の安全確保に関する協定は、昭和51年3月31日限り廃止する。

附 則

この協定は、昭和57年3月30日から実施する。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成3年3月18日

甲 福 島 県 知 事
乙 富 岡 町 長
 檜 葉 町 長
丙 東 京 電 力 株 式 有 限 公 司
 取締役社長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、双葉町、大熊町、富岡町及び楢葉町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、昭和51年3月22日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

記

1. 第1条第1項関係

関係諸法令の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性廃棄物の放出低減
- (2) 放射線業務従事者の被ばく低減
- (3) 請負事業者に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

2. 第1条第2項関係

(1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるに必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。

(2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。

3. 第2条関係

(1) 事前了解の対象とするものは、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更のうち周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの、並びに復水器の冷却に係る取排水施設とする。

(2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、その計画の概要を記述した文書をもって、甲及び乙に提出するものとする。

なお、この計画の概要書には、周辺地域住民の線量当量の評価に関する事項及び復水器の冷却に係る取排水に関する事項を含むものとする。

4. 第3条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

5. 第3条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱（別紙1）に定めるものとする。

6. 第4条関係

乙に環境放射能等の測定体制が整備されたときは、乙も測定の実施主体とするよう協定第4条及び第6条の改正を行うものとする。

7. 第5条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱（別紙2）に定めるものとする。

8. 第8条関係

- (1) この規定に基づき甲又は乙が立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り甲乙合同で実施するものとする。
- (2) 乙が特に必要あると認めるときは、乙に立地する発電所以外の発電所（東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所）への立入調査に立ち会うことができるものとする。
- (3) 甲又は乙が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、立入調査を行う甲及び乙の職員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

9. 第9条関係

- (1) この規定に基づき甲又は乙が状況確認を行う場合は、原則として甲乙合同で実施するものとする。
- (2) 甲又は乙が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。また、状況確認を行う甲及び乙の職員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

10. 第10条関係

甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。

11. 第12条関係

この規定に基づく補償は、事故等に起因して、風評による農林水産物の価格低下、その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合は、その損害を補償することを含むものとする。

12. 第13条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保連絡会議の組織及び運営に必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱（別紙3）に定めるものとする。

附 則

昭和51年4月1日から実施する。

昭和57年3月30日一部改正

昭和60年12月27日一部改正

附 則

平成3年4月1日から実施する。

平成3年3月18日

福島県保健環境部長
双 葉 町 長

大 熊 町 長
富 岡 町 長
檜 葉 町 長
東京電力株式会社
原子力業務部長

(別紙1)

原子力発電所に関する通報連絡要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

甲 福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター

乙 双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町

丙 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

東京電力株式会社福島第二原子力発電所

第一 連絡事項

1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。

- (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
- (2) 発電所の定期検査の実施計画及びその実施結果
- (3) 発電所の停止状況
- (4) 発電所の工事計画の概要
- (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
- (6) 核燃料の保管状況
- (7) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況
- (8) 品質保証活動の実施状況

2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。

- (1) 核燃料を輸送するとき。
- (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
- (3) 協定第2条の規定による事前了解の対象となるものを除き、原子炉等規制法に基づく施設の変更（一部施設の廃止を含む。）をしようとするとき。
- (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップに基づく取組として、敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。
- (5) その他必要と認められる事項

3 丙は、甲及び乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。
- (2) 核燃料（溶融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
- (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 原子炉施設に故障があったとき。
- (8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。

- (9) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (14) 敷地内において火災が発生したとき。
- (15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (17) その他必要と認められる事項

第二 連絡体制

1 送受信者及び取扱い責任者の選任

甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

2 連絡方法

次のとおりとするが、原子力発電所において震度6弱以上の地震が観測され第一第3項の連絡の必要がある場合、あるいは第一第3項第1号の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、丙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲及び乙に派遣し必要な情報を常に甲に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、丙が連絡員を派遣できない場合、丙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 連絡事項のうち1及び2の事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 連絡事項のうち3については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県生活環境部長、乙は町長、丙は発電所長とする。
- (4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。
ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。
- (5) 丙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲及び乙に通知しておくものとする。また、甲及び乙に派遣された連絡員は、第二第1項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対し

て連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。

(6) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。

ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る事項

(ア) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、富岡町及び楡葉町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所

(イ) (ア)の連絡を受けて、東京電力株式会社福島第二原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを富岡町及び楡葉町に連絡する。

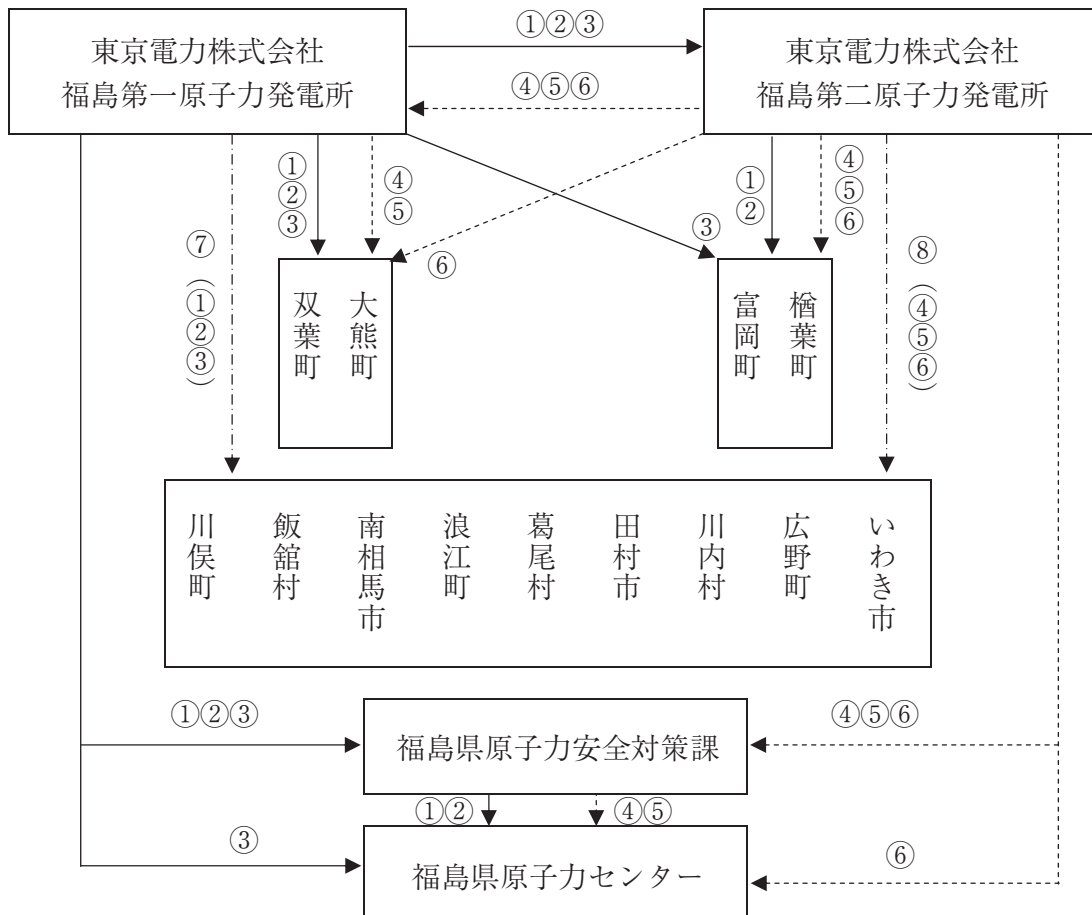
イ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る事項

(ア) 東京電力株式会社福島第二原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、双葉町及び大熊町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、富岡町、楡葉町及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所

(イ) (ア)の連絡を受けて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを双葉町及び大熊町に連絡する。

(参考図)



- ▶ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関する連絡経路
 - ① 「定期的に」連絡する事項（要綱第一の1の事項の連絡経路）
 - ② 「事前に」連絡する事項（要綱第一の2の事項の連絡経路）
 - ③ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一の3の事項の連絡経路）
- ▶ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に関する連絡経路
 - ④ 「定期的に」連絡する事項（要綱第一の1の事項の連絡経路）
 - ⑤ 「事前に」連絡する事項（要綱第一の2の事項の連絡経路）
 - ⑥ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一の3の事項の連絡経路）
- ▶ 別に締結された通報連絡協定による連絡経路
 - ⑦ 協定第1条の1、2及び3の事項（上記①②③に相当）
 - ⑧ 協定第1条の1、2及び3の事項（上記④⑤⑥に相当）

3 連絡送受信簿の備え付け

甲、乙及び丙は、それぞれ下記様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

様式1（一般用）

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容)	件 名		

様式2（事故・故障等発生時第一報用）

第 一 報

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
[件 名] [発 生 場 所] [発 生 日 時] [発生時の状況] [放射能の影響] [ECCS系の状況] [その他の事項]			

4 通報連絡担当者会議

甲は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

5 緊急時の通信手段の整備

甲は、乙に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の連絡手段の整備に協力するものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和51年6月1日	一部改正
昭和53年4月1日	一部改正
昭和57年3月30日	一部改正
昭和60年12月27日	一部改正
平成元年4月1日	一部改正
平成3年4月1日	一部改正

附 則

この要綱は、平成5年1月22日から実施する。

平成6年4月1日	一部改正
----------	------

附 則

この要綱は、平成10年4月22日から実施する。

平成13年4月25日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成18年1月1日	一部改正
平成20年4月1日	一部改正
平成22年8月1日	一部改正

附 則

この要綱は、平成24年7月26日から実施する。

(別紙2)

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。

第一 構成

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）は、別表第1の機関名欄に掲げる機関ごとに、当該機関の長がその職員の中から指名した同表の人数欄に掲げる人数の委員をもって構成する。

第二 所掌事務

技術連絡会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 環境放射能測定の基本計画及び実施要領の策定に関すること。
- (2) 環境放射能測定結果の評価・解析に関すること。
- (3) 環境放射能に関する情報交換に関すること。
- (4) 事前了解に係る技術的事項に関すること。
- (5) 原子力発電所の安全性に関係する事故・故障等に関すること。
- (6) その他安全確保及び信頼性向上のため特に必要と認められること。

第三 学識経験者等の意見の聴取

技術連絡会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。

第四 議長

1. 技術連絡会に議長を置く。
2. 議長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）をもって充てる。
3. 議長は、技術連絡会及び第六の規定に基づく幹事会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 議長は、議長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。

第五 安全対策部会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第4号から第6号までに掲げる事項について協議を行わせるため、安全対策部会（以下「部会」という。）を置く。
2. 部会に属すべき委員は、別表第2の機関名欄に掲げる機関の長が、それぞれ同表の人数欄に掲げる人数を指名する。
3. 部会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。
4. 部会長は、福島県生活環境部原子力安全対策課長をもって充てる。
5. 部会長は、部会の会議を招集し、議事の運営に当たる。
6. 部会長は、部会長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。
7. 技術連絡会は、部会の協議をもって技術連絡会の協議とするものとする。

第六 幹事会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第1号から第3号までに掲げる事項について事案の整理を行わせるため、幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表第1の区分欄の甲及び丙の職員の中から議長が委嘱する。

第七 技術連絡会等の開催

1. 技術連絡会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。
2. 部会は、必要の都度開催する。
3. 幹事会は、必要の都度開催する。

第八 報告等

1. 技術連絡会は、甲及び丙の環境放射能の測定結果を評価したときは速やかに甲、乙及び丙に報告するものとする。
2. 技術連絡会は原則として毎年、前年度に係る環境放射能の測定に関する評価の結果を報告書としてまとめ、甲、乙及び丙に提出するものとする。
3. 技術連絡会は、部会において協議を行ったときは速やかに甲及び乙に報告するものとする。

第九 補 則

1. 技術連絡会の事務は、福島県生活環境部原子力安全対策課で行う。
2. この要綱に定めるもののほか、技術連絡会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成3年4月1日から実施する。
2. 昭和51年4月1日に定めた福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱は、廃止する。
平成6年4月1日 一部改正
平成9年6月30日 一部改正
平成13年4月1日 一部改正
平成14年4月1日 一部改正
平成15年4月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正

別表第1 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会

区 分	機 関 名	人 数
甲	福 島 県 生 活 環 境 部	2
	福 島 県 原 子 力 セ ン タ ー	2
	福 島 県 環 境 セ ン タ ー	1
	福 島 県 環 境 医 学 研 究 所	1
	福 島 県 水 産 試 験 場	1

乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楡葉町	2
丙	東京電力株式会社本店	2
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	2
	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	2

(福島県生活環境部の人数には議長を含む)

別表第2 安全対策部会

区分	機関名	人数
甲	福島県生活環境部	2
	福島県原子力センター	2
乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楡葉町	2

(福島県生活環境部の人数には部会長を含む)

(別紙3)

福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づき設置する福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「会議」という。）の運営は、この要綱の定めるところによる。

第一 構成

会議は次の構成員をもって組織する。（以下「委員」という。）

福島県生活環境部長	大熊町長
南相馬市長	富岡町長
浪江町長	楡葉町長
双葉町長	広野町長

第二 運営

1. 会議においては主として技術連絡会の報告、原子力発電所の安全確保に関する情報交換を行い、かつ、そのために必要な次の事業を行う。
 - (1) 情報交換
 - (2) 研修
 - (3) 調査及び研究
 - (4) 陳情及び要請
 - (5) その他会議が必要と認める事業
2. 会議が必要と認めるときは、関係行政機関、学識経験者又は原子力発電所関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第三 会長

1. 会議に会長を置く。
2. 会長は地方公共団体の長である委員の中から会議において互選する。
3. 会長は会議を代表し、会務を統轄する。
4. 会長に事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 会長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第四 会議

1. 会長は会議を招集し、その議長となる。
2. 会議は必要の都度開くものとする。
3. 会議には委員の指名する当該所属職員の代理出席を認めるほか、必要な所属職員を陪席させることができる。

第五 その他

1. 会議の経費は各委員において負担するものとする。
2. 会議の事務局は会長の所属する地方公共団体に置く。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和53年4月1日 一部改正

平成6年4月1日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成18年1月1日 一部改正

東京電力株式会社〇〇〇〇原子力発電所に係る 通報連絡に関する協定書

〇〇町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の〇〇〇〇原子力発電所に係る異常時の通報連絡等に関し、福島県の立会いのもと、次のとおり協定する。

（通報連絡事項）

第1条 乙は、甲に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に基づき乙が定めた原子炉施設保安規定の緊急事態を発令したとき。
- (2) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (3) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 原子炉を起動し、及び停止したとき。
- (5) 発電機を並列し、及び解列したとき。
- (6) 原子炉施設に故障があったとき。
- (7) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
- (8) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

（連絡体制及び連絡方法）

第2条

1. 連絡体制

甲及び乙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、乙は、送信について、正副の通報連絡担当者を定め、甲に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

2. 連絡方法

- (1) 前条に規定する事項の連絡については、原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (2) 前号の文書の宛先等は、甲は町長、乙は発電所長とする。

(協定の改訂)

第3条 この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲及び乙いずれからも、その改訂を申し出ることができる。この場合において、福島県の立会いのもと、甲及び乙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項については、福島県の立会いのもと、甲及び乙が協議して、別に定めることができるものとする。

附 則

この協定は、平成10年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書3通を作成し、甲、乙及び福島県それぞれ1通を保有する。

平成10年3月26日

締結者

発 電 所	甲	乙	立 会 人
福島第一原子力発電所	浪 江 町 長	東京電力(株)原子力管理部長	福島県生活環境部長

原子力発電所に係る通報連絡に関する協定書

〇〇町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に係る通報連絡等に関し、福島県の立会いのもと、次のとおり協定する。

（連絡事項）

第1条

- 1 乙は、甲に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。
 - (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
 - (2) 発電所の定期検査の実施計画及びその実施結果
 - (3) 発電所の停止状況
 - (4) 発電所の工事計画の概要
 - (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
 - (6) 核燃料の保管状況
 - (7) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況
 - (8) 品質保証活動の実施状況
- 2 乙は、甲に対し次の事項を事前に連絡するものとする。
 - (1) 核燃料を輸送するとき。
 - (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
 - (3) 原子炉等規制法に基づく施設の変更（一部施設の廃止を含む。）をしようとするとき。
 - (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップに基づく取組として、敷地利用の変更、設備等の設置をしようとするとき。
 - (5) その他必要と認められる事項
- 3 乙は、甲に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。
 - (1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項及び第15条第1項に規定する事象が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する措置を講じたとき。
 - (2) 核燃料（熔融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
 - (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
 - (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
 - (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
 - (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - (7) 原子炉施設に故障があったとき。
 - (8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
 - (9) 原子炉内で異物を発見したとき。
 - (10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
 - (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
 - (12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において

人の立入制限等の措置を講じたとき。

- (13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (14) 敷地内において火災が発生したとき。
- (15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (17) その他必要と認められる事項

(連絡体制)

第2条

1 送受信者及び取扱い責任者の選任

甲及び乙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、乙は、送信について、正副の通報連絡担当者を定め、甲に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

2 連絡方法

次のとおりとするが、原子力発電所において震度6弱以上の地震が観測され第1条第3項の連絡の必要がある場合、あるいは第1条第3項第1号の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、乙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲に派遣し必要な情報を常に甲に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、乙が連絡員を派遣できない場合、乙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 連絡事項のうち1及び2の事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 連絡事項のうち3については、原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前2号の文書の宛先等は、甲は町長、乙は発電所長とする。
- (4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。
ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。
- (5) 乙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲に通知しておくものとする。また、甲に派遣された連絡員は、第2条第1項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対して連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。

3 連絡送受信の備え付け

甲及び乙は、それぞれ下記様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

様式1（一般用）

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容) 件名			

様式2（事故・故障等発生時第一報用）

第 一 報

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
[件 名] [発 生 場 所] [発 生 日 時] [発生時の状況] [放射能の影響] [ECCS系の状況] [その他の事項]			

4 通報連絡担当者会議

円滑な通報連絡体制を維持するため、福島県は、甲及び乙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

5 緊急時の通信手段の整備

福島県は、甲に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の通信手段の整備に協力するものとする。

(協定の改訂)

第3条 この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲及び乙いずれからでも、その改訂を申し出ることができる。この場合において、福島県の立会いのもと、甲及び乙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

第4条 この協定の実施において規定に反する事由が発生した場合は、その当事者は、速やかに原因調査を行い、結果及び再発防止のために講じた措置について、その相手及び福島県に報告するものとする。

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、福島県の立会いのもと、甲及び乙が協議して、別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。
- 2 この協定成立の証として、協定書3通を作成し、甲、乙及び福島県それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 〇〇
 〇〇長

乙 東京電力株式会社
 代表執行役社長

立会人 福島県
 福島県知事

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱

(目 的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた取組について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関すること。
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関すること。
- (3) 東京電力(株)福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組に関すること。
- (4) 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められること。

(組 織)

第3条 協議会は、知事が選任する学識経験者(以下「専門委員」という。)及び別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会における事項の説明者として、別表2に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員)

第4条 専門委員は、15名以内とする。

- 2 専門委員の任期は2年以内とする。ただし、現専門委員の任期中に新たに選任された専門委員の任期は、現専門委員の残任期間とする。
- 3 専門委員は、再任することができる。

(会 議)

第5条 協議会の会長は、福島県生活環境部長をもって充てる。

- 2 会長は、必要の都度、会議を招集し、議事の運営に当たる。
- 3 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に、特定の事項について協議するため、次の部会を置く。

- (1) 労働者安全衛生対策部会
 - (2) 環境モニタリング評価部会
- 2 会長は、必要の都度、部会を招集し、会長が指名する部会長が、議事の運営に当たる。
 - 3 部会は、別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。
 - 4 会長が必要と認めるときは、専門委員又は関係機関の職員を、部会の構成員とすることができる。
 - 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
 - 6 部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。

7 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から実施する。

別表1

福島県生活環境部
いわき市
田村市
南相馬市
川俣町
広野町
楡葉町
富岡町
川内村
大熊町
双葉町
浪江町
葛尾村
飯館村

別表2

経済産業省
原子力規制委員会
東京電力株式会社

(平成25年9月11日現在)

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 平成25年度構成員名簿

1 専門委員

氏名	専門	備考
石田 順一郎	放射線防護	独立行政法人日本原子力研究開発機構 福島技術本部福島環境安全センター長
大越 実	放射性廃棄物処理	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所バックエンド技術部次長 福島技術本部福島環境安全センター兼務
岡嶋 成晃	原子力工学 (原子炉物理)	独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学研究部門副部門長
兼本 茂	制御工学 (情報システム学部門)	公立大学法人会津大学 コンピュータ理工学部教授
穴戸 文男	放射線医学 (放射線医学講座)	公立大学法人福島県立医科大学 医学部教授
柴崎 直明	水文地質学	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類教授
高橋 隆行	ロボット工学 (人間支援システム専攻)	国立大学法人福島大学副学長 共生システム理工学類教授
寺坂 晴夫	機械工学	公立大学法人会津大学 先端情報科学研究センター教授
中村 晋	地震工学	学校法人日本大学工学部土木工学科教授
西村 義一	環境放射能	公益財団法人原子力安全技術センター原子力技術展開部参事
長谷川 雅幸	原子力工学 (材料工学)	国立大学法人東北大学金属材料研究所名誉教授
原 猛也	水産資源学	公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所研究参与
藤城 俊夫	原子力工学 (機械工学)	一般財団法人高度情報科学技術研究機構参与
村山 武彦	リスク管理論	国立大学法人東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
吉田 望	地震地盤工学	学校法人東北学院大学工学部環境建設工学科教授

2 県、市町村

所 属 機 関	職 名	氏 名
福島県生活環境部	部長	長谷川 哲 也
〃	次長（県民安全担当）	古 市 正 二
〃	原子力安全対策課課長	渡 辺 仁
〃	原子力センター所長	佐 藤 清 彦
いわき市行政経営部原子力災害対策課	課長	津 田 一 浩
田村市市民部生活環境課	課長	七 海 茂
南相馬市復興企画部危機管理課	課長	高 野 啓 二
川俣町原子力災害対策課	課長	澤 口 進
広野町町民課福祉環境グループ	グループリーダー	大和田 俊
檜葉町環境防災課	課長	鈴木 博
富岡町生活環境課	参事兼課長	緑 川 富 男
川内村住民課	課長	横 田 善 勝
大熊町企画調整課	課長	池 沢 洋 一
双葉町企画課	参事兼課長	駒 田 義 誌
浪江町復興再生事務所帰町準備室	所長兼室長	山 本 邦 一
葛尾村総務課	課長	松 本 松 男
飯館村総務課	課長	中井田 榮

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 労働者安全衛生対策部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、労働者安全衛生対策部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃止措置等作業従事者の安全確保に関すること。
- (2) 廃止措置等作業従事者の雇用適正化に関すること。
- (3) 廃止措置等作業従事者の要員確保に関すること。
- (4) 廃止措置等作業環境の安全確保に関すること。
- (5) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。なお、指名した職員は必要に応じ、同じ機関の他の職員に変更することができる。

厚生労働省	福島労働局		
原子力規制庁			
福島県	企画調整部	地域づくり総室	エネルギー課
〃	保健福祉部	健康衛生総室	地域医療課
〃	商工労働部	商工労働総室	雇用労政課

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員とする。

経済産業省
東京電力株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年9月17日から実施する。

(参考) 部会長以外の生活環境部の構成員	① 原子力安全対策課長
	② 原子力専門員
	③ 放射線監視室長
	④ 原子力センター所長

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会 環境モニタリング評価部会運営要領

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第7項の規定に基づき、環境モニタリング評価部会（以下「部会」という。）の組織及び運営は、この要領の定めるところによる。

第一 協議事項

要綱第6条第1項に基づく特定の事項は、次のとおりとする。

- (1) 原子力発電所周辺モニタリングの計画に関すること。
- (2) 原子力発電所周辺モニタリングの結果に関すること。
- (3) その他部会において必要と認められること。

第二 部会長

要綱第6条第2項に基づく部会長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）をもって充てる。

第三 会長が必要と認める構成員

要綱第6条第4項で定める関係機関の職員は、次の機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員とする。

福 島 県 保健福祉部
 〃 農林水産部

第四 会長が必要と認める構成員以外の者

要綱第6条第5項に基づく構成員以外の者とは、次の機関の職員とする。

原子力規制委員会
経済産業省
東京電力株式会社

第五 庶務

部会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課放射線監視室において処理する。

附 則

この要項は、平成25年6月11日から実施する。

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱

(目 的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた東京電力株式会社及び国の取組について、安全かつ着実に進むよう県民の目で確認していくことを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 会議は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 別表1に掲げる市町村から推薦のあった者
 - (2) 別表2に掲げる団体から推薦のあった者
 - (3) 学識経験者
- 2 前項(3)の学識経験者は、知事が選任する。
- 3 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任を妨げない。
- 4 会議には、議長を1名置く。
- 5 議長は、学識経験者より選任する。
- 6 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 7 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第3条 会議は、必要の都度、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、会議における説明者として、別表3に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(協議事項等)

第4条 会議では、次の事項に関する協議等を行う。

- (1) 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- (3) 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組状況
- (4) 前各号のほか、原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保の取組状況等

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月4日から施行する。

別表 1

市 町 村	1	いわき市
	2	田 村 市
	3	南相馬市
	4	川 俣 町
	5	広 野 町
	6	楡 葉 町
	7	富 岡 町
	8	川 内 村
	9	大 熊 町
	10	双 葉 町
	11	浪 江 町
	12	葛 尾 村
	13	飯 舘 村

別表 2

団 体	1	福 島 県 女 性 団 体 連 絡 協 議 会
	2	公益財団法人福島県老人クラブ連合会
	3	福 島 県 P T A 連 合 会
	4	福 島 県 消 費 者 団 体 連 絡 協 議 会
	5	福 島 県 生 活 協 同 組 合 連 合 会
	6	公益財団法人福島県観光物産交流協会
	7	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
	8	福島県飲食業生活衛生同業組合
	9	福 島 県 商 工 会 議 所 連 合 会
	10	福 島 県 商 工 会 連 合 会
	11	福 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
	12	福 島 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会
	13	福 島 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会
	14	福 島 県 森 林 組 合 連 合 会
	15	福 島 県 酪 農 業 協 同 組 合

別表 3

機 関	1	東京電力株式会社
	2	経 済 産 業 省
	3	原子力規制委員会

原子力発電のあゆみ

福島県関連年表

年	月 日	事 項
昭和35 (1960)	5・10	県、原子力産業会議に加盟し、原子力発電所立地調査を行い、大熊・双葉地点が適地であることを確認
	11・29	県開発公社（現福島県土地開発公社、以下同じ）、東京電力(株)原子力発電所用地の水質調査を行い、用地買収の受託を決定
	〃・〃	県、東京電力(株)に対して双葉郡に原子力発電所誘致のため敷地を提供する旨表明
	12・20	原子力発電所誘致のための土地調査に関し、県議会で質問
昭和36 (1961)	1・23	大熊町議会、原子力発電所の誘致を県知事に陳情
	4・17	大熊町議会、原子力発電所の誘致を東京電力(株)と関係代議士に陳情
	6・-	東京電力(株)、大熊地点が最適と判断し、早期に土地取得を手配すべきことを確認
	9・19	大熊町議会、原子力発電所誘致促進を議決
	〃・-	大熊、双葉両町長、原子力発電所の誘致及び事業促進にかかる陳情書を県と東京電力(株)に提出
	〃・30	大熊町議会、用地買収の誓約書を議決
昭和38 (1963)	10・22	双葉町議会、原子力発電所誘致を議決
	7・21	双葉郡町村議会議員大会、大熊町原子力発電所の早期実現方要望を採択
	10・3	東京電力(株)、大熊地点196万㎡のうち一般民有地95万㎡の取得のため、知事に用地買収あっせんを依頼
昭和39 (1964)	12・-	県開発公社、東京電力(株)の用地買収を受託
	5・-	県開発公社、大熊、双葉町の議員で構成する両町合同の開発特別委員会に用地買収の基本方針を説明
	7・-	県開発公社、町長立会いのもとに地権者の承諾書を取付け
	〃・22	県開発公社、東京電力(株)との間に「用地取得等の委託に関する契約」を締結
	11・27	法人所有地101万㎡の売買契約が成立し、東京電力(株)発電所用地を確保
	〃・30	東京電力(株)、原子力発電所建設計画を発表（1号機は昭和41年度から着工）
	12・1	東京電力(株)、大熊町に福島調査所を設置
〃・8	知事、県議会で東京電力(株)の原子力開発構想を説明	
昭和40 (1965)	9・-	県開発公社、昭和38年12月から買収に着手した用地を東京電力(株)に引き渡す（287,643坪）
	11・10	県開発公社、第二期用地買収に着手（双葉町側）
	12・1	東京電力(株)、福島原子力発電所建設準備事務所を設置
昭和41 (1966)	3・31	県開発公社、東京電力(株)との間に第二期地点につき取得業務の委託契約を締結
	4・-	東京電力(株)、原子炉の炉型を米国 GE 社の「沸騰水型軽水炉」と決定

年	月 日	事 項
昭和41 (1966)	4・4	電源開発調整審議会、福島原子力発電所1号機計画を承認（以下順次各号機計画を承認）
	7・1	東京電力(株)、福島原子力発電所1号炉の設置許可申請書を提出
	8・30	双葉郡町村議員大会、双葉原子力地帯開発計画調査の実施方要望を採択
	12・1	内閣総理大臣、福島原子力発電所1号炉設置を許可（沸騰水型軽水炉（以下同型炉）電気出力40万kW、昭和47年4月7日電気出力46万kW 変更申請許可）
	〃・8	東京電力(株)、米国 GE 社及び GETSCO と一括発注方式による1号機建設の契約を締結
	〃・23	東京電力(株)、漁業権損失補償協定を請戸漁業協同組合外9組合と締結
昭和42 (1967)	1・1	東京電力(株)、福島原子力準備事務所を廃止し、福島原子力建設所を設置
	5・26	浪江町議会、原子力発電所誘致を決議
	7・31	県開発公社、第二期用地買収を完了（349,737坪）
	11・27	南双方部総合開発期成会、原子力発電所誘致を知事に陳情
昭和43 (1968)	1・4	知事、東京電力(株)福島第二原子力発電所の誘致を発表
	〃・5	東北電力(株)、浪江町棚塩地区を建設予定地に内定
	3・29	内閣総理大臣、福島原子力発電所2号炉設置を許可（電気出力78.4万kW）
	〃・〃	国土開発協会、「双葉原子力地区の開発ビジョン」の報告書提出
	6・5	全国原子力発電所所在市町村協議会発足
	〃・15	県開発公社、福島第二原子力発電所の用地を楡葉町、富岡町に求めたい旨両町に申入れ
	〃・21	東京電力(株)、県に原子力発電第二地点の用地取得あっせんを依頼
	12・12	東北電力(株)、浪江町の原子力発電所建設のため県に用地買収を依頼
〃・16	富岡町議会、原子力発電所誘致促進を決議	
昭和44 (1969)	1・27	東北電力(株)、原子力発電所建設計画で浪江町に出力75万kWの2号機を50年着工で建設することを決定
	4・4	県、東京電力(株)と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結
	〃・10	東京電力(株)、福島原子力発電所準備事務所を設置
	〃・25	東京電力(株)、福島第二原子力発電所100万kWを4基、富岡町、楡葉町に建設する旨発表
	6・24	双葉郡町村議会議員大会、原子力発電開発と自治体における安全管理を採択
	〃・25	東京電力(株)、屋外放射線監視装置（モニタリングポスト）6基を設置
	7・31	県開発公社、東京電力(株)と福島第二原子力発電所の用地取得等の委託契約を締結
	12・-	県、原子力発電所安全確保技術連絡会を設置
昭和45 (1970)	1・16	楡葉町議会、福島第二原子力発電所建設用地の町有地処分を議決
	〃・23	内閣総理大臣、福島原子力発電所3号炉設置を許可（電気出力78.4万kW）
	5・11	県開発公社、東北電力(株)との間に用地取得業務の委託契約を締結

年	月 日	事 項
昭和45 (1970)	7・4 〃・5 11・17	福島原子力発電所1号機、燃料初装荷開始 福島原子力発電所1号機、燃料集合体22本で初期臨界 福島原子力発電所1号機、試運転開始
昭和46 (1971)	3・17 〃・19 〃・26 4・5 5・27 〃・〃 6・28 〃・29 7・5 〃・15 8・20 9・23 10・7	県防災会議、原子力災害対策計画を策定 福島第二原子力発電所地点の土地買収交渉まとめ、最終提示価格に知事の特別配慮金1億円を上積み 福島原子力発電所1号機、営業運転開始 県開発公社、福島第二原子力発電所建設に係る民地の売買契約を締結 東京電力(株)、原子炉の欠陥問題について「危険性はない」と発表 富岡町議会、原子炉欠陥問題で原子力問題調査特別委員会を開催 福島原子力発電所1号機、復水器真空低下のため原子炉自動停止 大熊町議会議員全員協議会、原子炉欠陥問題で開催 県、温排水利用養魚事業計画推進協議会を設置 東京電力(株)、福島第二原子力建設準備事務所を開設 東京電力(株)第二地点用地中農用地転用許可(面積171,747㎡) 内閣総理大臣、福島原子力発電所5号炉設置を許可(電気出力78.4万kW) 県開発公社、浪江町に現地駐在室を設置
昭和47 (1972)	1・23 〃・25 4・10 〃・28 6・7 12・- 〃・12 〃・22	内閣総理大臣、福島原子力発電所4号炉設置を許可(電気出力78.4万kW) 県、原子力発電所安全確保連絡会議を設置 福島原子力発電所1号機、蒸気圧力調整器誤作動のため原子炉自動停止 福島原子力発電所1号機、蒸気圧力調整器誤作動のため原子炉自動停止 電源開発調整審議会、福島第二原子力発電所1号機計画を承認(以下順次各号機計画を承認) 県水産試験場、原子力発電所の温排水利用による養殖実験を開始 内閣総理大臣、福島原子力発電所6号炉設置を許可(電気出力110万kW) 福島原子力発電所1号機、原子炉再循環ポンプ制御装置故障のため原子炉自動停止
昭和48 (1973)	1・22 〃・28 2・19 〃・〃 3・19 〃・31 5・1 6・1	県開発公社、浪江町に事務所開設 福島原子力発電所1号機、原子炉再循環ポンプ制御装置故障のため原子炉自動停止 「原子力発電所の安全確保に関する協定」を改正(県の立入調査権を追加) 東北電力(株)、浪江・小高原原子力準備事務所を浪江町に開設 東京電力(株)、福島第二原子力発電所建設用地を国有地を含め用地取得完了 県開発公社、福島原子力第二地点に係る用地等を東京電力(株)に引継ぎ 知事、アメリカ原子力発電所の視察結果に基づき安全性について所信を表明 県、大熊町に原子力対策駐在員事務所を開設

年	月 日	事 項
昭和48 (1973)	6・1	科学技術庁、大熊町に原子力連絡調整官事務所を開設
	〃・4	県、原子力行政連絡調整会議を設置
	〃・13	福島第二原子力発電所、広野火力発電所に係る漁業補償が35億円で調印
	〃・25	福島原子力発電所1号機、地下廃棄スラッジ・タンクから放射性廃液をくみ上げ濾過処理中、濾過処理装置のドレン弁が閉止不完全だったため、床面、建屋外に放射性廃液が漏えい
	〃・26	県、福島県原子力発電所1号機の放射性廃液の漏えいに関し、立入調査を実施
	7・2	県、6月26日に実施した立入調査の結果、東京電力(株)に対し福島原子力発電所1号機に類似する施設の総点検など適切な措置を要求
	〃・7	科学技術庁、通商産業省、福島原子力発電所の放射性廃液漏れ事故に関し施設改善命令
	〃・20	東京電力(株)、福島第二原子力発電所の工業用水取水に伴う漁業補償協定を締結
	8・7	県、原子力発電所建設集中地区の双葉5町の環境放射能測定を開始
	9・18	原子力委員会、福島第二原子力発電所1号炉の設置に係る公聴会を福島市で開催
	～19	(「原子炉の設置に係る公聴会開催要領」初適用)
	〃・19	県、原子力対策専門委員会(仮称)を設置の方針決定
	〃・28	富岡町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択
	〃・29	楡葉町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択
	10・4	小高町議会、東北電力(株)原子力発電所誘致を条件付で決議
	〃・8	通商産業省、福島原子力発電所2号機核燃料制御棒が上下逆に取り付けられているのを取り替えるよう指示
	〃・19	県、双葉郡内原子力発電所周辺の放射能測定の結果、異常なしと発表
	11・1	東京電力(株)、福島第一原子力発電所内に「保健安全センター」を設置
	〃・14	福島原子力発電所2号機、試運転開始
	12・1	県、東京電力(株)に対し福島第二原子力発電所・広野火力発電所用の公有水面埋立申請を許可
	〃・5	県原子力行政連絡調整会議専門委員会発足
	〃・7	東北電力(株)、相双地域振興計画策定協議会で原子力発電所2基同時建設の計画を修正した旨を表明
	〃・〃	県、相双地域振興計画策定協議会を設置し、「相双地域開発基本構想」について諮問
〃・19	発電用施設周辺地域整備法の制定促進に関する意見書を県議会において決議	
〃・20	福島原子力発電所2号機、試運転開始	

年	月 日	事 項
昭和48 (1973)	12・27	浪江・小高原子力発電所を巡る浪江町住民と東北電力(株)・国・県・町合同の第1回話し合い
	〃・28	小高町浦尻地区で浦尻原発対策協議会主催の国・県・町・東北電力(株)と地元地権者・住民との話し合い
昭和49 (1974)	1・19	知事、全国知事会でエネルギー危機を原子力発電所で切り抜けよと政府に提言
	〃・21	東京電力(株)、原子力発電・火力発電基地双葉郡内5町に協力金として3億円を支出
	〃・30	浜通り住民216名、福島第二原子力発電所・広野火力発電所建設に係る県の公有水面埋立免許の取消しを提訴
	2・7	日本共産党県委員会、原子炉安全性確認まで操業・建設の中止と東京電力(株)提出の分析化研放射能測定データ公表を県に申入れ
	〃・13	日本科学者会議福島県支部、公開質問状で福島原子力発電所に関する分析化研の放射能測定結果数値に疑惑ありと発表
	〃・15	県、福島原子力発電所の放射能測定データの疑惑に関し、分析化研の数値の事後訂正・東京電力(株)の転記ミス、端数整理方法変更の原因ありと発表
	〃・20	県生活環境部長、日本科学者会議福島支部と共産党県委員会に対し、公開質問状に関し事務上のミスと回答
	〃・22	東京電力(株)、福島第二原子力発電所用水の木戸川取水許可申請書を県に提出
	3・7	県、議会における使用済核燃料の持ち出しに関する質問に対し、全面否定の答弁
	〃・13	県議会、原子力発電の安全確保に関する調査特別委員会設置
	〃・15	浪江町議会、原子力発電所設置促進を決議
	〃・22	県議会原子力発電の安全確保に関する調査特別委員会、使用済核燃料の持出しについては、根拠なしと最終結論
	〃・26	日本共産党、参議院予算委で福島原子力発電所下請業者被ばく問題を追及、科学技術庁長官は調査を約束
	〃・30	東京電力(株)、福島原子力発電所下請の日立製作所作業員に異常なしと科学技術庁に報告
	〃・-	日本工業立地センター、「双葉地域の開発計画」の報告書を作成
	4・1	県、生活環境部環境保全課内に原子力対策係(3名)を発足させ、大熊町の原子力対策駐在員事務所を「原子力センター」に改組
	〃・2	原子力委員会、福島第二原子力発電所1号機に関する住民側提出の疑問点に対する「検討結果説明書」をまとめる
	〃・3	BWR 運転訓練センター(大熊町夫沢)完成
	〃・25	日本社会党、県労協など6団体、「原発建設反対県共闘会議」を結成
	〃・26	東京電力(株)、小名浜海員組合と福島原子力発電所専用港に関し監視体制強化などで合意

年	月 日	事 項
昭和49 (1974)	4・30	内閣総理大臣、福島第二原子力発電所1号炉設置を許可（電気出力110万kW）
	5・4	福島原子力発電所1号機、B-制御棒駆動水圧ポンプシャフト損傷、調査のため原子炉手動停止
	6・1	東京電力(株)、県内原子力発電所等の名称を変更、福島第二原子力建設事務所を福島第二原子力建設所、福島原子力発電所と福島原子力建設所を福島第一原子力発電所と福島第一原子力建設所に変更（以下本表において、各号機記述の際「福島第一原子力発電所」を「福島第一」「福島第二原子力発電所」を「福島第二」と省略する）
	7・28	浜通り住民411名が福島第二原子力発電所の設置許可に対し、行政不服審査法に基づき内閣総理大臣に異議申し立て（昭和49年10月11日棄却決定）
	7・1	木戸川漁業組合員10名、原子力発電所取水に係る総会決議の無効確認の提訴
	7・18	福島第一・2号機、営業運転開始
	8・2	県温排水調査管理委員会が初会合を開き、調査の具体的内容を検討
	9・6	福島第一・3号機、試運転開始
	10・30	県電源地域整備計画策定協議会発足
	11・8	知事、環境問題産業会議において原子力発電所問題の責任明確化を提唱
	11・30	県、県内初のジルコニウム95などの核種の発見と環境放射能測定を公表
	12・7	県電源地域整備計画策定協議会、関係市町村の整備計画を承認
昭和50 (1975)	1・7	浜通り住民401名、東京電力(株)福島第二・1号炉の設置許可処分取消しを提訴
	1・8	水産庁、原子力発電所温排水影響調査を次年度から6カ年計画で福島・福井を対象に実施の方針を決定
	1・11	福島第一・2号機、原子炉再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉手動停止
	1・30	県、東京電力(株)に緊急炉心冷却装置用パイプの安全点検を指示
	2・16	東京電力(株)、福島第一・2、3号機の運転を停止し、近く総点検する旨表明
	2・20	県原子力センター新庁舎、双葉郡大熊町に完成
	2・25	福島第一・3号機、緊急炉心冷却装置用パイプ検査を終え運転再開
	3・6	東京電力(株)、福島第一・2号機でも異常なしと発表
	3・9	福島第一・2号機、給水系フランジ部及び浄化系ポンプ軸封部からの漏えい並びに逃し安全弁の排気温度上昇、調査のため原子炉手動停止
	3・17	県、福島第二原子力発電所周辺陸域エコロジー調査報告書完成
	6・30	県原子力センター環境放射能測定監視テレメータシステム完成
	10・26	県原子力センター、「原子力の日」記念行事開催
12・24	原子力発電所周辺環境放射線測定値との比較のため、福島市にモニタリングポストを設置	
昭和51 (1976)	1・31	福島第一・2号機、復水装置空気抽出器蒸気圧力調整弁グランド漏れ、調整のため原子炉手動停止

年	月 日	事 項
昭和51 (1976)	2・10	福島第一・1号機、発電機界磁電圧自動電圧調整器不調のため原子炉自動停止
	3・18	福島第一・2号機、原子炉再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉手動停止
	ㄥ・22	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、立地4町を加えた三者協定へと改定
	ㄥ・27	福島第一・3号機、営業運転開始
	5・24	福島第一・2号機、給水制御系マスターコントローラー回路不調のため原子炉自動停止
	6・1	福島第一・1号機、B-制御棒駆動水圧ポンプのシャフトが損傷、A-ポンプに切替え、原子炉は運転を継続
	ㄥ・3	福島第一・2号機、空調用冷却水漏出のため再循環ポンプMGセット2Aがショートし再循環ポンプ1台が停止したため、2B再循環ポンプに切替え、原子炉は出力を下げて運転を継続
	ㄥ・14	福島第一・2号機、中間停止点検中、炉心スプレイ系配管の一部に異常を発見
	7・15	福島第一・1号機、格納容器内空調設備の故障により格納容器温度が上昇、調査のため原子炉手動停止
	8・12	福島第一・1号機、発電機励磁機回路の故障のため原子炉自動停止
	9・7	福島第一・3号機、速度設定回路不調のためA-再循環ポンプが停止、原子炉は出力を下げ運転を継続
	10・14	福島第一・2号機、主蒸気圧力検出用計装配管溶接部からの蒸気漏れ、調査のため原子炉手動停止
	ㄥ・18	福島第一・3号機、タービン主蒸気閉止弁用制御弁から油漏れ、調査のため原子炉手動停止
11・22	福島第一・3号機、B-再循環ポンプの電動機中性点接地装置の母線締付部の締付不良により支持絶縁板が損傷し、B-再循環ポンプが停止、原子炉は出力を下げ運転を継続（11月24日手動停止）	
昭和52 (1977)	1・15	福島第一・3号機、タービン駆動給水ポンプの制御回路用電源ヒューズ誤開放のため原子炉自動停止
	2・26	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉給水ノズルのひびを発見
	ㄥ・27	福島第一・1号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	3・5	福島第一・3号機、廃棄物処理系の配管修理作業中、作業者が転落
	ㄥ・8	福島第一・2号機、定期検査中、制御棒駆動機構コレットリテーナーチューブのひびを発見
	ㄥ・-	県、福島第二原子力発電所建設予定周辺陸域エコロジー調査報告書完成
	4・1	県土地開発公社、浪江・小高原子力発電所建設促進のため、浪江町に支所開設
	ㄥ・7	福島第一・2号機、定期検査中、原子炉再循環系ライザー管のひびを発見
5・1	浪江・小高原子力発電所予定地に高層気象観測塔が完成し観測開始	

年	月 日	事 項
昭和52 (1977)	5・25	福島第一・3号機、定期検査中、制御棒駆動機構コレットリティナーチューブのひびを発見
	〃・28	福島第一・3号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	6・1 ～2	県・大熊町・双葉町、福島第一・1号機の立入調査を実施（同2、3号機については6月7～8日実施）
	〃・13	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉再循環系ライザー管のひびを発見
	〃・〃	県原子力広報連絡会議（5月23日設置）、県原子力センターで初会合
	〃・17	福島第一・2号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	〃・30	県、6月1～2日の福島第一・1号機立入調査について「通報連絡の内容は適正であり被ばく線量は許容限度以内であった」と発表
	8・31	東京電力㈱、「保修訓練所」を設置
	9・6	県、原子力発電所安全確保連絡会議で、昭和52年度調査対象に加えた松葉からコバルト60が最大23pCi（ピコキュリー）/kg、マンガン54が最大30pCi/kg検出されたと公表
	〃・12	福島原子力懇談会設立
	〃・22	福島第一・5号機、試運転開始
	10・28	自治省、県に対して核燃料税の新設を許可
	11・1	福島県核燃料税条例公布（11月10日施行）
	〃・7	県、原子力発電所安全確保連絡会議で海底沈積物からコバルト60が最大136pCi/kg、マンガン54が最大66pCi/kg検出されたと公表
	12・4	原発反対県共闘会議、双葉地方原発反対同盟など主催「住民の生命と健康をおびやかす原発建設に反対する県民総決起集会」開催
昭和53 (1978)	1・12	原子力発電所立地推進懇談会、科学技術庁主催で初会合
	〃・23	木戸川漁協総会決議無効等確認訴訟取下げ
	〃・25	県漁連、東京電力㈱と福島第一原子力発電所の使用済核燃料の海上輸送に伴う「福島第一原子力発電所に関する協定」締結
	〃・26	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉再循環ポンプのフランジ部のひびを発見（手動停止）
	2・24	福島第一・4号機、試運転開始
	4・1	県保健環境部環境保全課原子力対策室発足
	〃・18	福島第一・5号機、営業運転開始
	5・18	県、原子力発電所安全確保連絡会議で海底沈積物からコバルト60が最大218pCi/kg、マンガン54が最大111pCi/kg検出されたことを公表
	〃・29	福島第一・2号機、タービン湿分分離器ドレン水位計較正中、誤作動のため原子炉自動停止

年	月 日	事 項
昭和53 (1978)	6・13 ～14	福島第一・1、2、5号機で送電を停止し、宮城沖地震で壊れた送電線がいし取 替え
	〃・19	福島第二原子力発電所・広野火力発電所に係る公有水面埋立免許取消訴訟中間判 決、住民に原告適格性ないと訴訟却下（原告7月3日控訴）
	〃・22	福島第一・1号機、制御用空気乾燥器の切替弁の誤作動のため原子炉自動停止
	〃・26	内閣総理大臣、福島第二・2号炉設置を許可（電気出力110万kW）
	8・22	科学技術庁長官、県内の原子力発電地域を視察
	9・1	福島第一・3号機、復水器水室清掃作業中、作業員が硫化水素によるガス中毒
	10・12	福島第一・4号機、営業運転開始
	〃・17	県、原子力発電所の温排水を利用する栽培漁業センター建設の基本構想を発表
	11・21	福島第一・4号機、計装用電源回路の誤作動のため原子炉自動停止
	〃・27	福島第二原子力発電所・広野火力発電所建設に係る公有水面埋立免許取消訴訟控 訴取下げ
	12・11	福島第一・1号機、定期検査中、6体の燃料集合体で燃料棒のひび割れを発見
昭和54 (1979)	3・8	東北電力(株)、原子力発電所予定地海域調査を3年ぶりに再開
	〃・15	県原子力センター増築落成
	〃・28	米国スリーマイル島原子力発電所2号機（加圧水型軽水炉、出力95.9万kW）事 故発生
	4・3	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関し、県内原子力発電所の安全性 について一層厳しい姿勢で対処したい旨の談話発表
	〃・4	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関連し、通商産業省、科学技術庁、 原子力安全委員会に原子力防災強化などを要請するとともに、東京電力(株)に対し 再点検を要請
	〃・23 ～25	資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所の特別保安監査を実施
	〃・27 ～28	県・大熊町・双葉町、米国スリーマイル島原子力発電所に関連した安全確保等 に関する再点検のため福島第一原子力発電所（1、3、4号機など）の立入調査を 実施
	5・4	福島第一・6号機、試運転開始
	6・6	県、4月27～28日の福島第一原子力発電所立入調査の結果、緊急時対応等につい て、適切な措置を国を通じて東京電力(株)に要求
	7・17 ～18	県・大熊町・双葉町、福島第一・5号機の立入調査を実施
	〃・20	福島第一・1号機、潤滑水の流量検出リレー不良により海水循環ポンプが停止し たため原子炉出力を手動で降下中、「スクラム・ディスチャージ・ボリウム高」 の信号により原子炉手動停止

年	月 日	事 項
昭和54 (1979)	7・24	福島第一・3号機、タービン制御系の制御油用小口系配管接続部からの油漏れを発見、調査のため原子炉自動停止
	8・17	浪江、小高地域開発推進連絡協議会、原子力発電所建設を推進
	ㄥ・21 ～22	県・大熊町・双葉町、福島第一・2号機の立入調査を実施
	9・3	3県知事会（福島・茨城・栃木）、原子力発電所の安全対策、原子力発電所周辺地域振興対策の強化などの推進を決定
	ㄥ・13	資源エネルギー庁、8月23日と9月3日に動燃東海再処理工場へ輸送された福島第一・1号機の使用済核燃料のうち、ひび割れのあるもの1体、スパーサーに損傷あるもの1体の発見を発表
	ㄥ・26	県、7月17～18日及び8月21～22日の福島第一・5号機及び2号機の立入調査について支障なしと発表
	10・17	福島第一・1号機、定期試験中、圧力調整装置の不調による圧力変動のため原子炉自動停止
	ㄥ・24	福島第一・6号機、営業運転開始
	ㄥ・25	資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所へ常駐検査官派遣
	11・4	福島第一・2号機、復水流量変換器の故障により高圧復水ポンプが止まり、原子炉水位が低下したため原子炉自動停止
	ㄥ・19	県「原子力発電所防災対策実施要綱」等をまとめ公表
	ㄥ・30 ～12・1	総評、富岡町で反原発代表者会議を開催
	12・5	県、相双地域をエネルギー地域定住圏とみなす相双地域振興策立案
	ㄥ・14	福島第一原子力発電所と県原子力センター・大熊町・双葉町間に緊急時連絡通報用のホットライン設置
昭和55 (1980)	1・28	水戸巖芝浦工大教授、福島第一原子力発電所周辺海域のホッキ貝にコバルト60とマンガン54が検出されたと発表し、これらの対策を県に申入れ
	ㄥ・29	県・大熊町・双葉町、スリーマイル島原子力発電所事故に鑑み、安全確認のために福島第一・6号機の立入調査を実施
	2・9	福島第一・4号機、格納容器内空調用冷却水の漏えい、調査のため原子炉手動停止
	ㄥ・13	日本社会党の国会議員原発調査団、福島第一、第二原子力発電所を調査
	ㄥ・14	原子力安全委員会、福島第二・3、4号炉の安全性について地元住民等の意見を聞くため第二次公開ヒアリングを福島市の卸町総合センターで開催（陳述人20名、傍聴人312名）
	ㄥ・27	知事、県議会でホッキ貝の放射能調査を行う旨答弁

年	月 日	事 項
昭和55 (1980)	3・8	福島第一・1号機、定期検査中、ジェットポンプ計装ノズルセーフエンドのひびを発見
	ㄥ・24	県、1月29日の福島第一・6号機立入調査について、支障なしと発表 また、ホッキ貝の放射能調査結果、コバルト60、マンガン54は検出されずと発表
	ㄥ・29	県、3月3日に実施した福島第一・3号機の立入調査の結果として、東京電力(株)に対し工具、機械の管理及び事故防止対策等について適切な措置を要求
	4・17	福島第一・4号機、炉心スプレイ系の定期試験中、ポンプ起動による振動で原子炉圧力スイッチが誤作動したため原子炉自動停止
	ㄥ・28	福島第一・4号機、「発動機軸受振動大」の誤信号のため原子炉自動停止
	5・15	福島第一・6号機、タービン制御油圧系定期試験中、タービン油圧ポンプ起動時の油圧変動と振動により油圧検出器が誤作動したため原子炉自動停止
	6・6	福島第一・3号機、運転中の補修作業の際、発電機ロックアウトリレーを誤って作動させたため原子炉自動停止
	ㄥ・11	資源エネルギー庁、福島運転管理専門官事務所を双葉町に開設
	7・28	東京電力(株)、地元漁協と「福島県相双沿岸漁業調整基金」で覚書調印
	ㄥ・29	原子力発電関係県議会議長協議会(会長：福島県議長)発足
	8・4	福島県防災会議、原子力防災部会を設置
	ㄥ・ㄥ	通商産業大臣、福島第二・3、4号炉設置を許可(電気出力、各110万kW)
	ㄥ・30	福島第一・1号機、調整運転中、タービン中間調整弁の試験時、湿分分離器水位検出器の誤作動により原子炉自動停止
	9・11	中川科学技術庁長官、福島第一、第二原子力発電所視察
	ㄥ・22	福島第一・2号機、調整運転中、給水制御系の切替スイッチの誤作動のため原子炉自動停止
昭和56 (1981)	3・15	福島第一・2号機、強風のため補助ボイラー煙突上部が折損、原子炉は運転を継続
	ㄥ・24	財団法人福島県原子力広報協会設立総会開催
	ㄥ・-	県、福島第二原子力発電所周辺陸域エコロジー調査報告書完成
	4・1	財団法人福島県原子力広報協会(理事長・田中清太郎)発足
	ㄥ・10	福島第一・1号機、隔離時復水器A系統蒸気側入口配管溶接部近傍からの水漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	ㄥ・18	日本原子力発電(株)敦賀発電所放射性廃液漏えい問題及び事故隠し問題発覚
	ㄥ・20	県、日本原子力発電(株)敦賀発電所事故に鑑み、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所の一般排水路の再点検について要請
	5・12	福島第一・2号機、運転中、電源回路の自動切替え時に瞬断が生じたため、高圧復水ポンプ吐出圧力(低)警報設定器が誤作動 高圧復水ポンプが停止し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止

年	月 日	事 項
昭和56 (1981)	5・12	その後所内電源切替え時に予備の高圧復水ポンプが停止し、原子炉水位がさらに低下したため高圧注水系（ECCS）及び原子炉隔離時冷却系が作動 なお、冷却材の系統からの流出はなかった。
	〃・12 ～13	県・大熊町・双葉町、4月20日に要請した再点検の報告に基づき、福島第一・1～6全号機の立入調査を実施
	6・4	県防災会議、米国スリーマイル島原子力発電所事故に鑑み、県原子力災害対策計画を全面修正
	〃・9	県、5月12～13日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	7・23 ～24	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所のモニタリングポスト等の作動状況、並びに廃液放流時の分析測定状況及び固体廃棄物貯蔵状況などの放射線管理状況調査のため、立入調査を実施
	〃・31	福島第二・1号機、試運転開始
	8・24	県、7月23～24日の福島第一原子力発電所立入調査結果について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	〃・26	福島第二・1号機、試運転中、主タービン制御油圧系配管の継手部からの油漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	9・18	福島第二・1号機、試運転中、タービン湿分分離器水位計が検出部での水の滞留により誤作動したため原子炉自動停止
	〃・〃	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正（昭和56年6月4日県防災会議決定）を承認
	〃・28	福島第一・5号機、調整運転中、給水試料採取系配管の取出継手部からの水漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	10・12	福島第一・6号機、復水器細管の損傷を修理するため原子炉手動停止
	〃・28	福島第二・1号機、試運転中、タービン駆動給水ポンプトリップ試験後、蒸気タービン軸振動が増加したため原子炉自動停止
	11・13	福島第二・1号機、試運転中、出力上昇時、中性子束が中性子束（熱流束相当）高の設定値に達したため原子炉自動停止
	11・19	福島第二・1号機、試運転中、低圧復水ポンプに接続する弁を誤って開き、当該ポンプの吐出圧力が低下したため、高圧復水ポンプ及びタービン駆動給水ポンプが停止し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止。その後さらに原子炉水位が低下したため高圧炉心スプレイ系（ECCS）及び原子炉隔離時冷却系が作動 なお、冷却材の系統からの流出はなかった
	12・3	福島第一・1号機、調整運転中、スクラム排出容器水位検出系の誤信号により原子炉自動停止

年	月 日	事 項
昭和56 (1981)	12・10	福島第二・1号機、試運転中、タービン組合せ中間弁開閉試験時、タービン湿分離器水位計が検出部での水の滞留により誤作動したため原子炉自動停止
	〃・23	福島第一・5号機、原子炉水位記録計点検時、端子部の接触不良による給水制御系の誤信号により原子炉水位が上昇したため原子炉自動停止
昭和57 (1982)	2・14	福島第一・2号機、調整運転中、給水制御系の主給水制御器の不調のため原子炉自動停止
	3・25	原防災会議、原子力災害対策計画を修正（福島第二原子力発電所分を追加）
	〃・30	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」改定（品質保証活動の励行を追加）
	4・1	原子力発電所からの温排水を利用し、放流種苗を量産する福島県栽培漁業センター開所
	〃・20	福島第二・1号機、営業運転開始
	〃・28	福島第一・1号機、巡視点検中、隔離時復水器B系統復水配管の溶接部近傍からの水漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	5・17 ～18	県・楡葉町・富岡町、福島第二・1号機の立入調査を実施
	6・14	県、5月17～18日の福島第二・1号機立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	〃・25	福島第一・6号機、タービンバイパス弁閉表示コイルの故障により、タービン電気油圧式制御装置の電源が喪失し、原子炉自動停止
	〃・28	福島第一・5号機、原子炉再循環系M-Gセット流体継手操作用モーターの不調により再循環流量が増加し、中性子束高により原子炉自動停止
	〃・30	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策修正（昭和57年3月25日県防災会議決定）を承認
	7・6	福島第一・5号機、タービン主蒸気止め弁の動作試験時、テスト用電磁弁の不調により主蒸気止め弁の1弁が全閉、調査のため原子炉手動停止
	〃・24	福島第一・1号機、電気式圧力調整装置の不調により、原子炉圧力が低下したため、主蒸気隔離弁が全閉し、原子炉自動停止
	〃・26	電源立地促進功労者賞として、本県から田畑清太郎氏（双葉町長）、猪狩秀玄氏（楡葉町長）が内閣総理大臣賞、田中金光氏（いわき市長）が通商産業大臣賞を受賞
	8・3	自民党政調会科学技術部会、東京電力(株)福島第一原子力発電所と同福島第二原子力発電所を視察
10・3	福島県原子力安全行政10周年記念式典、富岡町総合体育館で挙行（県、関係11市町村、県原子力広報協会主催）	
〃・25	福島第一・6号機、格納容器内ドレン量増加により、調査のため原子炉手動停止	

年	月 日	事 項
昭和57 (1982)	10・25 12・20	原子炉再循環系の圧力計用予備座の接続配管溶接部からの漏えいを発見 福島第一・5号機、給水制御回路の最大流量制限器の故障のため、給水流量が減少し、原子炉水位低の信号により原子炉自動停止
昭和58 (1983)	2・9 〃・10 〃・17 〃・〃 3・7 〃・23 4・20 5・9 7・27 8・9 〃・13 〃・26 9・1 10・26 〃・29 11・19 〃・30 12・15 ～16	県エネルギー問題懇談会の提言まとまる 県、原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議を設置 海洋投棄規定条約の国際会議、「低レベル放射性廃棄物の海洋投棄を一時的に停止する」提案が可決 福島第一・6号機、定期検査中、蒸発濃縮器の組立作業時、加熱蒸気配管フランジ部に仮設していた閉止板を取り外したところ、熱湯が吹出し、作業員が負傷 福島第一・3号機、調整運転中、主復水器空気抽出器出口配管に取り付けられている保護破壊板が作動、調査のため原子炉手動停止 県防災会議、原子力災害対策計画を修正（県防災行政無線の整備完了に伴う連絡系統の修正） 福島第一・2号機、定期検査中、原子炉圧力容器上蓋予備ノズル（N-6B）の液体浸透探傷検査の結果、内面コーナー部に線状指示を発見 福島第二・1号機、国内初の384日間連続運転記録を樹立 電源立地促進功労者賞として、遠藤正氏（大熊町長）、遠藤景芳氏（富岡町長）が内閣総理大臣賞を受賞 内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正（昭和58年3月23日県防災会議決定）を承認 福島第一・1号機、主蒸気加減弁の制御油圧配管からの油漏れにより、主蒸気加減弁が閉止したため、原子炉圧力が上昇し、「中性子束高高」により原子炉自動停止 福島第一・5号機、定格出力運転中、保守のためバイタル電源を予備変圧器に切替中、誤操作によりバイタル電源を喪失したため、給水流量が変動し原子炉自動停止 福島第一・4号機、定格出力運転中、巡視点検により、発電機界磁調整器の摺動抵抗器の損傷を発見、補修のため原子炉手動停止 遠藤正氏（大熊町長）が原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞 福島第一・6号機、定格出力運転中、主発電機界磁遮断器の誤作動により発電機自動停止、同時に原子炉自動停止 福島第一・1号機、電気式原子炉圧力調整装置の不具合により、主蒸気加減弁が急開し主蒸気管圧力が低下したため、主蒸気隔離弁が全閉し、原子炉自動停止 原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域） 県・楡葉町・富岡町、福島第二・2号機の立入調査を実施

年	月 日	事 項
昭和59 (1984)	1・27	県、昭和58年12月15～16日の福島第二・2号機立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	2・3	福島第二・2号機、営業運転開始
	ㄥ・22 ～23	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	5・5	福島第二・1号機、定格出力運転中、主発電機界磁喪失により主発電機がトリップし、これにより原子炉自動停止
	6・8	国土庁、「電源地域振興特別措置法」に関する検討結果を発表
	7・23	福島第二原子力発電所1号炉の設置許可取消しを求めた行政訴訟、福島地方裁判所で請求棄却の判決
	10・17	福島第一・2号機、定期検査中、高圧注水系手動起動試験の際、復水貯蔵タンク遮へい壁内側の高圧注水系戻り弁より漏えいが発生 漏えい水は、遮へい壁の雨水口を通じて遮へい壁外へ漏出
	11・8	福島第二・1号機、定期検査中、原子炉再循環ポンプ調整運転の際、ポンプ（A）内部に異音が発生 点検の結果、ポンプ水中軸受リングの損傷を発見
	ㄥ・29 ～30	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	ㄥ・30	福島第一原子力発電所、1サイトとしての累計発電量（2億万kW）世界新記録達成
	12・14	福島第二・3号機、試運転開始
	ㄥ・25	県、11月29～30日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
昭和60 (1985)	2・13 ～14	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	4・8	福島第二・2号機、調整運転中、原子炉格納容器内の圧力上昇傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	6・21	福島第二・3号機、営業運転開始
	7・21	電源立地促進功労者として松本一郎氏（広野町長）が通商産業大臣賞を受賞
	8・21	福島第一・1号機、調整運転中、主蒸気管圧力検出器設置場所で、照明工事に係る作業中、誤って足場材を当該検出器ドレン配管に接触させたため、振動で当該検出器が作動し、「主蒸気隔離弁閉」により原子炉自動停止
	ㄥ・23	福島第一・1号機、調整運転中、給水ポンプ最小流量配管の振動が、主蒸気管圧力検出器検出配管との支持構造物共用部を介し、当該検出器検出配管に伝わったため、当該検出器が作動し、「主蒸気隔離弁閉」により原子炉自動停止

年	月 日	事 項
昭和60 (1985)	9・2 ～3	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所1号機の火災発生等トラブル及び通報連絡状況等確認のため立入調査を実施
	〃・19	県、9月2～3日の福島第一原子力発電所立入調査の結果として、東京電力(株)に対し異常発生時における通報連絡方法の強化、徹底について適切な措置を要求
	〃・24	福島第一・5号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内機器ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	〃・28	福島第二・3号機、定格出力運転中、蒸気タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)の駆動用蒸気加減弁制御リンク機構の不調により、当該蒸気加減弁が閉止したため、原子炉への給水流量が少なくなり、「原子炉水位低」により原子炉自動停止
	10・28	原子力センター、科学技術庁「原子力安全功労賞」を受賞
	11・29	原子力防災訓練実施(福島第二原子力発電所周辺地域)
	12・27	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の運用に関する規定と通報連絡要綱の一部改正(協定運用の充実・強化、通報連絡事項の一層の明確化)
昭和61 (1986)	2・9	福島第一・4号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内機器ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	〃・13 ～14	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	3・26	県、2月13～14日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	4・26	ソ連チェルノブイリ原子力発電所4号機(黒鉛減速軽水冷却型炉、出力100万kW)、事故発生
	〃・29	県、科学技術庁の指示により、ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故に伴う環境放射能の特別監視態勢(6月6日、平常の監視態勢に移行)
	〃・30	県、ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故に鑑み、福島第一、第二原子力発電所に対し、より一層安全確保に努めるよう申入れ
	〃・〃	知事、同事故に関し、東京電力(株)に申入れを行ったこと、原子炉型の違い等から同様の事故の恐れはないと思われること、及び情報収集に努める旨の談話を発表
	8・23 ～27	「エネルギーフェア'86」、大熊町と周辺町で全国初開催
	〃・25	福島第一・5号機、調整運転中、給水制御系の不調により、給水流量が増加したため「原子炉水位高」により、原子炉自動停止
	10・13	福島第二・1号機、定格出力運転中、相分離母線ダクト部に異音が発生し、点検、補修のため発電機解列 原子炉はその後手動停止
	11・3	福島第一・2号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内床ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止

年	月 日	事 項
昭和61 (1986)	11・3	ドレン量増加の原因は、原子炉再循環系（B）の配管に取付けてある小口系配管に振動による疲労割れが生じたため
	〃・4	福島第一・6号機、定期検査のため出力降下中、高圧復水ポンプ用遮断器の動作検出機構の不動作のため、誤信号により運転中の他の高圧復水ポンプが停止し、「原子炉水位低」により原子炉自動停止
昭和62 (1987)	1・23	県、大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	2・10	県、1月23日の福島第一原子力発電所の立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	〃・12 ～13	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	〃・20	福島第一・5号機、定格出力運転中、A原子炉再循環ポンプの軸封部の温度にわずかな上昇傾向が見られたので、点検のため、原子炉手動停止 点検の結果、温度上昇の原因は軸封部の摺動面に微細な傷が発生し、再循環水の一部が軸封部に流入したため
	3・13	県、2月12～13日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	4・24	福島第一・5号機、出力上昇中、発電機保護装置用の計器用変流器の導線の腐食断線により、当該保護装置が作動して発電機が自動停止し、引き続き原子炉自動停止
	5・28	原子力安全委員会ソ連原子力発電所事故調査特別委員会、同事故の調査検討の結果、「我が国においては、今回の事故に関連して、現行の安全規制等を早急に改める必要のあるものは見出せない。また、防災対策を変更すべき必要性は見出せない」と結論
	8・25	福島第二・4号機、営業運転開始
	10・26	結城定重氏（楡葉町長）、和田和人氏（東北放射線科学センター事務局次長）、BWR 訓練センター、原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞
	11・25	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
12・25	県、11月25日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表	
昭和63 (1988)	1・26	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	2・18	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	3・18	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプ電動機（B）の上部軸受け部温度にわずかな上昇が見られたため、点検のため原子炉手動停止 当該軸受け部温度上昇の原因は、潤滑油油面検出配管の溶接部から潤滑油がにじみ出し潤滑不足となったため

年	月 日	事 項
昭和63 (1988)	3・22	県、2月18日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	7・27	福島第一・3号機、運転中、原子炉格納容器内にある床ドレンサンプへの流入水の増加が認められたため、原子炉手動停止 原因は、原子炉再循環ポンプ（A）出口側の弁の空気抜き用小口径配管の溶接部からの漏えいのため
	11・25	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	12・3	福島第二・3号機、定格出力運転中、「中性子束高」の信号により、原子炉自動停止 原因は原子炉再循環流量の変動幅が一時的に増加したため
	〃・12	福島第二・3号機、運転中、主蒸気系（B）の弁に作動不具合が発生したため、原子炉手動停止 原因は、当該弁の弁棒が折損したため
	〃・26	県、11月25日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
昭和64 (1989)	1・6	福島第二・3号機、運転中、原子炉再循環ポンプ（B）の振動が大きくなったため、出力降下 当該ポンプの分解点検の結果、水中軸受けリング及び羽根車等の損傷を発見 原因は、水中軸受けリングの溶接部に溶込不足があったため
平成元 (1989)	2・8	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	〃・27	福島第一・5号機、運転中、原子炉再循環ポンプ（A）駆動用電動機の電気回路の保護リレーが動作し、同ポンプが停止したため、原子炉手動停止 原因は、計器用変流器の内部端子の接触不良のため
	〃・28	県、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故の重大性に鑑み資源エネルギー庁及び科学技術庁に同機の安全確保の徹底を要望
	3・1	資源エネルギー庁、東京電力(株)に対して、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に関して金属小片・摩耗粉の徹底回収など4項目を指示
	〃・17	資源エネルギー庁、福島第二原子力発電所3号機調査特別委員会（委員長：秋山東大教授）設置
	〃・30	県、2月8日の福島第二原子力発電所立入調査について「3号機の運転管理に、過去の事故・故障の教訓が反映されていないなど、根本的な問題が認められた」と発表
	4・1	県原子力安全対策課発足（課長以下11人（うち兼務3人）体制）
	〃・28	福島第二・4号機、定格出力運転中、循環水ポンプ1台のモータ軸受温度に上昇傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は、モータ軸受の温度検出器用電線の絶縁低下により、誤った温度指示が出たため

年	月 日	事 項
平成元 (1989)	6・3	福島第二・2号機、定格出力運転中、原子炉冷却材浄化系再生熱交換器付近からの漏えいが認められたため、原子炉手動停止 原因は、配管の溶接施行不良に起因する割れが発生、進展して貫通したため
	8・11	資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉、再循環ポンプ損傷事故の原因調査について「原子炉再循環ポンプの水中軸受リング溶接部に溶込不足があったため、疲労破断した」と中間発表
	9・3 ～13	原子力発電関係団体協議会（会長県：福井県）、「原子力問題海外調査」を初めて実施（西ドイツ、フランス）
	11・10	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域）
	〃・30	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	12・21 ～22	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	〃・27	県、11月30日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、事故の未然防止と信頼性向上に努めることが肝要」と発表 福島第二・1号機、調整運転中、タービン系統制御油の漏えいが認められたため、原子炉手動停止 原因は、タービンバイパス弁用制御油の蓄圧槽と配管を接続しているフランジ部の取付不良のため
	平成2 (1990)	1・2
〃・29		県、平成元年12月21～22日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、作業管理の適正化の徹底に努めることが肝要」と発表
2・20		福島第二原子力発電所1号炉の設置許可取消しを求めた行政訴訟（控訴審）において仙台高等裁判所は控訴棄却の判決
〃・22		資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子力再循環ポンプ損傷事故に係る原因と対策に関する調査結果を発表
〃・〃		資源エネルギー庁、東京電力(株)に対し、福島第二・3号機事故の調査結果に基づき、再発防止の徹底と原子炉圧力容器内等に流入した金属粉等の徹底した洗浄・回収作業を指示
〃・〃		県、国の福島第二・3号機に係る調査結果の報告を受け、東京電力(株)に対し、この調査結果に示された再発防止対策を早期に実施し、原子力発電所の安全運転に万全を期すよう申入れ

年	月 日	事 項
平成2 (1990)	3・14	東京電力(株)、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止策について中間報告
	〃・27	県・楡葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る立入調査を実施
	4・13	県、平成2年3月27日の福島第二・3号機事故に係る立入調査について「再発防止について早期に恒久的な対策を講じる必要がある。また今後とも金属粉等の徹底回収に努めるとともに、回収した金属粉等の適正な分析・評価を行う必要がある」と発表
	〃・17	東京電力(株)、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策及び金属粉等の回収結果を報告
	5・27	福島第一・2号機、定期検査中、非常用ディーゼル発電機の機能試験を実施したところ、異音が認められたため、当該発電機を停止 点検の結果、ディーゼル機関の一部の気筒に損傷を発見 原因はピストンと今回の定期検査に交換した新品のシリンダライナのなじみが不足していたため
	6・11	県・楡葉町・富岡町、東京電力(株)より報告のあった福島第二・3号機事故に係る再発防止対策の実施状況、金属粉等の回収状況等について確認のため立入調査を実施
	〃・12	福島第二・4号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止
	〃・13	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止
	〃・21	県、東京電力(株)に対し、原子炉再循環ポンプ軸封部の機能低下に伴う原子炉手動停止が連続して発生したことから、同一事象の再発防止と当該軸封部の改善を図るよう申入れ
	〃・26	県、6月11日の福島第二原子力発電所立入調査について「再発防止対策については、早期定着と的確な運用が必要である。また、金属粉等の回収状況については適正に評価されていることを確認した」と発表
	7・5	資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価の結果、「今後のプラント運転に当たって、安全上問題となる事故は認められなかった」と発表
	〃・〃	知事、資源エネルギー庁の発表に際し「県は、国の健全性評価結果に対し、福島県原子力行政連絡調整会議の専門委員の指導・助言を得ながら評価内容の検討を行う」との談話を発表
	〃・15	県・楡葉町・富岡町は、資源エネルギー庁による福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価等に関する説明会を楡葉町及び富岡町で開催

年	月 日	事 項
平成2 (1990)	7・26	福島第一・3号機、調整運転中、「原子炉水位高」の信号により、蒸気タービンが自動停止したため、原子炉手動停止 原因は給水流量制御弁の動作不良により、給水流量制御が不調となったため
	9・1	県・楡葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策のその後の実施状況及び関連機器の点検・検査状況の内容を確認するため、立入調査を実施
	〃・9	福島第一・3号機、定格出力運転中、「中性子束高」の信号により、原子炉自動停止 原因は1台の主蒸気隔離弁の弁体と弁棒との接合部に使用している回止めピンの取付けが不十分であったため、蒸気の振動によりピンが損傷し、弁体が主蒸気管を閉塞したため
	10・4	原子力安全委員会、資源エネルギー庁から報告があった福島第二・3号機事故に係る「原因と再発防止策に関する調査結果」及び「健全性評価結果」の内容は妥当であると認めると発表
	〃・〃	県、9月1日の福島第二原子力発電所立入調査について「国から指示された4項目の再発防止対策については事業者としてできる限りの対策をとっているものと認められる。また関連機器等の今後の使用については、問題となる点は認められなかった」と発表
	〃・〃	県、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る国の健全性評価結果等に関する確認・検討を行った結果、「今回の事故に関連して、周辺機器、燃料等について、健全であることを確認するとともに、今後の運転に当たって、残存金属粉等が安全性に影響を及ぼすことはないことを確認した」と発表
	〃・11	東京電力(株)社長、知事に対し福島第二・3号機の運転再開について申入れ
	〃・12	県議会、福島第二・3号機の運転再開に関する審議のため議員全員による議員協議会を開催
	〃・15	県、福島第二・3号機事故に関し、原子力行政連絡調整会議を開催
	〃・17	福島第一・1号機、定格出力運転中、タービン発電機の「軸受振動大」の警報が発生したため、点検のため原子炉手動停止 原因はタービン発電機の軸封部摺動面の面荒れが進展しシールリングの動きが円滑でなくなったため
	11・1	知事、東京電力(株)から申入れがあった福島第二・3号機の運転再開について楡葉町長、富岡町長と協議を行い、これを了承
	〃・2	知事、東京電力(株)社長に対し、福島第二・3号機の運転再開を了承する旨を伝えるとともに、「安全確保協定」に基づき3項目の適切な措置を講ずるよう要求
	〃・〃	県、資源エネルギー庁に対し、適切な措置の内容を伝えるとともに、事業者を厳しく指導するよう要請
	〃・5	東京電力(株)、福島第二・3号機の調整運転を開始

年	月 日	事 項
平成2 (1990)	11・28	県・楡葉町・富岡町、11月2日に要求した適切な措置の実施状況確認のため、福島第二原子力発電所の実地調査を行い、要求の内容は、適切に実施されており、また、機器類の点検結果において異常は認められていないことを確認
	12・20	福島第二・3号機、総合負荷性検査（通商産業省）を終了し、営業運転を再開
平成3 (1991)	2・8	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	〃・9	関西電力(株)美浜発電所2号機で蒸気発生器の伝熱管の1本が破断し、非常用炉心冷却装置が働く事故発生
	3・7	県、2月8日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、予防保全の観点に立って、原子力発電所の信頼性向上に努めることが肝要」と発表
	〃・18	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、同協定の運用に関する規程及び関係要綱を改定（福島第二・3号機事故の対応を教訓として、技術的側面の関わりの充実強化等）
	4・5	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所3号機の運転状況について状況確認調査
	9・4	原子力発電関係団体協議会（会長県：福島県）、「第2回原子力問題海外調査」を実施（スウェーデン、イギリス、フランス）
	〃・25	双葉町議会、「原発増設に関する決議」を全会一致で採択
	10・30	福島第一・1号機、定格出力運転中、タービン建屋地階南側に海水の漏えいが発見されたため原子炉手動停止
	11・14	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	12・2	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所3号機の運転状況、適切な措置の実施状況について状況確認調査
〃・25	同上	
平成4 (1992)	1・14	福島第二・1号機、定格出力運転中、相分離母線ダクト部に異音の発生が認められたため原子炉手動停止 原因はダクト端部に設置されている1枚の羽根板の取付部が、冷却用空気の流れに伴う疲労により破損し、羽根板が外れたため
	〃・21	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	〃・30	福島第一・2号機、調整運転中、タービン駆動給水ポンプのタービンの軸に振動が増加したため原子炉手動停止 原因は、タービン軸と軸封部パッキンの間隔が不十分であったことから、軸とパッキンが接触したため
	2・12	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	3・6	県、1月21日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、原子力発電所の信頼性を高めるための品質保証活動、保守管理の徹底に努めることが肝要である」と発表

年	月 日	事 項
平成 4 (1992)	3・19	県、2月13日の福島第二原子力発電所立入調査について「安全確保上問題となる点は認められなかったが、先の原子炉再循環ポンプ損傷事故が与えた社会的影響を十分認識し、再発防止対策を的確に実施していくとともに原子力事業者としてのより一層の安全意識の高揚、セーフティ・カルチャーの醸成に努める必要がある」と発表
	4・5	国際原子力機関（IAEA）の運転管理調査団（OSART）、福島第二・3号機及び4号機の調査結果を公表
	〃・〃	通商産業省、原子力発電に係る「総合的予防保全対策の推進について」を公表（シビアアクシデント対策、定期的安全設計レビュー、高経年化対策）
	6・29	福島第一・1号機、発電再開準備中、タービン保安装置の動作確認試験を実施したところ、「原子炉圧力高」の信号により原子炉自動停止 原因はタービン保安装置のリセット機構の掛金部に動作不良が生じ、制御油圧が低下し、また、補助油ポンプがリレーの不具合により自動起動しなかったことから、油圧がさらに低下し、タービンバイパス弁が閉となり、原子炉圧力が上昇したため
	7・13	福島第一・6号機、調整運転中、タービン駆動給水ポンプ（A）の不具合が認められたため、原子炉手動停止 原因は、給水ポンプの軸と軸封部シールリングの間隙の調整が不十分であったことから、軸とシールリングが接触したため
	〃・〃	福島第一・6号機、調整運転準備中、タービン駆動給水ポンプ（B）の不具合が認められたため、原子炉手動停止 原因は給水ポンプ運転中に摺動傷が生じたシールリングと軸が、給水ポンプ停止に伴い接触し、この状態でポンプを低速で回転させたことから、軸とシールリングが固着したため
	8・1	資源エネルギー庁、「国際原子力事象評価尺度（INES）」を導入
	9・29	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所長に対し、通報連絡体制等の改善を申入れ
	〃・〃	福島第一・2号機、定格出力運転中、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止 その後さらに原子炉水位が低下したため高圧注水系（ECCS）及び原子炉隔離時冷却系が作動 原因は、高圧復水ポンプの電源盤点検作業の後、復帰操作を誤ったことを起因として、高圧復水ポンプ及びタービン駆動給水ポンプが全て停止状態となったため なお、冷却材の系統からの流出はなし
	〃・30	県・大熊町・双葉町、福島第一・2号機の運転中に発生したトラブルについて状況確認調査を実施

年	月 日	事 項
平成4 (1992)	9・30	通報連絡の遅れについて、知事談話を発表
	10・2	福島第一・2号機及び福島第二・4号機のトラブルについて「福島県原子力発電安全対策等議員協議会」（以下「原子力発電安全対策等議員協議会」という。）を開催
	〃・14	原子力センター屋上外壁改修工事終了
	〃・16	県・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町、資源エネルギー庁に対し、 ① 東京電力(株)に対して通報連絡について、指導の徹底を図ること ② 福島第一・2号機の原因究明・再発防止策の徹底を図ること 等を要請
	〃・〃	県・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町、東京電力(株)に対し、通報連絡体制の見直し等を申入れ
	〃・22 ～23	福島第一・2号機及び福島第二・4号機のトラブルに関して、第1回「福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会」（以下「安全対策部会」という。）を開催
	〃・22	福島第一原子力発電所2号機の立入調査を実施
	〃・29	資源エネルギー庁長官、東京電力(株)に対し、国及び県・立地町に対する通報連絡の改善並びにトラブルの再発防止策を図るように指示
	〃・30	第2回「安全対策部会」を開催
	〃・31	福島第二・3号機、定格出力運転中、原子炉給水系の不具合により原子炉給水流量が低下し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止 原因は、原子炉給水ポンプの制御回路に使われている部品の故障のため
	11・5	東京電力(株)、県に対し、通報連絡の改善策、トラブルの原因と再発防止策を提出
	〃・〃	「安全対策部会」の協議結果を公表
	〃・9	福島第一・2号機、発電再開準備中、原子炉高圧注水ポンプのタービン入口弁駆動用モータの故障を示す警報が発信したことから、調査のため原子炉手動停止 原因は、弁駆動用モータの始動時の力が設計上必要とされる値より小さかったことから、モータが焼損したため
平成5 (1993)	1・22	「原子力発電所に関する通報連絡要綱」の一部を改正
	2・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,680本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・19	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプ（A）の軸封部（メカニカルシール）に機能低下が認められたことから、当該軸封部を取り替えるため、原子炉手動停止
	〃・22	福島第二、補助ボイラー系の弁の操作を行っていたところ、配管の伸縮継手部から蒸気が漏れて作業員1人が死亡し、2人が火傷
	3・2	東京電力(株)、県に対し、福島第一原子力発電所運用補助共用施設（以下「運用補助共用施設」という。）設置計画の事前了解願を提出

年	月 日	事 項
平成5 (1993)	3・8	「運用補助共用施設」の設置に関する事前了解願の取扱い等について「原子力発電安全対策等議員協議会」を開催
	3・25 ～26	「運用補助共用施設」設置計画について、「安全対策部会」を開催
	4・9	「運用補助共用施設」設置計画に関する「安全対策部会」での協議結果等について「原子力発電安全対策等議員協議会」を開催
	々・13	県・大熊町・双葉町、「運用補助共用施設」設置計画について、事前了解通知
	5・19	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（1,920本）を日本原燃株の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	8・19	原子力センター天井内壁等改修工事完了
	9・1 ～9	原子力発電関係団体協議会（会長県：新潟県）、「第3回原子力問題海外調査」を実施（フィンランド、スイス）
	10・20	環境放射線測定車「あおぞら号」整備
	11・30	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域）
	12・7	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,688本）を日本原燃株の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	平成6 (1994)	1・6
2・1		県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
々・2		県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
々・28		原子力センター展示室ハイビジョン映像装置整備
3・14		福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,688本）を日本原燃株の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
々・15		原子力センター展示室展示備品整備
々・29		原子力センター展示室改装オープン
々・30		県、平成6年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について「特に問題となる点は認められなかったが、原子力発電所の安全性、信頼性の一層の向上を図るため、今後とも品質保証活動を推進するとともに、放射線業務従事者の線量当量の低減対策を積極的に推進することが望まれる」と発表
々・31		各電力会社、資源エネルギー庁へ「アクシデントマネジメント検討報告書」を提出
5・29		福島第二・3号機、中間停止後の出力上昇中、ジェットポンプ流量に変動が認められたため、原子炉手動停止 原因は、過去にジェットポンプの分解を実施し、再度据付けた際、押さえ金具（ビーム）に位置ずれが生じ、ビーム端部に過大な応力が発生し、運転中の高温水に溶存する酸素が作用したため、応力腐食割れにより、ビームが折損したため

年	月 日	事 項
平成6 (1994)	6・10	総合エネルギー調査会原子力部会「中間報告書」発表
	〃・21	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・24	原子力委員会、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」発表
	8・22	東京電力(株)、県に対し、福島第一原子力発電所7、8号機及び広野火力発電所5、6号機増設に係る環境影響調査実施を申入れ
	〃・31	東京電力(株)、福島第一原子力発電所1号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁が今回の報告書は、「①原子力発電所の運転経験の包括的な評価、②最新の技術的知見の原子力発電所への反映状況の把握及び必要な対策の立案等が適切に行われており、東京電力(株)の報告は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	9・1	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・〃	原子力安全委員会、「原子炉安全総合検討会」の設置を決定
	10・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,400本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・24	資源エネルギー庁、平成6年3月31日に電気事業者から報告を受けた「アクシデントマネジメント検討報告書」について、その技術的妥当性を検討し、電気事業者が行う対策が原子炉施設の安全性をさらに向上させる上で妥当なものであると評価し、原子力安全委員会に報告
平成7 (1995)	1・17	兵庫県南部地震発生
	〃・19	原子力安全委員会に「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会」設置
	2・1	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・2	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・7	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（3,040本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	3・31	県、平成7年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について「特に問題となる点は認められなかった。また、今回の調査においては、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震を踏まえ、耐震対策についても調査を行ったが、発電所は、当地域において考えられる最大の地震に耐えられるよう、敷地の選定から設計・建設及び運転の各段階において、国の厳格な審査・検査がなされていた」と発表

年	月 日	事 項
平成7 (1995)	3・31	また、同日、東京電力(株)に対し、「原子力発電所については、常に安全性及び信頼性の確保に最大限の努力を払うことが肝要であり、地震対策を含めた安全管理について万全を期すよう」要請
	5・23	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・26	仏から返還の高レベル廃棄物が青森県むつ小川原港に陸揚げ
	6・26	原子力安全委員会福島第二・1、2号機で装荷されるステップⅢ燃料を了承
	9・4	原子力発電関係団体協議会（会長県：静岡県）、「第4回原子力問題海外調査」を実施（イギリス、ベルギー、フランス）
	〃・29	資源エネルギー庁、「指針策定前の原子力発電所の耐震安全性」を報告
	〃・〃	原子力安全委員会、耐震安全検討会、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書」を報告
	10・5	原子力安全委員会、耐震安全検討会の報告を受け、原子力発電所耐震指針の妥当性を了承
	〃・23	東京電力(株)、福島第一原子力発電所2号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁が、今回の報告書は、「これまでの福島第一原子力発電所2号機の約21年間の運転経験や他のプラントにおける経験が適時反映され、運転期間中の福島第二原子力発電所3号機原子炉再循環ポンプ損傷事象等の最新の技術的知見についても適切に反映されていることから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・26	岩本忠夫氏（双葉町長）、原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞
	11・6	県原子力発電所安全確保連絡会議、科学技術庁・資源エネルギー庁の担当者を招き地元自治体に対し原子力発電所の耐震安全性の説明会を実施
	〃・7	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・22	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	〃・25	福島第一・6号機、定格出力運転中、格納容器床ドレンサンプルへのドレン量に増加傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は、原子炉給水系の逆止弁の水抜配管に取り付けられているドレン弁に異物等がかみ込んだことにより、弁座部漏えいが生じたため
	12・7	原子力安全委員会「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備について」を発表
	〃・8	高速増殖原型炉「もんじゅ」二次冷却系ナトリウム漏えい事故発生

年	月 日	事 項
平成 8 (1996)	1・23	福島・新潟・福井県の三県知事、「今後の原子力行政の進め方についての提言」を橋本内閣総理大臣、中川科学技術庁長官、塚原通商産業大臣に提出
	2・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	ㄥ・14	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	ㄥ・15	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	3・15	科学技術庁長官、通商産業大臣「原子力政策に関する国民的合意に向けて」の対応を発表
	ㄥ・25	県衛生公害研究所に環境放射能分析棟完成
	ㄥ・29	県、平成8年2月14～15日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。また、両発電所においては平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機とした地震時の対応能力の強化のため、平成8～9年度の定期点検時に順次地震時のスクラム設定値をより安全側に変更を行うこととしていた。更に、高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい事故において問題とされた情報連絡体制・情報公開の状況等の関連事項について確認を行った」と発表 また、同日、東京電力㈱に対し「発電所の運転、保守等に係わる全構成員と地域の理解と協力の下に、安全管理に万全を期すよう」要請
	4・25	原子力委員会、第一回原子力政策円卓会議開催（以後9月18日まで延べ11回開催）
	5・31	第三回原子力政策円卓会議に知事出席
	6・15	科学技術庁と資源エネルギー庁、大熊町で原子力発電所の耐震安全性をテーマに地域フォーラムを開催
	ㄥ・18	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	9・25	原子力委員会、「原子力に関する情報公開及び政策決定過程への国民参加の促進について」を決定
	10・3	原子力政策円卓会議モデレータから原子力委員会への提言
	ㄥ・7	東京電力㈱、県に対し、福島第一・第二原子力発電所原子炉設置変更（以下「9×9燃料採用」計画という。）に関する事前了解願を提出
	ㄥ・11	原子力委員会、原子力政策円卓会議提言を受けた「今後の原子力政策の展開にあたって」を決定
	ㄥ・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出

年	月 日	事 項
平成8 (1996)	11・7	「9×9燃料採用」計画に関する「安全対策部会」を開催（富岡町）
	ㄥ・20	「9×9燃料採用」計画に関する「安全対策部会」を開催（大熊町）
	12・26	県・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町、「9×9燃料採用」計画について、事前了解通知
平成9 (1997)	1・20	総合エネルギー調査会原子力部会、核燃料サイクルのあり方など、原子力政策の今後の進め方等の中間報告とりまとめを通商産業大臣に答申
	ㄥ・28	福島第一・3号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内空調機ドレン量に漸増傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は、格納容器内の主蒸気隔離弁のうち1弁の弁棒シール部のグランドパッキンを押さえる力が不十分であったことから、運転中にシール機能が低下し、蒸気が漏えいしたため
	ㄥ・31	原子力委員会、「当面の核燃料サイクルの具体的な施策について」を決定
	2・4	「当面の核燃料サイクルの推進について」を閣議了解
	ㄥ・5	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	ㄥ・6	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	ㄥ・14	通商産業大臣・科学技術庁長官、福島・新潟・福井の三県知事に対し、「当面の核燃料サイクルの推進について」を説明し、協力を要請
	ㄥ・20	科学技術庁、「もんじゅ」事故の最終報告書を原子力委員会に報告し、公表
	ㄥ・21	電気事業連合会、プルサーマル計画を公表
	ㄥ・27	福島・新潟・福井の三県知事と内閣総理大臣、三県知事提言及び閣議了解を踏まえ意見を交換
	3・6	東京電力(株)、福島・新潟県に対し、東京電力(株)としてのプルサーマル計画を説明
	ㄥ・8	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	ㄥ・11	動力炉・核燃料開発事業団東海事業所再処理施設アスファルト固化処理施設で火災爆発事故発生
	ㄥ・28	県、平成9年2月5～6日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。また、福島第一原子力発電所では、炉内構造物の応力腐食割れに対する予防保全策として、原子炉水の水質改善を図るため水素注入装置を取り付ける他、来年度以降計画的にシュラウド等の炉内構造物の交換を行っていくこととしている」と発表 また、同日東京電力(株)に対し、「動燃東海事業所再処理施設アスファルト固化処理施設の火災爆発事故は、他の原子力施設に対する県民の不安感を増すことにもつながることから、トラブルを発生させない不断の努力と迅速な対応等の重要さ

年	月 日	事 項
平成9 (1997)		を改めて認識し、協力事業所も含め一層の安全管理意識の徹底を図り、今後とも原子力発電施設の安全確保に万全を期すよう」要請
	4・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・29	福島第二・2号機、定格出力運転中、排ガス放射線モニタの指示に増加傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は燃料体1体から漏えいが発生したため
	5・6	福島第一・4号機、計画点検のため出力降下中、出力約25万kWにおいて「原子炉水位低」により原子炉自動停止 原因はタービン駆動給水ポンプの給水流量制御機器のうち、制御信号を伝える圧力リレーOリングが硬化していたことにより制御不調となり、タービン駆動給水ポンプの手動停止による水位低下操作及び電動機駆動給水ポンプによる水位確保等制御を実施したが、水位低下が速かったため
	〃・29	原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会、「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」を公表
	7・11	県庁内に「核燃料サイクル懇話会」を設置
	〃・29	第1回「核燃料サイクル懇話会」を佐和隆光京都大学経済研究所所長を迎え開催
	8・1	第2回「核燃料サイクル懇話会」を資源エネルギー庁審議官及び課長並びに科学技術庁課長等を迎え開催
	9・1 ～10	原子力発電関係団体協議会（会長県：鹿児島県）、「第5回原子力問題海外調査」を実施（スウェーデン、スイス、ドイツ）
	〃・12	原子力発電所の配管溶接部の焼鈍における温度記録に係る疑義発生
	〃・13	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・16	第3回「核燃料サイクル懇話会」を齋藤伸三日本原子力研究所理事・東海研究所所長を迎え開催
	11・6	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁が、今回の報告書は、「これまでの福島第一原子力発電所3号機における20年間余りの運転経験が当該号機の設計・運転管理に生かされてきたことはもとより国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、また、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに、確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていることから、報告の内容は妥当なものとする」と認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告

年	月 日	事 項
平成9 (1997)	11・10	第4回「核燃料サイクル懇話会」を清水修二福島大学教授を迎え開催
	〃・20	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺）
	〃・28	高速増殖炉懇談会最終報告取りまとめ
	12・3	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
〃・4	福島第二・1号機、制御棒のパターン調整を行っていたところ、制御棒の引抜き操作において、1本の制御棒に動作不調が確認されたため、原子炉手動停止原因は制御棒に膨れが発生し、燃料集合体と接触、制御棒が引抜動作しなかったため	
平成10 (1998)	2・3	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・4	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・19	第5回「核燃料サイクル懇話会」を楡葉町、富岡町、双葉町の各町長を迎え開催
	3・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,980本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・24	科学技術庁、資源エネルギー庁及び電気事業者で構成する使用済燃料貯蔵検討会、報告書を取りまとめ、公表
	〃・28	<p>県、平成10年2月3～4日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。福島第一原子力発電所3号機で進められているシュラウド等の交換工事においては、作業従事者被ばく線量を低減するための種々の対策が取られ、法令に定められた作業従事者個人の被ばく線量についても予想線量当量以下に目標を設定し、被ばく低減に努めていた」と発表</p> <p>また、東京電力(株)に対し「平成9年9月に明るみに出た配管溶接部熱処理温度記録の改ざん問題や12月に第二原子力発電所1号機で発生した制御棒に関するトラブルのように、なお一層の安全管理・品質保証活動の推進が必要である事例も見られた。県、立地4町及び東京電力(株)の間で締結している安全確保協定においては、請負業者も含めて、設計、製作、施工、運転保守の各段階にわたる品質保証活動を積極的に行うことを明記しているが、県民の信頼を損なうことのないよう、今後とも事業者及び協力企業における一層の安全管理の徹底、品質保証活動を推進するよう」要請</p>
	4・16	第6回「核燃料サイクル懇話会」を日本弁護士連合会の海渡雄一氏並びに河合弘之氏を迎え開催
	〃・23	東京電力(株)、郡山市で「プルサーマル討論会」を開催
〃・28	科学技術庁・通商産業省、福島市で「プルサーマル説明会」を開催	

年	月 日	事 項
平成10 (1998)	5・28	原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会、「現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物処分の基本的考え方について」をとりまとめ、公表
	〃・29	原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会、「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」をとりまとめ、公表
	6・11	総合エネルギー調査会原子力部会、中間報告「リサイクル燃料資源中間貯蔵の実現に向けて」をとりまとめ、公表
	〃・〃	東京電力(株)、福島第一原子力発電所4、5号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・25	資源エネルギー庁、今回の報告書について、「福島第一原子力発電所4、5号機における19年間余りの運転経験が当該号機の設計・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	7・14	第7回「核燃料サイクル懇話会」を資源エネルギー庁長官、課長、科学技術庁課長等を迎え開催
	〃・〃	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,240本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・20	福島第二・2号機、調整運転のため発電を開始し、出力上昇中、タービン駆動原子炉給水ポンプの蒸気加減弁フランジ部から漏水 原因はボルトナットの締めつけ不足
	〃・30	福島第一・6号機、定格出力運転中、タービン抽気系ドレン配管から少量の蒸気の漏えいを確認、点検調査のため原子炉手動停止 原因は、当該フランジ部を以前、分解点検した際、シール部に微細な異物がかみ込み、フランジシール面及びパッキンに傷が発生、シール機能が低下、パッキン部が損傷するに至ったため
	8・18	県・大熊町・双葉町、東京電力(株)の「福島第一原子力発電所3号炉におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の採用計画等」(以下「プルサーマル計画」等という。)に係る事前了解願いを受理
	〃・26	福島第一・1号機、定格出力運転中、「主変圧器地絡過電流保護リレー」の動作により、発電機・タービンがトリップし原子炉自動停止 原因は送電線への落雷により、系統保護のため送電が遮断され、主要変圧器の地絡過電流継電器が時間遅れで作動する状態になった等のため
	9・4	「プルサーマル計画」等に関する安全対策部会を開催(県庁)
	〃・9	原子力委員会、新原子力政策円卓会議を開始(平成10年度は5回開催)

年	月 日	事 項
平成10 (1998)	9・21	「プルサーマル計画」等に関する安全対策部会を開催（原子力センター）
	10・1	福島第二原子力発電所の使用済燃料（44体、8 t）を六ヶ所村の日本原燃(株)の再処理施設に試験搬出
	〃・〃	核燃料サイクル開発機構発足（動力炉・核燃料開発事業団改組）
	〃・6	使用済燃料輸送容器データ問題発生
	〃・8	安全対策部会、「プルサーマル計画」等に関する協議結果をとりまとめ
	〃・〃	県議会、「プルサーマル計画」等を審議する議員協議会を開催し、資源エネルギー庁、科学技術庁及び東京電力(株)に対し質問
	〃・19	県議会、「プルサーマル計画」等を審議する議員協議会（会期外）を開催し、県執行部、安全対策部会長に対し質問
	〃・〃	県議会議長、知事に「プルサーマル計画」等に関する県議会の意向を説明
	〃・20	原子力委員会、「リサイクル燃料資源中間貯蔵の実現に向けて」を委員会決定
	〃・23	大熊・双葉両町長、知事に「プルサーマル計画」等に関する町の意向を説明
	11・2	県・大熊町・双葉町、「プルサーマル計画」等について、東京電力(株)に事前了解通知
	〃・4	東京電力(株)、通商産業大臣に対し「プルサーマル計画」等に関する原子炉設置許可変更を申請
	〃・24	福島第一・3号機、定格出力運転中、APRMによる中性子束高警報が発生し、原子炉自動停止 原因は、落雷による電流の一部が排気筒から主排気ダクトを通じ建屋外壁に流れた際、6チャンネルある APRM のうち、建屋外壁近くの同じルートに設置してある3チャンネルのケーブルに誘導電流が生じ、誤信号による中性子束高警報が発生したため
	12・3	使用済燃料輸送容器調査検討委員会、報告書を取りまとめ
〃・9	県議会、使用済燃料輸送容器データ問題を審議する議員協議会を開催し、国及び事業者に対し質問	
平成11 (1999)	1・19	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,472本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・〃	福島第二、廃棄物処理建屋内の雑固体廃棄物焼却設備の焼却炉空気予熱器下部でボヤが発生 原因は空気予熱器の内部が空気流量の低下により局部的に異常加熱され、熔融によって生じた穴から溶けた部材が軽油とともに床面に落下し、発火したため
	〃・25	東京電力(株)、広野火力発電所5、6号機の増設を県・広野町に申入れ 同時に、環境影響評価調査書を通商産業省・県・広野町等に提出
	〃・29	東京電力(株)、相次いだボヤ等の対応策として、県に対し「火災の発生防止改善策について」を報告

年	月 日	事 項
平成11 (1999)	2・2	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・3	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・4	東京電力(株)、ボヤ等が相次いだことについて副知事らに陳謝 副知事、再発防止策の徹底を要請
	〃・5	政府、使用済燃料の中間貯蔵具体化に係る原子炉等規制法の改正を閣議決定
	〃・8	通商産業省、「電気事業者の原子力発電所高経年化対策の評価及び今後の高経年化対策に関する具体的な取組について」を原子力安全委員会に報告、公表
	〃・23	科学技術庁・資源エネルギー庁、使用済燃料輸送容器データ問題に関し、再発防止対策の具体的取組を公表
	3・15	通商産業大臣、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等に関する原子炉設置許可変更申請を安全基準に適合と判断 原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問
	〃・17	原子力安全委員会放射性廃棄物安全基準専門部会、報告「主な原子炉施設におけるクリアランスレベルについて」をとりまとめ、公表
	〃・23	総合エネルギー調査会原子力部会、中間報告「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度のあり方」をとりまとめ、公表
	〃・24	科学技術庁、福島市を主会場として第3回「放射性廃棄物シンポジウム」を開催
	〃・26	県、平成11年2月2～3日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査結果について、「特に問題となる点は認められなかったが、使用済燃料輸送容器のデータ改ざん問題や平成10年度後半には火災・ボヤが相次いだことなど、一層の安全管理の徹底や品質保証活動の推進が求められる点も見受けられた。とりわけ、使用済燃料輸送容器のデータ改ざんについては、このような事態が二度と繰り返されないよう全力を傾注し、信頼回復に努めることが望まれる」と発表
	〃・〃	東京高裁、東京電力(株)福島第二原子力発電所3号機の運転差止めの訴えを棄却
	〃・27	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,200本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	4・14	東京電力(株)、福島第一原子力発電所7、8号機の環境影響調査を国・県・大熊町・双葉町に提出
	〃・26	日本原燃(株)、六ヶ所再処理工場の竣工時期を平成15年1月から平成17年7月に変更すること等を公表
	5・28	原子力委員会、平成12年末までに新たな原子力長期計画を策定することを決定
	6・3	東京電力(株)、福島第一原子力発電所6号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出

年	月 日	事 項
平成11 (1999)	6・3	資源エネルギー庁、今回の報告書について「福島第一原子力発電所6号機における19年間の運転経験が当該号機の設備・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なものと認められる」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・9	使用済燃料の中間貯蔵に係る原子炉等規制法の改正法成立
	〃・22	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,600本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・28	原子力安全委員会、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について「安全性は確保できる」との審査結果を通商産業大臣に答申
	〃・29	原子力委員会、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について「安全性は確保できる」との審査結果を通商産業大臣に答申
	7・2	通商産業大臣、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について原子炉設置変更を許可
	〃・12	日本原子力発電(株)敦賀2号機で1次冷却水漏えい事故発生
	8・3	電調審、電源開発の大間原子力発電所（青森県）の新設を了承、答申
	〃・27	福島第一・1号機、定期検査中、炉心スプレイスパーージャの溶接部近傍にひび発見原因は応力腐食割れ
	〃・30	原子力発電関係団体協議会（会長県：島根県）、「第6回原子力問題海外調査」を
	～9・8	実施（イギリス、フランス、ドイツ）
	〃・3	試験用使用済燃料の六ヶ所村搬入再開（四国電力(株)伊方原子力発電所の11t）
	〃・12	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（1,760本）を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・14	関西電力(株)高浜発電所3号機用MOX燃料の検査データねつ造発覚
	〃・27	MOX燃料、東京電力(株)福島第一原子力発電所に到着（10月1日には高浜発電所に到着）
	〃・30	東海村JCO東海事業所（ウラン燃料加工施設）で臨界事故発生
	10・4	県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「JCO東海事業所の放射線被ばく事故に関する要望書」を提出
	〃・8	県、全国知事会を通じ、国に「原子力関係施設の事故に関する緊急要望」提出
	〃・13	県議会、臨界事故を審議する議員協議会を開催し、国に質問
	〃・18	福島第二・2号機、調整運転のため発電を開始し、出力上昇中、原子炉再循環ポンプ（A）の回転速度制御系速度指示に変動が認められたため、点検調査のため原子炉手動停止

年	月 日	事 項
平成11 (1999)		原因は回転速度検出器の信号の波形にひずみが発生し、実際とは異なった信号を出したことで、速度信号が変動したため
	10・22	県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「原子力防災に係る特別措置法の制定に関する要望書」提出
	11・18	東京電力(株)、柏崎刈羽原子力発電所3号機のMOX燃料装荷を2001年(平成13年)と発表
	12・13	原子力災害対策特別措置法及び原子炉等規制法の一部を改正する法律、国会で可決成立(施行は前者が平成12年6月16日、後者が7月1日)
	〃・16	関西電力(株)高浜発電所4号機用MOX燃料の検査データねつ造発覚
	〃・24	原子力委員会・ウラン加工工場事故調査委員会、最終報告書をまとめる
平成12 (2000)	1・7	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機のMOX燃料装荷延期を表明
	2・1	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・2	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・3 ～4	原子力防災訓練実施(福島第二原子力発電所周辺地域)
	〃・15	県議会、国に対する「原子力の安全確保の強化と原子力行政の信頼回復に関する意見書」を可決
	2・22	中部電力(株)、芦浜原子力発電所(三重県)の建設計画断念を表明
	〃・24	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機用のMOX燃料品質管理データの再確認結果報告書を国に提出
	〃・25	原子力政策円卓会議、原子力委員会に対し2年間の議論を総括した7項目の提言
	3・22	高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分が無効(行政訴訟)と建設・運転の差止め(民事訴訟)について福井地裁、原告の請求を棄却する判決
	〃・28	県、平成12年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。原子力発電所は安全思想に基づいた多重防護の設計がなされているが、ヒューマンエラーを考慮したインターロックをさらに充実していくことが重要であると思われた。品質保証活動を真剣にかつ積極的に行い、県民の安心と信頼の回復に努めることが望まれる。」と発表
	4・13	東京電力(株)、福島第二原子力発電所4号機に貯蔵されている使用済燃料(31体)を2号機に移す県内初の号機間輸送を実施(4号機の貯蔵量2,005体に対し1,860体と満杯に近い状態で、9月の定期検査では容量を超えることとなるため。)
	〃・24	総合エネルギー調査会の総合部会、9年半ぶりに再開 長期的なエネルギー政策の指針「長期エネルギー需給見通し」の見直しに着手

年	月 日	事 項
平成12 (2000)	5・29	原子力委員会・原子力開発利用長期計画策定会議の第3分科会、高速増殖炉「もんじゅ」の早期再開を求める報告書をまとめる
	〃・〃	東京電力(株)、福島第二原子力発電所1号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁、今回の報告書について「福島第二原子力発電所1号機における17年間の運転経験が該当号機の設備・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・31	高レベル放射性廃棄物処分の枠組みを定めた、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法案」が、参議院本会議で可決、成立
	6・15	ドイツ連邦政府と電気事業者が、脱原子力政策に関して合意 主な合意内容 <ul style="list-style-type: none"> ・19基の個々の原子力発電所について、基本的に32年間の法的運転期間とし、これまでの運転期間を差し引いた期間で発電できる総発電電力量として、2000年1月以降、2兆6,233億kW とする。 ・この発電電力量は、他の原子力発電所に転用できる。
	7・21	福島第一・6号機、定格出力運転中、7月21日3時39分に茨城県沖で発生した地震後の点検で、気体廃棄物処理系の流量増加が確認されたことから、詳細調査を行うため原子炉手動停止 原因は、クロスアラウンド管逃し弁1台の付属小口径配管取付ネジ谷部に応力が繰り返し加わった結果、割れが発生・進展し、地震力により最終的に開口したものと推定
	〃・23	福島第一・2号機、定格出力運転中、タービンバイパス弁付近からタービン制御油の漏えいが確認されたため、原子炉手動停止 また、原子炉手動停止後の点検中、原子炉建屋1階の制御棒駆動水圧系ユニット付近で水たまりを発見 タービン制御油漏えいの原因は、タービンバイパス弁用制御油配管と制御油を排出するためのドレン配管の継手溶接部に繰り返し労力が加わり、微小なひびが発生・進展し、貫通したため 制御棒駆動水圧系制御ユニットからの漏えいの原因は、制御棒駆動水圧系制御ユニットのスクラム排水ラインに設置されている逆止弁1台のボルトが緩んでいたため

年	月 日	事 項
平成12 (2000)	7・25	福島第二・4号機、定格出力運転中、放射線監視モニタ（復水器と活性炭ホールドアップ装置との間に設置）の指示に上昇が認められたため、原子炉水中のよう素濃度を測定したところ、よう素濃度にも増加が認められたことから原子炉手動停止 原因は、燃料集合体1体の偶発的微小欠陥とこれに起因する二次的な割れによるもの（7月21～7月25日の5日間で3基が停止）
	8・1	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機 MOX 燃料の品質保証説明書を通商産業省・資源エネルギー庁に提出
	〃・9	東電 MOX 燃料使用差止裁判原告団（代表：林加奈子）が、東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機への MOX 燃料装荷差止の仮処分命令申立書を福島地方裁判所へ提出
	〃・10	通商産業省・資源エネルギー庁、東京電力(株)に対して福島第一原子力発電所3号機に係るプルトニウム混合酸化物（MOX）燃料の輸入燃料体検査の合格証を交付
	〃・29	資源エネルギー庁、東京電力(株)は、県に対し、福島第一原子力発電所3号機に係るプルトニウム混合酸化物（MOX）燃料の輸入燃料体検査の合格証を交付したことの品質管理説明
	9・20	県議会、東京電力(株)、福島第一・6号機・同2号機、福島第二・4号機で7月下旬に相次いで起きたトラブルについて、議員協議会（会期外）を開催し、東京電力(株)、資源エネルギー庁、県執行部に対し質問
	〃・〃	東京電力(株)、福島第一原子力発電所に雑固体廃棄物処理施設完成
	〃・30	福島第二・2号機、蒸気タービンの定期検査時期変更の申請を忘れ、法定期間を超えて運転を継続 県は、資源エネルギー庁と東京電力(株)に対し、文書で抗議
	10・12	青森県知事、使用済核燃料の本格搬入の前提となる、県と村、事業者の日本原燃(株)の三者による安全協定に調印
	11・24	原子力委員会、原子力研究開発利用長期計画を決定 柔軟性の観点から、タイムスケジュールや目標量（規模）等を設定していない高速増殖炉については、核燃料サイクルの技術的選択肢の中で、潜在的可能性が最も大きい選択肢の一つとして位置付け
	〃・28	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺）
	12・1	通商産業省・資源エネルギー庁及び双葉地方町村会、大熊町で「輸入 MOX 燃料の品質保証に関する説明会」を開催
	〃・〃	「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」成立
	〃・8	東京電力(株)、福島第一・7、8号機増設計画に伴う漁業補償について、関係7漁協と補償協定締結 補償額は広野火発5、6号機の補償費30億円と合わせ152億円

年	月 日	事 項
平成12 (2000)	12・8	県、東京電力(株)に対し、福島第一・7、8号機増設計画に関する環境影響評価の稀少猛きん類保全調査結果を適正とする検討結果を回答
	〃・〃	核燃料サイクル開発機構、高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等に係る工事計画について、福井県及び敦賀市へ安全協定に基づく「事前了解願い」を提出
	〃・17	東京電力(株)福島第二・3号機の使用済燃料76体(約13t)を青森県六ヶ所村の日本原燃(株)再処理工場へ搬出(平成12年10月に青森県、六ヶ所村、日本原燃(株)の三者間で、また、11月に周辺自治体と日本原燃(株)の間で安全協定が締結されたことを受けてのはじめての本格的な搬出)
平成13 (2001)	1・15	福島第二・1号機、定格出力運転中、20台のジェットポンプのうち1台でジェットポンプ流量の指示値が変動、点検・調査のため、原子炉手動停止 原因は、ジェットポンプの流量計測用配管が切損したため
	〃・19	東京電力(株)、安全確保協定に基づき、福島第二・専用港湾改造計画に関する事前了解願を県・富岡町・楡葉町に提出
	〃・26	第1回「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する安全対策部会を開催
	〃・29	東京電力(株)、福島第一・7、8号機の増設計画に伴う環境影響評価書を県と6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、川内村、都路村)に提出
	2・5	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・6	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・〃	「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する現地調査を実施
	〃・8	東京電力(株)、電力需要の伸び悩みなどを受け原子力を含む火力、水力などすべての発電所の新增設を原則として3年から5年凍結する方針を発表
	〃・23	第2回「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する安全対策部会を開催
	〃・26	知事、2月県議会定例会で、福島第一・3号機で予定されているMOX燃料の装荷については、当面あり得ないこと、併せて、電源立地県としての立場で、エネルギー政策全般について検討していくことを表明
	〃・〃	福島第一原子力発電所の低レベル放射線廃棄物(1,200本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	3・23	福島地方裁判所、東電MOX燃料使用差止裁判原告団(代表:林加奈子)が提出した東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機へのMOX燃料装荷差止の仮処分命令申立を却下
	〃・26	福島第一・1号機、営業運転開始から30周年

年	月 日	事 項
平成13 (2001)	3・30	安全対策部会、「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する協議結果を公表
	4・1	衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組
	〃・〃	原子力安全対策課、原子力センターのホームページ公開
	〃・9	県・富岡町・楡葉町、東京電力(株)の福島第二・専用港湾改造計画を事前了解
	〃・19	原子力センターのホームページ上で空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開
	5・7	福島第二・2号機、定格出力運転中、原子炉残留熱除去系B系統の原子炉格納容器内に設置されている逆止弁の開閉試験を実施したが、閉動作しなかったため、原子炉手動停止 原因は逆止弁の動きを制御する電磁弁の故障
	〃・16	総合資源エネルギー調査会電源開発分科会、中国電力・上関原子力発電所1、2号機の建設計画を13年度の国の電源開発基本計画に組み入れることを了承
	5・21	県、エネルギー政策全般を見直すための庁内組織「エネルギー政策検討会」を設置（知事を会長、副知事・出納長を副会長とし12部局長で構成）
	〃・27	新潟県刈羽村で、東京電力(株)柏崎・刈羽原子力発電所3号機へのプルサーマル導入の賛否を問う住民投票実施、反対多数（賛成1,533票、反対1,925票、保留131票、投票率88.14%）
	〃・31	県、エネルギー政策検討のための「県民の意見を聞く会」を開催
	6・5	福井県及び敦賀市、核燃料サイクル開発機構の「もんじゅ」ナトリウム漏えい対策に関する国の安全審査を受けることについて事前了解
	〃・〃	国、プルサーマル計画をめぐる新潟県刈羽村の住民投票結果を受け、経済産業省など5府省の局長クラスで構成するプルサーマル連絡協議会を初開催、政府全体でプルサーマル計画の推進体制を整えることなどを申合せ
	〃・11	経済産業大臣、中国電力(株)上関原子力発電所1、2号機を組み入れた平成13年度電源開発基本計画を策定
	〃・12	県、第1回エネルギー政策検討会を開催 「21世紀における科学技術と人間社会のあり方」等4つの検討テーマを決定
	〃・14	東京電力(株)、福島第一原子力発電所2号機、福島第二原子力発電所2号機に係る「定期安全レビュー報告書」を経済産業省原子力安全・保安院に提出
	〃・〃	経済産業省原子力安全・保安院、今回の報告書について「福島第一原子力発電所2号機における26年の運転経験が当該号機の設備や運転管理に生かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映されてきたこと、また、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていること、高経年化の技術評価により現状の保全活動の見直し及び新たな保全策の抽出がなされていることから妥当なものと認める」「福島第二原子力発電所2号機に

年	月 日	事 項
平成13 (2001)		おける16年の運転経験が当該号機の設備、運転管理に生かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映されてきたこと、また最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに、確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていることから妥当なものとする旨の評価結果を公表
	6・14	経済産業省原子力安全・保安院、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	7・23	県、第2回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：21世紀における科学技術と人間社会のあり方 講師：国際基督教大学教授 村上陽一郎氏）
	〃・31	県、第3回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：21世紀における科学技術と人間社会のあり方 講師：三菱化学生命科学研究所社会生命科学研究室長 米本昌平氏）
	8・6	県、第4回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策について 講師：(株)日本総合研究所 主任研究員 飯田哲也氏）
	〃・8	国のプルサーマル連絡協議会、「中間的とりまとめ」を決定
	8・22	県、第5回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策について 講師：京都大学経済研究所所長 佐和隆光氏）
	〃・24	日本原燃(株)、MOX 燃料加工工場の立地協力を青森県と六ヶ所村へ申入れ
	9・10	県、第6回エネルギー政策検討会を開催（これまでの講師意見及び論点の整理）
	〃・11	米同時多発テロ事件発生、テロ対策として原子力発電所の警備強化
	9・17	県、第7回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：岩手県立大学学長 西澤潤一氏）
	10・22	県、第8回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：九州大学大学院 比較社会文化研究院教授 吉岡齊氏）
	11・1	福島第二・2号機、計画停止を終了し原子炉起動中、中間領域原子炉中性子束高信号により自動停止 原因は、運転員が制御棒を順次引き抜いて原子炉を起動していく際に中性子束を指示計だけで確認し、中性子束の増加傾向を把握できる記録計を確認しなかったため
	〃・7	中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機で、余熱除去系熱交換機室にて配管破断
	〃・9	中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機で、制御棒駆動機構ハウジング貫通部付近から原子炉水が漏えい
	〃・19	三重県海山町で原発誘致の是非を問う住民投票実施、反対多数
	〃・21	県、第9回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：東京大学大学院 新領域創成科学研究科教授 山地憲治氏）
	〃・26	県、第10回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：京都大学大学院エネルギー科学研究科教授 神田啓治氏）

年	月 日	事 項
平成13 (2001)	11・28 12・4	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域） 日本原子力発電、茨城県東海村の東海発電所の解体に着手 商業用原発としては国内初の解体、撤去作業で、2017年度の終了を予定
平成14 (2002)	1・7 〃・23 〃・30 2・5 〃・6 〃・9 〃・12 〃・17 〃・19 〃・22 3・1 〃・11 〃・15 〃・25 〃・28	県、第11回エネルギー政策検討会を開催（これまでの検討会を受け、事務局が「主要な論点と検討課題」を提示） 県、第12回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：科学ジャーナリスト 中村政雄氏） 東北電力(株)、女川原子力発電所3号機が営業運転開始 県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施 県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施 資源エネルギー庁、「エネルギー・につぼん 国民会議 in 東京」を開催 県、第13回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について～原子力発電所の高経年化対策について～ 講師：物理学者・技術評論家 桜井淳氏） 資源エネルギー庁、青森県六ヶ所村で、日本原燃(株)が同村で計画している MOX 燃料加工工場についての説明会を開催 東京電力(株)、福島第二原子力発電所の低レベル放射性廃棄物を初めて青森県六ヶ所村の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出 資源エネルギー庁、日本原子力発電敦賀発電所3、4号機（福井県敦賀市）の増設にかかる公開ヒアリングを実施 ベルギー政府、国内7基の原子力発電所を2025年までに段階的に廃止することを閣議決定 県、第14回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：地域振興について～統計データから見た電源立地地域～） 青森県六ヶ所村の日本原燃(株)のウラン濃縮工場について、国の事業許可の無効確認と取消しを求めた行政訴訟で、青森地方裁判所は「事業許可は適法で、国の安全審査に過誤はない」として原告の訴えを棄却 県、第15回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について～高経年化対策について～ 講師：東京大学名誉教授 朝田泰英氏） 県、平成14年2月5～6日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査結果について、「福島第二原子力発電所3号機でシュラウド下部リング溶接接近傍のひび割れが発見され長期間停止した他は、両発電所ともほぼ計画どおりに運転されており、調査の範囲では、運転・保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理の面で特に問題となる点は認められなかった。また、発生したトラブル等についても再発防止対策の徹底を図るとともに、平成13年11月に発生した中部

年	月 日	事 項
平成14 (2002)		電力(株)浜岡原子力発電所1号機のトラブルに関しても、国の指示に基づき、予防保全対策等の対応に努めていた」と発表
	4・1	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）が、「原子力災害対策センター」として大熊町に完成、運用開始
	〃・15	県、第16回エネルギー政策検討会を開催
	〃・23	知事、核燃料税の引き上げを表明（核燃料の価格に対しての税率を現行7%から10%へ、新たに核燃料の重量に対して、1kg当たり11,000円を課税）
	〃・23	県エネルギー政策検討会、欧州調査（スイス、ドイツ、ベルギー、フランス）
	5・8	県エネルギー政策検討会、欧州調査（デンマーク、スウェーデン、フィンランド）
	〃・23	日本原子力発電、敦賀原子力発電所1号機の運転を2010年度に停止し、廃炉にする方針を決定
	〃・24	フィンランド議会、原子力発電所の新設計画の原則決定を承認
	〃・27	東京電力(株)、福島第二原子力発電所3、4号機で定格熱出力一定運転を開始
	6・1	資源エネルギー庁、福島双葉地域担当官事務所を富岡町に開設
	〃・3	双葉地方エネルギー政策推進協議会、知事に提言書提出
	〃・7	エネルギー政策基本法案、参議院本会議において賛成多数で可決、成立
	〃・11	県、第17回エネルギー政策検討会を開催
	〃・12	福井県知事、日本原子力発電敦賀原子力発電所3、4号機増設計画について、電源開発基本計画への組入れに同意
	〃・13	県議会エネルギー政策議員協議会開催
	〃・24	県、核燃料税条例の改正案（これまでの課税標準である核燃料の価額に加えて重量を併用）を6月定例県議会に提案
	7・5	県議会で核燃料税条例の改正案が可決
	〃・8	県、第18回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力委員会との意見交換について・エネルギー政策検討会の「中間とりまとめ」について）
	〃・22	県、第19回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：「地域振興について」～財政面から見た電源立地地域～）
	8・2	経済産業省、日本原子力発電の敦賀発電所3、4号機などを新規地点として追加して電源開発基本計画を決定
	〃・5	県、第20回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力委員会との意見交換会）
	〃・8	原子力安全・保安院は、東京電力(株)が提出していた福島第一原子力発電所3号機、福島第二原子力発電所4号機に係る定期安全レビューについて、妥当であると評価
	〃・22	福島第一・3号機、定期検査中、原子炉格納容器内の制御棒駆動水圧系配管（274本中36本）にひびを確認

年	月 日	事 項
平成14 (2002)	8・26	県、第21回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力委員会の申出への対応について）
	〃・29	原子力安全・保安院及び東京電力㈱は、原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正の事実を公表（29件）
	9・2	福島第二・2号機、排気筒の放射線モニタ指示値が上昇、調査のため手動停止
	〃・4	東京電力㈱、原子力発電所に係る不正問題を受け、福島第一・7、8号機の増設計画を延期
	〃・6	県、第22回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題について）
	〃・10	双葉郡の立地4町長、原子力発電所に係る不正問題を受け、プルサーマルの実施について「推進」から「一時凍結」で合意
	〃・13	原子力安全・保安院は、東京電力㈱が過去に実施した原子力発電所の定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回 （本県分）福島第一・1、2、3、4、5号機 福島第二・2、3、4号機
	〃・19	県、第23回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」について）
	〃・24	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一原子力発電所に立入調査
	〃・26	知事、9月定例県議会で、福島第一・3号機で予定されているプルサーマル計画について、「前提となる条件が消滅しており、白紙撤回されたものと認識している」と述べる
	〃・27	総務省、原子力発電所に対する核燃料税（法定外普通税）の実効税率を13.5%に引き上げを求める本県の申出に同意
	10・1	原子力安全・保安院は、自主点検作業記録の不正問題の中間報告を公表
	〃・3	原子力安全・保安院は、福島第二・1号機の定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回
	〃・7	知事が、平沼経産大臣、細田科学技術担当相、藤家原子力委員会委員長、松浦原子力安全委員会委員長に県エネルギー政策検討会の中間とりまとめに基づき、原子力政策の抜本的見直しを求めた
	〃・8	知事、政府主催の全国知事会で小泉首相に対し、核燃料サイクル見直しを求めた
	〃・9	県・楡葉町・富岡町、安全確保協定に基づき、福島第二原子力発電所に立入調査
	〃・11	県議会、「原子力発電所における信頼回復と安全確保に関する意見書」「東京電力の原子力発電所に関する徹底した調査の実施と安全性確保を求める決議」を全会一致で可決
	〃・25	原子力安全・保安院と東京電力㈱は、原子力発電所における格納容器漏えい率検査の不正問題を公表

年	月 日	事 項
平成14 (2002)	10・29	原子力安全委員会は、経済産業大臣に「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」を提出
	11・8	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域）
	〃・29	原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し原子炉等規制法に基づき、福島第一・1号機の1年間の原子炉運転停止処分
	12・2	県、第24回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」後の国等の動きについて・エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に対する意見募集の状況について）
	〃・19	知事は、自民党政務調査会のエネルギー関係合同会議に出席し、原子力、エネルギー政策について意見交換
	〃・〃	原子力発電環境整備機構は、高レベル放射性廃棄物の処分場建設概要調査地区の公募を開始。
	〃・25 〃・31	日本原子力発電敦賀発電所3、4号機増設について、福井、敦賀市が事前了解 県、改正核燃料税を施行
平成15 (2003)	1・16	ベルギー上院、国内7基の原子力発電所を2025年までに全廃する法案を可決、成立
	〃・20	県、第25回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に対する意見募集の結果について）
	〃・27	名古屋高等裁判所金沢支部は、「国の高速増殖炉「もんじゅ」に係る「原子炉設置許可処分は無効」とする判決
	3・27	原子力安全委員会は「もんじゅ」の設置許可無効判決に対し、名古屋高裁金沢支部に上告申立て理由書を提出
	〃・29	核燃料サイクル開発機構の新型転換炉「ふげん」（福井県敦賀市）は、25年間の運転を終了し、国内3例目の廃炉措置に入る
	4・1	国の原子力立地会議、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域に浜通りと都路村の計16市町村を指定
	〃・〃	県、富岡町に「原子力等立地地域振興事務所」を開設
	〃・14	県、第26回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」後の国等の動きについて）
	5・16	鹿児島県、川内原子力発電所3号機増設に向けた環境調査受入れを表明
	6・3	県議会エネルギー政策議員協議会開催
	〃・9	福島第一・6号機の運転再開問題で、県議会議員全員協議会を開催 県議会は運転再開の受入れの意見を集約
	7・3	県、県内各界各層の代表者から安全・安心の確保に向けた国・東京電力(株)の取組みなどについての考えを聴くため「県民の意見を聴く会」開催

年	月 日	事 項
平成15 (2003)	7・10	知事が、東京電力(株)勝俣社長へ、関連会社を含む企業システムの改善や情報公開・透明性の確保に対する社長の真摯な姿勢を評価し、福島第一・6号機の運転再開を了とした
	〃・11	福島第一・6号機が運転再開
	〃・28	県、第27回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：最近の国等の動きについて・エネルギー基本計画（案）について）
	8・4	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一・3号機に立入調査。
	〃・12	佐藤知事、東京電力(株)勝俣社長へ福島第一・3号機の運転再開に際し、情報公開の徹底と常に緊張感をもった対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請
	〃・13	福島第一・3号機が運転再開
	〃・20	県・楡葉町・富岡町・安全確保協定に基づき、福島第二・1号機に立入調査
	〃・26	副知事、東京電力(株)白玉副社長へ福島第二・1号機の運転再開に際して、情報公開の徹底と常に緊張感をもった対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請
	〃・〃	県、第28回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：最近の国等の動きについて・エネルギー基本計画（案）について）
	〃・27	福島第二・1号機が運転再開
	9・1	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一・5号機に立入調査
	〃・8	副知事、東京電力(株)白玉副社長へ福島第一・5号機の運転再開に際して、情報公開の徹底と常に緊張感をもった対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請
	〃・12	福島第一・5号機が運転再開
	〃・16	知事、原子力発電所に係る不正問題発覚後初めて福島第二原子力発電所視察 東京電力(株)の再発防止策の取組みについて一定の評価をした上で、一層の努力を求める
	〃・18	国（総務省）は、新潟県柏崎市と鹿児島県川内市の使用済み核燃料税の新設に同意
	〃・19	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	〃・25	知事、9月定例県議会で原子力安全規制体制に対する疑問を述べるとともに、エネルギー基本計画に立地地域の意見を反映するよう強く求めた
	〃・30	核燃料サイクル機構は、新型転換炉開発業務を終了したと原子力委員会に報告
	10・1	原子力安全規制の新制度が開始 維持基準の導入、また独立行政法人原子力安全基盤機構が発足する
	〃・7	国は、エネルギー基本計画を閣議決定 プルサーマル計画を当面の中軸に据えて推進する方針を盛り込み、10年程度先のエネルギー需要を分析する長期需要の見直しの決定作業に入る

年	月 日	事 項
平成15 (2003)	10・9	県議会各派代表者会議は維持基準に対して協議し、県民の安全・安心の確保を大前提に、今後の推移を慎重に見守っていく姿勢を表明
	11・7	東京電力(株)は、三原子力発電所の圧力抑制プール内で異物が見つかった件で、原子力安全・保安院に再発防止対策を報告 うち福島第一・第二原子力発電所では936個
	〳・10	東京電力(株)は、原子力発電所で発生するトラブル等の公表基準を策定、11月17日から本格実施
	〳・15	原子力安全・保安院は10月1日から導入した「定期事業者検査」について、検査体制などを審査して三段階にランク付けすることなどを決定
	〳・21	原子力安全・保安院は、北海道電力が申請していた泊原子力発電所3号機（加圧水型、出力91.2万kW）の工事計画を認可
	〳・〳	原子力安全・保安院の経済産業省からの分離独立について、本県単独で国に対し要請
	〳・28	緊急被ばく医療活動を重点項目とした、第13回県原子力防災訓練を実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	12・1	福島・新潟・福井の三県知事は、総理大臣、経済産業大臣、官房長官に対し、経済産業省からの原子力安全・保安院の分離を含めた国の原子力安全規制体制の見直しの検討と、原子力政策に関する立地地域の意見の反映を要請
	〳・5	関西・中部・北陸の三電力会社は、珠洲原子力発電所建設計画の凍結を発表
	〳・8	県警本部長は、12月定例県議会代表質問で、県内原子力発電所のテロ対策で、自衛隊との協定に基づき、自衛隊に治安出動命令が出された場合連携した対策をとると言及
	〳・16	県、第29回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：最近の国等の動きについて報告）
	〳・17	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	〳・19	原子力委員会は、2003年度の原子力白書を5年半ぶりに発行
	〳・24	東北電力(株)は、新潟県巻原子力発電所の建設計画の断念を新潟県知事に伝達
平成16 (2004)	1・29	東京電力(株)は、異物混入問題に対する最終報告書をまとめ、国と県に提出
	2・2	双葉地方電源地域政策協議会は、福島第一・2号機、同4号機、福島第二・3号機の再稼働容認を県と県議会に報告 副知事は、独自の検証作業に入ることを表明
	〳・10	県、県政世論調査結果を公表 79.1%の回答者が県のエネルギー政策に対する独自の検討や問題提起を支持
	〳・12	福島・新潟・福井の三県知事連名で、国の原子力安全規制体制に対する検討の要請書を再提出
	〳・18	東京電力(株)白土副社長は、福島第一・2号機、同4号機、福島第二・3号機の運転再開を県と県議会に要請

年	月 日	事 項
平成16 (2004)	2・25	県・富岡町・楡葉町は、安全確保協定に基づき、福島第二・3号機に立入調査
	3・2	副知事が東京電力(株)白土副社長へ福島第二・3号機について、シュラウドの定期的な監視と情報公開を要請
	〃・3	福島第二・3号機が運転再開
	〃・12	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・4号機に立入調査
	〃・15	福井県知事は、プルサーマル計画について、計画再開を了承
	〃・16	生活環境部長が東京電力(株)服部常務へ福島第一・4号機の運転再開に際して、補修シュラウドの点検・監視と情報公開の徹底を要請
	〃・17	福島第一・4号機が運転再開
	〃・23	県・双葉町・大熊町は、安全確保協定に基づき、福島第一・2号機に立入調査
	〃・26	福島第二・4号機のタービン建屋2階で、男性作業員2名が酸欠により倒れ、一時意識不明
	4・2	生活環境部長が東京電力(株)服部常務へ福島第一・2号機の運転再開に際して、安全管理など信頼回復の取組みを要請
	〃・3	福島第一・2号機が運転再開
	〃・12	県、第30回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：最近の国等の動きについて）
	〃・28	九州電力(株)は、佐賀県玄海原子力発電所3号機でプルサーマル計画の実施を決定
	5・10	四国電力(株)は、伊方発電所3号機でのプルサーマル計画について、愛媛県と伊方町に事前了解願を提出
	〃・14	知事、近藤原子力委員会委員長と会談 核燃料サイクルについて、一旦立ち止まって見直すよう改めて要請
	〃・21	国（総務省）は、東北電力(株)東通原子力発電所1号機に対する核燃料税を当面12%とすることで合意
	〃・22	原子力委員会、富岡町で市民参加懇談会を開催
	〃・28	九州電力(株)が玄海3号機で実施予定のプルサーマル計画について、国へ原子炉設置変更許可を申請 併せて安全協定に基づき、佐賀県及び玄海町へ事前了解願を提出
	〃・31	県、第31回エネルギー政策検討会を開催 メリーランド大学スティーブ・フェッター教授が「再処理と直接処分の経済学」をテーマに講演
	6・16	県・楡葉町・富岡町は、安全確保協定に基づき、福島第二・2号機に立入調査
	7・15	県は、福島第二・2号機の原子炉格納容器漏えい率検査でマイナス値が出た問題で、検査結果の信頼性評価に関する検討会を開催
	8・5	生活環境部長が東京電力(株)武黒常務へ福島第二・2号機の運転再開に際して、安全・安心の確保への取組みを改めて要請
	〃・6	福島第二・2号機が運転再開

年	月 日	事 項
平成16 (2004)	8・9	関西電力(株)美浜発電所3号機(加圧水型)で、蒸気噴出事故が発生 死者5人を含む11人が死傷
	〳・15	相馬共同火力発電新地発電所2号機で配管破損事故が発生
	9・22	県・富岡町・楡葉町は、安全確保協定に基づき、福島第二・4号機に立入調査
	〳・29	福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止したため、原子炉を手動停止
	10・15	生活環境部長が東京電力(株)武黒常務へ福島第二・4号機の運転再開に際して、安全・安心の確保への取組みを改めて要請
	11・1	四国電力(株)は、伊方発電所3号機でのプルサーマル計画における原子炉設置変更許可の国への申請について、愛媛県及び伊方町が了承
	〳・4	福島第二・4号機が運転再開
	〳・5	原子力防災訓練の個別訓練として、緊急被ばく医療活動訓練を実施(県立大野病院等)
	〳・8	県、第32回エネルギー政策検討会を開催 ドイツエコ研究所ミハイル・サイラー氏が「ドイツの核燃料サイクル政策転換の理由とその後の検証」をテーマに講演
	〳・12	原子力防災訓練の個別訓練として、緊急時環境放射線モニタリング訓練を実施(原子力センター等)
	〳・19	知事、北海道東北地方知事会議で、経済産業省と原子力安全・保安院の分離の必要性を改めて指摘
	〳・22	青森県・六ヶ所村・日本原燃(株)は、ウラン試験の安全協定を締結
	〳・24	職員参集訓練、現地災害対策本部運営訓練、オフサイトセンター運営訓練を重点項目とした第14回原子力防災訓練を実施(福島第一原子力発電所周辺地域)
	12・1	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・1号機に立入調査
	〳・8	県議会議員全員協議会を開催 事業者から不正問題の再発防止対策の実施状況について説明を受ける
	〳・22	知事、原子力委員会新計画策定会議に出席し、配管減肉問題や経済産業省と原子力安全・保安院の分離の必要性について意見陳述
平成17 (2005)	2・7	福井県・敦賀市は、高速増殖原型炉もんじゅの改造工事計画について、安全協定に基づく事前了解を表明
	〳・14	県議会エネルギー政策協議会を開催 東京電力(株)勝俣社長、原子力安全・保安院から配管減肉問題について説明を受け、緊張感を持った取組みを要望
	3・31	県、第33回エネルギー政策検討会を開催 英国放射性廃棄物処分委員フレッド・バーカー氏、国際エネルギーコンサルタントのマイケル・シュナイダー氏が「核燃料サイクル政策について」をテーマに講演

年	月 日	事 項
平成17 (2005)	4・19	青森県・六ヶ所村・日本原燃(株)は、MOX 燃料加工工場の立地協力基本協定を締結
	5・20	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・1号機に立入調査
	〃・30	最高裁、高速増殖原型炉「もんじゅ」の設置許可を巡る上告審で許可処分を無効とした二審判決を破棄、原告の無効確認請求を退ける判決を下した
	6・29	知事、東京電力(株)勝俣社長へ、福島第一・1号機の運転再開に際し、高経年化対策や風通しが良く、透明性の高い発電所運営等を要請
	7・1	知事、中川経済産業大臣へ、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離や今後の高経年化対策等について要請
	〃・4	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	〃・24	福島第一・1号機が運転再開
	8・3	福島第一・6号機の可燃性ガス濃度制御系において流量制御器の換算式に不適切な補正係数を使用していたことを公表
	〃・8	県、第34回エネルギー政策検討会を開催（報告事項：最近の国等の動きについて 協議事項：(1)原子力政策大綱（案）について(2)今後の対応について）
	〃・16	宮城県沖地震が発生し、女川原子力発電所1～3号機が自動停止
	〃・〃	原子力委員会、「原子力政策大綱（案）」について、国民の意見を聴く会を福島市内で開催
	〃・22	福島第一・5号機で炉心スプレイ系ポンプの定例試験流量調整弁の不具合のため、原子炉を手動停止
	〃・25	県、第35回エネルギー政策検討会を開催（協議事項：「原子力政策大綱（案）」に対する県の意見（案）について）
	9・4	県、国際シンポジウム「核燃料トルサイクルを考える」を東京で開催
	〃・7	経済産業省、九州電力(株)玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画に関する原子炉設置変更を許可
	10・1	日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が統合された独立行政法人日本原子力研究開発機構が発足
	〃・9	福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止し、原因調査のため、翌日原子炉を手動停止
	〃・14	原子力委員会がまとめた原子力政策大綱について、閣議決定
	〃・17	知事、福島第一・第二原子力発電所を視察し、東京電力(株)勝俣社長と会談 また、東京電力(株)と協力企業の社員の懇談会に出席
	〃・19	青森県・むつ市・東京電力(株)は、使用済核燃料中間貯蔵設備の建設受入れを正式表明し、燃料の確実な搬出を盛り込んだ協定を締結
11・1	福島第二・2号機で残留熱除去機器冷却系海水ストレータの損傷を確認	
〃・14	災害対策本部運営訓練、オフサイトセンター運営訓練や職員の現地参集訓練を重点項目とした第15回原子力防災訓練を実施（福島第二原子力発電所周辺地域）	
〃・15		

年	月 日	事 項
平成17 (2005)	11・29 12・1 〃・28	<p>県・楡葉町・富岡町は、安全確保協定に基づき、福島第二・3号機に立入調査</p> <p>政府は、原子力事業者等に対し特定核燃料物質についての輸送に関する情報の管理等について所要の対応を求める等の核物質防護対策の強化を開始</p> <p>原子力安全・保安院、原子力発電所老朽化対策の評価を10年ごとに義務づけるなど、事業者が実施すべき対策の具体的内容を示した指針を作成、平成18年より適用</p>
平成18 (2006)	1・16 〃・27 〃・31 2・1 〃・10 〃・16 3・1 〃・3 〃・14 〃・16 〃・24 〃・26 〃・29 〃・31 4・20	<p>日本原子力技術協会は、福島第一原子力発電所を対象としたピアレビューを同月27日まで実施</p> <p>東京電力(株)は、福島第一・3号機の高経年化技術評価等を国に提出</p> <p>(株)東芝、福島第一・6号機の原子炉給水流量計の試験データを改ざんしていたと発表</p> <p>その後、柏崎刈羽原子力発電所でも同様の不正があった可能性が高く、原子力安全・保安院は2月10日に製造事業所を任意で立入調査</p> <p>福島第一・6号機で、ハフニウム板型制御棒9本のシース部及びタイロット部にひび並びにシースの一部欠損を確認</p> <p>県議会エネルギー政策議員協議会を開催、原子炉給水流量計の試験データ改ざんについて再発防止を要望</p> <p>県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき福島第一・3号機の高経年化対策について立入調査を実施</p> <p>双葉地方電源地域政策協議会が開催され、東京電力(株)勝俣社長との意見交換を4年ぶりに実施</p> <p>福島第一・3号機で、ハフニウム板型制御棒4本のシース部にひび、1本のシース部とタイロット部にひび及びシースの一部欠損を確認</p> <p>福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止し、原因調査のため、20日間原子炉停止</p> <p>原子力安全・保安院は、福島第一・3号機の高経年化技術等報告書を妥当とする審査結果を公表</p> <p>金沢地裁、志賀原子力発電所2号機は耐震性に問題があるとして、住民らが北陸電力(株)に運転差止めを求めた訴訟の判決で、運転差止請求を認めた</p> <p>佐賀県・玄海町、九州電力(株)玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画に正式同意、2010年までの導入を目指す</p> <p>東京電力(株)は、福島第一・3号機、柏崎刈羽2～5号機の定期安全レビューの実施結果を公表</p> <p>日本原燃(株)、青森県六ヶ所村の使用済核燃料再処理施設で運転（アクティブ試験）を開始</p> <p>原子力安全・保安院、原子炉給水流量計試験データ改ざん問題で、東芝(株)・東京電力(株)・東北電力(株)に嚴重注意</p>

年	月 日	事 項
平成18 (2006)	4・28	原子力安全委員会耐震指針検討分科会が発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改定案をとりまとめ
	6・7	福島第二・1号機で、残留熱除去系の流量調節弁の破損を確認
	〃・9	原子力委員会、「原子力安全行政に係る施策に関する評価について、ご意見を聴く会」を福島市内で開催
	〃・13	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	〃・16	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき福島第一・3号機の高経年化対策の取組状況等について立入調査を実施
	〃・〃	鳥根県、中国電力(株)鳥根原子力発電所2号機のプルサーマル計画について、基本的に了解すると表明
	〃・22	福島第一・5号機の可燃性ガス濃度制御系において実流量と指示計の不整合を確認 県は徹底的な調査を申入れ その後、第一・1号機、同3号機においても確認
	7・7	経済産業省資源エネルギー庁、「原子力現場技術者の育成・技能継承の支援モデル事業」の採択プロジェクト・地域の決定を発表 新潟、福島地域ほか2地域が該当
	8・5	福島第一・4号機で、純水補給水系にトリチウムを含む復水貯蔵タンクの水が流入し、トリチウムを管理区域外へ放出
	〃・13	県議会エネルギー政策議員協議会を開催、福島第二・3号機の原子炉再循環系配管のひびの問題について、原子力安全・保安院、事業者の説明を求めた
	〃・24	衆議院内閣委員会、福島第二原子力発電所を訪問し、テロ防止対策の状況等について視察
	9・1	東京電力(株)は、地質調査の補完調査として南相馬市で双葉断層のボーリング調査を開始
	〃・19	原子力安全委員会、「発電用原子炉施設の耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類を改訂
	〃・20	原子力安全・保安院、原子力施設を持つ事業者に対して新指針に沿って耐震安全性を確認するように指示
	〃・21	平成16年8月の蒸気噴出事故以来停止中だった関西電力(株)美浜原子力発電所3号機の原子炉を試験運転のため起動
	10・13	愛媛県及び伊方町、四国電力(株)伊方原子力発電所3号機のプルサーマル計画に正式同意
	〃・18	東京電力(株)、国の原子力発電所耐震設計審査指針が改訂されたことを受け、耐震安全性評価実施計画書を原子力安全・保安院に提出
	〃・23	鳥根県及び松江市、中国電力(株)鳥根原子力発電所2号機プルサーマル計画の原子炉設置変更許可申請について了解

年	月 日	事 項
平成18 (2006)	10・31	中国電力(株)が土用ダム(岡山県新庄村)測定器改ざんを公表
	11・2	日本原燃(株)、試運転中の使用済核燃料再処理工場(青森県六ヶ所村)で、プルトニウムの抽出を始めたと発表
	〃・7	日本原子力研究開発機構、新型転換炉原型炉ふげん(福井県敦賀市)を2028年までに解体・破棄する計画を原子力安全・保安院に申請
	〃・15	中国電力(株)が下関発電所の冷却用海水の取水温度改ざんを公表
	〃・21	関西電力(株)、北陸電力(株)が発電用ダムのデータ改ざん、手続き不備等を公表
	〃・24	東京電力(株)、福島第一原子力発電所内の一部の補助施設で耐震性の向上を図る強化工事を実施すると発表
	〃・30	東京電力(株)、柏崎刈羽原子力発電所1、4号機で復水出口海水温度のデータ改ざんをしていたことを公表
	〃・〃	原子力安全・保安院、水力・火力・原子力発電設備を有する一般電気事業者に対して、改ざん、手続き不備等についての点検を指示
	12・5	東京電力(株)、福島第一・1号機復水器出口海水温度データ改ざんについて公表
平成19 (2007)	1・10	東京電力(株)は福島第一・4号機で取放水口温度のデータ改ざんについて公表
	〃・17	福島第一・2号機で、原子炉格納容器内の地絡発生に伴い原子炉を手動停止
	〃・25	県・大熊町・双葉町・楡葉町・富岡町・広野町は、福島第一・4号機の温排水データ改ざん問題で、海水温度測定の実施状況などを確認
	〃・26	原子力発電環境整備機構、高レベル放射性廃棄物最終処分地公募で高知県東洋町の応募書類を受理
	〃・31	県内原子力発電所10基のうち9基のプラントで法定検査データの改ざんが行われていたことなど多数の事案が判明
	2・6	通信連絡訓練、オフサイトセンター運営訓練を重点項目とした第16回原子力防災～7
	〃・11	福島第一・4号機で、原子炉水位の上昇により「原子炉水位高」の警報が発生して主タービンが自動停止
	〃・18	定期検査中の福島第二・4号機で、「主蒸気管放射能高高トリップ」警報が発信し、原子炉が自動停止
	〃・19	福島第一・5号機で18日の定例試験中、原子炉を冷却する装置の弁が閉まりきらなかったことを受け、詳細調査実施のため原子炉を停止
	〃・28	原子力発電環境整備機構、高レベル放射性廃棄物の最終処分に必要な文献調査を高知県東洋町で実施するのに必要な事業の許可を資源エネルギー庁に申請
	3・15	北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機で平成11年、定期検査中に89本ある制御棒のうちの3本が誤って抜け、約15分間も臨界状態が続く事故を国に報告していなかったことが判明

年	月 日	事 項
平成19 (2007)	3・20	福島第二・3号機で平成5年6月の定期検査中、制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明
	ㄥ・22	福島第一・3、5、2号機で昭和53、54、55年に制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明 3号機の事象については、臨界状態となっていたと推定されるが、運転日誌を改ざんして隠ぺいしていた
	ㄥ・25	能登半島沖地震発生、北陸電力(株)志賀原子力発電所1、2号機は停止中だったが、想定を超える揺れを観測
	ㄥ・28	資源エネルギー庁、高レベル放射性廃棄物の最終処分に必要な文献調査を高知県東洋町で実施する計画を認可
	ㄥ・30	福島第一・2号機で昭和59年の原子炉自動停止のトラブルを隠ぺいしていたことなどが判明
	ㄥ・ㄥ	各電力会社から原子力安全・保安院へ点検結果を報告
	4・5	原子力発電関係団体協議会、データ改ざん問題について根本的な原因究明と再発防止対策の実施を求める要請書を原子力安全・保安院などに提出
	ㄥ・ㄥ	高知県東洋町長、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の候補地選定調査に向けた文献調査に応募したことについて、住民の意思を問うため辞職
	ㄥ・6	福島第二・4号機で、昭和63年に制御棒駆動機構の使用前検査を未受検で取り替え、同一型番のものをメーカーに製造させるなどの不正を重ねていたことが判明
	ㄥ・ㄥ	東京電力(株)は、再発防止対策のアクションプログラムを公表
	ㄥ・20	原子力安全・保安院、発電施設の総点検結果報告、行政処分を公表
	ㄥ・22	高知県東洋町長選で高レベル放射性廃棄物処分場候補地選定調査文献調査応募に反対する候補者が当選 高知県東洋町の新町長は文献調査応募を取下
	ㄥ・23	県、立地町とともにデータ改ざん問題を受け、安全確保協定に基づく立入調査を
	～24	実施
	6・8	福島第二・2号機において、圧力抑制室内壁の塗装除去を実施していたところ内壁の一部を損傷
	ㄥ・11	県、立地町は4月に実施した立入調査結果を公表、東京電力(株)に不正問題再発防止や組織風土改善の取り組み等の一層の強化を要請
	ㄥ・12	知事、国の施策に対する提言・要望活動を実施
	ㄥ・15	双葉町議会、福島第一原子力発電所7、8号機の増設凍結決議解除を可決
	ㄥ・25	福島第一・1号機において、非常用ディーゼル発電機定例試験を実施したところ、当該発電機と電源盤から発煙が確認された 原因は遮断器の組み立てミス

年	月 日	事 項
平成19 (2007)	7・4	福島県警、福島海上保安部、東京電力(株)が合同で原子力発電所テロ対策総合訓練を実施
	ㄥ・4 ～6	原子力基盤機構の防災専門官広域支援現地訓練、県原子力災害対策センターで実施
	ㄥ・12	原子力発電所や核燃料サイクル施設での事業許可などについて、旧科学技術庁や原子力安全・保安院に対して住民が行った異議申し立て計25件が、最長で26年間処理されずに放置されていたことが判明
	ㄥ・16	新潟県中越沖地震発生、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所で稼働中の原子炉が自動停止
	ㄥ・19	福島県、東京電力(株)に対して耐震安全性の確保・向上の取り組みなどを要請
	ㄥ・24	原子力発電関係団体協議会、速やかな新潟県中越沖地震の解析と新耐震指針の妥当性の検討などについて国に要請
	ㄥ・26	福島県と原子力発電所立地4町は合同で国等に対して耐震安全性の確保などを要請
	ㄥ・27	福島県と原子力発電所立地4町は合同で東京電力(株)に対して耐震安全性の確保などを要請
	ㄥ・ㄥ	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、原子力安全・保安院及び東京電力(株)が原子力発電所の耐震安全性に係る取組状況を説明
	9・11	県は、県議会、県市長会、県町村会、県市議会議長会、県町村議会議長会との地方6団体共同で、国や各政党に対して耐震安全性評価第三者委員会の設置などを要請
	ㄥ・21	立地4町で構成する県原子力発電所所在町協議会が、原子力安全・保安院に対して検査制度の見直しについて安全最優先で検討することなどを要望
	10・11	県議会で核燃料税の暫定税率を引き上げる条例が可決
	ㄥ・22 ～23	通信連絡訓練やオフサイトセンター運営訓練、環境放射線モニタリング訓練、緊急被ばく医療活動訓練などを重点項目とした第17回原子力防災訓練を実施(福島第二原子力発電所周辺地域)
	ㄥ・26	静岡地裁、東海地震で浜岡原子力発電所が大きな被害を受け、住民が被ばくする危険があるとして、住民らが中部電力(株)に運転差し止めを求めた訴訟の判決で、請求を棄却
	11・14	原子力発電関係団体協議会、原子力発電所の耐震安全性強化や定期検査間隔延長に対する慎重対応などについて国に要請
	ㄥ・26	新潟・福島・山形三県知事会議は、新たな耐震設計審査指針等の抜本的な強化や、原子力安全・保安院の分離独立などについて国に要望
	ㄥ・27	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、県及び立地4町から要請された7項目に対する現在の取組状況及び追加の地質調査の実施計画について説明

年	月 日	事 項
平成19 (2007)	12・17	核燃料税の更新について、総務大臣が同意
	〳・19	北海道東北地方知事会、北関東磐越五県知事会議は、原子力発電と原子力行政の信頼回復について国に要望
	〳・20	原子力安全委員会（鈴木篤之委員長）は、委員会内に原子力発電所の耐震性を評価する第三者組織「耐震安全性評価特別委員会」を新設
	〳・27	原子力安全委員会は、発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する指針を改訂
平成20 (2008)	1・16	双葉地方電源地域政策協議会が開催され、地元首長・議長が東京電力(株)勝俣社長と意見交換
	〳・30	関西電力(株)が、高浜3、4号機においてプルサーマル計画の準備作業再開の意向を表明
	2・7	県・大熊町・双葉町は、福島第一・5号機の高経年化対策の取組状況について、県原子力行政連絡調整会議専門委員とともに立入調査を実施
	〳・14	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、地質調査の実施状況、柏崎刈羽4号機原子炉再循環系配管ひびの調査結果等について説明
	〳・27	東京電力(株)は、福島県原子力発電所所在町情報会議において「再発防止対策の実施状況について」と題して福島県及び立地4町から要請された7項目の実施状況について報告
	〳・29	静岡県知事は、浜岡4号機のプルサーマル計画について了承
	3・26	東京電力(株)が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差の管理方針等を説明
	〳・31	東京電力(株)が、福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施（地質調査の結果、基準地震動の策定、代表プラント（福島第一・5号機、福島第二・4号機）の主要な設備の耐震安全性評価）
	4・4	東京電力(株)が、平成19年5月21日に提出した行動計画に基づく再発防止対策の実施状況及び効果の検証結果を公表
	〳・15	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、耐震安全性再評価の中間報告について説明
	〳・23	経済産業大臣、大間原子力発電所設置を許可
	5・9	原子力発電所所在町協議会会長（遠藤富岡町長）他が来庁し、県議会及び県に対して、健全性評価制度の議論の早期再開を要望
	〳・13	双葉地方電源地域政策協議会が開催され、原子力安全・保安院より検査制度の充実について、東京電力(株)より福島第一・第二原子力発電所における耐震安全性評価の中間報告について説明
	〳・22	東京電力(株)は、柏崎刈羽原子力発電所敷地周辺における地質調査結果の中間報告とこれまで実施してきた新潟県中越沖地震時に取得された地震観測データの分析結果を踏まえた同発電所の基準地震動を策定し、国に報告するとともに公表

年	月 日	事 項
平成20 (2008)	5・25	定期検査中の福島第一・5号機において、起動操作における検査を実施中、高圧注水系の作動試験を実施したところ、停止したことなどから、原子炉を停止
	ㄥ・26	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、県と立地町が要請した7項目に関する平成19年度の実施状況及び今後の予定について説明 また、耐震安全性再評価について、前回の会議において出された質問に対する回答等の説明
	ㄥ・27	原子力発電関係団体協議会において、検査制度の見直しや健全性評価制度に関して、安全性の向上・確保を図ることや、国民の十分な理解を得ることなどについて要望
	5・27	経済産業大臣が、電源開発(株)に対して大間原子力発電所の工事計画を認可
	6・3	県議会は代表者会議を開き、耐震安全性の確保と健全性評価制度について議論開始を決定
	ㄥ・ㄥ	福島第一原子力発電所放射線管理区域内での作業において、(株)東芝の下請け会社の作業員が年齢を詐称し、従事していたことが判明
	ㄥ・4	県は、東京電力(株)に対し、従業員の年齢詐称についての事実解明の調査、自社及び他協力企業での同事例の有無、再発防止対策の検討及びその結果の報告を要請
	ㄥ・5	国が原子力事業者等に対して、従業者の管理を徹底するように求めるとともに、身分確認の仕組み及びその確認結果並びに同様の事案の有無について、報告を指示 東京電力(株)は、従業者の身分を再確認し、身分確認方法の対策を講じる旨公表
	ㄥ・ㄥ	東京電力(株)が、福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、県及び立地町から要請された7項目の平成19年度の実施状況と今後の予定を説明
	ㄥ・18	東京電力(株)が、国・県に対して放射線管理区域内における従業者管理の徹底に関する指示文書について報告
	ㄥ・20	県議会エネルギー政策議員協議会開催 健全性評価制度及び耐震安全性評価について、原子力安全・保安院及び東京電力(株)から説明を聴く
	7・18	県議会エネルギー政策議員協議会は、健全性評価制度に関する考え方をとりまとめ
	ㄥ・25	県は、平成20年6月に出された「保全プログラムを基礎とする検査の導入について」のパブリックコメントに対して、15項目の意見を提出
	ㄥ・30	県・大熊町・双葉町は、福島第一・5号機の高経年化対策に関する確認結果をとりまとめ、事業者へ通知
	8・4	東京電力(株)は、原子力安全・保安部会の耐震設計小委員会地震・津波、地質地盤合同WGにおいて、平成20年3月の中間報告に示した双葉断層の評価を修正
	ㄥ・26	県は、原子力安全・保安院よりパブリックコメントに対する回答が公表されたのを受けて、原子力安全・保安院原子力発電検査課長あてに要請書を提出

年	月 日	事 項
平成20 (2008)	8・26	県議会は各派交渉会を開催し、健全性評価制度について県議会としての見解をとりまとめ
	〃・27	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は柏崎刈羽3号機原子炉再循環系配管ひびの調査状況及び超音波探傷検査などについて説明
	〃・29	新検査制度について改正省令公布 平成21年1月1日に改正規則が施行、平成21年4月以降に行われる定期検査から適用
	9・5	県議会議長及び副議長が、健全性評価制度に関する県議会としての見解を知事に伝達
	〃・〃	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、地質調査結果について説明
	10・21 ～22	第18回県原子力防災訓練を国の原子力総合防災訓練と併せて実施
	〃・31	東京電力(株)は、改正省令に基づく福島第一・第二及び柏崎刈羽に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請
	11・6	東北電力(株)は女川3号機におけるプルサーマル計画について、宮城県及び女川町・石巻市に安全確保協定に基づく事前協議を申入れ、国に対して原子炉設置変更許可を申請
	〃・7	定期検査で停止中の福島第二・3号機において、制御棒の動作試験を行っていたところ、操作していた制御棒とは別の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)
	〃・10	福島県原子力発電所所在町協議会は臨時総会を開催し、プルサーマル計画について検討していくことを決定
	〃・14	原子力発電関係団体協議会において、新検査制度及び耐震安全性確保について、情報公開の徹底と国民の理解促進などについて要望
	〃・26	定期検査で停止中の福島第一・1号機において、制御棒駆動水圧系の弁からの水ののにじみを確認
	12・12	経済産業省は、改正省令に基づく福島第一・第二及び柏崎刈羽に係る保安規定の変更を認可
	〃・22	中部電力(株)が浜岡1、2号機を廃炉にし、6号機を新設する計画を決定 計画について御前崎市に申入れ、県へ報告
平成21 (2009)	1・9	東京電力(株)は、福島第一・6号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請
	〃・30	中部電力(株)が浜岡1、2号機の運転を終了
	2・4 ～5	県と立地町は、新検査制度における保全活動と経年劣化対策に対する取組状況の確認のため、安全確保協定に基づく立入調査を実施

年	月 日	事 項
平成21 (2009)	2・9	福島県原子力発電所所在町協議会が、県議会及び県に対して、プルサーマル計画議論の再開を要請
	ㄥ・13	原子力安全・保安院が柏崎刈羽原子力発電所7号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表
	ㄥ・17	日本原子力発電(株)は、敦賀発電所1号機の40年目の高経年化技術評価を実施し、長期保守管理方針の策定に係る保安規定の変更認可を申請
	ㄥ・18	原子力安全委員会が柏崎刈羽原子力発電所7号機の安全機能は地震により損なわれることはなかったとの見解を公表
	ㄥ・23	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、双葉断層の評価結果について説明
	ㄥ・25	起動操作中の福島第一・1号機で、タービンバイパス弁が全閉し原子炉圧力が上昇したため手動停止
	3・5	北海道知事と地元4町村長が泊発電所3号機のプルサーマル計画を了承
	ㄥ・26	定期検査で停止中の福島第一・3号機において、制御棒の制御装置の復旧作業を行っていたところ、1本の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)
	4・3	東京電力(株)が、福島第二原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施(福島第二・1～3号機の主要な設備の耐震安全性評価)
	ㄥ・6	定期検査で停止中の福島第一・3号機において、制御棒の制御装置の復旧作業を行っていたところ、3月26日に過挿入した制御棒と同一の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)
	5・8	新潟県・柏崎市・刈羽村が柏崎刈羽原子力発電所7号機の運転再開を了承
	ㄥ・9	柏崎刈羽原子力発電所7号機原子炉起動
	ㄥ・28	原子力発電関係団体協議会が、新検査制度や耐震安全性確保における国の責任ある対応や国民の理解促進などについて要望
	6・1	中部電力(株)が浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置計画の認可を申請
	ㄥ・5	福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、東京電力(株)が、県と立地町が要請した7項目に関する平成20年度の取組状況及び今後の予定について説明
	ㄥ・ㄥ	双葉地方電源地域政策協議会で、原子力安全・保安院が新検査制度について説明
	ㄥ・12	電気事業連合会が、平成21年度のプルトニウム利用計画及びプルサーマル計画の見直しを公表
	ㄥ・19	東京電力(株)が、福島第一原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施(福島第一・1～4、6号機の主要な設備の耐震安全性評価) 併せて県及び県議会に対してプルサーマル計画の議論再開を要望
	ㄥ・29	原子力安全・保安院が柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表

年	月 日	事 項
平成21 (2009)	7・2	原子力安全委員会が柏崎刈羽原子力発電所6号機の安全機能は地震により損なわれることはなかったとの見解を公表
	〃・6	県議会代表者会議において、県議会としてプルサーマル計画を含む原子力行政に関する議論を再開することを決定
	〃・9	県、立地町は2月に実施した立入調査結果を公表、日常保守活動の充実強化や安全確保等を要請
	〃・〃	原子力安全・保安院は、福島第一・6号機の高経年化技術評価について妥当であるとの審査結果を公表し、長期保守管理方針の策定に係る保安規定の変更を認可
	〃・17	県議会エネルギー政策議員協議会開催 平成14年に採択した意見書について、その後の状況を振り返った上で、取扱いを協議することとされた
	〃・21	県、第36回エネルギー政策検討会を開催、検討テーマや今後の進め方について検討
	〃・〃	原子力安全・保安院は、東京電力(株)が平成20年3月31日に報告した福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価の中間報告について、評価は妥当であると判断
	〃・22	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において東京電力(株)及び原子力安全・保安院が福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価の中間報告について説明
	8・4	県、平成21年度第1回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催
	〃・11	駿河湾を震源とする地震の発生により、中部電力(株)浜岡原子力発電所で運転中の4、5号機が自動停止
	〃・25	新潟県・柏崎市・刈羽村が柏崎刈羽原子力発電所6号機の運転再開を了承
	〃・26	柏崎刈羽原子力発電所6号機原子炉起動
	〃・31	平成21年度第2回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 「原子力発電の位置付け」及び「核燃料サイクルの動向」について国（経済産業省資源エネルギー庁、内閣府原子力担当）からの説明
	〃・〃	日本原燃(株)が再処理施設の竣工時期を「平成21年8月」から「平成22年10月」に変更するとともに、再処理施設の使用計画等の変更を公表
	9・2	電気事業連合会が、平成21年度のプルトニウム利用計画の再度見直しを公表
	〃・3	原子力安全・保安院は、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機の40年超運転に係る保安規定（長期保守管理方針）の変更を認可
	〃・18	県議会エネルギー政策議員協議会開催 平成14年に議決した意見書に関する協議が行われた
	10・15	運転中の福島第二・4号機において、原子炉再循環ポンプの自動停止による出力低下
	〃・16	平成21年度第3回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催

年	月 日	事 項
平成21 (2009)	10・30	プルサーマルを含む核燃料サイクルについての有識者（京都大学原子炉実験所教授 山名元氏、特定非営利活動法人原子力資料情報室共同代表 伴英幸氏）の講演 平成21年度第4回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 国の安全規制体制と事業者の不正問題再発防止に係る取組みについて国（原子力安全・保安院、原子力安全委員会）と事業者（東京電力(株)）からの説明
	11・5	九州電力(株)玄海原子力発電所3号機でプルサーマル運転を開始
	〃・18	原子力安全・保安院は、浜岡原子力発電所1、2号機について、商業用発電炉である軽水型原子炉施設の廃止措置としては初めてとなる計画を認可
	〃・25	平成21年度第5回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 『中間とりまとめ』における「原子力発電の位置付けについて」及び「核燃料サイクルについて」について、これまでの検証内容を整理
	〃・26	県議会エネルギー政策議員協議会開催 プルサーマル計画について、国（資源エネルギー庁）からの説明
	12・1	第37回福島県エネルギー政策検討会を開催 『中間とりまとめ』における「原子力発電の位置付けについて」及び「核燃料サイクルについて」について、幹事会におけるこれまでの検証内容を報告
	〃・2	玄海原子力発電所3号機、プルサーマル営業運転を開始
	〃・18	県議会エネルギー政策議員協議会開催 平成14年10月に議決した「原子力発電所における信頼の回復に関する意見書」の取扱いについてとりまとめ
	〃・21	県議会議長がエネルギー政策議員協議会の協議結果を踏まえ、「プルサーマルを含む原子力政策については、知事が国等の取り組みを検証し判断すべき」等とする平成14年に県議会が採択した意見書に関する見解を知事に伝達
	〃・〃	県議会議が「原子力発電所における国の安全規制機関に関する意見書」を議決
	〃・22	第19回県原子力防災訓練を国民保護共同訓練と併せて実施
平成22 (2010)	1・21	平成21年度第6回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 「核燃料サイクルについて」について資源エネルギー庁から、「原子力発電所の安全確保について」について東京電力(株)から説明
	2・1	第38回福島県エネルギー政策検討会を開催 核燃料サイクルの今後の見通し及び原子力発電所の現場での安全確保について幹事会の検証内容を報告並びに玄海3号機の現地調査結果及び福島第一・3号機でのプルサーマル実施申し入れについて報告
	〃・2	東京電力(株)は福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における排水管誤接続に係る調査結果を原子力安全・保安院に報告、原子力安全・保安院は嚴重注意するとともに根本原因究明を指示

年	月 日	事 項
平成22 (2010)	2・10	第39回福島県エネルギー政策検討会を開催 「原子力発電の位置付けと核燃料サイクル」「国の安全規制体制と事業者の取組み等」の検証結果、福島第一・3号機の耐震安全性、高経年化対策、MOX燃料の現状について報告
	〳・18	宮城県及び地元市町が、女川原子力発電所3号機のプルサーマル計画を事前了解
	〳・25	東京電力(株)は福島第一・1号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請
	〳・〳	中国電力(株)が、島根原子力発電所機器点検計画に係る保守管理の不備について公表
	〳・〳	四国電力(株)伊方発電所3号機、プルサーマル発電の営業運転を開始
	4・28	福島県知事及び敦賀市長が、高速増殖原型炉「もんじゅ」の性能試験再開を了承
	5・6	「もんじゅ」、14年5ヵ月ぶりに運転再開
	6・2	運転中の福島第二・1号機において、原子炉隔離時冷却系の蒸気止め弁（蒸気管内側隔離弁）の不具合に伴い原子炉を手動停止
	〳・3	東京電力(株)が県に対し、福島第一原子力発電所及び福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請に係る事前了解願（福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画、福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画）提出
	〳・9	第1回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会を開催 東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画、東京電力(株)福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画について審議
	〳・11	原子力安全・保安院は、中国電力(株)島根原子力発電所の保守管理の不備で処分発表
	〳・14	原子力安全・保安院は、平成21年度の原子力発電所における保安活動の総合評価（試行）実施結果を発表。福島第一原子力発電所1, 3, 5号機、福島第二原子力発電所全号機（1～4号機）は、「特に重要な課題が見いだされた」との評価
	〳・17	東京電力(株)福島第一原子力発電所2号機が所内電源切替え用補助リレーの誤動作により原子炉自動停止。電源系統の故障のため、原子炉等規制法等の事故・故障に該当しないが、原子力安全・保安院は、7月6日、他の事業者に注意喚起
	〳・22	第2回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会を開催 東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び同福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画についての補足説明、安全対策部会協議結果（案）の取りまとめについて審議
	〳・28	東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び福島第二原子力発電所使用済樹脂等処理設備の設置計画に関する協議結果を取りまとめ
	8・3	県・立地町は、東京電力(株)に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び福島第二原子力発電所使用済樹脂等処理設備の設置計画について事前了解する旨を通知

年	月 日	事 項
平成22 (2010)	9・9	福島県知事が、経済産業省政務三役会議における原子力安全確保のあり方に関する検討に出席し、原子力推進担当機関と規制機関の明確な分離の必要性等を指摘
	〃・27	9月2日に福島第一原子力発電所5号機で発生した原子炉隔離時冷却系のタービンの制御系信号ケーブルが外されていたため自動停止した件について、原子力安全・保安院が保安規定違反として嚴重注意するとともに根本原因究明を指示。
	11・2	県は、東京電力(株)に、信頼を損ないかねないミスが相次いでいるとして嚴重注意
	〃・18	運転中の福島第一・5号機において、原子炉給水系の不具合に伴い原子炉が自動停止 福島県原子力発電所安全確保連絡会議を開催し、原子力発電所の安全と品質確保のためのヒューマンエラー防止に向けた取組、福島第一原子力発電所5号機の自動停止問題等について、協議
平成23 (2011)	3・11	東日本大震災発生後、福島第一原子力発電所から特定事象発生（午後3時42分1、2、3号機全電源喪失）を受け、県災害対策本部において原子力災害対応開始。 政府は午後7時3分福島第一原子力発電所原子力緊急事態宣言
	〃・〃	県は午後8時50分福島第一原子力発電所2km圏内の大熊町、双葉町住民に避難要請。政府原子力災害対策本部は午後9時23分福島第一原子力発電所半径3km圏内に避難指示
	〃・〃	午後6時33分福島第二原子力発電所特定事象発生（1、2、4号機原子炉除熱機能喪失）
	〃・12	政府原子力災害対策本部は午前7時45分福島第二原子力発電所緊急事態宣言、福島第二原子力発電所から半径3km圏内住民に対する避難指示、半径10km圏内住民に対する屋内退避指示
	〃・〃	福島第二・3号機原子炉が午後0時15分に冷温停止
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は午後5時39分福島第二原子力発電所10km 圏内住民に避難指示
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は午後6時25分福島第一原子力発電所20km 圏内住民に避難指示
	〃・〃	午後3時36分頃、福島第一・1号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・14	厚生労働省は福島第一原発事故の緊急作業に従事する労働者の実効線量限度を100mSv から250mSv に引き上げ
	〃・〃	午前11時1分頃、福島第一・3号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・〃	福島第二・1号機原子炉が午後5時0分に冷温停止
	〃・〃	福島第二・2号機原子炉が午後6時0分に冷温停止
	〃・15	政府原子力災害対策本部は午前11時福島第一原子力発電所20～30km圏内住民に屋内退避指示
	〃・〃	政府と東京電力(株)は「福島原発事故対策統合連絡本部」を設置

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	3・15	政府は原子力災害現地対策本部、オフサイトセンターを福島県庁内に移転
	〃・〃	午前6時頃、福島第一・2号機圧力抑制室付近で異音が発生し、圧力低下
	〃・〃	午前6時頃、福島第一・4号機原子炉建屋で水素爆発
	〃・〃	福島第二・4号機原子炉が午前7時15分冷温停止
	〃・16	福島第一・3号機原子炉建屋から水蒸気のようなもやの発生を確認
	〃・〃	県は福島市内で採取した水道水から放射性ヨウ素と放射性セシウムを検出したと発表
	〃・17	厚生労働省は原子力安全委員会により示された指標値を食品衛生法の暫定規制値とする取り扱いを発表
	〃・19	福島第一原子力発電所で緊急作業員6名が100mSv 超え被ばく、消防庁職員の最大被ばく線量は27mSv
	〃・〃	厚生労働省は川俣町の原乳、茨城のほうれん草などから暫定基準を超過する放射性ヨウ素、セシウムが検出されたと発表。県は川俣町に出荷自粛と自家消費の自粛を要請
	〃・〃	福島第一・5号機、午前5時、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プール冷却を開始
	〃・〃	福島第一・6号機、午後10時14分頃、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プール冷却を開始
	〃・20	福島第一・2号機の外部電源復旧
	〃・〃	県は暫定基準を超えるヨウ素131が検出されたいわき市、国見町、新地町、飯舘村産原乳の出荷と自家消費の自粛要請
	〃・〃	県は全県内露地野菜の出荷自粛を関係機関に要請
	〃・〃	厚生労働省は政府原子力災害現地対策本部及び県が17日に採取した川俣町の水道水から暫定基準を上回るヨウ素131検出を発表
	〃・〃	福島第一・5号機原子炉が午後2時30分に冷温停止
	〃・〃	福島第一・6号機原子炉が午後7時27分に冷温停止
	〃・21	福島第一・5、6号機の外部電源復旧
	〃・〃	厚生労働省は国及び県が20日に採取した飯舘村の水道水から暫定基準を越えるヨウ素131を検出したと発表 (乳児による摂取制限は3月21日から5月10日にかけて全国20事業(地域)で実施。そのうち飯舘村を除く19事業(地域)は4月1日までに制限を解除、飯舘村は5月10日に解除、一般の摂取制限は3月21日から4月1日にかけて飯舘村で実施)
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は福島県において産出された原乳、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたハウレンソウ及びカキナの出荷制限指示(以後、各種品目について調査結果に基づき出荷制限等を指示)

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	3・21	福島第一・3号機、原子炉建屋から黒色がかった煙発生
	〃・22	福島第一原子力発電所全6基で外部電源復旧
	〃・23	政府は屋内退避指示区域外でも100mSvを超過する区域があるとのSPEEDIによる拡散試算結果を発表
	〃・〃	福島第一・1号機、原子炉への海水注入開始
	〃・24	内閣官房長官は20km～30km圏内の避難検討を表明
	〃・〃	福島第一原発3号機、タービン建屋1階及び地下において、協力企業作業員3名が約170mSv 外部被ばくの上ベータ線熱傷の可能性があり、県立医大へ搬出。(その後、放射線医学総合研究所に入院、3月28日に退院)
	〃・25	内閣官房長官は20km～30km圏内の自主避難を促す方針を表明
	〃・〃	福島第一・1号機原子炉への淡水注入開始
	〃・〃	福島第一・3号機原子炉へ淡水注入開始
	〃・26	福島第一・2号機原子炉への淡水注入を開始
	〃・27	福島第一・1～3号機タービン建屋外のトレンチ立杭に水溜まり確認
	〃・〃	福島第一・2号機、消防ポンプから仮設電動ポンプに切り替え原子炉へ淡水注入
	〃・28	福島第一・3号機、消防ポンプから仮設電動ポンプに切り替え原子炉へ淡水注入
	4・2	福島第一・2号機取水口付近のコンクリート亀裂から専用港湾内に高濃度汚染水流出(4月6日に止水、流失放射性物質はヨウ素131、セシウム134、137合計で4.7PBqと評価)
	〃・4	東京電力(株)が高濃度汚染水の移送先確保のため、緊急の措置として放射性物質で汚染された滞留水等約11,500トンの海洋放出開始
	〃・7	福島第一・1号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・8	農林水産省は放射性物質による水田土壌の汚染に伴い米の作付け制限の方針を発表
	〃・11	いわき市内陸部を震源とするM7の余震発生、浜通り、中通りで最大震度6弱観測
	〃・12	原子力安全・保安院は福島第一原子力発電所事故の評価を7に訂正
	〃・17	東京電力(株)は事故収束へ2段階の工程表「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」を発表
	〃・19	文部科学省は校庭使用の暫定基準発表、県内13校・幼稚園の屋外活動制限
	〃・21	政府原子力災害対策本部は福島第二原子力発電所周辺の避難指示区域を半径10km圏内から半径8kmに変更
	〃・〃	政府原子力災害対策本部は関係市町村長に4月22日午前0時から福島第一原子力発電所20km圏を警戒区域に設定するよう指示
	〃・22	政府原子力災害対策本部は南相馬市、川俣町、浪江町、葛尾村、飯館村で推定被ばく線量が年間20mSvを超える区域を計画的避難区域に、また福島第一原子力発電所20～30km圏内の田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村の一部を緊急時避難準備区域に指定

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	5・1	県災害対策本部は県中浄化センター下水道汚泥から高濃度の放射性物質を検出したと発表
	〳・11	福島第一・3号機取水口付近から専用港湾内に高濃度汚染水流出、流失放射性物質量はヨウ素131、セシウム134、137合計で約20TBqと評価
	〳・17	政府原子力災害対策本部は「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」、原子力被災者への対応に関する取組のロードマップ及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を決定
	〳・20	東京電力(株)は福島第一原子力発電所の7、8号機増設中止と1～4号機廃炉を正式決定
	〳・27	県は第1回県民健康管理調査検討委員会を開催
	〳・〳	文部科学省は毎時1 μ Sv/h超の校庭表土除去に国補助を決定、また県内全学校へ積算線量計を配布
	〳・29	東京電力(株)は福島第一・1号機使用済燃料プールの冷却をコンクリートポンプ車を使用した方法から建屋内の配管に切替え
	〳・31	福島第一・2号機、使用済燃料プールの冷却について代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	6・3	国及び県は3月12日から3月16日にかけてオフサイトセンターを中心に実施した緊急時モニタリング結果を発表
	〳・7	政府はIAEA閣僚会議に提出する政府報告書を取りまとめ、発表
	〳・10	福島第一原子力発電所汚染水処理装置の試運転を開始
	〳・〳	県原子力センター電源復旧し、環境放射能監視テレメータシステム復旧、大野局のデータ受信可能となる
	〳・16	政府は放射性物質含む汚泥8,000Bq/kg以下は埋立て可とする方針を発表
	〳・17	福島第一原子力発電所汚染水処理装置による滞留水の処理開始
	〳・18	県、立地町は震災後初の福島第一原子力発電所事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〳・20	福島第一・4号機使用済燃料プール補強支柱設置作業が完了
	〳・〳	原子力安全に関するIAEA閣僚会議がウイーンで開催
	〳・28	環境省は8000Bq/kgを超えるばいじんの一時保管等、一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の当面の取扱いについて関係都県に通知
	〳・30	福島第一・2号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〳・〳	政府現地対策本部は伊達市4地区の104地点113世帯を特定避難勧奨地点に指定
	7・2	福島第一・3号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	〳・14	福島第一原子力発電所の汚染水処理設備による処理水を原子炉へ注水する循環注水冷却システムの稼働開始(バッファタンク経由)

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	7・19	福島第一・3号機、原子炉格納容器へ窒素ガス注入を開始
	〃・21	政府原子力災害対策本部は7月8日に東京都の検査で南相馬市から出荷された肉用牛の肉から暫定基準を超える放射性セシウムが検出されたことから12か月令未満を除く県内牛の県外への移動及び畜場への出荷制限指示（9月15日解除）
	〃・31	政府原子力災害現地対策本部は南相馬市の59世帯を特定避難勧奨地点に指定
	8・1	福島第一・4号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却開始
	〃・3	県、立地町は福島第一原子力発電所の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・〃	原子力損害賠償支援機構法が成立
	〃・〃	政府原子力災害現地対策本部が川内村の1世帯を特定避難勧奨地点に指定
	〃・5	原子力損害賠償紛争審査会が中間指針をとりまとめ
	〃・9	政府原子力災害対策本部は緊急時避難準備区域解除の方針を決定
	〃・10	福島第一・1号機、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始
	〃・〃	県、立地町は福島第二原子力発電所の事故収束作業の進捗状況について、現地調査を実施
	〃・19	福島第一原子力発電所汚染水処理設備のセシウム吸着装置から除染装置へのラインと第二セシウム吸着装置の処理ラインの並列運転による滞留水処理開始
	〃・26	政府原子力災害対策本部は除染に係る緊急実施基本方針を決定
	〃・〃	放射性物質汚染対処特措法が成立
	〃・29	文部科学省は福島第一原子力発電所周辺土壌中の放射性セシウムのマップ発表
	〃・30	冷温停止中の福島第二・2号機高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水ポンプが当該ポンプ電動機絶縁抵抗低下のため故障し、停止
	〃・31	環境省は都道府県に放射性セシウム10万 Bq/kg以下を埋立可能とする焼却灰等の処分方法に関する方針を通知
	9・1	福島第一・3号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・14	県は県労働者安全衛生対策連絡会議を開催し、東京電力(株)等に事故収束作業の被ばく管理の徹底を求める
	〃・〃	福島第一・2号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〃・21	県は台風15号の通過による災害の予防について国、東京電力(株)に申し入れ
	〃・22	県、立地町は福島第一原子力発電所の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・30	政府原子力災害対策本部は南相馬市等5市町村の緊急時避難準備区域を解除

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	9・30	国会事故調査委員会設置法が成立
	10・7	福島第一原子力発電所において5、6号機内の滞留水浄化後の水を利用した構内散水開始
	〃・11	厚生労働省は福島第一原発事故緊急作業従事者等の長期的健康管理のための取組等を定めた指針を策定
	〃・12	県、立地町は福島第一原子力発電所の事故収束作業の進捗状況について現地調査を実施
	〃・14	福島第一・1号機の原子炉建屋カバー設置工事完了
	〃・20	県議会は全原発廃炉の請願を採択
	〃・28	福島第一原発2号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・29	環境省は平成27年から搬入開始とする中間貯蔵施設整備に係る工程表を示す
	11・1	厚生労働省は福島第一原発事故緊急作業の被ばく線量限度を250mSvとする特例を厚生労働大臣が認める一部の作業を除き廃止
	〃・2	県は福島第一原子力発電所2号機からのキセノン検出に関して、速やかな情報開示、県民の不安解消のための情報提供について東京電力(株)に申し入れ
	〃・3	東京電力(株)は福島第一・2号機で検出されたキセノンは自発核分裂由来と発表
	〃・4	県は福島第一・2号機からのキセノン検出に関して、情報提供が遅れていたことが判明したため東京電力に嚴重抗議
	〃・11	政府は追加被ばく線量1mSv以上の区域を除染実施区域とするなどの除染特別措置法に定める基本方針を閣議決定
	〃・〃	福島第二原子力発電所の応急対策が終了
	〃・16	福島市旧小国村産の玄米から暫定基準を超える放射性セシウムを検出、緊急調査を実施した結果、政府原子力災害対策本部は暫定基準を超えた3市9旧市町村出荷制限指示
	〃・25	政府現地対策本部は伊達市の13地点15世帯と南相馬市20地点22世帯を特定避難勧奨地点に追加指定
	〃・29	県は原子力発電所事故対応関係市町村会議を開催し、初期対応の課題を検討
	〃・30	知事は県内全原発の廃炉要請する方針を表明
	〃・〃	福島第一・1号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	〃・〃	福島第一・3号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	12・1	福島第一・2号機、原子炉圧力容器へ窒素封入操作開始
	〃・2	東京電力(株)は原発事故中間報告書を発表
	〃・4	福島第一原子力発電所汚染水処理システム淡水化装置から汚染水が漏洩し、一部が屋外の側溝流出
	〃・7	原子力委員会専門部会は廃炉措置の中長期課題を示した報告書を取りまとめ

年	月 日	事 項
平成23 (2011)	12・8	県は放射性物質を含む水の海域への流出に関して、周辺環境への影響評価と再発防止対策について東京電力(株)に申し入れ
	〳・9	原子力安全・保安院は東京電力(株)の福島第一原子力発電所1～4号機施設運営計画を妥当と評価
	〳・10	福島第一・1号機、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管からの原子炉注水開始
	〳・14	環境省は年1 mSv以上を重点地域に指定し除染することを明示した放射性物質汚染対処特措法省令公布
	〳・16	政府・東京電力(株)統合対策室は福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋のステップ2完了を報告
	〳・19	環境省は放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に本県内40市町村を含む102市町村を指定12月28日付けで告示することを発表
	〳・〳	福島第一・1号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〳・21	政府・東京電力(株)中長期対策会議は廃炉工程表中長期ロードマップを決定
	〳・26	政府事故調査委員会は中間報告書を発表
	〳・〳	政府原子力災害対策本部は避難区域見直しの考え方を発表
	〳・〳	政府原子力災害対策本部は福島第二原子力発電所の緊急事態を解除
	〳・27	福島県議会は事故収束宣言撤回要請意見書を全会一致で可決
平成24 (2012)	1・13	東京電力(株)は福島第二原子力発電所1号機の冷温停止の維持に必要な設備について高経年化技術評価及び長期保守管理方針を策定し、経済産業省に保安規定変更認可申請
	〳・15	二本松市は基礎コンクリート成分の汚染による市内新築建物内における高線量計測結果を発表
	〳・17	経済産業省と県は汚染砕石問題で事故当時屋外保管されていた砂利、製材の線量調査実施を発表
	〳・19	福島第一・2号機、使用済燃料プール塩分除去装置運転開始
	〳・28	福島第一原子力発電所汚染水処理システムの配管で凍結による汚染水漏れ頻発
	〳・31	県は福島第一原子力発電所において頻発した配管の凍結による漏えい防止に関して東京電力(株)に申し入れ
	〳・〳	東京電力(株)は国に福島第二原子力発電所の冷温停止維持に係る設備等の復旧計画提出
	2・5	福島第一・2号機の原子炉圧力容器底部温度が70度に上昇、後に温度計異常と評価
	〳・7	県は警戒区域内等から搬出された砕石使用の県発注工事51カ所（汚染砕石の搬出が判明した浪江地区の事業場を除く）について高線量は確認されなかったとの調査結果を発表。

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	2・7	東京電力(株)は福島第一原子力発電所1～4号機護岸の遮水壁設置のため、県に公有水面埋立免許申請
	〃・8	県、立地町は福島第二原子力発電所の緊急事態解除後の復旧作業の状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・12	県は福島第一・2号機の原子炉底部の温度上昇に関して、速やかな対策の実施、今後のリスクを含めた県民への情報提供について東京電力(株)に申し入れ
	〃・14	県、立地町は福島第一原子力発電所の汚染水漏えい再発防止対策の実施状況について現地調査を実施
	〃・16	福島県原子力広報協会は理事会を開催し、解散を決定
	〃・28	経済産業省の検討会は、放射性セシウム100Bq/kg以下とする砕石、砂利の出荷基準案をとりまとめ
	3・1	県、立地町は福島第一・4号機原子炉建屋使用済燃料プールの状況について現地調査
	〃・10	政府は県、双葉郡8町村との協議会において、汚染廃棄物の中間貯蔵施設を大熊、双葉、楡葉3町に設置する考えを示し、協力を要請
	〃・14	福島第一・3号機、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用開始
	〃・27	福島第二・3、4号機サービス建屋で福島第一原子力発電所の分析試料受け入れの際に、非管理区域の汚染が判明
	〃・30	政府原子力災害対策本部は南相馬市、川内村、田村市の避難区域再編を決定(田村市と川内村は4月1日に南相馬市は4月16日に移行)
	〃・〃	福島復興再生特別措置法が成立
	〃・〃	文部科学省は可搬型線量測定ポスト設置台数を545台に増やし配備、4月2日からホームページで公表
	4・1	食品からの被ばく線量限度を年間1mSvとする考え方に基づく食品衛生法の新たな基準が施行
	〃・〃	田村市、川内村内の避難区域を居住制限区域と避難指示解除準備区域に再編、警戒区域を解除
	〃・13	県は仮設設備での類似トラブル多発に関して東京電力(株)に申し入れ
	〃・16	南相馬市の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・18	経済産業省は県内118カ所で汚染砕石使用による高線量が測定されたとする調査結果を発表
	〃・19	経済産業省は福島第二原子力発電所1号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関する保安規定変更を認可
	〃・20	県はSPEEDIデータ取扱いで65通電子メール消去していたとする調査結果を発表

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	4・20	県は福島第一原子力発電所1～4号機護岸の遮水壁設置について公有水面埋立免許を交付
	5・17	福島第二・4号機復旧完了
	〃・21	県、立地町は福島第一原子力発電所の仮設設備のトラブル再発防止対策の実施状況について現地調査を実施
	6・11	福島原発告訴団1,324人が東電会長ら33人を告訴
	〃・14	県、立地町は福島第一・4号機原子炉建屋の健全性確認状況について現地調査を実施
	〃・20	原子力規制委員会設置法が成立
	〃・〃	東京電力(株)は社内事故調査委員会による最終報告書を発表
	〃・21	原発被災者支援法が成立
	〃・28	県と立地町は乾式キャスク仮置場設置計画の安全確保対策について東京電力(株)から説明聴取
	7・5	国会事故調査委員会は原発事故は人災等とする報告書を取りまとめ衆議院、参議院両議長に提出
	〃・17	飯館村の避難指示区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編
	〃・18	福島第一・4号機使用済燃料プールから未照射燃料1体試験取出し
	〃・19	県、立地町は福島第一・4号機の未照射燃料取出し作業の実施状況について現地調査を実施
	〃・21	原発事故収束作業で下請け企業が作業員に線量計の鉛カバー装着を強要していたことが判明
	〃・23	政府原発事故調査委員会が最終報告書を提出
	〃・26	県は東京電力(株)と原発30km圏内等関係市町村との通報連絡体制（通報連絡協定の締結及び通報連絡要綱の改定）について発表
	8・9	県、立地町は福島第一原子力発電所の廃炉措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況、仮設設備の信頼性向上のための取組状況について現地調査を実施
	〃・〃	県、立地町は福島第二原子力発電所の復旧状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・10	楡葉町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域に再編、警戒区域を解除
	〃・28	県、立地町は福島第一・4号機使用済燃料プールから取り出した未照射燃料の健全性確認作業の実施状況について現地調査を実施。
	〃・30	福島第一・5号機、午前11時33分、本設の残留熱除去系2系統復旧
	〃・〃	県は福島第一・1号機～3号機において原子炉注水量が低下し、保安規定に定める運転上の制限を逸脱、原因はホース取替作業時に配管加工の際発生した破片が貯水タンクに混入したことによるもの。県は8月31日に監視強化等、冷温停止維持に万全を期すよう東京電力(株)に申し入れ

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	9・7	県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業員の安全管理の徹底、人材の安定的な確保に関して国及び東京電力(株)に要請
	〃・19	原子力規制委員会が発足
	〃・〃	県原子力センターが福島市笹木野に事務所を開設
	〃・〃	環境省の検討会は森林除染について「調査研究進め判断」との見解とりまとめ、中間報告
	〃・21	県は震災時のモニタリングポスト測定結果を発表
	〃・22	福島第一・3号機原子炉建屋がれき撤去作業中燃料プールに鉄骨が落下
	10・3	福島第一・2号機原子炉圧力容器代替温度計設置作業終了
	〃・9	県は「『県民健康管理調査検討委員会』の会議運営に係る調査報告書」をとりまとめ、毎回検討会開催前の準備会の状況について発表
	〃・11	福島第二・3号機復旧完了
	〃・17	県、立地町は福島第二原子力発電所の復旧状況を確認するため、現地調査を実施
	〃・29	県は原子力事故対応関係市町村会議において、特定原子力施設の安全管理上具備すべき要件の明確化、中長期ロードマップの安全監視の状況や見通しに関する分かりやすい情報提供、安全確保の役割の明確化等に関して国及び東京電力(株)に要請
	〃・31	原子力規制委員会は原子力災害対策指針を決定
	11・6	県、立地町は中長期ロードマップの進捗状況（乾式キャスク一時保管施設設置工事、多核種除去設備の安全対策実施状況等）について現地調査実施
	〃・〃	県は福島第一・1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップにおける作業従事者登録数の記載に関して国及び東京電力(株)に嚴重抗議
	〃・7	原子力規制委員会は福島第一原子力発電所を改正原子炉等規制法に基づく特定施設に指定
	〃・19	県は核燃料税の廃止を発表
	〃・21	県は県防災会議原子力防災部会を開催し、地域防災計画の修正案をとりまとめ
	〃・30	政府原子力災害対策本部は大熊町の避難区域を3区域に再編することを決定
	12・3	政府・東京電力(株)中長期対策会議は福島第一・4号機の燃料取出完了の1年前倒しを決定
	〃・〃	原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議において、作業安全確保、就労実態の把握、協力企業と一体となった就労環境改善、就労実態についての透明性確保、県民への分かりやすい情報開示等に関して東京電力(株)に要請
〃・7	県は、県、関係13市町村及び学識経験者で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」を設置	
〃・10	大熊町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域等3区域に再編、警戒区域を解除	

年	月 日	事 項
平成24 (2012)	12・14	政府原子力災害現地対策本部は伊達市128世帯及び川内村1世帯の特定避難勧奨地点を解除
	〃・15	IAEA と政府共催の福島閣僚会議が郡山市で開催され、原子力安全強化へ共同議長声明を発表
	〃・〃	福島県と IAEA は放射線モニタリング、除染及び健康の3分野でプロジェクト覚書き締結
	〃・26	第1回廃炉安全監視協議会（名称「福島県原子量発電所の廃炉に関する安全監視協議会」）開催
平成25 (2013)	1・18	東京電力(株)の調査で福島第一原子力発電所港湾内のムラソイから過去最大25万Bq/kgの放射性セシウム検出
	〃・23	県環境審議会でもニタリングポスト設置個所の年間追加被ばく線量1mSv以下にする目標を県環境基本計画に盛り込むことを示す
	2・5	第2回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一原子力発電所の状況について現地確認を実施
	〃・15	福島第二・2号機復旧完了
	〃・18	福島第二原子力発電所共通設備復旧完了
	3・7	政府原子力災害対策本部は葛尾村、富岡町、浪江町の避難区域の再編を決定
	〃・〃	政府は新たに福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議を設置し、初会合において廃炉工程表の6月改定を決定
	〃・8	県、立地町は福島第二原子力発電所の復旧状況等を確認するため、現地調査を実施
	〃・15	県は防災会議原子力防災部会を開催し、暫定的に第一原発PAZを5km圏内とする防災計画修正案を審議
	〃・18	福島第一原子力発電所において停電により使用済燃料代替冷却システム等が停止、原因は小動物の仮設電源盤への侵入、県は東京電力(株)に対し3月19日に再発防止の徹底等を申し入れ
	〃・22	葛尾村の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・〃	県は事故当初の可搬型モニタリングポストの未公表データが4,521時間分判明したとする調査結果を発表
	〃・25	富岡町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・26	県は防災会議を開催し、福島第一原子力発電所の暫定的PAZ設定等、原子力災害対策編の修正を決定
	〃・28	東北電力は浪江・小高原発の建設計画取りやめを発表
	〃・30	福島第一原発で、多核種除去設備(ALPS)A系統において、水処理設備で処理した廃液を用いた試験(ホット試験)を開始

年	月 日	事 項
平成25 (2013)	4・1	浪江町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・2	政府福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議が楡葉町に廃炉研究施設設置を決定
	〃・3	第3回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一原子力発電所使用済燃料プール冷却停止トラブルの現場状況について現地調査を実施
	〃・4	福島第一原子力発電所共用プールからキャスク仮保管設備へ使用済燃料集合体37体輸送
	〃・5	福島第一原子力発電所において、動力電源盤故障警報が発生し、3号機使用済燃料プール冷却設備が停止、県は東京電力(株)に作業中の安全管理の徹底を申し入れ
	〃・〃	福島第一原子力発電所汚染水地下貯水槽から漏えいが判明、以後、相次いで複数の地下貯水槽で漏えいが判明、県は国への緊急要望、東京電力(株)に対し、重ねて迅速な対応等を申し入れ
	〃・24	第4回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一原子力発電所汚染水漏えい等のトラブル対応状況について、現地調査を実施
	5・7	政府原子力災害対策本部が双葉町の区域見直しを決定、警戒区域再編28日に完了
	〃・27	IAEA は緊急時対応能力研修センターを福島県自治会館内に開所
	〃・28	双葉町の避難1区域を見直し、避難指示解除準備区域、帰還困難区域に再編、警戒区域を解除
	〃・〃	原発事故損害賠償時効特例法が成立
	〃・30	政府汚染水処理対策委員会のとりまとめを受け、経産相が東京電力(株)社長に凍土遮水壁設置指示
	〃・〃	福島第二・1号機復旧完了し、福島第二原子力発電所における原子力災害事後対策が全て完了
	6・5	東京電力(株)は福島第二原子力発電所復旧計画の最終報告を国に提出
	〃・10	政府福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議は熔融核燃料回収前倒しの工程表改訂案を公表
	〃・11	第5回県廃炉安全監視協議会開催、資源エネルギー庁が廃炉工程表改定案を説明
	〃・13	第6回県廃炉安全監視協議会開催、福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく冷温停止維持に係る設備復旧状況について、現地調査を実施
	〃・15	福島第一原子力発電所多核種除去設備(ALPS) A系のバッチ処理タンクで水漏れの痕跡と推定される水滴下痕確認、翌16日、A系を停止
	〃・19	福島第一原子力発電所タービン建屋東側取水口付近の観測用井戸から高濃度のトリチウムを検出、県は東京電力(株)に対し汚染範囲の特定や周辺への影響調査等を申し入れ
	〃・27	政府廃炉対策推進会議は福島第一・1～4号機の廃炉工程表の改定を決定
〃・〃	経済産業省は廃炉研究に「国際廃炉研究開発機構」の設置を発表	

年	月 日	事 項
平成25 (2013)	7・5	福島第一原子力発電所の原子炉注水系信頼性向上対策として、復水貯蔵タンク炉注水系による1～3号機原子炉注水の運用開始、循環注水冷却システムルートを4kmから3kmへ短縮
	〃・〃	県は原子力関係課長会議を開催し、海水調査地点を2カ所から6カ所に増やす等地下水汚染監視体制の強化を決定
	〃・10	原子力規制委員会は福島第一原子力発電所海側で汚染水の地中への漏出、海への拡散が強く疑われるとの見解をとりまとめ、原因究明へ作業部会設置
	〃・11	第1回県廃炉安全監視協議会環境モニタリング部会を開催
	〃・22	福島第一・4号機原子炉建屋の燃料取り出し用カバー設置完了
	〃・〃	東京電力(株)は福島第一原子力発電所の放射性物質を含む地下水が港湾へ漏出していたとの見解を発表、県は東京電力(株)に対し汚染水の漏出に関し、汚染水拡散防止対策の早急な実施、海側モニタリングの強化等を申し入れ
	8・4	第1回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議開催
	〃・6	第7回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一1～4号機護岸付近の地下水放射能濃度上昇及び汚染水の海への漏出等の状況について、現地調査を実施
	〃・8	川俣町の避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域に再編
	〃・12	福島第一原子力発電所免震重要棟前ダストモニタで指示値が上昇し警報発生、作業員が身体汚染(19日も再発)、県は8月20日に東京電力(株)に対し原因の早期究明と作業員被ばくの防止を申し入れ
	〃・19	福島第一原子力発電所構内H4エリアの地上タンクから約300トンの汚染水が漏えい、県は、20日に東京電力(株)に対し、原因特定と再発防止対策の早期実施を申し入れ
	9・5	県は第一原発汚染水地上タンク漏洩について原因特定と早期対策を東京電力(株)に申し入れ
	〃・12	福島第一原子力発電所構内H4エリア地上タンク群近くの観測用井戸水から高濃度のストロンチウム90検出
	〃・13	東京電力(株)は観測用井戸の監視結果からタンクから漏えいした汚染水が地下水を汚染したとの見解を示す
	〃・16	第8回県廃炉安全監視協議会開催、福島第一原子力発電所構内H4エリアタンクにおける汚染水の漏えい、汚染水の海への漏出等の状況について、現地調査を実施
	〃・17	大雨のため、福島第一原子力発電所汚染水貯蔵地上タンク群のせきからベータ線放射性物質濃度は法定限度未満であったが、約885万Bq、約1,130トンの水を放出
	〃・〃	第9回県廃炉安全監視協議会開催、国、東京電力(株)が汚染水対策の現状を報告
	〃・19	第1回県廃炉安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を開催

年	月 日	事 項
平成25 (2013)	9・20	安倍首相は福島第一原子力発電所を視察し、東京電力(株)に5、6号機廃炉を要請
	〃・〃	第10回県廃炉安全監視協議会開催、福島第二・2号機原子炉内から使用済燃料プールへの燃料移動作業について現地調査を実施
	10・2	福島第一原子力発電所 B 南エリアタンク上部天板部から漏えい発生、県は10月3日、東京電力(株)にリスク管理の徹底、降雨時対応基準の早急な明確化等を申し入れるとともに、海水の緊急モニタリングを実施
	〃・22	第11回県廃炉安全監視協議会開催、汚染水対策、6号機燃料取出し作業の実施状況について現地調査を実施
	〃・30	原子力規制委員会は第一・4号機からの燃料取り出し計画認可

(注) 事故・トラブル等については、電気事業法及び原子炉等規制法に基づき国に報告された事象を掲載した。

《福島第一原子力発電所3号機におけるプルサーマル実施関連》

年	月 日	事 項
平成21 (2009)	12・25	東京電力(株)社長が、プルサーマル計画について県議会議長を訪問
平成22 (2010)	1・20	東京電力(株)が、福島県にプルサーマル発電の実施について検討を要請
	2・4	東京電力(株)が、福島第一・3号機に長期保管されていた MOX 燃料の健全性を自主的に調査開始することを、県に報告
	〃・16	知事が、①3号機の耐震安全性の確認、②同号機の高経年化対策の確認、③搬入後10年を経過した MOX 燃料の健全性の確認の3条件が全て満たされることを必要不可欠な条件として、3号機のプルサーマル実施を受け入れる考えを表明
	3・29	知事が経済産業大臣に、技術的3条件確認の取組みを申入れ
	4・5	東京電力(株)社長が、プルサーマル計画受入れの技術的3条件の確認等について東京電力(株)の取組方針を説明するため、知事及び県議会議長を訪問 知事からは、経済産業大臣へと同様に申入れ
	5・21	東京電力(株)が、福島第一・3号機に長期保管されていた MOX 燃料の健全性調査結果について、国、県に報告
	〃・26	東京電力(株)が、技術的3条件について取りまとめ、県に報告
	〃・31	第1回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催 東京電力(株)が、技術的3条件について説明
	6・10	国と県、立地町は、長期保管 MOX 燃料を確認するため、立入調査を実施
	〃・19	福島第一・3号機が定期検査を開始

年	月 日	事 項
平成22 (2010)	6・24	原子力安全・保安院が、長期保管されていた MOX 燃料の健全性確認のための立入検査の実施結果について、原子力安全委員会へ報告
	7・7	第2回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催 長期保管 MOX 燃料の健全性及び耐震安全性対策について検討
	〃・12	第3回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催 耐震安全性対策及び高経年化対策について検討
	〃・13	県と立地町は、耐震安全性対策及び高経年化対策の実施状況を確認するため、立入調査を実施
	〃・〃	県原子力発電所安全確保技術連絡会が、東京電力(株)によるプルサーマル実施での「技術的3条件」確認結果について、これまでの審議の範囲内においては特に問題点は確認されなかったとの中間報告をとりまとめ、公表
	〃・26	原子力安全・保安院が、福島第一・3号機のプルサーマル実施での「技術的3条件」について評価結果を発表
	〃・27	県議会代表者会議を開催
	8・4	県原子力発電所安全確保技術連絡会が、国、東京電力(株)による技術的3条件に係る確認結果については、特に問題点は確認されず、国、東京電力(株)は適切に対応したものと判断するとの最終報告をとりまとめ、知事に報告
	〃・6	知事が、福島第一・3号機におけるプルサーマルの実施を最終的に受け入れることを表明
	〃・9	東京電力(株)が、取替燃料の一部に MOX 燃料を採用することについて、国に保全計画の変更を届出
	〃・〃	県が国に対し、東京電力(株)が安全確保、信頼性向上の取組みを強化するよう指導すべき旨要請
	〃・10	知事が経済産業大臣に、「原子力安全・保安院を経済産業省から分離するなど客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立」、「使用済MOX燃料の県外への確実な搬出」、「核燃料サイクルの着実な推進」を改めて強く要請
	〃・12	県議会代表者会議及びエネルギー政策議員協議会理事会を開催
	〃・16	福島第一・3号機、取替新燃料の装荷開始
	〃・17	県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会の下に、県、立地町職員を構成員とする福島第一・3号機のプルサーマル実施に関する安全確認のためのプロジェクトチームを設置
	〃・20	第1回プロジェクトチーム会議を開催 東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機における MOX 燃料装荷及び装荷後の運転に係るスケジュール、MOX 燃料使用での安全監視状況の情報提供(案)について検討

年	月 日	事 項	
平成22 (2010)	8・21	プロジェクトチームが、現地確認（第1回目） MOX 燃料の装荷に立会い、所定の手順で行われたことを確認	
	〳・12	県議会代表者会議及びエネルギー政策議員協議会理事会を開催	
	〳・30	県議会エネルギー政策議員協議会を開催 県のプルサーマル実施受入れに関する報告について検討、「プルサーマル実施受入れに関する県の最終判断を尊重する」との意見を取りまとめ	
	9・3	プロジェクトチームが、現地確認（第2回目） 国の立会いの下実施された制御棒駆動水圧系機能検査の状況を確認、正常に動作することを確認	
	〳・10	第2回プロジェクトチーム会議を開催 定期事業者検査実施状況について、これまでのところ問題がないことを確認し、9月17日、東京電力(株)に対して県の確認結果を通知、また、MOX 燃料使用に伴いプロジェクトチームが情報提供を受ける安全監視項目等について決定	
	〳・17	プロジェクトチームが、現地確認（第3回目） 福島第一・3号機の原子炉起動操作状況について確認を行うが、非常用炉心冷却の表示灯に不具合が発生し、起動作業中断。起動操作は、翌日に延期	
	〳・18	福島第一・3号機が、原子炉を起動 プロジェクトチームは、9月17日から原子炉起動準備作業の最終確認を行うとともに、9月18日に原子炉が臨界に達したことを確認	
	〳・23	福島第一・3号機が、プルサーマル発電を開始	
	〳・30	福島第一・3号機が、定格熱出力一定運転を開始	
	10・7	プロジェクトチームが、現地確認（第4回目） MOX 燃料使用に伴う安全監視情報の測定・監視状況及び起動後に実施する高圧注水系機能検査実施状況を確認	
	〳・26	福島第一・3号機が、プルサーマル発電の営業運転を開始	
	〳・27	第3回プロジェクトチーム会議を開催 3号機の定期検査の実施結果等について、原子力安全・保安院より説明を受けるとともに、これまでにプロジェクトチームが提供を受けた安全監視情報等の測定結果、原子炉起動時のトラブルの原因と対策について確認	
	平成23 (2011)	1・19	プロジェクトチームが、現地確認（第5回目）

原子力関係機関の一覧

政府の原子力関係機関

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511	www.meti.go.jp/
原子力規制庁	〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号	03-5114-2190	www.nsr.go.jp/
福島第一 原子力 規制事務所	〒979-0402 福島県双葉郡広野町下北迫字二ツ 沼44-15 広野町サッカー支援センター1階	0240-25-8140	www.nsr.go.jp/jimusho/ fukushimal/
福島第二 原子力 規制事務所	〒979-0402 福島県双葉郡広野町下北迫字二ツ 沼44-15 広野町サッカー支援センター1階	0240-25-8207	www.nsr.go.jp/jimusho/ fukushima2/
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構	〒319-1184 茨城県那珂郡東海村村松4-49	029-282-1122	www.jaea.go.jp/
独立行政法人 放射線医学 総合研究所	〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111	www.nirs.go.jp/

県の原子力関係機関

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
原子力 安全対策課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7255	www.pref.fukushima. lg.jp/sec/16025c/
原子力 センター	〒960-8057 福島県福島市笹木野字南中谷地8-1	024-555-6101	www.atom-moc.pref. fukushima.jp/
原子力セン ター福島支所	〒969-8560 福島県福島市方木田字水戸内16-6	024-544-2030	www.atom-moc.pref. fukushima.jp/branch. html
除染対策課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7276	www.pref.fukushima. lg.jp/sec/16045c/
災害対策課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7194	www.pref.fukushima. lg.jp/sec/16025b/
避難者支援課	〒960-8043 福島県福島市中町8番2号	024-523-4157	www.pref.fukushima. lg.jp/sec/16055b/
原子力損害 対策課	〒960-8043 福島県福島市中町8番2号	024-521-7103	www.pref.fukushima. lg.jp/sec/16055a/
地域医療課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7221	www.pref.fukushima. lg.jp/sec/21045c/

周辺13市町村

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
いわき市	〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21	0246-22-1111	www.city.iwaki.fukushima.jp/
田 村 市	〒963-4393 福島県田村市船引町船引字馬場川原20	0247-81-2111	www.city.tamura.lg.jp/
南相馬市	〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町2丁目27	0244-22-2111	www.city.minamisoma.lg.jp/
川 俣 町	〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田30	024-566-2111	www.town.kawamata.lg.jp/
広 野 町	〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫 字苗代替35	0240-27-2111	www.town.hirono.fukushima.jp/
檜 葉 町	(いわき出張所) 〒970-8044 福島県いわき市中央台飯野3-3-1 (会津美里出張所) 〒969-6164 福島県会津美里町字本郷道上1	0246-46-2551 0242-56-2155	www.town.naraha.lg.jp/
富 岡 町	(郡山事務所) 〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5	0120-33-6466	www.tomioka-town.jp/
川 内 村	〒979-1292 福島県双葉郡川内村大字上川内 字早渡11-24	0240-38-2111	www.kawauchimura.jp/
大 熊 町	(会津若松出張所) 〒965-0873 福島県会津若松市追手町2-41 (いわき出張所) 〒970-1144 福島県いわき市好間工業団地1-43 (中通り連絡事務所) 〒964-0915 福島県二本松市金色421-10	0242-26-3488 0120-26-5671 0120-24-1013	www.town.okuma.fukushima.jp/
双 葉 町	(いわき事務所) 〒974-8212 福島県いわき市東田町2-19-4	0246-84-5200	www.town.futaba.fukushima.jp/
浪 江 町	(二本松事務所) 〒964-0984 福島県二本松市北トロミ573	0243-62-0123	www.town.namie.fukushima.jp/
葛 尾 村	(三春出張所) 〒963-7719 福島県田村郡三春町大字貝山 字井堀田287-1	0247-61-2850	www.katsurao.org/
飯 舘 村	(飯野出張所) 〒960-1301 福島県福島市飯野町後川10-2	024-562-4200	www.vill.iitate.fukushima.jp/

事 業 者

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
東京電力株式会社	〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3	03-4216-1111	www.tepco.co.jp/
東京電力(株)福島第一原子力発電所	〒979-1301 福島県双葉郡大熊町夫沢字北原22	024-522-7803	www.tepco.co.jp/nu/f1-np/
東京電力(株)福島第二原子力発電所	〒979-0695 福島県双葉郡檜葉町波倉字小浜作12	0240-25-4111	www.tepco.co.jp/nu/f2-np/

発行 平成26年3月

福島県生活環境部原子力安全対策課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

電話 (024) 521-7255 (直通)

※この冊子は再生紙を使用しております

Fukushima Prefecture